

平成 19 年

# 小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成 19 年  
 第 1 回定例会 会期及び会議日程  
 小樽市議会

会期 2月23日～3月12日(18日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
2月23日(金)	提案説明等	
24日(土)	休会	
25日(日)	〃	
26日(月)	〃	
27日(火)	会派代表質問	
28日(水)	会派代表質問	
3月1日(木)	一般質問	
2日(金)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
3日(土)	〃	
4日(日)	〃	
5日(月)	〃	予算特別委員会(総務・経済所管)
6日(火)	〃	〃(厚生・建設所管)
7日(水)	〃	〃(総括質疑)
8日(木)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
9日(金)	〃	
10日(土)	〃	
11日(日)	〃	
12日(月)	討論・採決等	

平成19年  
小樽市議会  
第1回定例会会議録目次

2月23日(金曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第44号	3
	市長提案説明(議1~43)	3
	提案説明 (議44 古沢議員)	9
1	日程第3 陳情の取下げ	11
1	日程第4 休会の決定	11
1	散 会	11

2月27日(火曜日) 第2日目

1	出席議員	13
1	欠席議員	13
1	出席説明員	13
1	議事参与事務局職員	14
1	開 議	15
1	会議録署名議員の指名	15
1	日程第1 議案第1号ないし第44号	15
	会派代表質問 大竹議員	15
	会派代表質問 北野議員	28
1	散 会	53

2月28日(水曜日) 第3日目

1	出席議員	55
1	欠席議員	55
1	出席説明員	55
1	議事参与事務局職員	56
1	開 議	57
1	会議録署名議員の指名	57
1	日程第1 議案第1号ないし第44号	57
	会派代表質問 佐藤議員	57
	会派代表質問 大橋議員	67
	会派代表質問 武井議員	74
1	散 会	89

3月 1日(木曜日) 第4日目

1	出席議員	91
1	欠席議員	91
1	出席説明員	91
1	議事参与事務局職員	92
1	開 議	93
1	会議録署名議員の指名	93
1	日程第1 議案第1号ないし第44号	93
	一般質問 新谷議員	93
	一般質問 佐々木(勝)議員	102
	一般質問 菊地議員	109
	一般質問 森井議員	113
	一般質問 大畠議員	121
	一般質問 成田議員	130
	一般質問 斉藤(陽)議員	136
	予算特別委員会設置・付託	142
	常任委員会付託	143
1	日程第2 陳情	143
	常任委員会付託	143
1	日程第3 休会の決定	143
1	散 会	143

3月12日(月曜日) 第5日目

1	出席議員	145
1	欠席議員	145
1	出席説明員	145
1	議事参与事務局職員	146
1	開 議	147
1	会議録署名議員の指名	147
1	日程第1 議会運営委員及び特別委員の辞任	147
1	日程第2 議案第1号ないし第4号並びに請願、陳情及び調査	147
	予算特別委員長報告	147
	議案第1号修正案の趣旨説明(古沢議員)	154
	討 論 北野議員	155
	採 決	158
	総務常任委員長報告	159
	討 論 菊地議員	161
	討 論 斎藤(博)議員	161
	討 論 上野議員	162
	採 決	162
	経済常任委員長報告	163
	採 決	164
	厚生常任委員長報告	164
	討 論 若見議員	165
	採 決	166
	建設常任委員長報告	166
	討 論 新谷議員	168
	採 決	168
1	日程第3 議案第45号及び第49号	169
	市長提案説明(議45~47)	169
	提案説明 (議48 大橋議員)	169
	討 論 新谷議員	169
	採 決	170
1	日程第4 意見書案第1号ないし第6号	170
	提案説明 (意1、2 菊地議員)	170
	討 論 古沢議員	171
	採 決	173
1	市長あいさつ	173

1	議長あいさつ.....	173
1	閉 会.....	174

## 議事事件一覧表

### 議案

議案	議案	第1号	平成19年度小樽市一般会計予算
議案	修正案	第1号	平成19年度小樽市一般会計予算に対する修正案
議案	議案	第2号	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案	議案	第3号	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案	議案	第4号	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案	議案	第5号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案	議案	第6号	平成19年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案	議案	第7号	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計予算
議案	議案	第8号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案	議案	第9号	平成19年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案	議案	第10号	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案	議案	第11号	平成19年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案	議案	第12号	平成19年度小樽市物品調達特別会計予算
議案	議案	第13号	平成19年度小樽市病院事業会計予算
議案	議案	第14号	平成19年度小樽市水道事業会計予算
議案	議案	第15号	平成19年度小樽市下水道事業会計予算
議案	議案	第16号	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案	議案	第17号	平成18年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第18号	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	議案	第19号	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	議案	第20号	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	議案	第21号	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	議案	第22号	平成18年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	議案	第23号	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	議案	第24号	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算
議案	議案	第25号	平成18年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	議案	第26号	平成18年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	議案	第27号	平成18年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	議案	第28号	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算
議案	議案	第29号	小樽市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例案
議案	議案	第30号	小樽市建築審査会条例等の一部を改正する条例案
議案	議案	第31号	小樽市副市長定数条例案
議案	議案	第32号	小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第33号	小樽市旅費条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第34号	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第35号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第36号	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第37号	小樽市銭函市民センター条例等の一部を改正する条例案
議案	議案	第38号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第39号	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第40号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第41号	小樽市室内水泳プール条例を廃止する条例案
議案	議案	第42号	市道路線の認定について
議案	議案	第43号	市道路線の変更について
議案	議案	第44号	小樽市非核港湾条例案
議案	議案	第45号	平成18年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第46号	平成18年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	議案	第47号	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第48号	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第49号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

### 意見書案

意見書案	意見書案	第1号	公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第2号	憲法改正手続法制定の中止を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第3号	特定健診・特定保健指導に関する意見書（案）
意見書案	意見書案	第4号	後期高齢者医療制度の充実を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第5号	療養病床の廃止・削減の再考を求める意見書（案）
意見書案	意見書案	第6号	国会議員の「事務所費」疑惑の徹底究明等を求める意見書（案）

### 陳情

陳情	陳情	第2237～2414号	小樽市室内水泳プールの今年度中の建設計画明示方について
陳情	陳情	第2415～2419号	「小樽市室内水泳プール」の代替え・新プール早期建設方について
陳情	陳情	第2420号	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について

## 質 問 要 旨

### 会派代表質問

大竹議員（２月２７日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 19年度予算案について
- 2 行政と住民の協働について
- 3 議案第29号に関連して  
（小樽市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例案）
- 4 職員の分限処分の基準に関する訓令について
- 5 観光産業について
- 6 教育問題について
- 7 その他

北野議員（２月２７日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新病院建設問題
- 2 日本政策投資銀行のポスフルへの譲渡債権について
- 3 市営室内水泳プール
- 4 財政問題
- 5 その他

佐藤議員（２月２８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 「市民協働センター」の設置について
- 2 「パブリック・コメント手続条例」の制定について
- 3 小樽市「21世紀プラン」について  
（１）市民の手による「白紙からの作成」を  
（２）人口の設定について  
（３）市民との「協働」について
- 4 行政改革について  
（１）組織体制の見直しについて  
（２）職員定数について  
（３）職員一人当たりの人口数

- ( 4 ) 人件費率
- 5 人財育成について
  - ( 1 ) 人財育成基本方針の作成について
  - ( 2 ) 職員評価と人事の基準について
  - ( 3 ) C D P 制度の導入について
- 6 保育所の民営化について
- 7 窓口業務の民間委託について
- 8 入札制度の改善について
  - ( 1 ) 本市の現状について
  - ( 2 ) 工事請負クラス別の落札率
  - ( 3 ) 「電子入札」について
- 9 小樽市自治基本条例について
- 10 教育問題について
  - ( 1 ) 「いじめ」実態調査について
  - ( 2 ) 組合による非協力について
  - ( 3 ) 「全国学力・学習状況調査」について
  - ( 4 ) 組合の加入率について
  - ( 5 ) 昨年までの「いじめ」との実態の差異について
  - ( 6 ) 給食費滞納について
  - ( 7 ) 対応と対策
- 11 その他

大橋議員（ 2 月 2 8 日 2 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 人件費 2 0 % 削減について
- 2 8 時間労働に関する総務省通達について
- 3 勤務評価と昇進の基準について
- 4 嘱託職員について
- 5 市職員の固定資産税滞納について
- 6 市営住宅改善事業について
- 7 家庭児童相談員の減員について
- 8 少年野球の韓国への試合交流計画について
- 9 少年の船事業の継続について
- 10 築港臨海公園前面水面の活用促進について
- 11 教育問題について
- 12 その他

武井議員（２月２８日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長就任後の８年間の自己評価について
- 2 財政再建問題について
- 3 新病院建設について
- 4 道路対策について
- 5 北海道新幹線誘致について
- 6 小樽駅前第３ビル再開発について
- 7 地域子ども教室推進事業について
- 8 その他

一般質問

新谷議員（３月１日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 教育問題
- 2 介護保険の問題
- 3 その他

佐々木（勝）議員（３月１日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 温暖化対策について
- 3 社会的企業を目指す若者への支援について
- 4 新型インフルエンザ対策について
- 5 総合型地域スポーツクラブについて
- 6 教育問題について
- 7 その他

菊地議員（３月１日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 温暖化対策推進化実行計画について
- 2 環境にやさしいエコ・アクション・プログラムについて

- 3 バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）の活用について
- 4 特別支援教育について
- 5 その他

森井議員（３月１日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 人件費の削減比率について
- 2 退職職員と新入職員
- 3 市民協働に伴って
- 4 新市立病院基本設計発注方式に関して
- 5 その他

大畠議員（３月１日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市営住宅について
- 2 入札について
- 3 障害者自立支援法について
- 4 おたる水族館と祝津前浜の周辺整備等について
- 5 その他

成田議員（３月１日６番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 教育者の責任と家庭教育について
- 2 北海道新幹線について
- 3 小樽観光について
- 4 その他

齊藤（陽）議員（３月１日７番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 除排雪について
- 2 小樽におけるガラス工芸の常設展示場の開設、及びガラス工芸展の定期開催について
- 3 地域環境美化協力員制度の廃止について

- 4 子どものためのスポーツ、文化芸術活動、自然体験活動などの本市における指導体制  
づくりについて
- 5 その他

平成19年  
第1回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成19年2月23日

出席議員(31名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	山岸康治	監査委員長	中塚茂
収入役職務代理者 (会計室長)	宮腰裕二	事務局長	田中泰彦
財政部財政課長	堀江雄二	総務部総務課長	

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	関朋至
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	村中香織

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	渡辺美和
書記	大崎公義
書記	松原美千子

開会 午後 1時00分

**議長（中畑恒雄）** これより、平成19年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月12日までの18日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第44号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第43号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 平成19年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件の提案理由を申し上げる前に、今定例会が私にとりまして任期の締めくくりとなりますので、2期目の4年間の市政運営を振り返り、所信の一端を申し述べさせていただきたいと思ます。

最初に、議員の皆様はもとより、市民各界、各層の多くの方々から温かい御支援と御協力をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

平成11年に初めて市長に就任させていただいてからの2期8年間を振り返りますと、市政を取り巻く状況は年々厳しさを増し、まさにあらしの中を航海してきた、そんな感じがいたします。特に平成15年からの2期目は、1期目よりさらに厳しい4年間だったと感じております。

この間、政府は、日本経済の複合的な構造要因によるデフレ状態を脱却するため、「改革なくして成長なし」との基本的な考えの下、「金融システム改革」「税制改革」「規制改革」及び「歳出改革」の4本柱の構造改革の取組を加速させました。それらの成果もあって、日本経済はバブルによる「負の遺産」の処理を終え、全体としては不況を克服し、戦後最長の景気拡大を続けていると言われておりますが、北海道や小樽の経済状況は、この間、停滞から脱しきれず、低迷が続いております。

また、本市において従来から先行している少子高齢化と人口減少は、全国的な問題となってきました。このような中で、地方財政を取り巻く状況は大きな転換期を迎えました。特に「地財ショック」とも呼ばれた平成16年度の地方財政対策による交付税等の大幅な削減の影響は、本市にとって大変厳しいものとなったのであります。

平成15年の2期目就任直後から、市民の皆さんに収支の見通しを具体的に示し、市民や職員の協力を得て、一定の負担をいただきながら財政再建に取り組んでいた最中に行われたこの影響により、多額の財源不足が生じ、平成16年度、17年度と2年連続の赤字決算となったのは大変残念でありました。

また、平成16年の台風18号、平成17年にはアスベスト問題、丸井今井小樽店の撤退、平成16年度、17年度には2年連続の大雪など、2期目の4年間には多くの試練に見舞われました。

私は、その時々直面する課題に対して、市民の皆さんの声を聞きながら、正面から精いっぱい取り組み、できるだけ確にスピーディーに対応してきたものと思っております。

さらに、市民の皆さんに約束した公約の実現に向けましては、厳しい財政状況の中で創意工夫をしな

がら、最大限の努力を傾注できたと考えております。

私は、市長就任以来、市民の皆さんとの「協働の心」を大切にした市政運営を目指してまいりましたが、このまちを愛する多くの皆さんの「想い」が実感できた4年間でもありました。

さまざまな場面で、市民の皆さんのボランティアの輪が広がりを見せております。例えば公園や市役所の花壇に苗木や花の苗を寄贈いただき、それを老壮大学や老人クラブの皆さんが植えてくださいました。「街をきれいにしたい」との呼びかけに、多くのボランティアの協力をいただきました。

また、民間の方々の方々の自発的な活動も実績を上げています。社会実験で始めた「杜のつどい」が多くの賛同者を得て広がりを見せたり、地域経済活性化会議の議論が具体的な事業展開に結びついています。「おたる」の街と人々には大きな潜在能力が秘められていると改めて感じたところであります。

それでは、2期目の任期中に推進してまいりました主な施策や事業について申し上げます。

初めに、財政の健全化であります。任期中一貫して市政の最重要課題との認識で取り組みました。2期目就任後の平成15年夏には、3か年で40億円の財源確保を目標とする「財政健全化」により、財政再建団体転落阻止に不退転の決意で取組を始め、結果として平成16年度から18年度の3年間で約55億4,000万円の効果を上げました。

この間、財政状況を市民の皆さんと共有するため情報開示に努め、決算資料などをホームページで公開するほか、広報おたるで財政再建シリーズとして24回の連載をいたしました。平成17年3月にはさらなる取組のため「財政再建推進プラン」を策定し、平成18年2月には「財政再建推進プラン実施計画」を「集中改革プラン」として策定し、具体的な対策の内容を公表いたしました。

また、行政改革では、平成16年度に昭和59年以来約20年ぶりに部の再編を含む組織・機構の見直しを実施し、18部体制を15部体制とし、14室90課を12室86課としたほか、平成18年3月には収入役を置かないことといたしました。

職員数の削減では、平成15年度からの3年間で147人を削減し、民間委託についても、指定管理者制度の積極的導入、家庭系ごみ収集業務やレセプト点検、ひき船業務などの委託拡大を行うとともに、保育所やデイサービスセンターの民間委譲も行いました。

重点課題への取組では、新病院の建設は、建設地を含めて大きな課題でした。平成15年に策定した基本構想をこれまで2度見直し、昨今の医療環境等の変化を踏まえた規模・機能へ変更して、基本設計のための条件を整え、次のステップへ踏み出すことができました。

平成19年度には基本設計を完了し、実施設計を経て、平成21年には工事に着手して、平成23年の秋ころの開院を目指して努力していきたいと考えております。

ごみ処理では、平成16年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成17年度には、ごみの減量化のための家庭ごみの有料化と資源物分別収集の拡大を行いました。また、北しりべし広域クリーンセンターの整備も完了し、今年4月からは本格的に供用が開始されます。

少子高齢化対策では、子育て支援に特に力を入れて取り組んでまいりました。保育所の増築や定員拡大で待機児の解消に努め、延長保育や保育所開放事業など多様な保育サービスの充実を行ったほか、地域や民間との連携で子育て相談などの支援を強化いたしました。

高齢者の皆さんには、ふれあいパスの一部負担導入など適正な負担に協力をいただきながら制度を継続したほか、ボランティアで介護予防活動を行う団体に対する「地域住民グループ支援事業」などの自主的活動への応援で充実を図りました。

経済対策では、経済活性化会議を立ち上げ、その議論から東アジアへのマーケットリサーチなど、具体的な事業展開に結びついております。また、「小樽フィルムコミッション」を設立したほか、本市観

光施策のバイブルとなる「観光基本計画」を策定しました。

港湾関係では、中国との定期コンテナ航路が開設され、その受入れのため、ガントリークレーンやくん蒸施設などの整備に努めた結果、順調な集荷により週2便体制も視野に入ってきております。

その他、公営住宅では、平成16年度に勝納住宅2号棟、17年度にオタモイ住宅1号棟が完成し、18年度にはオタモイ住宅2号棟の建設に着手いたしました。

また、本市の個性とも言うべき景観に関して、電線類の地中化事業を行ったほか、平成18年には特別景観地区を拡大するとともに、景観法に基づく景観行政団体となりました。同様に、本市に残された歴史的建造物の保全に対する支援を継続し、重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫3号の修復事業にも着手いたしました。

学校教育では、平成16年度に市内全小中学校をインターネットに接続し、教育環境の整備に努めたほか、17年度には防犯ブザーを市内全小中学校の児童・生徒に貸与し、通学時の安全確保に努めたところであります。

社会教育では、図書館業務の電算化やサッカー・ラグビー場の整備を行ったほか、芸術文化面では小樽市文化芸術振興条例に基づきアーティストバンク登録制度を立ち上げました。

以上、これまでの4年間を振り返り、主な施策、事業の概要を説明いたしました。

21世紀が始まって間もなく10年が過ぎようとしております。日本は今、大きな潮の変わり目にあり、この流れを的確につかんだ市政運営が求められております。昨年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、第2期の地方分権改革が確かな第一歩を踏み出すこととなりました。

今後は、地方力を生かして地域を活性化させ、中央と地方の格差を是正し、国と地方が力を合わせて国全体が活力を持つ日本をつくっていく必要があると言われております。地方分権改革の推進により地方の自己決定権を確立することが不可欠であり、また一方で、地方財政を取り巻く環境は、今後も厳しさを増すことを覚悟しなければなりません。特に本市の財政状況は、赤字を抱えて危機的な状況にあり、この解消を図りながら山積する多くの課題に取り組むには、確固たる決意を持って臨まなければなりません。

これからの市政運営は、まだまだ先の見えない大変厳しいものが予想されますので、市民の皆さんや多くの関係者の声に耳を傾け、ともに知恵を出し合い、創意工夫を凝らして、小樽のまちに磨きをかけ、将来市民の皆さんが「住んでよかった」「このまちに誇りが持てる」と思えるようなまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

これまでの市政運営に当たって、議員の皆さんをはじめ市民の皆さん一人一人の力強い御支援に対し、重ねて感謝申し上げる次第であります。

それでは、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第16号までの平成19年度各会計予算についてであります。まず平成19年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成19年度の地方財政計画の規模は、平成18年度に比べ微減の83兆1,261億円となりました。極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、国の取組と歩調を合わせて歳出全般にわたり見直しを行うことで歳出総額の計画的な抑制を図り、6年連続の減少となりました。

通常収支では、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な増加が見込まれ、平成18年度より約1兆2,800億円改善しましたが、一方で公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増、交付税特別会計借入金の大規模な償還が開始されることなどもあって、なお4兆4,200億円の財源不

足を生じることとなりました。

この補てん措置につきましては、財源対策債等による措置を除いた不足分は国と地方が折半し、地方負担部分については地方財政法第5条の特例となる臨時財政対策債により措置することとなっておりますが、平成19年度は従前と同様の例により、まず1兆5,900億円の財源対策債を増発し、地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債2兆6,300億円及び減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置による特別交付金2,000億円により補てんした結果、国と地方が折半して補てんすべき財源不足額は生じないこととなりました。

また、地方税、地方交付税等の一般財源については、安定的な財政運営に必要な総額を確保することとされ、所得税から個人住民税への税源移譲の増収が見込まれるため、地方税については前年度に比較して、15.7パーセント増となり、地方交付税が前年度に比べて4.4パーセント、臨時財政対策債が9.5パーセントそれぞれ減となったものの、「一般財源総額」は59兆2,266億円、前年度に比べ0.9パーセント、5,134億円程度の増を確保した形となっております。

次に、本市の平成19年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

本年は統一地方選挙の年でありますので、当初予算につきましては、義務的経費や管理経費などの経常的経費のほか、継続事業や国、道の補助事業など当初予算に計上しなければならない経費を計上することといたしました。

平成19年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税では所得税からの税源移譲や定率減税の廃止など税制改正の影響で個人市民税が前年度に比べて増となるため、対前年度当初予算比で6.8パーセント、10億1,104万円の増収と見込みました。

一方、地方譲与税では平成18年度をもって税源移譲の暫定措置としての所得譲与税が廃止されたことにより、対前年度当初予算比で70.0パーセント、10億2,000万円の減と見込みました。

地方交付税につきましては、国の予算案と同時に示された地方財政対策における地方交付税総額の伸び率などを基本に、事業費補正など本市の特殊財政需要や平成19年度から導入される新型交付税の影響などを踏まえて試算した結果、対前年度当初予算比で1.3パーセント、2億400万円の減と見込み、また、臨時財政対策債については14.6パーセント、2億200万円の減と見込みました。

この結果、財源対策を除く一般財源総額は、対前年度当初予算比で1.4パーセント、5億70万円の減となり、本市財政にとっては大変厳しい結果として見積もらざるを得ないこととなりました。

次に、歳出の主なものについて説明申し上げます。

まず、教育文化関連では、学習障害や注意欠陥・多動性障害及び高機能自閉症などの障害のある児童・生徒の支援対策のための特別支援教育業務経費を計上したほか、放課後児童対策では放課後児童クラブを張碓小学校に新しく開設するほか、特殊学級に在籍する児童の受入れを拡大するとともに、児童安全対策事業費として、不審者による事故防止のため、市公用車に張りつける防犯用ステッカーとボランティアパトロール員が着用する腕章を整備いたします。さらに、校舎等の整備としては、花園小学校と天神小学校の屋内運動場の屋根改修事業などに着手いたします。

また、駅前第3ビル内の小樽市室内水泳プールの廃止に伴い、高島小学校温水プールを改修するほか、旧交通記念館を再整備し、博物館と青少年科学技術館の機能を統合した総合博物館を新たに開館いたします。

市民福祉関連では、日曜日及び祝日における保育所の開所を民間保育所に委託する休日保育事業を実施するとともに、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始するのに伴い、本制度を運用する北海道

後期高齢者医療広域連合に対し、運営経費を負担いたします。また、3歳未満の児童に対する児童手当を月額1万円に拡大して支給いたします。

生活環境関連では、家庭ごみ収集の完全民間委託化を実施するとともに、北しりべし廃棄物処理広域連合が平成16年度から18年度にかけて整備した焼却施設及びリサイクルプラザが供用開始となるのに伴い、管理運営経費の本市負担分を計上いたします。

産業振興関連では、新たな企業の誘致促進を図るため、道内外の企業等を訪問し、本市のPRを行うとともに、商店街活性化支援事業費として商店街、市場などが行う空き店舗対策やイベント実施、アドバイザー派遣などに対し支援いたします。

観光面では、増加する外国人観光客など多様な観光客へ対応できるよう、歩行者案内標識の多言語表記のほか、ユニバーサルデザインの導入などにより、安心して散策できる環境を整える歩行者案内板設置事業費を計上いたしました。

都市基盤関連では、小樽公園再整備事業として「小樽公園再整備基本計画」に基づく小樽公園の再整備のうち、平成20年度までに「こどもの国ゾーン」の整備を実施するとともに、平成21年3月完成予定のJR小樽駅前の複合施設の建設において、事業主体に対して補助する「小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金」を計上いたしました。また、小樽運河浄化対策事業では、南運河のしゅんせつを開始いたします。

平成19年度予算編成においても、基本給の平均10パーセント削減や退職者の原則不補充による人件費総額の抑制をはじめ、事務事業のさらなる見直しや民間委託の推進、企業会計の経営健全化などを着実に実行して、徹底した「財政健全化」に取り組むこととしました。

しかし、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金や病院事業会計の不良債務解消に伴う繰出金の増加などにより、一般財源の落ち込みを吸収するほどの大幅な改善は難しく、約11億200万円の財源が不足することになりました。

このため、他会計及び基金からの借入れに加えて、公的資金借換えなどの財源対策をとり、昨年に引き続き収支均衡予算として編成いたしました。

また、一般会計と国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業及び病院事業との間の各会計間で行われていた会計処理を見直したことから、予算規模は大幅に縮小しました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、医療費等の伸び率を勘案し算定した結果、単年度で7億3,705万6,000円の収支不足が見込まれますが、この収支不足額につきましては、財政原則の特例として一般会計から4億2,000万円を繰り入れ、なお不足する財源は財政調整交付金に計上いたしました。

老人保健事業におきましては、受給者数の減少により医療費は減少するものの、公費の負担割合が引き上げられたことから、一般会計からの繰入金金は2.5パーセント増の17億3,327万6,000円となりました。

介護保険事業におきましては、これまでの利用実績などを勘案し算定した結果、保険給付費で7.8パーセント増の124億545万4,000円、地域支援事業費で30.4パーセント増の3,117万2,000円となり、一般会計繰入金では7.7パーセント増の18億3,562万6,000円となりました。

病院事業におきましては、一般会計から不良債務解消分7億円を含む16億2,963万7,000円を繰り入れますが、平成19年度末は資金不足となる見込みであります。今後さらに効率的な事業運営を図るとともに、引き続き公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上に努めてまいります。

水道事業におきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、ポンプ所の築造や送水管、配水管の更新などを実施してまいります。資金収支の見通しは、平成19年度末も資金余剰となる見込みであ

り、今後とも給水収益に見合った能率的な事業運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業におきましては、昨年に引き続き中央下水終末処理場の汚泥処理棟焼却整備や銭函下水終末処理場の汚泥処理棟機械濃縮設備などの更新事業を進めるとともに、勝納地区などの汚水管の整備や、入船地区などの汚水管の更新を実施してまいります。平成19年度は企業債元利償還金の減少や維持・管理の効率化により、資金収支の均衡を図ります。今後の事業運営に当たりましては、能率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業におきましては、がれき類等の搬入が好調なため、収益的収支におきましては、引き続き黒字が見込まれます。

以上の結果、平成19年度の財政規模は、一般会計では557億1,469万1,000円、特別会計では545億283万8,000円、企業会計では238億9,966万3,000円の合計1,341億1,719万2,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計では9.2パーセント、特別会計では0.7パーセント、企業会計では15.8パーセントそれぞれ減となり、全会計では7.3パーセントの減となりました。

次に、議案第17号から議案第28号までの平成18年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、祝津地区のホタテ貝養殖施設の整備に対する助成を道の制度を導入して実施する浜の改革推進事業補助金を計上するとともに、生活保護を受給する単身者の増などにより住宅扶助などが当初見込みを上回ったため、生活保護に係る扶助費を増額計上するほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

歳入においては、地方特例交付金、普通交付税及び社会福祉事業資金基金からの借入金を増額する一方、減税補てん債、臨時財政対策債の減額を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金、寄付金、繰入金及び諸収入の補正を計上したほか、決算見込みに伴う市債の所要の補正を計上いたしましたが、なお財源が不足するため諸収入を増額して計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに2億9,452万1,000円の増となり、財政規模は640億5,088万9,000円となりました。

次に、特別会計、企業会計の主なものについて説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業、融雪施設設置資金貸付事業及び病院事業の各会計で一般会計との会計処理の見直しを行うため、借入金償還金について増額補正を計上いたしました。

その他港湾事業、青果物卸売市場事業、老人保健事業、住宅事業及び介護保険事業では、それぞれ決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

水道事業及び下水道事業では、退職給与金の増額をそれぞれ計上したほか、産業廃棄物等処分事業では、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第29号から議案第43号までについて説明申し上げます。

議案第29号感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例案につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、感染症の診査に関する協議会の委員の構成を変更するとともに、結核予防法の廃止に伴い結核の診査に関する協議会を廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第30号建築審査会条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、助役等の表記を副市長等に改めるとともに、収入役に関する部分を削るほか、所要の改正を行うものであります。

議案第31号副市長定数条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い副市長の定数を定めるものであります。

議案第32号職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与構造改革に準じた給与制度の見直しに加え、新たな給料月額を独自削減を実施するとともに、国等からの派遣職員に対する災害派遣手当を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第33号旅費条例の一部を改正する条例案につきましては、道内の日帰り旅行に係る日当を廃止するとともに、車賃の支給方法を改めるほか、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第34号職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の抜本的な退職手当制度の改革に準じた見直しに加え、独自削減策として退職手当の調整額の導入を凍結するとともに、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第35号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い構造計算適合性判定に係る加算金及び中間検査手数料を設けるとともに、道路位置指定申請手数料の新設を含め各種建築基準法関係手数料を改定するほか、官公署に対するこれらの手数料の有料化を図るなど所要の改正を行うものであります。

議案第36号総合福祉センター条例の一部を改正する条例案につきましては、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第37号銭函市民センター条例等の一部を改正する条例案につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、盲学校等の表記を特別支援学校に改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成19年度における財政原則の特例措置を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第39号建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い利用者の用に供する廊下に手すりを設けなければならない施設の範囲を拡大するとともに、学校教育法の一部改正に伴い盲学校等の表記を特別支援学校に改めるものであります。

議案第40号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、指定保税地域蔵置使用料を設けるとともに、短期間のモーターボート等に係る係留施設使用料を引き下げるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第41号室内水泳プール条例を廃止する条例案につきましては、室内水泳プールを廃止するとともに、回数券の取扱いについての規定を設けるものであります。

議案第42号市道路線の認定につきましては、塩谷2丁目団地線外12路線を認定するものであります。

議案第43号市道路線の変更につきましては、桂岡1号幹線の終点を変更するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（中畑恒雄）** 次に、議案第44号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、議案第44号の提案説明をいたします。

4年前でした。前期の議会最後の第1回定例会において、やはりこの同じ壇上から本件非核港湾条例案の趣旨説明を行いました。その冒頭、小泉首相にあてた高校生の要請文を紹介したことを今思い起こしています。「私たちは、アメリカのイラク攻撃には絶対反対です。各国の首相や大統領がイラク攻撃

反対を表明する中で、日本の政府は、はっきりと反対しません。それどころか、小泉首相や公明党の冬柴議員が、反戦運動は利敵行為だと言っています。戦争をしてほしくないから一生懸命集めてきた署名なのに、なぜそれがイラクを助けることになるのでしょうか。私たちは、殺したくも、殺されたくもありません。あらゆる戦争協力を拒否します。日本政府は、憲法第9条を生かし、世界の先頭に立って戦争とテロをなくすために行動してください」。これがその一部であります。

ちょうどこのとき国連では、安全保障理事会でイラク査察団の追加報告を受け、公開討論が行われていました。イラクの大量破壊兵器が問題になっていました。大多数の国が国連による査察の継続と平和的解決を求めています。この際、査察継続に反対したのは日本とオーストラリアだけであったことは、承知のとおりであります。私は、この趣旨説明の際、こうした日本政府の立場は、やがてごく一部の国とともに一層孤立化を深めるだろうということを訴えました。ブッシュ米政権がこうした国連の努力や世界じゅうの戦争反対世論を無視しイラク戦争を強行したのは、この第1回定例会が終わった直後、2003年3月20日でありました。その結果、イラクでは数十万人の市民が殺され、現在は深刻な内戦状態であります。アメリカによる侵略戦争と占領支配が破たんしていることは今や明白です。しかもブッシュ政権は、先ごろの中間選挙で大敗をしました。米軍2万人の増派方針についても、今、議会内では超党派で反対の声が広がっています。

さて、通常国会が開会中です。安倍首相は、施政方針演説の中で「憲法が時代の大きな変化についていけなくなっている」このように述べました。「憲法改定を推進する改憲手続法案の成立を目指す」このように宣言しました。では、憲法第9条のどこが変化についていけないのか。こうした我が党の質問に対して「憲法第9条については、我が国の安全保障のあり方、国際社会の平和と安全への貢献から十分な検証が必要だ」と第9条改憲の意思をあからさまに公言しています。つまり、憲法改定の目的は、集団的自衛権の行使を可能にすること、日米同盟の強化、アメリカとともに海外で戦争をする国をつくることにあります。これこそ時代の変化に沿った道どころか、21世紀の世界の流れに反する道ではないでしょうか。

さきに述べたように、この世紀は、この時代は、どんな超大国でも軍事力では世界を動かせない時代です。国連憲章に基づき紛争の平和的・外交的解決が当たり前の時代であります。ところが、この時代の流れに逆流する計画が進められています。

先日の新聞には、朝鮮半島有事を想定した日米共同作戦計画、この改定作業について報じられています。在日米軍再編の名で進む日米の軍事一体化、いよいよ国民の生活を巻き込む危険が示されています。この計画の改定作業に当たり、既に米側は、昨年末、30か所前後の使用したい空港、港湾を指定してきたそうであります。有事法制が制定された2003年から2005年までだけを見ても、米軍が離着陸した国内の民間空港数は38、寄港した民間港湾は22に及んでいます。この間、小樽港にも03年2月、第7艦隊指揮艦ブルーリッジ、04年8月、潜水艦救難艦セーフガード、05年2月、イージス艦ジョン・S・マッケイン、06年7月、空母キティホークとミサイル巡洋艦カウペンズ、このように毎年のように、しかも道内の民間港としては突出した寄港回数です。既に米軍御用港指定港湾にされていると言ってもいいのではないのでしょうか。

また、一昨年に結ばれた米軍再編の日米合意の中には、この朝鮮有事計画をより具体化するため、民間空港・港湾の詳細な調査の実施まで決められていました。今月の5日、石狩湾新港へのミサイル駆逐艦ステザムの寄港が、実はこうした計画と重なって見えてこないのでしょうか。

当市は、1982年第2回定例会において、核兵器廃絶平和都市宣言をしました。その中で「小樽市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器の廃絶と軍縮を求める」このように宣言し

ました。この宣言を具体化することは、行政の長である市長にはもちろん、当議会にも課せられた責務であります。核兵器廃絶の立場から小樽市域における核兵器の製造、保有、持込み、さらには通過及び使用に協力しないことを明確に、しかも実効あるものにしなければなりません。重要港湾を二つも持つ本市には、肝心なことは、この宣言を生かすためにも、核兵器を積んだ艦船は当然、疑いのある艦船についても港湾施設の使用を認めないことであります。

個別の艦船については、核の搭載の有無を明らかにしない。御承知のように、これがアメリカ政府の方針。では、日本政府は、核兵器、核持込みの事前協議がない以上、核の持込みはない。外務省の方針であります。つまり、このなぞなぞ問答のようではありますが、2国間の政府方針では、小樽港に寄港する米軍艦船には核兵器は積載されていないことになっています。核は積まれていない、これが政府の公式見解であります。これを念のために港湾施設の使用を許可すべき港湾管理者の長である市長が、その当事者から核兵器を積んでいないという書面、証明書を出していただく、政府の積んでいないという方針を、公式見解を、念のため施設使用許可に当たって書面で出していただく、これが議案第44号の趣旨であります。

これまで25回もこの議会は、本件議案の成立を見送ってきました。残念でなりません。平和都市宣言を決議してから25年。その宣言にふさわしく、小樽市非核港湾条例を制定しようではありませんか。議員各位に賛同を呼びかけ、提案説明を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 日程第3「陳情の取下げ」を議題といたします。

本件につきましては、平成18年第4回定例会において、継続審査と決定いたしております陳情第1483号及び第1484号について、それぞれ陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

いずれも取下げを許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月24日から2月26日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時45分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 前 田 清 貴

議員 新 谷 と し

平成19年  
第1回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成19年2月27日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	山岸康治	監査委員 事務局長	中塚茂
収入役職務代理者 (会計室長)	宮腰裕二	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	堀江雄二		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	関朋至
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	村中香織

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	渡辺美和
書記	大崎公義
書記	松原美千子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野正之議員、斉藤陽一良議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第44号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 23番、大竹秀文議員。

（23番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

23番（大竹秀文議員） 平成19年第1回定例会は、我々議員にとりまして今任期最後の議会であります。4月には統一地方選挙が執行され、市長も議員も新しく選出されるわけです。市民にとってこの先小樽がどのようになっていくのか、心配とともに関心事となります。市民サービスを担う行政は、長期展望が開け、継続されることによって、市民に安心と生きがいをもたらすものだと考えております。そこで、この4年間を振り返り、これからの小樽市のあるべき姿を模索しながら、自民党を代表し、市長並びに関係理事者に質問いたします。

平成19年度予算案について何点かお伺いいたします。

改選期前の予算編成で義務的経費や継続的な事務事業などに係る経費を中心とする骨格予算ということではありますが、一般会計が557億1,000万円、特別会計が545億円、企業会計が239億円で、全会計合わせて1,341億1,000万円の予算規模となり、前年度対比10億9,000万円の減額となる予算編成が示されております。

一般会計当初予算の科目別内訳を見ると、行政経費の歳出が前年度対比で77億3,000万円減額となっておりますが、その減額した理由と内訳をお示してください。

また、平成19年第2回定例会以後に補正予算を組む必要が予想されるのか。組むとしたら、その財源を歳入科目のどこに期待できるのかをお示してください。

一般会計予算案の税収について、市税は前年度対比10億1,000万円の増収になりますが、一方、譲与税、交付金が9億6,000万円の減、地方交付税も2億円の減額となっており、このプラスとマイナスの関係についてお示してください。

また、諸収入が前年度対比で68億8,000万円歳入減となっておりますが、その理由をお聞かせください。一般会計の経費別歳出予算についてお伺いいたします。

人件費は106億7,000万円で、前年度対比で2億1,500万円の減額です。職員給与費が5億8,000万円の減額ですが、退職手当が4億1,000万円の増額となっておりますが、差引き4,500万円の人件費の減額はどのような項目で実施する予定なのかお示してください。

扶助費は146億6,000万円で、前年度対比で3億5,000万円の増加となっております。生活保護費に2億1,000万円、児童手当に9,000万円の増額となっておりますが、残り4,900万円の支出項目をお示してください。

負担金、補助金の項目で北しりべし廃棄物処理広域連合への小樽市の負担金は、前年度対比4億2,000万円増の8億2,400万円となっておりますが、他町村の負担金額と全体に占める割合をお示してください。

第3ビル周辺地区再開発事業費補助金は、国が3億2,300万円、小樽市が3億9,480万円となります。小樽市の財源としては、現在小樽市が所有している第3ビルの床の権利金、いわゆる補償金で賄われることなるのでしょうか、その予想金額と余剰金の用途についてお示してください。

特別会計についてお尋ねいたします。

国民健康保険事業特別会計が9億4,000万円、老人保健事業特別会計が2億1,000万円、それぞれ前年度対比で減額予算となっておりますが、その理由と市民サービスへの影響がないものかも含めてお示しください。

次に、予算編成状況の中で収支均衡予算とするための財源対策として、水道事業会計から1億円、産業廃棄物等処分事業会計から7,000万円、基金から7億円借入れをすとなっております。そこでお尋ねしますが、この基金とは特定目的基金のことなのか。また、基金の成り立ちと基金本来の目的と活用制限について決まりがあればお知らせください。

次に、18年度補正予算についてお尋ねいたします。

議案第25号関連のことになりますが、病院事業会計の資本的支出で、他会計長期借入金償還金44億円を歳出し、その財源として特定財源の留保資金等で賄うように見受けられますが、この留保資金等とはどのような性格を持つものなのか。また、将来の返済予定がどのように推移していくのかも含めて御説明願います。

次に、市民と行政についてお尋ねいたします。

市長が2期目当選された平成15年第2回定例会で、我が党の前田議員の代表質問に答弁されていた市民とのパートナーシップに関連して質問いたします。

市長は答弁で、「市民と行政が良好なパートナーシップを確立し、一体となってまちづくりを進めることが望ましい姿ではないか」とお答えになっております。市民と行政が役割と責任を共有することは、財政的にひっ迫した小樽市の立て直しに大変重要なことと考えます。私は、協働というのは市民と行政がお互いに協力し、汗を流し合うことだと考えております。第27次地方制度調査会の答申でも、「地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則がされるという観点から住民自治が重視されなければならない。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみでなく、住民、コミュニティ組織、NPO、その他の民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである」と述べております。これは国と地方ともに厳しい財政事情の中、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくらなければ、地方自治体が成り立たないことを示唆しているのではないのでしょうか。自治体の最終目的は魅力ある安定したまちづくりにあると思われまます。そのためには住民と行政のパートナーシップの確立と健全な行財政運営を保っていくことが主要課題となると考えます。

そこでお尋ねいたします。市長は行政と住民のパートナーシップの確立とはどのようなものとお考えになっているのか。また、それをどのように生かし、施策に反映させたのか、まずお聞きいたします。

私は、今までの市民と行政の間には相互依存の体質が継続され、その過程では、市民が考える行政の役割、行政が考える市民の役割、行政が考える行政の役割、市民が考える市民の役割について双方の認識にギャップがあり、相互不信を招いたり、住民の行政への無関心を生んだりする要因となっていたのではないかと考えております。夕張市のように財政破たん陥った場合、あくまでも自治体側に責任が帰るわけですから、将来に負担を先送りしない健全な行財政運営を図っていくためにも、双方の認識ギャップを解消し、双方の自己決定と自己責任が明確となる協働できる施策が今求められていると考えますが、市長の御見解を求めます。

現在、健全財政の確立のためには歳出の削減がどうしても第一義的に考えられますが、長い目で見たときには、けちけち行政に徹しているだけでは解決できない問題が含まれているように感じております。納税者から集めた税金を、まちづくり実現のためにどの政策分野に投資していくかが最も重要な点であ

り、住民自治の観点からも政策の事前評価や事後評価が重要視されなければなりません。そのためには行政と住民が協働できる場の確保が必要となり、ただ単に住民が行政にお願いするというのではなく、住民同士が議論でき、行政とは異なる中立的な組織が住民を支援できるような住民参加の制度化が必要ではないでしょうか。これは住民がまずしっかりとした議論を闘わせ、コミュニティ組織、NPO、その他の民間セクターとも協働し、行政と住民の間を取り持ち、中立的な立場で判断し、その結果を行政に提言できる制度だと思えます。しかし、最終決定の責任は議会や首長にあるのは言うまでもありません。政策の事前評価や事後評価の取組と住民参加の制度化について、市長の御見解を求めます。

行政と住民が協働し、お互いが責任を持ってこのまちを運営していくためには、行政の現状と将来に向けた方針と基本的なビジョンを共有できなければ成り立ちません。これまで住民は行政に依存し、要求することだけの一方通行となりがちで、住民にとって不都合なことがあると、それを批判し、行政がちゃんとしないからだめなのだという理屈だったのです。しかし、今は行政だけでは地域社会の幸せを実現できないことがわかってきたように思われます。

そこで、だれがどんなことを引き受けてやっていけばこの地域社会がうまくおさまっていくのかということを考え、実行することが必要となったのです。行政は、この辺のことについてはちゃんと押さえ、この役割だけはします。住民は、その行政のサポートをこれくらいします。行政は、住民活動のサポートをこれくらいやります。また、議会にはどのような役割を期待しますというようなことを立ち上げて、この地域社会を維持し、継続していく時代に入ってきたように思われます。

これらを実現するための一つの方法として、最近全国の自治体で制定されている自治基本条例があります。これは地方自治体の憲法とも言われており、行政と住民が協働していく方法を同じ土俵で議論するためにも必要なものと思われます。これは双方の権利と義務を明確にするとともに、地域社会の進むべき道筋を示すものともなります。市長と議員は住民の直接選挙によって選ばれ、地方自治体を運営することを住民によって信託されているのです。

そこで、この自治基本条例の目的は、住民と地方自治体との間の信託を契約書として一覧表にしておく意味を持ってあります。一方では、住民が信託した以上、その失敗にも責任をとるということになり、住民自身がどれだけその地域社会の自治に責任を負うかということが求められますので、制定に当たっては住民自身の手でつくるという側面を持たなければなりません。しかし、この自治基本条例があればすべてうまくいくかということ、そうもいきません。活用され、実行力を持つためには、地方自治の憲法と言われる基本条例以外に、住民との契約となる細部にわたる関連条例や関連制度の完備がまず必要となります。条例制定に向けては越えなければならないハードルも多々あると思いますが、住民と行政の協働や新しい総合計画にも関連してくる自治基本条例への考えと制定への取組をお聞かせください。

次に、議案第29号小樽市感染症の審査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例案が提案されておりますが、私はここで感染症に対する小樽市の取組について何点が質問いたします。

感染症とは、寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物や、ウイルス、異常プリオンなどの病原体が体内に侵入して感染して増殖し発症する疾患の総称と言われておりますが、ここでは後天性免疫不全症候群、つまりエイズと性感染症についてお伺いいたします。

まず、後天性免疫不全症候群エイズの人間に及ぼす影響がどのようなものなのか、感染経路も含めてわかりやすく御説明願います。また、HIVと性感染症の因果関係についても、現状を含めて御説明願います。

次に、HIV感染の実態がどのようになっているのか。発展途上国と先進諸国の取組の違いも含めて、世界の現状、日本の現状、そして北海道と小樽市の現状をお示しください。

私も含めて一般の市民にとってはこのエイズ問題に対する認識が少なく、ある特定の人のみの問題として考えがちであります。拡大の背景には性行動の活発化や若年化があり、人工妊娠中絶や性感染症の増加に対する危機意識を啓もうする必要があると言われております。

そこで、小樽市保健所がエイズ予防の検査方法と医療対策でより効果を上げるための施策として、医師の配置や人材教育、他の部局との連携の必要性も含めてどのように対処していくことが重要であると考え、また実行しているのかをお示しください。

次に、小樽市職員の分限処分の基準等に関する訓令についてお伺いいたします。

この訓令は、昭和26年小樽市条例第53号の小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例と、地方公務員法第28条第1項の規定による降任又は免職の処分を行う場合の基準等を定めるもので、財政がひっ迫している中、市職員に対する市民の評価に対する取組として、き然とした態度で対応する気構えとして評価できるものであります。公正かつ公平な人事行政というのは非常に難しい面があり、一つ間違ふと人権侵害にもなりかねないもろ刃の剣ともなり得ます。私は、この訓令の持つ意味は、処分が主目的ではなく、職員みずから襟を正し、市民サービスに徹する態度を喚起するものと考えております。

そこで、疑問な点を何点か質問いたします。まず、第2条第1項第1号ないし第3号と第3項第1号に「著しく」という表現が使われておりますが、この「著しく」の判断はだれがどのような基準とするのか、その責任体制も含めてお示しください。また、第5条の個別指導に係る分限等委員会への諮問で、小樽市職員分限懲戒審査委員会ですということになっておりますが、この委員会というのは市長の補助機関である委員会に属するものなのかどうかお聞きいたします。

次に、観光産業についてお尋ねいたします。

地方の時代は中央のシナリオから脱し、地方みずから自立に向けたシナリオを打ち立てることが今大事なことです。地方自立の最も大きな課題は経済自立です。小樽経済は市の危機的財政状況に反映されるように、民間経済も危機にひんしていると言っても過言ではありません。日本全国の一部の地域を除いた多くの地域がこのような状態でもありますが、小樽が恵まれているのは、先人たちが残してくれた歴史的遺産により観光という資源があるということを私たちは認識しなければなりません。また、かつてニシン、石炭という全国的需要を持った資源が小樽を基点に出荷されたことが小樽の歴史的発展につながってきたことを顧みますと、現在の小樽観光は、全国的需要はもとよりアジア需要まで広がっております。このように先人の恩恵に報いること、全国的需要にこたえることからいっても、小樽観光の充実には力点を置くことは大事な姿勢であり、この姿勢が小樽経済の自立にもつながることからいって、我がまちの最重要課題であると言えます。

さて、昭和61年に小樽観光元年とうたわれて以来、既に20年が経過しました。小樽観光にはさまざまな課題がありますが、中でも最も重要なのが交流促進でありましょう。なぜなら、観光は経済振興のほかに文化振興も内在しているムーブメントであり、観光客と市民の交流によってリピーターをつなぐ接着剤となり、外来者が指摘する経済資源や文化資源の発掘にもつながり、新たな出荷産業の誕生をも誘発する機能を有しているからです。このような有効な産業は、観光産業だけに許されたものです。こういう認識から小樽観光の交流装置を誘導し、定着しやすい制度を市民と行政が協働で構築していくことが必要です。そこで、小樽観光の交流拠点には、既に核となっている運河はもとより、旧手宮線や北運河が有効な場として注目されています。小樽市は既に旧手宮線の土地購入を決定し、北運河には運河公園が造成されております。これらはいわばハードの設置であり、ここで行動がとまってしまっただけの資源が無駄になってしまいます。今後は旧手宮線と北運河の交流拠点化を促進すべく、ソフトウ

エアやヒューマンウエア整備に向けた「装置」、「制度」が求められているのではないのでしょうか。これらに向けた市の姿勢とこれからの取組をお聞かせください。

次に、教育問題についてお尋ねいたします。

国の方針として教育にも地方分権が進められ、市教委も地域性を生かした主体的な教育への取組が求められております。学校と地域社会が一体となった教育環境を実現するために、道教委や学校現場、地域社会との関係をどのように構築しながら教育水準の維持・向上を図っていけばよいのかが大きな課題となります。教育三法がまだ改正されない現在ではありますが、地方にその責任が委譲される方向性にあるのは予想できます。市教委としては、未来の地域の宝物を育てる役割がますます大きくなると考えなければなりません。しかし、市教委だけでは解決できる問題でもありません。前にも述べましたように、地域住民である市民と行政の協働という形でこの問題も解決していく必要があると考えております。

そこで、今までの施策や対応をお聞きするとともに、将来に向けた取組について何点が質問いたします。

教育環境の中には施設や設備の整備もありますが、子供たちを教えるはぐくむ教員の資質と力量の問題があります。時代の流れや価値観が目まぐるしく変わる現在、教える側と学ぶ側のギャップを少なくし、わかりやすい楽しい授業をするためには、教員の教材研究や授業研究をサポートする施設とシステムづくりが必要となるわけです。市教委として、どこでどのような形で対応してきたのか。その利用状況と効果、運用時間帯への配慮とこれからの取組についてお示してください。

地方の時代と言われる今、総合的な学習の時間は、地域環境に根差した教育実践の場として活用できます。このまちで育ったこと、自分たちの地域でしか学べないことを追求できたことなどにより、子供たちの喜び、満足感にもつながり、郷土への愛着や誇りをはぐくむことにもなります。

そこで、この時間を教員以外の方をお招きして実施されたことが市内各学校でどの程度あったのか。主な授業内容とこれからの方針をお示してください。

また、退職教員の現場での活用と団塊世代の退職者の活用などは考えられないでしょうか。あわせてお答えください。

次に、学校運営での市教委の仕事と責任についてお尋ねいたします。

学校運営の最終責任者は、市教委と私は考えております。市教委には教育のかじ取りとも言うべき指導主事が配置されておりますが、現在の採用人数と各学校へ出かけて指導している状況についてお知らせください。

また、施策と指導主事の力量が現場の教員の力量向上につながるとも言われておりますが、市教委の採用人数で十分なのか、その現況評価についてお聞かせください。

また、学校と家庭、地域のかかわりの中で、市教委は教育方針の下、学校と家庭や地域の連携をサポートする仕掛けづくりに指導力を発揮しなければならない役割があると思いますが、見解をお聞きいたします。

最後に、学校運営に当たり、学校の内部評価、学校評議員による提言と評価についてどのような運営実績を上げているのか。また、これらの取組として、学校や教育委員会と無関係な第三者による評価も考えられると思いますが、見解を求めておきます。

最後に、その他でございますが、イタリアルネサンスの最大スポンサーであったメディチ家の末えい、プリンセス・コンスタンツァ・デ・メディチさんが、昨日、山田市長を表敬訪問されました。夜にはヒルトンホテルで市長も参加した歓迎パーティが開かれ、小樽とイタリア、ミラノ、フィレンツェやメデ

イチ家との国際交流が話題となりましたが、これら一連の行事とこれからについて市長の御感想を賜りたく存じます。

再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 大竹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成19年度予算案について何点が御質問がございましたが、まず行政経費の減額などについてでありますけれども、主な要因は、一般会計と病院事業、国民健康保険事業及び融雪施設設置資金貸付事業特別会計との間の各会計間で行われていた会計処理を見直したことにより約74億円の減額、中小企業設備近代合理化資金貸付金などの商工融資関係の銀行への預託方法の見直しで、約3億円減額したことなどによるものであります。

次に、平成19年第2回定例会以後の補正予算でありますけれども、本年が統一地方選挙の年であることから、当初予算では義務的経費や管理経費などの経常的経費のほか、継続事業や国・道の補助事業などで当初予算に計上しなければならない経費について措置しましたが、ふれあい見舞金や街路灯維持費補助金、雪あかりの路実行委員会補助金など、年度途中の予算措置でも事業遂行が可能であるもの、また廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業や消防ポンプ自動車の導入など、補助金等の通知を待って予算措置することとしているものなどについて、第2回定例会以後の補正予算で対応したいと考えております。その財源につきましては、国庫補助金、市債や基金繰入れなどを予定しております。

次に、市税等の歳入の増減でありますけれども、まず市税の増収要因につきましては、所得税から地方税への税源移譲や定率減税の廃止など税制改正の影響で、個人市民税が前年度に比べ増加となると見込んだことによるものであります。また、譲与税・交付金の減額の要因は、国の三位一体の改革による税源移譲の暫定措置としての所得譲与税が平成18年度をもって廃止されることによるものであり、交付税につきましては、国の地方財政計画における地方交付税総額の伸び率等を基本に、事業費補正など本市の特殊財政需要や平成19年度から導入される新型交付税の影響などを踏まえ試算した結果、減少したところであります。

次に、諸収入の減額でありますけれども、主な要因は先ほどお答えしました行政経費との関係がございましたが、一般会計と病院事業、国民健康保険事業及び融雪施設設置資金貸付事業特別会計との間の各会計間で行われていた会計処理を見直したことによる貸付けの廃止、貸付金元利収入が約74億円減額となり、また、中小企業設備近代合理化資金貸付金などの商工融資関係の銀行への預託方法を見直したことで、貸付金元利収入が約3億円減額となったことなどによるものであります。

次に、経費別の歳出予算でありますけれども、まず人件費が職員給与費と退職手当を除き前年度対比で約4,500万円の減額となった要因は、議員報酬が約2,800万円の減額となったほか、市民会館などへの指定管理者制度の導入に伴う嘱託報酬の減額などによるものであります。

次に、扶助費の中の生活保護費と児童手当の増分を除きまして、前年度対比で4,900万円の増額となった要因でございますが、私立保育所運営費負担金が約2,100万円、老人医療助成費が約3,200万円それぞれ減額となりましたが、障害福祉関係の扶助費が増額したためであります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金でありますけれども、小樽市を除く5町村の負担額は約1億1,700万円で、その負担割合は小樽市が82.8パーセント、5町村が17.2パーセントとなっております。

ます。

次に、小樽駅前第3ビル周辺地区の再開発事業でありますけれども、現在、都市開発法の規定に基づき、施工地区内の土地や建物等の権利に関する権利変換計画が、本年3月末をめどに策定されております。その中で補償金の額が最終確定されることとなりますけれども、室内水泳プールや公共プラザなどの部分を合わせて、本市の補償金の総額は約7億9,900万円になると聞いており、その用途については平成19年度の歳出予算の財源として充当されるものであります。今回の再開発事業は国の交付金事業として実施され、この事業に対し平成19年度と平成20年度の2か年で約12億4,230万円の補助金の支出が見込まれ、そのうち市の負担分として約6億8,330万円の財源が必要となります。また、平成12年度から14年度までに行った室内水泳プールの施設改修の起債残高が約6,300万円ありますが、その繰上償還が必要となります。これらの財源は、一般財源のほかに今回の補償金を含めた歳入予算の中から賄われることとなります。

なお、駅前第3ビル内の室内水泳プールを廃止することから、当面の対策として利用者の利便性を図るため、高島小学校温水プールの改修を行います。また、財政状況が厳しいこともあり、市債の導入を図り、施設整備を行うことといたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算でありますけれども、平成18年度対比で1人当たりの医療費の伸びなどにより、保険給付費が5億2,300万円の増額、新たに導入された保険財政共同安定化事業拠出金により、共同事業拠出金が約13億5,740万円の増額となります。一方、一般会計と国民健康保険事業特別会計との間で行われていた会計処理を見直したことにより、一般会計借入金償還金が約28億380万円の減額となることなどから、差引き約9億3,000万円の減額となるものであります。

なお、平成19年度においては大きな医療制度改革がないことや、保険給付費については過去の医療費・被保険者数などの実績に基づき、例年どおり年間予算を計上していることなどから、市民サービスに影響はないものと考えております。

次に、老人保健事業特別会計の予算でありますけれども、平成14年10月施行の老人保健法の改正により、それまで70歳だった老人保健制度の対象者が75歳に引き上げられております。これにより、平成19年9月までは新たな加入者がなく、対象者の減少が見込まれ、それに伴う医療費の減少により、対前年度比では2億1,000万円の減額予算となるものであります。平成18年度は国の医療制度改革により、医療機関に受診した際の自己負担割合の引上げなどがございましたが、平成19年度は制度改革や診療報酬改定がないことから、市民サービスへの影響はないものと考えております。

次に、基金でありますけれども、基金は地方自治法の規定により条例でその目的を定め、設置しているものであり、市民の皆さんからいただいた寄付や国などから措置された財源を積み立てたものであります。今回運用を予定しております基金は、社会福祉事業の資金や商工業振興の資金とするために設けられたものなどであり、それぞれの活用目的に支障がない範囲で借入れを行い、返済をしていくものであります。

次に、18年度病院事業会計補正予算の他会計長期借入金償還金44億円などの支出増に伴う資本的収支の不足を補てんする留保資金等についてでありますけれども、今議会に提案しております補正予算議案の第4条本文括弧書きのとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や損益勘定留保資金で補てんするものであります。これら内部留保資金等で補てんしてなお不足する額、いわゆる18年度末で不良債務として見込まれる約43億7,000万円は一時借入金をもって措置するものであり、このため一時借入金の限度額を30億円から70億円に変更するものであります。

なお、消費税及び地方消費税資本的収支調整額は、資本的収支で発生する消費税の還付相当額を収益

的支出で調整するもので、損益勘定留保資金は収益的収支の支出のうち減価償却費、繰延勘定償却、固定資産除却費等の合計額で、いずれも現金支出を伴わない費用であり、資本的収支の不足額に対しては、これらの企業内部に留保された資金を充てることができることになっております。

また、将来に向けた影響につきましては、一時借入金利息の負担はもとより、19年度以降の医療機器の購入や新病院建設の財源として企業債を借り入れなければなりません、そのためには平成18年度末に発生する不良債務を、平成19年度から23年度までの5か年で解消を図っていかねばなりません。したがって、現在、この不良債務の解消に係る資金収支計画について道・国と事前協議を行っているところでありますが、この計画では5年間で一般会計から22億円の繰入金金の増額と病院事業会計のさらなる経営改善により、22億円の収支改善を図ることとしており、いずれにいたしましても非常に厳しい財政運営を強いられるものと考えております。

次に、行政と住民の協働についての御質問でありますけれども、初めに市民と行政とのパートナーシップの確立であります。厳しい財政状況や急激な少子高齢化の進展など市政を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、複雑多様化した市民ニーズに対応していくためには、市民と行政とのパートナーシップの確立は大切なものと考えております。私は市長就任以来、協働の心を大切に市政運営を公約に掲げ、本市が抱える課題の解決に向けて市民と行政とが知恵を出し合いながら、ともに汗を流して協働によるまちづくりを進めてきたところであり、このまちを愛する多くの皆さんと良好なパートナーシップが築かれているものと考えております。

また、パートナーシップの活用と施策への反映についてでありますけれども、市民と行政が連携した取組の主なものとしましては、冬の小樽観光を支えるまでに成長しました雪あかりの路、高齢者が生き生きと暮らせることを目的とした「杜のつどい」や「街をきれいにし隊」などがあり、多くの市民との協働により、魅力あるまちづくりが進められてきたものと考えております。

次に、市民と行政の双方の認識ギャップを解消し、双方の自己決定と自己責任が明確となる協働できる施策ということですが、限りある行政資源の中で、複雑化・多様化した市民ニーズに行政のみで対応していくことが困難であります。そのため市民の皆さんのさらなる知恵と力をいただき、市民と行政がともに協力し合ってこのまちを考え、施策を実践していくことが大切であると考えております。市民と行政が対等な関係で協働を実践するためには、それぞれがお互いの立場や考え方を理解し合い、市民と行政が共通の基盤に立ち、相互に信頼関係を築かなければなりません。そのためには市民と行政の双方がこれまでの関係や慣行にとらわれることなく、自己決定と自己責任の観点からそれぞれの役割分担をとらえ直す必要があるものと考えております。

次に、住民参加の制度化と政策評価でありますけれども、私もこれからのまちづくりや市政運営について市民の皆さんが積極的に議論をし、公平で建設的な提言をされることは、住民自治の観点からも大変素晴らしいことであると思っております。また、NPOや公益法人など、新しい公の担い手の活動がそれを支える役割を担うことも有効であると感じております。住民参加の制度化はそれぞれの地域の特性に合ったさまざまな仕組みが実践されておりますので、それらを研究してまいりたいと考えております。

また、公平で建設的な議論には客観的で正確な情報が不可欠であり、政策の成果や課題を評価する行政評価は有効なツールになると認識しております。そのため新しい総合計画の策定に当たりましては、行政評価で進ちょく状況を管理し、市民の皆さんと情報を共有できるシステムづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例制定についてでありますけれども、平成12年にニセコ町で全国初のまちづくり基

本条例が制定されて以降、全国的にも条例制定の動きが活発化してきております。自治基本条例は、まちづくりを進めるための基本となる考え方や、市民・議会・行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定めるものと理解しております。道内では10数自治体で制定されており、その目的、規定項目、構成などさまざまですが、一般的には市民の権利や市政への参加、議会・議員の役割や責任、市長・市職員の責務のほか、情報公開や行政評価等についての規定がなされております。そうしたことから、条例の制定に当たっては、行政はもとより議会での議論、市民や市民団体との意見交換など、大きな議論の中で形づくられるものと考えております。19年度には次期総合計画策定に向けて多くの市民や各団体から御意見をいただく場もありますので、そうした機会に基本条例制定の議論をしていきたいと思っております。

次に、後天性免疫不全症候群の感染経路を含めての人間に及ぼす影響であります。感染経路としては3種類ありまして、HIVすなわちヒト免疫不全ウイルスに感染している患者との性的接触感染、感染した人からの血液製剤の投与により生ずる血液感染、感染している母親から妊娠や出産などにより子供が感染する母子感染が挙げられます。ウイルスが感染した後、すぐには患者に症状は現れませんが、6か月から中には10数年以上の潜伏期間を経ることにより、次第に身体の免疫系が破壊されて抵抗力が低下し、さまざまな感染症や悪性しゅようが発生して、人の健康に影響を及ぼすこととなります。

次に、HIVと性感染症の現状を含めた因果関係でありますけれども、若者の無防備な性行動等が原因で、性感染症は日本で増加の傾向にあります。それに伴いHIVも増加しており、両者の発生数が関連しているのが特徴であります。

次に、HIV感染の実態でありますけれども、発展途上国においては貧困や衛生知識の低さから、感染予防の取組が遅れております。一方、先進諸国においては医療機関の確保、治療薬の開発及び適切な予防の啓発などの取組が進んでおります。また、2001年の国連の推計では、HIV感染者は世界で約4,000万人が存在し、新規患者のほとんどは発展途上国であり、15歳以下の子供にも多く見られております。一方、日本におけるHIV感染者は、平成17年が新規が832件、平成18年は914件と増加の傾向にあり、先進国の中では唯一いまだに感染者の増加が見られております。北海道のHIV感染者は、平成17年は15件、平成18年は17件が新たに見られておりますが、小樽市内においてはまだ見られておりません。

次に、エイズ予防や医療対策を含めた各施策についてでありますけれども、医師である医療主幹や保健師がチームとなって、保健所におけるエイズ迅速検査の実施、成人の日の祝典参加者に対する啓発活動、教育委員会と連携した学校における性教育、12月の世界エイズデーにおける啓発行事などを開催しております。これらについては今後も継続をし、職員の研修や技術の向上を含めながら感染予防対策を推進してまいりたいと思っております。

次に、職員の分限処分の基準等に関する訓令についての御質問でありますけれども、初めに他の職員の業務の遂行に著しく悪影響を与えたり、著しく支障を生じさせている職員の判断を、だれがどのような基準、体制で行うかという御質問でありますけれども、「著しく」の判断基準は、悪影響や支障の原因となる行為、言動が繰り返し行われることによることが前提として規定されております。また、その責任体制は、まず職員に対して指揮監督権を有する所属長が、問題行動等が認められる職員に対して注意又は指導をし、その改善又は是正を求めることとしております。それにもかかわらず問題行動等の改善又は是正が認められないときは、所属長は繰り返し注意又は指導するとともに、必要に応じて担当業務の見直しを行います。この場合において所属長が必要と認めるときは、行動記録表の作成を開始する旨を当該職員に通知するとともに、所属部長を通し総務部長に報告することとなり、この中で総合的な判断がなされることとなります。

次に、小樽市職員分限懲戒審査委員会が市長の補助機関である委員会に属するかという御質問でありますけれども、この訓令が施行された今年の1月1日付けで、小樽市長の補助機関である委員会に関する規則第2条第1項第7号に規定されていた「小樽市職員懲戒審査委員会」を「小樽市職員分限懲戒審査委員会」に改めており、市長の補助機関であります。

次に、観光産業についての御質問でありますけれども、旧手宮線と北運河を交流拠点化するための取組であります。現在の小樽観光は、観光客の多くが南運河や堺町地区に集中し、周辺地区への回遊が十分でないことから、いわゆる時間消費型観光になっていないという状況にあります。そうした中で、小樽での滞在時間が延びることは経済効果を高めることにもつながりますので、観光客を旧手宮線や北運河地区に誘導することは重要なことと考えております。手宮地区においては、これまで地元有志による、いか電まつりや夜桜ライトアップなど独自のイベントが行われてきたところでありますが、さらなる魅力づくりを目指していく必要があると思っております。市といたしましては、この地区が小樽市観光基本計画の中で重点地域と位置づけられていることから、4月に予定されております小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会の統合を期に、新しい観光協会と連携しながら、(仮称)小樽観光推進プロジェクト会議を立ち上げ、その中で当地区の関係者を交えた地域の活性化に向けた検討の場を設け、地域の特性を生かしたにぎわいづくりの創出など、交流拠点化に向けた具体的な取組について検討してまいりたいと考えております。

最後に、昨日おいでになりましたイタリアのメディチさんのことでもありますけれども、昨日、市役所へ表敬訪問をいただき、夜には市内の関係者の皆さんで歓迎会を開催いたしました。この方は相当な資産家でございます。ルネサンス時代の絵画等いろいろな作品を所蔵されているということで、こういった資産を活用した日本での展示会、こういうものを企画していきたいというお話をしております。そういった組織も立ち上がるというふうに聞いております。したがって、これからどういう交流ができるかわかりませんが、文化的な交流なり、あるいはまた経済的な交流について、日本の窓口であります担当の方とも知り合いになりましたので、そういった方も通じまして、これからの交流のあり方について検討していきたいと、こういうふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 大竹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教員の教材研究などを支援するシステムづくりについてであります。市教委では「教員の資質向上」を図るため、各種研修会を独自に開催しております。参加した教員からは、学んだことを授業に生かしていきたいなどの意欲的な感想が寄せられております。また、授業研究や校内研修では、指導案の作成に当たって学校の求めに応じて指導主事が相談に当たったり、講師となって指導・助言したりするなどのサポートを行っております。さらに、各種研修会の開催に当たっても、参加しやすい曜日や時間帯にするよう心がけているところであります。

他方、教育研究所においては、教員が自発的に組織した研究団体の研究助成を行うとともに、共同研究も推進しております。また、教育にかかわる最新の動向や情報発信に努め、教育関係図書を貸し出ししたり、各種の相談に応じたりしております。とりわけ図書の貸出しに当たっては、所員が各学校を巡回して借りやすい環境づくりに努め、各種の問い合わせにも答えております。今後、教育情報の提供に当たっては、教育研究所のホームページの有効活用にも努めるとともに、教育研究所にワークスペースを設けるなど、教員の教材研究をサポートしていく仕組みを充実してまいります。

次に、総合的な学習の時間における地域人材の活用状況についてであります。地域の方を講師とし

て招く授業は増加の傾向にあり、小学校25校、中学校10校程度で取り組んでおります。例えばブドウ栽培での指導を受けたり、海洋生物についてお話をいただいたりするなど身近な地域の方からの説明は具体的で、子供の興味や関心を高めております。また、キャリア教育にかかわっては、職業観や勤労観をはぐくむ職場体験や講演会を実施しております。

一方、昨年11月には、郷土小樽をテーマとした学習を交流し合う総合的な学習の時間発表会を初めて開催し、保護者のみならず市民の皆様にもごらんいただきました。今後、「小樽未来プロジェクト」として位置づけているこの発表会を充実させ、多くの市民の皆様が総合的な学習の時間の学習を支援していただける雰囲気づくりに努めてまいります。

次に、退職教員の学校での活用等についてであります。道教委の再雇用制度に基づき教育現場で活躍いただいているほかに、スキー学習での補助など、退職された教員が特技を生かして指導に当たる機会も見られるようになってまいりました。今後、学校の教育活動をはじめ、さまざまな場面で支援いただけるボランティアの登録や活用のあり方について、先進的な事例に学ぶなどの取組を進めてまいります。

次に、指導主事の配置状況等についてであります。市教委では指導主事5名を配置し、教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務等に当たっております。今年度指導主事による学校訪問は、授業参観等を含めて延べ230回を数え、平成13年度と比べて2倍以上となっております。そのほか教員研修の企画・運営や指導、各種研修資料の作成など多岐にわたる業務を推進しており、とりわけあおばとプランの推進に当たっては、さまざまな取組にかかわる専門的職員として、ますます重要な役割を担っております。指導主事の配置状況については、道内他都市との比較において標準的であり、今後も業務の効率化に努めることにより、現行の人数で対応できるものと考えております。

次に、学校と家庭や地域との連携についてであります。各学校においては、校長を中心に、これまでも地域に開かれ、そして地域の特色を生かした学校づくりを進めており、一方、教育委員会としましても、全校に学校評議員を委嘱し、校長に対して、学校経営はもとより保護者や地域との連携のあり方、いじめの防止などについて提言や意見交換をお願いしております。また、総合的な学習の時間や学校行事などの活動では協力依頼をしたり、安心して教育活動が行える学校づくりに向けて、昨年、学校と保護者・地域の方を対象に通学路等のパトロールボランティア講習会を開催し、児童・生徒の見守りや声かけのお願いをしてまいりました。こうした家庭、地域とのかかわりにつきましては、これまでも教育委員会と学校が一体となって取り組んでおりますが、今後もあおばとプランに位置づけるなど指導力を発揮しながら、地域社会との協働による教育活動を推進してまいりたいと考えております。

最後に、学校運営にかかわる評価についてであります。平成14年、小学校設置基準等において自己評価やその結果を公表するよう努めることなどが定められました。また、平成18年3月、文部科学省は「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」におきまして、学校は保護者や地域の方に対して説明責任を果たし、保護者、地域の方と教職員が情報や課題を共有しながら学校運営に参画し、その改善に努めていくことが重要であることなどを示しております。各学校においては教職員による自己評価ないしは内部評価を実施したことにより、みずからの学校のよさや課題、次年度に向けての改善点などを教職員間で共有することにより、教育活動の改善が図られつつあります。また、PTAや学校評議員による評価を得ることにより、自己評価を見直し、保護者の立場に立って学校運営を進めていこうという機運も見られるようになってきております。今後、外部評価者によって構成される委員会などを設置する、いわゆる第三者評価を実施していくことは必要なものと受け止めておりますが、現時点では各学校における自己評価の改善・充実が急務であると考えております。そのため市教委では、自己評価にかか

わる管理職研修の実施や教員向け資料の配布、学校訪問による指導を重ねており、引き続き各学校を指導してまいります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 23番、大竹秀文議員。

**23番(大竹秀文議員)** 何点が再質問したいと思います。

まず、議案第25号関係の平成18年度病院事業会計補正予算の資本的支出、これについてでございますけれども、一時借入金が43億7,008万2,000円ですか。このような形をしていくのですけれども、これは繰り返しやりながらということだろうとは思いますが、それが年度によってどのように変わっていくのかも含めてということと、第6条の借入限度額30億円から70億円ということ、これは議決要件だとは思いますが、30から70という倍以上ですよね。このような決め方というのがすぐできていくものなのかどうか。それに対してわからないといいますが、どういうふうに決めているのかその意味を聞きたいということです。

それと、もし一時借入金、これは金融機関からだと思えますけれども、これ自体が借りられないとすると、すべての予定はなくなってしまうのかというような心配は私が単純に思ったことです。それについてお答え願いたいと思います。

それから、保健所の方だと思いますが、エイズの関係あるいは性感染症のものも含めてなのですけれども、ここで医師の配置ということや人材育成、これについて、今、小樽市内ではHIVの感染者がゼロというような報告でしたが、実際はちょっとわかりませんよね、潜伏期間が長いものですから。そういうことも含めて今の検査のあり方を聞いているのですけれども、結構進んだ検査が小樽市保健所ではやられているようにも聞いております。そういうことと、それから医師の配置あるいは人材教育という面から、再度必要な部分はどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、教育の問題なのですが、教職員の教材研究あるいは授業研究サポートという面からなのですが、運用時間帯への配慮ということでございますが、そこで具体的に、今、市教委としてやっている研修の中で、時間帯をどのような形で見て実際にやられているのかということについてお聞きしたいと思います。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 大竹議員の再質問にお答えいたします。

一時借入金について、5年計画で不良債務を解消していきますので、その考え方をお話したいと思えますけれども、年度末に43億7,000万円を一時借入金で借りると。そして、御承知のようにいわゆる44億円を5年間で特別利益として一般会計から繰り入れますので、例えば1年度目で見ますと、いわゆる平成19年度ですね。43億7,000万円を年度末で借り入れて、そして7億円の特別利益で繰入金を入れて、その分差引いて36億7,000万円ですか。これを大体大まかに言えば、年間いわゆる借りっ放しというか、そういう形になります。そして、その次の年、20年度で言えば10億円のいわゆる特別繰入金がありますから、それを36億7,000万円から10億円引いて、26億7,000万円が1年間一時借入金として借りると、こういうやり方でやってまいります。

それから、限度額の考え方ですけれども、通常資金繰りがいいときは、一時借入金は当然借りなくても事業運営はしていけるのですけれども、いかんせんここ二、三年なんか特にそうなのですが、いわゆる入院外来収益が減っている中で経費はそれなりに出ていきますから、毎月毎月資金繰りというのは

一時借入金で対応しなければならない場合がありますので、そういったものの対応として既に限度額を予算で30億円見えています。それに今お話ししましたように43億7,000万円が年度末で借りますので、この部分をオンさせて、30億円と43億7,000万円とで70億円で、いわゆる70億円で限度額は間に合うだろうという判断で70億円ということにしたところであります。

借りられない場合ということですが、借りられない場合というのは考えておりませんので、借りられないということはもう本当に異常なことです。これはまず今、銀行とも事務的には折衝はしていますけれども、私どもは借りられないということはないというふうには今考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 保健所長。

**保健所長(外岡立人)** ただいまのエイズの検査についての御質問ですが、一応専任の医師と、感染症、そういう専門としている医師と保健師が一つのチームとなって当たっているのですが、そして議員の御質問のように、今、非常に早くわかる検査があります。そして、大都会、東京とか向こうの方では夜間にやったりとか、もちろん匿名で簡単にやったりとかしています。うちでも、そういったことで即日結果が出るということで、ある程度そういう形をとろうとはしているのですが、意外と希望者が少ないのです。例えば夜間開く又は5時から8時ぐらいに開くということで、どんどんそういう展開が必要かと思うのですが、そんなにいないということと、そしてその中で即日短時間でやるということで、そのためにどんどん増えるという状況でもないものです。今小樽市保健所におけるエイズ検査のあり方というのは、はっきり言ってそれほど進んでいないのです。希望者がどんどん増えてくれればいいのですが、意外と小樽のまちはどうなのですかね。私はちょっとわからないのですが、どんどんそういう宣伝することによってどれだけ出てくるのか。予想外にそれほど希望者も出ないものです。今後希望者が増えてきた場合には、そういうようなシステムをつくる必要はあるとは考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 大竹議員の再質問にお答えいたします。

時間的な運用についてであります。まず曜日につきましては金曜日等、小樽市全市一斉に研修日とか、職員会議がございますので、金曜日を避けること。また、午後からになりますと教員が出やすいということで、回数を多くして午後から幾つかに分けて研修をやるという取組。また、長期休業中にそれぞれ学校で研修してございますので、そういう機会にできるだけ研究所等で行うといった時間的な配慮をして研修を進めているところでございます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 23番、大竹秀文議員。

**23番(大竹秀文議員)** 今、小樽病院事務局長から答弁があったのですが、それは自治体は破たんしないということが大前提だと思うのです。でも、今は自治体も破たんする、夕張市もそうですといったときに、だから問題がそこに出てくるかという。例えば私自分で事業をやっている、結局それに見合うだけのものがないと銀行もなかなか貸してくれないのが現実だと思うのです。だから、今までは行政というのは国が何とかしてフォローしてくれたからよかったのですが、今はそういうようなことでないものから、その辺については大変なことだなという気持ちであります。

それが1点と、それと教育委員会の方ですが、先ほど時間帯というのは一日でありまして、結局学校現場の使っている時間帯のほかに、教員が利用できるような時間帯をつくるということにして

いないのですかということを知りたかったのです。だから、これから先に向けてもそういうようなことでやることによって、教員の研修がより充実するということになるのではないかと聞いたので聞いたのですけれども、その2点だけです。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長（小軽米文仁）** 実際現在、小樽市は破たんしていないわけですから、全く貸さないという話には私はならないと思っております。ただ、いわゆる国等で今言っています法改正による影響というのがどういうふうに出てくるかは、今時点で私はわかりません。

ただ、これだけはかねてからの状況と変わっているということで、やはり今、議員がおっしゃいましたように、そういったいろいろな問題の中から、病院のこの44億円を解消するために借りる一時借入金の利息というのが、いわゆる一般会計部局と同じ短期の一時借入金の金利で借りられるかどうかというのは、この問題はやはり出てきておりますので、これについてはこれから銀行と鋭意折衝してまいりたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 再々質問にお答えいたします。

これまでも教員については勤務時間内で十分研修してまいりましたが、今の御指摘にありましたように、その時間以外に全員合わせて600人もの教員が同じ会場であるというわけにはいかないのですが、やはり幾つか分けながら勉強してもらい、そのようなシステムを進めてまいります。

**議長（中畑恒雄）** 大竹議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時16分**

**再開 午後 2時45分**

**議長（中畑恒雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表して質問します。

初めに、新市立病院の建設場所の問題です。新病院の築港地区への建設は大企業優先のやり方で、市民の意思を踏みにじる問題について指摘をします。

まず、売上不振で危機に陥っている旧マイカルの売上げに協力するもので、既存商店街をないがしろにするもので許されません。旧マイカル開業前と現在の比較では、既存商店の従業員数は2,150人も減少しています。中心街の通行量は1日5万人も減少、売上額は年間456億円の減、25パーセントも激減し、地元企業・商店に重大な打撃を与えました。既存商店の象徴であった丸井今井小樽店が、年間100億円あった売上げが旧マイカル開業で半減したため、一昨年秋に閉店しました。新病院を築港地区に移転新築することは、こういう打撃を与えた既存商店街に、またも新たな打撃を与えることになります。市長は、まちづくりの観点から、このことをどう考えて築港地区への新病院新築なのかをお聞かせください。

次は、JR奉仕である問題です。新病院の用地として1万9,000平方メートルを8億3,000万円も出してJRから購入する計画です。築港地区の土地区画整理事業で7億円の駅舎をJRにただでくれてやっ

たことで、住民から裁判まで起こされたぐらいですが、これに引き続き病院建設用地の購入です。私は市内の経営者の方々と懇談する機会がたびたびありますが、築港地区に新病院を建設することに異議を唱えていない方であっても、街区4にある小樽市土地開発公社所有の土地3,800平方メートルを活用しないことを批判しています。これに加えて昨年第4回定例会で、旧手宮線の線路用地を使用目的も決まっていないのに、1億9,000万円も出してJRから買うことを決めています。お金がないから借金しての購入です。財政難の折、こんな税金の使い方は許されないとの怒りの声さえ上がっています。これらに市長はどのような考えを持っているかお聞かせください。

次は、築港地区のエネルギー価格の問題です。4年前の1月、小樽最大のホテル、ヒルトン小樽が民事再生法の適用を札幌地方裁判所に申請したとき、どのマスコミも、濃淡はあっても破たんの要因の一つに一般相場の倍以上の電力・冷暖房コストを指摘し、その削減が再建の要件の一つとしていました。

そこで伺いますが、施設全体の電力、冷暖房を供給する旧マイカル小樽エネルギー供給、現在の株式会社エナジーソリューションの料金は、熱供給事業法で会社の採算が合うことが前提となっていますが、築港地区の空き地のどこまでが活用され、熱供給が行われれば、北電の電気料金あるいは重油ボイラーなどと同じ料金になるのか、お示しください。また、電気料金は、北電と比べどれくらい割高になっているのかもお答えください。

市長はマイカル再建と言いますが、エネルギー価格は同地区の運営全体にかかわります。市長は新病院を築港地区に建設するのは、エネルギーの価格全体を引き下げるため、エナジーソリューションから電気、冷暖房を供給してもらおうと考えているのではありませんか。この点についてもお答えください。

以上、指摘した新病院に関しての三つの点は、いずれも山田市政の大企業優先の税金の使い方を表しており、国の地方財政削減が小樽市をはじめ、全国の地方自治体の財政を困難に追い込んでいますが、もう一つ、小樽独自の旧マイカルや石狩湾新港など大企業優先の税金の使い方、無駄遣いが財政難の原因であるだけに、この体質を引きずったままの財政再建は認められませんので、市長の政治姿勢についての見解をお聞かせください。

去る2月20日の市立病院調査特別委員会での議論を踏まえて伺います。病院事業会計の44億円の不良債務解消に関してです。病院の不良債務解消の病院の健全化計画は、平成19年度を初年度として5か年間です。これは一般会計から44億円を繰り出すことを基本に策定されています。しかし、これまでは病院への繰出しは、ルール分のほか赤字補てん分を含め、平均年13億円ほど持ち出しています。それにオンして44億円を5か年にわたって持ち出しするのが不良債務解消の基本です。ただし、一般会計から44億円丸々持ち出しをしないように病院事業会計で努力し、これまで以上に赤字額を減らす努力をすることです。病院がこれまで以上に赤字を減らす努力をする方針であることはわかりますが、一般会計から5か年にわたる44億円の年度ごとの繰出し予定額を説明してください。

昨年12月1日の市立病院調査特別委員会の資料がありますが、19年度予算をベースにした場合、額の変更があると思われるので伺います。病院関係者はこれまで以上の努力が求められることとなりますが、関係者の主体的な努力だけではどうにもならない客観的条件のマイナス要素も加味すれば、場合によっては、年度によっては一般会計から全額持ち出す可能性もあるわけです。この辺をどう熟慮して病院の健全化計画を立てたのか説明してください。

一般会計の公債費負担適正化計画策定に関して伺います。今の質問とも重複しますが、病院経営の見通しの不確定要素がある中で、一般会計の14億円の累積赤字解消を7か年で解消する計画を国に提出することですが、累積赤字14億円の解消とて容易なことではありません。これに加えて病院の不良債務44億円をしょい込むことになって、どういう公債費負担適正化計画になるのか注目しているところで

す。ところが、今日の本会議の代表質問前に、とうとう国に提出予定の公債費負担適正化計画も、財政再建推進プラン実施計画の見直しも示されませんでした。結局、遅れの理由は、病院の不良債務44億円を上乗せしての累積赤字解消のため、その財源をどうするのか、事業の執行とも関連し、その扱いをどうするのかで遅れているのではないのでしょうか。説明を求めるものです。

昨年の第4回定例会で、現在地で建替えを求める陳情2本が採択されたことに関してです。市長は議会が間違ったと、その直後にマスコミに語っていますが、さきの20日の市立病院調査特別委員会で我が党の古沢議員が指摘したように、陳情の採決は与党の強い要望に沿って投票採決で行われたものです。標準会議規則では、議長は投票採決をどういうときに認めるかが示されています。その中に、議員が所属会派の拘束や地域的利害から離れ、自由な意思表示をできるようにする場合とあります。また、議員の方から投票採決を要求する場合は、四つのが示されています。一つは住民にとって重要な案件である場合、二つには政治的に対立している案件の場合、三つには賛成、反対の数を明確にする必要のある場合、四つには自己の政治的責任を明確にする場合と示されています。このことは、投票採決は起立採決より厳密な採決の方法であり、この下での陳情の採決で議会の意思決定でありました。これに照らせば、20日の市立病院調査特別委員会で陳情の採決に関する理事者の説明は、築港地区と決める条例改正、築港地区を前提とした基本設計補正予算の二つの議決をもってのみ議会の意思決定と断定しているのはいかがでしょうか。改めて市長の見解を求めるものであります。

さきの市立病院調査特別委員会で理事者は、昨年の第3回定例会で築港地区での建設に新病院建設反対の陳情が不採択になり、新病院の早期着工の陳情が採択になったのを受けて、第4回定例会に関連議案を出したと説明し、一貫して議会の意思に沿って進めてきたと説明しています。それでは昨年の第4回定例会での陳情が、本会議において先ほど指摘したように、投票採決によって議会意思が決定されたことをどのように判断の基準にしたのか説明してください。

さらに理事者は、第4回定例会では、市立病院調査特別委員会で陳情の採決の結果や本会議での各会派代表の討論を聞いて、会派制をとっていることから採択になるとは考えられないと述べていることに関してです。委員会で議員や会派がどういう態度をとろうとも、本会議において他の議員や会派の方の討論を聞いて委員会とは反対の態度をとることは、議員として許されています。そのための討論です。だから、委員会と同じ態度だと決めてかかることにはなりません。今回の場合は、与党会派から投票採決の要求が出されていることを考えれば、市立病院調査特別委員会で理事者の説明は思い込みとしか言いようがありません。市長の見解を求めるものです。

陳情の採決に関して最後に伺いたいのは、陳情にかかわる議会の意思決定に関してです。新病院を現在地で建設していただきたいという市民運動が大きく盛り上がり、特に昨年8月末のマリンホールでの市民フォーラムでは、小樽市の代表は孤立してしまいました。これに慌てた市長は、第3回定例会の論戦を前に、我が党を除いて与党会派と秘密会合を持ち、陳情が不採択となるよう画策しました。議会でも与党第一党である自民党議員に花を持たせるような答弁で、新病院計画の規模の縮小まで明らかにしました。これを受けて第3回定例会で陳情を不採択としました。しかし、再び第4回定例会に、現在地で建設を求める陳情が提出されました。こういう流れの中での第4回定例会での陳情採決です。まさに市民の世論が議会を動かしていることが手にとるように明らかではありませんか。

市長がマスコミで議会が間違ったと述べていることに関して、与党議員の中でおれが間違っていたと言っている議員が出てきたり、ブログで「会派内で採決意思の確認などで勘違いが生じ」とわざわざ書き込んでいる議員もいるようです。しかし、陳情の投票採決の直前に、議長はこの本会議場で何と各議員に投票方法について再確認していたのでしょうか。議事録から引用しますと、議長はこう言っていま

す。「陳情第2232号及び第2233号について採択とすることに賛成の議員は『賛成』と、反対の議員は『反対』と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次、投票願います」と、こう注意を促していたではありませんか。ここまで念を押されての投票採決です。これを反対と書くべきところを、間違っで賛成と書いて投票した議員が与党の中に10人もいたという事実をどう受け止めるべきでしょうか。間違ったという議員が名乗りを上げたところで、議会の意思決定が覆るものではありません。市長は第4回定例会の直後、あえて陳情採択の重みには触れないで、議会が間違ったと言っていますが、一体何を根拠に議会が間違ったとマスコミにコメントしたのか、改めて説明を求めるものです。

次は、日本政策投資銀行のポスフルへの債権譲渡に関してです。我が党は築港地区にマイカルを誘致することには反対でしたが、その心配は的中しました。誘致賛成だった市長の責任も極めて大きいと言わなければなりません。マイカルが破たんしてからも、賛成の立場の市長として、それではできないことはちゃんとやってきたのかと言えば、必ずしもそうではありません。できることさえやっていない。

最近、我が党が指摘したのは、ポスフルが政策投資銀行から買い取った価格は既に回収したから、額面上の残りの債権は放棄しなければならないという問題です。日本政策投資銀行が小樽ベイシティ開発、エネルギー供給、ホテルヒルトン小樽の三つの会社の合計200億円余りの債権を、こう間伝えられているとおりとすれば、8割から9割カットでポスフルに譲渡しました。その後ポスフルの平成18年2月期の決算短信を見ますと、ホテルヒルトン小樽、マイカル小樽エネルギー供給の2社から譲渡債権額を回収したばかりか、18億3,900万円も上回って回収し、この額を特別利益として計上しています。このことは中間決算が出された時点で我が党が指摘したことでありますが、中間決算の時点よりも3億円も上回っての特別利益の計上です。

指摘したい一つは、ポスフルの対応です。ポスフルは皆さん御承知のとおり、マイカル小樽立ち上げの責任者の一人です。それを旧マイカルが困難に陥ってから、仲間であった二つの関連企業から譲渡債権を上回って回収するというのは、商業道徳上からもいって許される行為ではありません。ポスフルは、旧マイカルを食物にしたと言われても仕方ないでしょう。また、このことが旧マイカル地区の再建に大きな困難を来している要因でもあります。我が党はマイカル誘致に反対ですが、市長はマイカル推進の立場です。この立場からいっても、市長はやるべきことをやっていない。指摘した事実を百も承知しているのですから、同地区の困難に輪をかけるようなポスフルの対応に異議を差し挟んで当然です。それなのに何のアクションも起こさなかったのはどういうわけか説明してください。

去る2月15日の議案説明のときにも、市長にこの問題を指摘しておきました。市長はOBCの社長とも会ってみるといっていましたが、ポスフルに、同地区の再建の一つの障害になっているから、譲渡債権を超える額は放棄せよとなぜ言わないのか、その理由をお聞かせください。

次に指摘したいことは、日本政策投資銀行のポスフルへの債権譲渡した無責任きわまりない態度についてです。私は去る2月20日、日本政策投資銀行北海道支店にポスフルへの譲渡債権に関して御行の見解を伺いたいと面会を申し込みましたが、ポスフルの担当課長は、相談した結果、当行が譲渡した債権についてコメントすることはないとの理由で面会は断られました。御承知のように日本政策投資銀行の出資金1兆2,722億円は全額政府出資で、国民の税金で運営されている銀行です。債権の回収に最善を尽くすことは当然のことです。

ところが、先ほど指摘したように、マイカルがつぶれたら、メインバンクであった日本政策投資銀行は二束三文で債権をたたき売って逃げ出した。債権回収の努力をしていない。ポスフルは先ほど指摘したように、譲渡債権を上回って18億円以上の回収をしているのです。政策投資銀行は何の努力もしていないということのあかしではないですか。日本政策投資銀行の目的は、経済社会活力の向上及び持続

的發展、豊かな国民生活の実現、地域經濟の自立的發展であります。同行はマイカルが小樽へ進出した年の秋10月に、日本開發銀行、北海道東北開發公庫の一切の権利義務を継承して設立されました。小樽のマイカル進出に融資したのは合併前の旧北東公庫でした。日本政策投資銀行になったからといっても、簡単に手を引くことは許されません。それは同行が北東公庫の業務を引き継いでいる経緯から、投融資枠の一部が北東枠としても政策投資銀行の基本方針として設けられ、北海道・東北地域の投融資に向けられていることから当然のことです。

ところが、先ほど来指摘しているように、小樽ベイシティ開発、エネルギー供給、ホテルヒルトン小樽の三つの会社の200億円余りの債権を大幅にカットしてポスフルに譲渡して、築港地区から引き揚げました。同行は、融資金額の比率からいっても、群を抜いていた旧マイカル立ち上げのメインバンクです。旧マイカルが困難に陥るとさっさと引き揚げ、逃げ出したと言った方が適切かもしれません。経営に詳しい方なら御承知のように、旧マイカル地区は破たんして再建途上ですが、銀行、金融機関がついていないという異常さです。このことがエネルギー価格が相場の2倍という異常な高さとも相まって、同地区へのテナント進出の大きな障害になっています。市長はマイカル推進の立場なら、日本政策投資銀行に、ポスフルに債権譲渡した額を回収したばかりか、18億3,000万円も上回って回収したのですから、メインバンクであった銀行としてポスフルに対して一言言ってしかるべきではないかと、同行に伝えることぐらいはできたはずですが、このまま何ら手を打つことなく、仮にOBCが2次破たんした影響を考えるなら、市長は的を射た適切な対応をすることが必要ではないでしょうか。

ところが、市長は、マイカル再建の方向は新病院建設を大きな柱にし、市民の多数の声を踏みにじってのまちづくりを強行しようとしています。我が党はマイカル誘致に反対した政党ですが、破たんした現状にかんがみ、同地区へ出店している地元企業や1,700人とも言われる小樽の従業員のことを考えると、以上指摘した最小限の手を打つことは必要だと考えます。ましてマイカルを誘致し、百数十億円の税金を投入し、マイカルのためだけに元利含めて100億円の借金をしょい込んだ小樽市として、まして固定資産税、都市計画税など15億円から20億円も滞納されているのですから、物申すことは当然です。市長の見解をお聞かせください。

次は、市営室内水泳プール問題です。早期に市営室内プールを建設することを求め、質問します。

新年度予算に小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金として、7億1,780万円が計上されています。この事業の目的で、小樽駅前という立地条件を生かし、にぎわいのある中心市街地の活性化を目指すとしています。この大義も、新市立病院を築港地区へ移転する市長の方針に多くの市民が反対していることに見られるように、むなし響きとして聞こえます。年間5万人も利用するプールを廃止して何が中心市街地活性化なのか。国のまちづくりの方針に反し、時代の流れに逆行する再開発にならざるを得ません。市長の見解を求めます。

次に、再開発組合の構成、性格についてお尋ねいたします。現時点の第3ビルの最大の権利者は旧国際ホテルで床面積の58.2パーセントを所有している大和ハウス工業株式会社です。小樽市は2番目に大きい権利者で、19.3パーセントを占めています。再開発事業のディベロッパーは、マンションは大和ハウス工業、ホテルは北海道アーバンコーポレイション、その運営は共立メンテナンスの3社です。この構成を見れば、大企業が中心になっていることが見てとれます。再開発組合の構成、性格について市長の見解をお聞かせください。

理事者は再開発組合の会議で室内水泳プール存続を主張したと弁明していますが、プールが取り入れられない理由は再開発の採算がとれないということも説明されてきました。小樽市として再開発の対象面積を広げればプール建設は可能だったはずですが、仮にこうなった場合、プールに関する費用がどれく

らいかかるか試算していれば説明してください。

市長は財政難を理由に再開発でのプール建設を放棄し、その補償金を手に入れることにした、これが本音であります。ちなみに再開発組合から小樽市に入る補償金は、土地、プール、公共広場、移転雑費などを含めれば、先ほどの答弁にもありましたが約8億円です。財政難の折、市長はこれを手に入れることでほそ笑んでいるのではないかと疑いたくなります。いかがでしょうか。

仮に費用の点で、再開発でのプール存続をあきらめるのなら、その補償金でプール建設を行わなければなりません。それを後回しにし、新総合計画に盛り込むとのことで、いつになるか建設時期は不明です。市長が室内水泳プールを後回しにし、補償金を当面の資金繰りに使いたいからではないか。その口実にしているのは、次の理由ではないかと思われまますので、見解を求めます。

まず、再開発組合への補助金として7億1,700万円が必要だ。しかし、国からは3億2,300万円が交付金として来るわけですから、事実上の持ち出しは、小樽市は約4億円弱です。室内水泳プールの改修で、平成12年度から3か年で借りた起債の償還残高が6,300万円残っている。高島小学校温水プール改修に新年度予算で5,000万円計上しています。財源は全額起債です。プール等の補償金が入っても財源の振替もしないというのはどういうわけか説明してください。

現在の室内水泳プールの改修の起債残高6,300万円の一括償還など、全部合わせれば5億700万円の財源が必要となります。だから、補償金が入っても市営室内プールの新設はできないという根拠にしているのではないのでしょうか。その差額約3億円をプール新設の頭金とすれば、プール建設の国庫補助金7,500万円や起債の導入で、財政難の中でもプール新設は可能です。どうしてこの道を選択しなかったのか、市長の見解を求めるものであります。それでもプール建設をしないとすれば、プールを売り払って残った金3億円は借金払いの財源にするつもりでいるとしか考えられません。借金払いのために、5万人も利用し喜ばれているプールを犠牲にすることは断じて許されません。お答えください。

第3ビルの最大の権利者である旧国際ホテルの所有権が、株式会社エストラストから大和ハウス工業に所有権移転したのは今年の1月15日です。これ以降、再開発組合の会議で小樽市の側からプール存続を要求したのかどうか説明してください。株式会社エストラストのとき交渉したきりで、全然あきらめて何のアクションも起こしていないのではないのでしょうか。市長みずから第3ビルは小樽の顔と言うのですから、大和ハウス工業に出向いてプール存続を訴えることが求められていたはずですが、今からでも遅くないですからプール存続の要請をすべきですが、見解をお聞かせください。市長が大和ハウス工業へ行くと言うのなら、私は大いに拍手をして送り出します。

再開発組合への補助金と言うものの、実態は大企業の再開発であり、みずからの利益のために室内水泳プールをなくしてしまう計画に、市長はプールの補償金など7億円余りを補助金の名の下にただでくれてやろうとしています。我が党は、こんな大企業優先をやめて、市民要望の強い市営室内プールの一日も早い建設を要求するものです。市長の答弁を求めます。

市長や市教委は室内水泳プールを廃止し、そのかわり高島小学校温水プールを利用しろと言っています。その高島小学校温水プールについて幾つか尋ねます。

高島小学校温水プールの室温が低く、利用者から苦情が出ている問題の解決を要求して質問します。公共プールの室温、水温の基準は何に基づいて設定されているのか説明してください。また、他都市の公共施設であるプールと比較してどうかを説明してください。

高島小学校温水プールの室温等の現状について説明し、報告してください。また、室内水泳プールのこれらの室温等と比較してどうかも説明してください。せめて室温を駅前の現在の室内水泳プール並みにするのが当然と考えられますが、いかがでしょうか。

教育委員会の事実確認によっても、冬場の日曜日、開館時間午前10時から閉館の午後6時までの間、長いときは水温より室温が低い状態がずっと続いているのです。この事実に間違いはないかどうか答えてください。

温度の基準は水温より室温が1度ないし2度高く設定することになっているとのことですが、現状が長期にわたってそうっていないのは何が原因か。わかっていて、どうして改善しないで今日まで来たのか説明をしてください。

室内水泳プールを廃止し高島小学校温水プールを利用しろと言うが、室温が低く、苦情を受けていながら、これを公表せず、今回指摘されるまで隠していたのは無責任な対応ではありませんか。温度を上げるためにどのような努力をしてきたのか説明してください。

聞いたら冬は寒い、冷え込むこともある、ガラスも冷え込む、風も強いこともある。そういうことは冬場はあるのです。普通の家だって、そういうときはストーブの温度を上げるでしょう。プールだってそうすればいいのです。そうすることができるのにやっていないことが問題だということを指摘をしているわけです。この問題に関して、市長は高島小学校温水プールが午前中ほとんど室温が上がらない状態のまま運営されていた事実を知っていたのかどうか。これを知らないで、室内水泳プールをつぶして高島小学校温水プールを利用しろと言っていたのかお答えください。

最後は、財政問題です。

国の悪政から住民を守るのが地方自治体の役目です。これに照らして小樽市はどうか問われています。自民党・公明党政権と民主党による二大政党の下で医療、福祉、年金などが改悪され、加えて労働条件の改悪で格差社会と貧困が広がっています。これに地方財政削減が加わり、国民生活は困難をきわめています。この政府の悪政から市民を守るべきオール与党の山田市政はどうなっているのでしょうか。財政難を理由に市民と職員に55億円もの負担をかぶせる一方、新市立病院建設や旧手宮線線路用地購入に見られるように、JRに奉仕する市長とオール与党の大企業優先のこれまでの政治姿勢は変わっていません。今、小樽市に問われているのは、地方自治法で言っている住民福祉の増進を図るということできなければなりません。本来の役割を果たし、市民の暮らしや営業を守り、市民の立場に立つことできなければなりません。この基本問題について市長の見解をお聞かせください。

また、小樽市財政を困難にした理由に、国の三位一体改革で地方交付税などが3か年間で25億円も削減されたことがあります。小樽独自の問題として何が財政を困難にしたと考えているかの見解もお示してください。

まちを歩けば市民から、小樽市も夕張市のようになるのではないかと、病院を建てたら直ちに夕張市のようになるのか、こういう質問がよく寄せられます。ところが、市長や理事者は、市民のこういう疑問にかみ合っただけの説明がありません。市民に負担をかぶせるときは、広報おたるで20回近く連載して財政難のキャンペーンを行ったにもかかわらず、この疑問には一度として広報おたるで説明していません。なぜかみ合っただけの回答を公表しないのでしょうか。これは、私は夕張市の問題を理由にして市民の要求を抑え、市職員に犠牲をさらに強いるためではないかと疑わざるを得ません。説明してください。

市長や理事者の話や議会に提出された財政関連の資料によれば、小樽市は夕張市のようにならないという印象を受けますので、以下説明をしてください。

市長はよく「小樽が夕張のようにならないために」とまくら言葉で言っていますが、実際のところ小樽市の財政の状況はどうか、市民にもわかるように説明してください。

小樽市の全会計の累積赤字は、平成17年度決算で約90億円です。夕張市が今年1月26日に公表した額は約353億円ですが、標準財政規模を基準にして夕張市の現在の累積赤字の規模を小樽市に置きかえれば

幾らになるかお答えください。

財政再建推進プラン実施計画を進めていった場合、小樽市の財政の見通しと市民への影響について伺います。

北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却炉や新病院の建設費や医療機器購入の返済が始まったら、実質公債費比率はどうなりますか。また、累積赤字も平成17年度決算で14億円ですが、これも7か年で解消するとのことですが、これについても説明してください。

一般会計の普通建設事業費、ピーク時の平成5年度の121億3,200万円と比較すると、平成10年度を除けば減少の連続で、平成19年度予算案では10億1,700万円、実に8.4パーセントに大激減です。推進プラン実施計画の最終年度の平成21年度では幾らと推計しているか、説明してください。

推進プラン実施計画に掲載し、実施を見合わせている事業、学校給食調理場の統合、消防署所の統廃合のほかに主な事業でさらに先送りするものは何か。また、21世紀プランの第3次実施計画は18年度で終わりましたが、その実施計画で未実施の事業はないのか。小樽の将来を担う子供たちの安全に欠かせない小中学校の耐震化工事が先送りされるのではないかと懸念していますが、これを含めてできるだけ詳しく説明してください。

推進プラン実施計画の見直しは、いつ議会に示されるのか。任期最後の議会の代表質問に見直しが表示されないのでは、財政問題全体の審議にならないではありませんか。山田市長は今度の市長選挙に3選出馬を明らかにしていますが、何か都合の悪いことでもあるのか。納得のいく説明をしてください。

政府は今国会に地方財政健全化法案を提出予定と聞きますが、その法案に盛り込み、すべての地方自治体に提出を義務づける4種類の財政指標の公表を求めるとのことですが、政府提出予定の法案の内容について詳しく報告してください。また、四つの財政指標とは何か、この指標に照らせば小樽市の状況はどうか説明してください。

次に、政府が夕張問題を契機に地方自治体の財政についての統制を次々に強化していることは重大です。長引く不況を克服して国も地方も税収の伸びを保障することや、地方分権を言うなら財源保障を基幹税で制度化すること、特に地方交付税制度の財源保障機能や財源調整機能を守ることが肝心であると考えます。この根本問題を解決しないどころか、政治と経済の歯車を逆に回し、規制緩和の名の下に貧困と格差を拡大しています。また、地方自治体に対しては、三位一体改革の名の下に、地方の財源を削減して財政を困難に陥れておきながら、法律で地方自治体に干渉し、財政再建の名の下に、さらに住民や自治体労働者に犠牲を強いることは本末転倒であり、断じて許されません。市長のこの問題に対する見解をお聞かせください。

再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新病院建設問題について何点か御質問がございました。まず、築港地区への新病院建設がまちづくりの観点からどうかという御質問でありますけれども、新病院の建設地としましては、まちづくりや利用者の利便性を考えますとやはり市の中心部が適当との考えはありましたが、中心市街地に病院建設に必要な面積を確保することは到底困難でありました。そこで、必要な面積が確保できること、また市民アンケートの結果も踏まえまして、建設可能な敷地としましては、現在の小樽病院と量徳小学校

の敷地をあわせた敷地と築港地区の未利用地の2か所を、早い段階から候補地として挙げてきたわけがあります。私としましては市有地であること、また交通の便から見ましても、小樽病院と量徳小学校をあわせた敷地へ建設したいと考えていたところでありますけれども、御承知のとおり小学校の適正配置計画が見送られましたので、もう一方の候補地である築港地区への建設を進めているところであります。したがって、大企業優先のための施策であるというようなことは全くございません。

なお、旧手宮線の線路用地につきましては、これまでの経緯や今後の北運河周辺地区の活性化に利活用するために取得するものであります。

次に、旧マイカル施設への電気及び冷暖房供給にかかわりますエネルギーソリューションと北海道電力との料金の比較でありますけれども、エネルギーソリューションが供給する冷水、蒸気及び温水の基本料金と従量料金の単価は公表されておりますが、電気料金は需要者との契約により設定されており、把握することはできません。また、未利用地の活用について、その業種や規模を想定することはできませんので、築港地区の土地利用がどこまで進めば北海道電力の電気料金と同程度になるかを算定することは困難であります。さらに北海道電力の業務用電気料金につきましては、時間帯や曜日、さらには冷暖房など使用目的により料金設定が異なっており、両者の比較は難しいものと考えております。

次に、新病院を築港地区に建設するのはエネルギーソリューションからの電気、冷暖房を供給してもらうことにより、この地区のエネルギーの供給価格全体を引き上げるためではないかとの御指摘でありますけれども、先ほどもお答えしておりますが、築港地区での新病院の建設は他に適地がないことから建設に向けた作業を進めているもので、エネルギーの価格を引き上げるためのものではありません。

なお、今後発注を予定している基本設計では、建物の配置計画、平面計画や階数などの具体的な検討を行います。エネルギーに関しましては、電気室や機械室の建設に要する工事費に将来の燃料費などの経費を加えた額とエネルギーを購入した場合との価格の比較を行うなど、将来の維持経費を含めて経済性を十分考慮した建設計画を検討することとしております。このため現時点においてエネルギーの供給先を特定しているものではありません。

次に、新病院建設に関しての私の基本姿勢でありますけれども、私は市長就任以来、財政再建を最重要課題と認識をし、常に市民の皆さんの福祉の向上を図ることを念頭に置き、市政を推進してまいりました。このたびの新病院建設に関しても、市民要望や行政上の必要性を十分検討の上判断し、仕事をしてきたところであります。

次に、平成19年度予算をベースにした5年間の一般会計繰入金でありますけれども、19年度については一般会計繰入金の予算額は16億2,900万円で、市立病院調査特別委員会提出資料の資金収支計画より約2,300万円減少しております。これは19年度末定年退職者が急ぎょ18年度末に退職することになり、19年度の退職給与金が減額になるためであります。なお、不良債務解消分の繰入金については変更はありません。しかし、平成18年度において退職手当債を導入することになりましたので、決算見込み等も踏まえ、今後、資金収支計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、資金収支計画におけるマイナス要因についての考え方がありますけれども、さきに提出した収支計画におきましては、医師数は5年間で1名の増を見ておりますが、19年4月からは小樽病院では呼吸器科で1名減となりますけれども、消化器科、泌尿器科、眼科がそれぞれ1名増となり、第二病院では内科が1名減となりますが、脳神経外科が1名増となり、両病院合計では2名の増となる予定であります。また、診療報酬については現行制度を基本としております。いずれにいたしましても、医師の確保や2年に1度行われております診療報酬の改定など外的要因がこの収支計画に影響を与えることは十分考えられますが、このような医療環境の変化などに的確に対応した経営、例えば今年度、病棟の再編

等による看護体制の見直しを図り、診療報酬改定に伴う7対1入院基本料を取得したように、あらゆる工夫の下で病院経営を行っていかねばならないと考えております。

次に、公債費負担適正化計画などがありますけれども、現在、新年度の予算編成の内容を踏まえて、国・道に提出する公債費負担適正化計画及び財政健全化計画を策定中であり、両計画に合わせて財政再建推進プラン実施計画の収支見直しも行っておりますので、策定次第お示ししたいと考えております。

次に、陳情の採択についての御質問でありますけれども、まず陳情の採択は議会意思であり、築港地区への建設を前提にした条例案と補正予算案の議決をもって議会意思とするのはどうかという御質問でありますけれども、陳情の採択を否定するものではありませんけれども、築港地区への病院建設を可能とする小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案及び築港地区への建設を前提とした基本設計に係る小樽市病院事業会計補正予算のこの2件について、いずれも投票採決により可決されておりますので、築港地区への建設については議会意思が示されたものと判断をいたしております。

次に、第4回定例会における陳情採択という議会の意思決定を、どう判断するかということでありまして、先ほどもお答えいたしましたとおり、陳情の採択そのものについて否定するものではありません。第3回定例会における関連する陳情の採決につきましては、市立病院調査特別委員会の審議におきましても各委員からの御質問を受けまして、現在地及びその周辺での建設は現実的ではなく、築港地区以外に建設可能な土地はない旨説明をし、御理解いただいた結果と考えております。そのため築港地区への建設について議会としての意思が示されたと判断いたしまして、第4回定例会に築港地区への建設に向けて基本設計に着手すべく関連議案を提出し、いずれも議決していただいたところでありますので、新病院建設への着手について議会として御承認いただいたものと判断をして進めているものであります。

次に、2月開催の市立病院調査特別委員会での答弁で採択は考えられないとした発言についてでありますけれども、実際に市立病院調査特別委員会の採決結果は不採択であり、また、本会議の各会派の代表の討論を聞いていまして、不採択の主張が大勢を占めておりました。また、関連議案が投票採決により、いずれも大きな差で可決されておりましたので、その時点で採択となることは考えられなかったという趣旨でお答えしたものであります。

次に、私のマスコミへのコメントでありますけれども、私に限らず恐らく本会議に出席していた理事者全員が、先ほどお答えしましたのと同じ理由で当然不採択になると考えていたと思っております。それが採択となったわけでありまして、何らかの手違いなりがあったとしか考えようがないのが正直な気持ちでありましたので、そうお話ししたことが記事になったものであります。

次に、日本政策投資銀行のポスフルへの債権譲渡についてですけれども、小樽ベイシティ開発が破たんして以来、ポスフルの社長とは何度かお会いをし、OBC再建に向けた協力要請をしてきたところであります。しかし、ポスフルが取得した小樽ベイシティ開発の債権につきましては、民事再生計画認可後、別除権協定を締結し、処理することになっておりますので、市として関与すべきものではないと判断をいたしております。また、政策投資銀行に対する申入れにつきましても、同様の観点から、市として関与すべきものではないと考えております。

次に、室内水泳プールについての御質問でありますけれども、まず小樽駅前第3ビル再開発事業が国のまちづくりの方針に反しているとの御指摘でありますけれども、国は中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、昨年8月に改正中心市街地活性化法を施行いたしました。国は市町村が策定する中心市街地活性化基本計画を認定し、市街地の整備改善や商

業活性化、まちなか居住を推進する事業を支援することとしております。小樽駅前という立地特性を生かし、商業、住宅、宿泊機能をあわせ持った複合商業施設の建設により、中心市街地の定住人口の増加や交流人口の増加などにぎわい創出が図られるものであり、当該事業は国の基本方針に沿っているものと考えております。

次に、当事業は大企業が中心となっているとの御指摘でありますけれども、平成14年に旧国際ホテルが閉鎖されてから、権利者、小樽駅前ビル株式会社、商工会議所、小樽市の4者から成る検討会を立ち上げ、駅前にふさわしい施設とするため、市内、道内、道外の企業の誘致を行ってきましたが、その結果、規模、用途や投資額などの関係から、市内、道内の企業からの参加希望がありませんでした。その後、準備会を設立し、現在のディベロッパーを中心として事業計画をまとめたものであります。

次に、再開発の対象区域を広げた場合のプールに関する費用の試算でありますけれども、地価の高い当該地で区域を広げ、プールを建設することは、プールの特徴である大スパンの確保や水対策が必要になることから、土地の高度利用に制限を受けるため、採算性の問題などディベロッパー誘致が困難となり、事業が成立しなくなると考えております。このことから、対象区域を広げた場合のプールに係る費用の試算は行っておりません。

次に、再開発事業に伴う補償金でありますけれども、約8億円の補償金が収入となる見込みでありますけれども、今回の再開発事業に対し、平成19年度と平成20年度の2か年で約12億4,230万円の補助金の支出が見込まれ、国の交付金分を除く市の負担分として約6億8,330万円の財源が必要になります。また、平成12年度から平成14年度までに行った室内水泳プールの施設改修分の起債残高6,300万円の繰上償還や、駅前第3ビル内の室内水泳プールを廃止することから、当面の対策として利用者の利便性を図るため、起債の導入を図り、高島小学校温水プールの改修を行います。来年度以降、起債償還の財源が必要となります。このように今回の再開発事業に伴い、市としての負担が発生する部分もありますので、財政再建のための財源となるものではありません。

次に、補償金の資金繰りとしての利用でありますけれども、今回の駅前第3ビル再開発事業に関連する予算は、会計年度独立の原則から補償金は平成19年度の収入とし、この事業に伴い支出が必要となる補助金や起債償還のための財源は、それぞれの年度の歳入をもって賄うという考えの下に予算編成を行ったものであります。

次に、高島小学校温水プール改修の財源でありますけれども、駅前第3ビル内の室内水泳プールを廃止することから、当面の対策として利用者の利便性を図るため、高島小学校温水プールの改修を行うことといたしました。また、財政状況が厳しいこともあり、他の建設事業と同様に市債の導入を図り、施設整備を行うこととしたものであります。

次に、プールの新設でありますけれども、市は準備会に対し、室内水泳プールは必要な施設であるという観点から、この再開発事業にプールの導入について要請をしまいましたが、採算性などの面から導入が困難との考えが示され、市としては準備会の検討結果など総合的に判断し、導入を断念したものであります。また、プールの新設につきましては、現在の赤字決算という厳しい財政状況の中で、新たな予算措置が必要になりますので、今後、検討をしていくこととしております。

次に、プールの建設についてですけれども、水泳は市民の健康増進やスポーツの振興はもとより、介護や病気予防にも適した生涯スポーツであることは十分認識しております。このことから、新たな総合計画の策定の中で検討していくこととしております。

次に、旧国際ホテルの所有権が移転された大和ハウス工業株式会社に再度存続を訴えるべきとの御指摘でありますけれども、事業実現に向けて再開発準備会では、一昨年から、ディベロッパーやオブザー

パーである大和ハウス工業株式会社などとも一緒に、その用途、規模、市からのプール導入要請も含めてさまざまな検討を行ってまいりましたが、残念ながら採算面などからプール導入は困難とし、現在の計画を進める事業認可を得てきたものであります。

次に、室内水泳プールの早期建設でありますけれども、繰り返しの答えになりますけれども、室内水泳プールの必要性については十分認識しております。このことから、新たな総合計画を検討していく中でこれから考えていきたいと思っておりますし、当面は高島小学校温水プールの一部改修を行って御利用いただきたいと思っております。

次に、高島小学校温水プールの室温の問題でありますけれども、管理・運営は教育委員会の職務権限となっていることから、室温については承知しておりませんでした。

次に、財政問題についての御質問でありますけれども、初めに市政運営における私の基本姿勢であります。平成11年に市長に就任して以来、厳しい財政状況ではあります。市民の皆さんと創意工夫を凝らし、ともに汗をかきながら、だれもが快適で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、住民福祉の向上を念頭に、常に市民の視点で市政を遂行してきたものと考えております。

次に、本市財政を困難にした原因でありますけれども、本市の財政基盤がぜい弱なため、国からの財源に依存せざるを得ない状況の中で、三位一体の改革など国の地方財政のあり方を見直す転換期にあって、御指摘の臨時財政対策債を含む地方交付税の削減が最も大きな要因であります。加えて本市の独自の要因として、景気の低迷などにより、市税が平成9年度の約171億円をピークに平成17年度決算では146億円と、14.4パーセントの約25億円が減少していることや、義務的経費である公債費が市債償還のピークが過ぎたとはいえ依然として高い水準にあること、また扶助費が年々増加傾向を示しており、充当一般財源も増加していることなどが主な要因であります。

次に、本市財政状況の公表についてでありますけれども、これまでも決算の状況は広報おたるやホームページに掲載をし、市民の皆さんにお知らせしているところであり、また、議会の皆様方にも新病院建設に係る国・道との協議中の一般会計の収支計画をお示しをしてきたところであります。夕張市の財政状況との比較に関しましては、先月、夕張市が財政計画期間中に解消すべき赤字額を約353億円と発表しましたが、その詳細については把握できないことから、本市の財政状況との比較がなかなかできないという面がありますが、いずれにいたしましても本市の厳しい財政状況については、今後も機会あるごとに市民の皆さんにその実態をわかりやすくお知らせをし、理解を得てまいりたいと考えております。

次に、本市の財政状況でありますけれども、私は任期中、一貫して財政の健全化を市政の最重要課題と認識をし、これまで取り組んでまいりました。特に2期目就任直後から、財政再建団体転落への危機を強め、市民の皆さんに広報おたるを通じて財政の実態をシリーズでお知らせするとともに、収支の見直しなどを具体的にお示しをし、市民や職員の協力を得て、一定の負担をいただきながら財政再建に取り組んできたところであります。しかしながら、この間、国の三位一体の改革など地方財政を取り巻く環境が大きく変わったことや、大雪などの予期せぬ財政需要がたび重なったことなどから、残念ながら平成16年度と17年度において2年連続の赤字決算となったところであります。平成18年度は収支均衡予算を編成いたしましたけれども、年度内での一般財源需要が増大し、今定例会補正後の予算上の累積赤字額は約22億3,600万円となり、昨年同時期を上回る規模からも、これまでにない大変厳しい財政運営を強いられている状況にあります。現在、18年度の退職手当債導入について国・道と協議中であり、この対策とあわせて、今後の財政需要にもよりますが、予算執行にも配慮するとともに、可能な限り歳入確保に努め、前年度からの約14億900万円の累積赤字を除く単年度収支の均衡を目指してまいりたいと考え

ております。

次に、累積赤字でありますけれども、夕張市が財政再建期間中に解消すべき赤字額は約353億円と公表されておりますが、夕張市の標準財政規模約44億円の約8倍に当たります。夕張市の赤字額を標準財政規模を基準にして小樽市に換算しますと、小樽市の標準財政規模は約311億円ですので、約2,500億円となります。

次に、財政再建推進プラン実施計画に関連しての御質問ですけれども、まず実質公債費比率についてでありますけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設等に係る地方債の元利償還金に対する負担金や新病院建設等に係る地方債の元利償還に対する繰出金の増加は、実質公債費比率を押し上げる要因となりますが、いずれの地方債においても普通交付税措置があることや一般会計の元利償還金が今後減少することなどから、実質公債費比率は地方債の発行が制限される25パーセント以上とはならないものと考えております。

次に、累積赤字でありますけれども、財政再建推進プラン実施計画の策定後、昨年、夕張市の財政破たんが表面化し、地方財政を取り巻く状況はさらに厳しさが増しております。先ほども述べましたように、本市においては一般会計が2年連続の赤字決算であるとの現状に加え、病院事業会計の不良債務の解消などで、さらに厳しい財政運営が続くものと考えております。したがって、財政再建推進プラン実施計画をさらに踏み込んだ対策を実施し、累積赤字の解消に努め、何となくでも財政再建団体への転落を回避するため、不退転の決意で財政再建に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今後の実質公債費比率と累積赤字の解消の具体的な見通しにつきましては、新年度の予算編成の内容を踏まえて、国・道に提出する公債費負担適正化計画と財政健全化計画を策定中でございますので、でき次第お示ししたいと考えております。

次に、普通建設事業費でありますけれども、実施計画の収支試算の推計では、市道や河川、港湾の整備など毎年継続的に実施している事業や、ある程度実施の年度と事業費がわかっている事業を見込んでおり、平成21年度の普通建設事業費は約7億円と推計しております。

次に、実施事業についてでありますけれども、学校給食共同調理場の統合と消防署所の統廃合は収支試算の推計には見込んでおりませんが、小中学校の耐震化など今後新たに取り組んでいかなければならない事業につきましては、事業の必要性や緊急性を十分に勘案し、財政状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

なお、21世紀プランの第3次実施計画に盛り込んだ事業は、おおむね計画どおり実施をしております。

次に、財政再建推進プラン実施計画の見直しでありますけれども、現在、新年度予算編成を踏まえて、近々国・道に提出する財政健全化計画と公債費負担適正化計画と整合を図り、収支試算の見直し作業を行っておりますので、それらとあわせて策定次第お示しをしたいと思っております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案などについてでありますけれども、まず法律案の内容でありますけれども、漏れなく地方団体の財政状況を把握し、健全化の判断をするため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を整備し、監査委員の審査に付した上で公表することとしております。この法律案は予防的な措置を導入するものであり、この健全化の判断をするための比率である四つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準を超えた場合に、財政健全化計画の策定が義務づけられ、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣等へ報告することとされています。

また、その実施状況についても公表するものとし、自主的に取り組めるよう国などの関与は制限するとされていますが、財政の早期健全化が進まない場合は、総務大臣等が勧告をすることとしております。

さらに四つの指標のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上になった場合には、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣に協議し、同意を求めることができるとしています。仮に同意を求めない場合には、災害復旧事業債などを除き地方債の起債ができないこととしており、道路事業や学校建設などの建設事業は制限されることとなります。

以上が、今国会に提案を予定している法律案の主な内容であります。施行は法律の公布後1年以内としており、早期健全化や再生の義務づけは平成20年度の決算から適用することとしております。

次に、四つの指標でありますけれども、まず実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合、実質公債費比率は、標準財政規模から交付税に算入された元利償還金を除いた額に対する一般会計等の元利償還金に、一般会計が負担する公営企業や一部事務組合等の元利償還金などを加えた額の割合を示すものとしております。また、連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額に公営企業会計の資金不足額などを加えた額の割合、将来負担比率は、標準財政規模から交付税に算入された元利償還金を除いた額に対する一般会計等の地方債現在高に、公営企業や一部事務組合など、さらに地方公社や第三セクター等に対する一般会計等の負担が見込まれる実質的な負債などを加えた割合という内容で検討がなされていると認識しております。

この指標に対する小樽市の状況でありますけれども、平成17年度の決算数値で申し上げますと、実質赤字比率が4.5パーセント、実質公債費比率が平成15年度から17年度の3か年平均で19.2パーセントとなっております。また、連結実質赤字比率、将来負担比率については、その詳細が現在検討中ということですので、今のところ算定ができません。

次に、国の地方自治体に対するかわりでありまして、平成19年度の地方交付税につきましては現行法定率は堅持されたものの、対前年度当初比で4.4パーセント、約7,000億円、普通交付税から振り替えられる臨時財政対策債を含めると、対前年度当初比で5.2パーセント、約1兆円の減少となったところであります。本市の平成19年度当初予算案においても、地方交付税は一般財源総額の約43パーセントを占めており、その削減は財政運営上非常に大きいものがありますことから、これまでも北海道市長会や地方六団体などを通じ、北海道の積雪寒冷といった地域特性や総額の確保など国に要望等を行うとともに、上京の際には所管省庁であります総務省に立ち寄り、小樽市の実情などについて十分伝えてきているところであります。

また、地方分権改革推進法の成立を受けて、地方六団体においては、去る1月16日に国と地方の役割分担や地方税財源の充実強化など、第二期地方分権改革に向けた具体的な改革案を検討し、国に対して積極的に提案していくことなどにより、第二期地方分権改革を推進することを目的とした地方分権改革推進本部を設置したところであります。

いずれにいたしましても、地方交付税の削減などの制度改革に関しては、今後も北海道市長会や地方六団体などと連携を図るとともに、あらゆる機会を通じて地域の実情について国に働きかけてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 北野議員の御質問にお答えいたします。

高島小学校温水プールについて何かお尋ねがございましたが、初めに公共プールの室温、水温の基準についてであります。水温については、厚生労働省から遊泳用プールの衛生基準の中で、原則22度以上にするものと示されているほか、財団法人日本体育施設協会や学校水泳プール調査研究委員会では28

度から29度と示され、室温については水温より1.5度高めの設定が必要とされております。このため、本市においては、遊泳目的だけではなく、運動量の少ない水中歩行などが行われていることや、お年寄りや子供たちの利用が多いことから、水温については30度前後、室温については水温より1度から2度高めの32度前後を目標温度としております。道内他都市の状況についても、おおむね本市と同様の温度設定となっております。

次に、高島小学校温水プールと室内水泳プールの室温等の現状についてであります。高島小学校温水プールについては、水温30度、室温32度前後を目標温度としておりますが、冬期間については目標温度に達するまでに時間がかかり、特に冷え込みの厳しい日には終日水温以上に上がらないこともあります。これに対し室内水泳プールについては水温30.5度、室温32度前後を目標温度としており、ほぼ達成されております。このことから室内水泳プール廃止後は、高島小学校温水プールの水温及び室温について、目標温度の達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、高島小学校温水プールの室温が上がらない原因についてであります。開館時間の1時間前から温水ボイラーの運転を始め、温風の吹き出し、床暖房、パネルヒーターの三つの熱源によって室温の調整を行っておりますが、特に冬期間については室温が低くなっていることから、目標温度に達するまで時間を要することとなっております。この間、利用者の方々には80度前後に設定している採暖室の利用をお願いしてまいりましたが、今後、温水ボイラーの運転開始を早めるなど改善の可能性について検討してまいりたいと思います。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 最初に、答弁漏れがありますが、公債費負担適正化計画あるいは財政再建推進プラン実施計画見直し、これが遅れている理由は何かと再三聞いたのですが、その理由が示されていません。でき次第議会にお示しするというのを2回にわたって言っていますが、遅れている理由については説明がないと、そのことをまず指摘して再質問いたします。

最初に、市長よく聞いてほしいのですけれども、新市立病院の建設場所の問題で、議会と市長との間で何回か議論が交わされました。市長がスタート時点で言うのは、ずっと後からなのです。私どもが言っているのは、市長の公約は、平成11年の市長選挙で、あなたの公約で唯一具体的だったのは、市立小樽病院の新築だったのですよ。平成11年の春のことです。その後、我が党の古沢議員が平成14年第2回定例会で、当時廃校になっていた住吉中学校に量徳小学校を移転新築し、現在の量徳小学校と小樽病院の跡で新しい病院を建てたらどうかという提案をしたのです。その2日後、あなたは幹部職員との会合で、双葉高校、北海道龍谷学園に売り払うと、住吉中学校をです。みずから量徳小学校のところで病院を建てられる可能性をあなた自身がつぶしたのです。ここのところをまずどうして、あなた自身がやったことなのですよ。その一番肝心なことを隠しておいて、その後、今度2期目になって、JRの未利用地あるいは量徳小学校と現所在地ということで二者選択を突然出してきて、そして小学校適正配置計画が市民の反対で撤回された、白紙撤回になったから仕方がない、築港地区へ持っていくと、こういう論法なのです。その前のことがあるじゃないかということは何回にもわたって言っているのです。

だから、私は、市長がそういう経過があるにもかかわらず、量徳小学校の場所に建てる可能性をつぶしたから、あなたは初めから新病院の建設場所を築港地区と考えていたと言われても弁明のしようがないでしょうということを指摘しているわけです。どうして平成11年の公約以来、そういうチャンスがあったのに、それをつぶしたのかと。そのことに対して何回聞いても、その後からのことでしか話がスタートを切らない。これは自分にとって都合が悪いことを隠すということで、これは小樽市の最高責

任者の市長としていがかと言わざるを得ない。だから、私は大企業寄りだということを言うのです。

それから次、マイカル再建の足を引っ張っているポスフルに市長は一言も、いろいろあっても、政策投資銀行はもとよりポスフルに対しても、いわゆる譲渡債権を上回る額は放棄しなさいと。そうしないと銀行もつかないし、テナントも来ないのではないですかと。それにエネルギーの異常な高さです。二重の障害がある地域にあるのです。この解決がマイカル推進の立場からいっても解決しなければならない課題なのです。それをやっていないから、市長はマイカル再建と口では言うけれども、さっぱり射を射たことをやっていないと指摘をしているわけです。そして、そういう肝心なことをやらないで、市立小樽病院は市民の反対を押しきって持っていくと。持っていっても、果たしてエネルギーの価格のことであるこの地域の障害がなくなるのかと。先ほどの答弁ではまだあいまいです。だから、一番肝心なことになぜ市長は手をつけないのですかと。マイカル反対の私たちの方から見ても一体何をやっているのだと、的を射ないおかしなことばかりやっていると思われるようなことをやっているのではないですか。いかがですか。

それから次、エネルギーの問題なのです。平成15年1月に小樽ヒルトン株式会社が民事再生法を申請したときにいろいろな新聞が書きましたけれども、共通しているのは全部コスト削減ですよ。確かにマイカル本体がいかれたから、そこからお金が来るのを当てにしていたのが来なくなったから、それが大きな要因だというのはわかりますよ。同時にコスト削減ということが言われている。そういうときに、なぜコスト削減について適切な方法、今までコスト削減のために市長としてこうやったということがないのかと。

それから、コスト削減のためには、あなた方が当初から、私は議員でなかったけれども、当時の理事者側、市長をはじめ理事者が言っていたのは、あの区域に電力や冷暖房を供給するために一定の区域を区切って、そしてそこが全部埋まって活用されれば北電と同じぐらいだという説明ではなかったですか。だから、新聞にもそう書いているのですよ、ヒルトン小樽が倒産したときの新聞に。住宅区域に、パブルがはじけて住宅が進出ししないと。だから、電気やなんかを買う人がいないから、価格が高いままだと言っているのでしょう。区域設定されたのでしょうか。山田部長、そのことを百も承知でしょう。市長にわかって答えてもいいですよ。だから、事の経過を、私たちは後で議員になりましたけれども、あなた方はずっとこの経過の真ん中にいた、そういう中心メンバーでしょう。そういうことは百も承知でいて、この議会に詳しいことを説明しないというのはまじめでないですよ。

それから次、小樽市の財政再建と絡んで病院の不良債務44億円の問題です。先ほど指摘したことに誤りがないようですから、それを前提にして再質問をいたしますけれども、まず市長も認めたように、病院の方で市立病院調査特別委員会にこういう資料を配りました。そして、この中で一般会計で持ち出すもの、病院で持ち出すものと、こういうふうになっているのです。これはあなた方が配ったものです。若干さっき市長が言ったように19年度の予算でちょっと違っているところはあるけれども、しかし、不良債務解消については金額が変わらないというお答えでしたから、そうしますと、この病院の持ち出し分、黒く塗ってあるところですね。この上に、これまでルール分以外に赤字解消分も入れて、年平均13億円ずつ持ち出してきたのですよ。それなのに赤字解消分をさらに一生懸命やって、これを見たら3億2,900万円ですか、19年度。20年度は5億5,800万円。こういう額を病院の努力でできるのかということなのです。

医師が合計2人増えたから、何億円も新たな赤字解消ができるのかと。あなた方が言葉ではそうやって言うけれども、こんなにできるわけがないというふうに思っているのではないですか、病院の努力だけでは。だから、44億円解消の基本を一般財源で全部やると、持ち出して解消するというを基本に

したのではなかったのですか。そして、病院としても、うんと努力して、今まで以上に赤字解消の額を増やしてほしいと。だけど、億単位ですよ。それは今まで医師の確保その他の要件はありますけれども、歴代の病院関係者は赤字解消の努力をしていなかったのかと疑いたくなりますよ。何億円もの赤字解消ができるのにやっていなかったということのあかしになるのではないですか、この資料は。違うのなら納得いくように説明をしてください。私は病院関係者が努力はすると思うけれども、こういうふううまくいくというふうにならないのではないですか。だから、心配だから私は聞いたのですから。おまえの心配は無用だと、取り越し苦労だというのだったら、わかるように説明をしてください。

それから、これは市長にお答えいただきたいのですが、先ほど築港地区を前提にした市立病院の基本設計ですね。この中で、いわゆるエナジーソリューションから電気や冷暖房をとるかどうかは、その計画の中で考えるという意味の答弁がありました。ここが北電の電気だとか、あるいは重油ボイラーなどよりも価格が高いというのだったら、そこからエネルギーは受けないのでしょうか。高いのをわかっているのか、今の相場の2倍と言われているのを。そのこのところをはっきり答えてください。近い将来、基本設計の中で、電気や冷暖房をどこの会社から供給を受けるのかということも明確にしなければならぬのですから。そのときに高いエナジーソリューションの価格を、わかっている高い価格で病院は熱供給を受けるのかと。そのこのところをはっきりお答えください。

次に、プールの問題です。

最初の問題は、市長は先ほどの答弁で、国のまちづくりの方針に反していないと言いました。今までもホテルはありましたし、商店も第3ビルにありました。しかし、御承知のようなことになっています。ここを何とかしなければならぬということなのですが、マンションは113戸でしょう。仮に全部入居したとして、今、1世帯平均3人いないのですよ。あそこが全部埋まったとしても300人にならないでしょう。5万人利用しているプールをつぶして、何が中心市街地の活性化、にぎわいになるのかと聞いたのは、そういうことなのです。

それから、ホテルの問題ですが、客室しかないでしょう。国際ホテルは使いづらかったけれども、宴会場があったのです。こういうことを考えて、今の計画で国の方針どおり駅前ににぎわいを取り戻すということになるということは、数字の上からも考えられません。5万人対300人、違うというのなら反論してください。113戸で1世帯平均今2人ちょっとでしょう。そうしたら、倍にしたって300人にならないでしょう。

それから、大和ハウス工業はオブザーバーで来ていたから、もう事実上大和ハウス工業もこの計画を認めたから、大和ハウス工業にプール存続ということは言わないという話でしたけれども、そうであればエストラストをダミーに使ったのですか。よくわかりませんね、このこのところは。

それから次は、いわゆる補償金をプール関係の補修費あるいは残債の整理に充てたとして、その関連のものを差し引きしたら3億円くらいあるから、それでプールの頭金にして、起債も導入してやったらどうかと、国の補助も受けたらできるではないかと、こう言ったら、市長はるる説明しました。気になるのは、プールの建設は、それでは総合計画に位置づけなければ建設できないのですか。総合計画になくたって今まであったものなのですから、それを廃止したのだからかわりのものを建てますという、それで済む話でしょう。なぜそういうことができないのですか。一回一回ややこしい総合計画に盛り込んで、いつになるかわからない。そういうことをやりますというのは、プールの廃止について関係者をだまし討ちにしたとしか考えられませんよ。市長、今度の市長選に出るのだから、そういう悪い評判を立てない方が私は絶対いいと思うから、素直にプールを建設した方がいいと思うのです。お答えください。

それから、室内水泳プールの代替えに使ええと言っている高島小学校温水プールが異常に寒いと。

私もその話を聞いたから、高島小学校の近所にいる、プールに行ったら風邪を引いたというお年寄りを訪ねてきました。もう二度と行きたくないと言っていますよ。運動のために行ったそうです。教育長に再度聞きますけれども、冬寒いときに、設定基準よりも水温はおろか室温はずっと低いのでしょうか。なぜその温度のことを言わないのですか。冬場、20度台でしょう。20度台の前半ではないですか。そういう基準より大幅に寒いところを利用者に使えと言うのですから、こんな不誠実な話はないでしょう。

そして、今、室温を上げるためにボイラーのスイッチを、1時間前でなくてももっと早く入れると。私は何回か担当者に言いましたよ、時間を早くスイッチを入れればいいのではないかと。人件費がかかるというのです。だから、室温が上がらないことをわかっていて教育委員会は放置していたのですよ。こういう運営をやっていたのですよ。それを今度駅前の室内水泳プールが廃止になって市長との絡みが出て、市長に報告もしていないと。市長も市長ですよ。こういうとんでもないことをやっているところを実態をわかりもしないで、高島小学校温水プールを使えと。無責任きわまりないですよ。にやにや笑っているところではないですよ。お答えください。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 財政部長。

**財政部長（磯谷揚一）** 答弁漏れとの指摘について、私からお答えをいたします。

公債費負担適正化計画、それから財政健全化計画がなぜこれまでの間に出てこないのかと、こういう趣旨だと思いますが、私もたびたび議会の中でいろいろ話はさせていただいておりますけれども、小樽市の平成17年度の決算数値を受けまして、平成18年度の一般会計の起債等については、やはり許可を求められる団体ということになったわけです。そのために今の両計画を作成しなければならないということはそういうことだったのですが、そういう中で収支をどういうふうに見ていくかということで、一般会計については、当初私もその14億円の赤字を、許可を受けるために解消しなければならないというのが一つありました。8年度でやっていたのですけれども、やはり基本的に国の考えとしては7年度以内ということがありましたので、これをやはり7年度以内に何とかまとめてやっていきたい。

それと、そういう中でもって、一方、他会計との繰出しとの関係があるのですが、これも病院のいわゆるまだ会計処理の問題が表面化していない段階だったのですけれども、当初私もとしては10年スパンだとか、あるいは開業後からの開始ということで考えていたわけなのですけれども、それが秋口以降になりましてから、急きょこれについてもこの18年度決算で不良債務という形で出すのであれば、19年度から5年度でもって解消する計画ということが必要になったということで、こういった関係で一般会計の収支のつくりと、それから病院事業会計の収支のつくりと調整をかなりやらなければならないということになりました。そういうことで、時期が相当年末にずっと近づいてまいりました中で、19年度の予算編成も開始してありましたので、一般会計の収支の健全化計画については、19年度から一応24年度までということ考えましたし、それから病院の方についても5年ということの中では、平成19年度の予算編成でもって、数値が19年度の分がきちんと整理されてから計画をつくろうということで、時期的には今日に至ったということです。それで、2月16日に一応こちらの方から議案全部、新年度予算を出しましたので、その前後から今の公債費負担適正化計画、それから健全化計画、それとあわせて財政再建推進プランの実施計画、これの収支の見直しも変わりますので、それを三つ整合性をとりながら今策定しております。

この時期に及んで大変申しわけないのですけれども、そういった事情もございまして、ただいま市長からも答弁いたしましたけれども、でき次第お示ししたいと、こういうふう考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 再質問にお答えいたしますけれども、建設場所の問題も相当議論してきたのですが、どうも私が量徳小学校をつぶしたという話ですけれども、まことに心外な話で、実は住吉中学校が廃校になった後、あそこを量徳小学校の後に使えないかという話は、私どもも当時の教育長とも相談しています。中学校仕様の学校なので、それはもう無理だというふうに教育長から伺ったものから、あきらめました。ただ、いろいろな話は私の耳に入りますけれども、当時いろいろな議論があったようではありますが、量徳小学校を残せば小樽病院はどこへ行ってもいいのだと、そうやって強硬に言った人もいて、その方は今病院を現地にやれというふうに意見が変わっている人もいますし、いろいろな人がいるのです。そういう話がみんな私に入ってきます。

でも、やはり先ほど言ったとおり、市内を全部探してみても、適地がどこにあるかと4か所くらいあったのです。望洋台もありましたし、手宮にもありました。けれども、望洋台につくるわけにもいきませんよね。それで、我々としては2か所に絞りました。一番いいのは現地プラス量徳小学校。現地というのは、アンケート結果でも皆さん方の要望がありましたから、我々としては量徳小が廃校になれば一番いいのと、そう思ってきたのですけれども、そういう結果になったわけですから、別に私がつぶしたわけではないです。

それから、ポスフルの問題でエネルギーの異常な高さという話、これは我々も民事再生計画破たん後、話は聞きました。それで、当時はポスフルもヒルトン小樽もエネルギーも、全部マイカル系列なのです。あなたたち仲間でないですかと、お互いに集まって相談したらどうですかと、そういうこともやらせてもらいました。その中でなかなかできないということですから、結果こういうことになったのですけれども、ただOBCの経営については民間の経営ですから、我々が中へ入って行ってあれやれこれやれということまで言えないのです。できる範囲は決まっていますから、できる範囲のことはやっています。

それから、コスト削減の話。今、そういうふうに、とにかく皆さん方三者ともマイカルの皆さん方ですから、よく相談して、削減についてお互いに協力し合ったらどうですかということの場の設定もさせてもらいました。

それから、一般財源から全額、病院の問題で、確かにこれは、今、総務省なり道と協議しておりますけれども、病院独自のやはり経営努力はどうなのかという指摘は受けていますから、これはもう最大限の努力はしてもらいます。したがって、これは確かに全部一般会計から出すということにはなり得ません。ですから、最大限の今努力をしているということです。

それから、基本設計をやっていますけれども、これはたぶん今の病院建築予定地はエネルギーソリューションの供給認可を受けなければ供給できない地域になっていますから、今、病院をつくったからすぐに供給できるという話ではないのです。供給の認可変更をしなければ供給は受けられません。それが一つ前提としてあります。

それで、我々は、今、基本設計を発注するに当たりましては、そこから供給してもらうのが安くなるのか高くなるのか、よくその基本設計の中で検討してくださいというふうをお願いしていますので、ですから先ほど言いましたように、どこから供給を受けるかということについてはまだ決まっておりません。費用の問題について、基本設計の中で十分検討してもらおうということでございます。

それから、プールの問題で5万人の利用と。それは1年間5万人ですけれども、マンションが113戸できて全部入ったら1日226人ですから、これを300日掛けたら同じぐらいの人数になるのではないですか。

それから、プールを総合計画に位置づけるという話がありますよね。この問題にしましても、すぐつくれつくれと言いますけれども、まず場所がないのです。また場所の問題でもめるのではないですか、これ相当あちこちから。場所がどこかあってすぐやれというのなら、それはまあいいですけども。

(「あなたが探すのですよ、つぶした本人が」と呼ぶ者あり)

場所は今ありますかと聞いているのですよ。

(「だから、そういうのは開き直りだと言うのですよ」と呼ぶ者あり)

場所探しから始まるのです。ですから、総合計画の中で、十分そういうものも含めて検討していきたい。

(「無責任なことばかり言うな」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 総務部長。

**総務部長(山田 厚)** 今、ポスフルとヒルトン小樽、エネルギーの問題がいろいろ出ましたけれども、まず一つはヒルトン小樽の破たんの際のコスト削減うんぬんの部分については、ヒルトン小樽全体の投資額と経営とのいわゆる入りと出の関係をいろいろ、最終的に破たんをしているわけですから、そのときにヒルトン小樽が全国的に展開をしているヒルトンホテルという、このいわゆる1部屋に対するエネルギーコストというのは相当全国展開しているホテルより高いと。これを何とか再生をするという過程の中で、エネルギー会社に対してエネルギーコストが高いので下げてほしいという、こういう話をしていたというはお聞きをし、最終的にそれがエネルギー会社としてはみずからの会社の運営といたしますか、収支との関係で下げられないという状況の中で、一時は電気をとめるとかとめないとかという話にまでなっていて、ただいま市長が答弁したように、私があそこに行って関係者を集めて、そして仲介をして同じ仲間ですらどうしてこうなるのだという話までして、いわゆるお互い協議をして、電気をとめるとかとめないとか、ではホテルを休業するとか、こんなことまでいろいろ内部でやったこともございますけれども、そういった事実の中で、今お話し申し上げたように、市としてできる範囲の努力はしてきたということでございます。

それから、北野議員がおっしゃった全体的なエネルギー会社が一定程度営業ができて、供給単価が落ちるとか、そういう状況というのは、あそこは御存じのように電力自体は電気事業法といたしますが、自家発電自家消費という意味では、マイカルグループのいわゆるビブレ棟も含めた9万8,000平方メートルの売場面積のあの建物以外は、電力は供給できないことになっています、認可されているのは。けれども、冷熱ですとか、いわゆる熱源については認可エリアは、いわゆるパチンコ店から始まって住宅街のマンション群のところまでは認可を受けているという区域なのです。

ですから、したがって、冷熱等の冷暖房についてはあくまでも通算した認可料金ですから、ある程度需要が増えていくと全体的に落としていくと。いわゆるマンションなりなんなりに一定のことができないという状況ではある。ただ、当初の目的のように、あそこの住宅地自体に道営住宅を建てざるを得ないような状況の中では、冷熱そのものは供給できていませんので、予定したようなものにはなっていないというのが一つです。

それから、御存じのように、オープンした段階では朝の9時から夜の9時、10時までやるという予定でやっていたので、それであれば冷熱も電力も、常にあそこはそれだけの時間は供給していたと。その設計でエネルギー会社というのは成り立っていたのですけれども、現状であれば8時、9時で終わるといって、それとか飲食店街が相当撤退をしたという、こういう中ではやはり冷蔵庫等々の需要がなく

なるという意味では、エネルギー会社そのものは当初予定をしていたタービン2基について発電しているのが、今1基フルに動かせば大体間に合うような状況にしか需要がないという中で、いわゆるコスト削減については一定の限界もありますし、そういう事情の中で今運営をしているところでございますので、現状としてはエネルギー代が高いので大変なのだというお話は、開発者のディベロッパーのOBCからは伺っておりません。

いわゆる不良債権の扱い等々については、北野議員がおっしゃってありましたようないろいろな足かせに多少なっているようなお話は私も聞いておりますので、今、OBCとしては、ポスフルに対して一定のこういったものの解決に向けて手だてをしているように私はお聞きをしているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 建設部長。

**建設部長(嶋田和男)** 北野議員の再質問にお答えをします。

室内水泳プールとの関係で、大和ハウス工業がエストラストをダミーに使ったのかという御質問があったと思います。事実関係を整理しますと、エストラストは平成17年7月に所有権移転して購入して、大和ハウス工業に今年の1月15日に売却をしてございます。そういう中で、大和ハウス工業は準備会が17年7月につくられたときから、要は再開発事業が成立するという状況の中で参画し、議論をしてきておりましたので、今の段階の中において確かに取得をしてございますが、それがダミーだったかどうかについてはなかなか判断がつかないというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 北野議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、目標温度を設定して高島小学校温水プールも進めてきたところでありますが、お話がありましたように、冬期間12時から2時間置きに6時まで測定した温度がわかりまして、それを見ますと、確かに上がりぐあいが悪くて御指摘のような中身もございまして、私どもとしては、利用者に迷惑をかけないように、どのような対策をしていったら目標設定の温度に上がるか等について、利用者を第一に考えながら進めてまいりたいと思いますので御理解いただきたいと思っております。

(「現状は温度何度だったのかと聞いているのですよ」と呼ぶ者あり)

春から冬までの間、それぞれ測定の日によって違うものですから、ですから例えば12月なら12月、2月なら2月という日にちを設定していただければ、お答えできる箇所はお答えしたいと思います。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 最初に、病院の場所の問題ですけれども、市長は市民がいろいろな意見を小樽市に寄せたり、市政に対して建議するということはあると思うのです。だから、その一言なりなんなりをとらえてあれこれ言うというのは、私は市長としてはいかがかと思うのです。私が問題にしているのは、市長自身がとった態度について指摘をしているわけです。平成11年の市長選挙の公約、その直後の古沢議員の提案、確かに小学校と中学校は仕様が違いますよ、階段の立ち上げやなんかも小学校の方が低いのですから。だから、それをそのまま転用するということは、それはできないというのはわかります。だから、古沢議員はそういうことをのみ込んだ上で、量徳小学校の移転新築ということを提起したのではないですか。市長は検討してみると言ったのですよ、本会議の議事録を見れば。その2日後

に、どういう部長が集まったかわかりませんが、内部の会議を開いて、学校法人北海道龍谷学園、双葉高校に売るということを決めたのではないですか。

だから、私は、そのときにチャンスだったのだから、病院を建てるのであれば、なぜそういう態度をおとりになったのかという市長の責任を聞いているわけです。今、現在地で建てていただきたいという市民の方がいろいろなことを言っていますけれども、しかし、そのことをとらえてみずからの責任を不問にするということは許されないと、市長ですから。だから、私はそういう経過があるから、あなたはだれに頼まれたか知らないが、初めからマイカルの横のJRの空き地をねらっていたのではないかということ进行を言うのです。私ばかりではないですよ。多くの市民はそういう疑問を持っていますから。そのことを指摘し、再度答弁を求めます。途中から量徳小学校が残ったところから始まるのは、自分の一番触れてほしくないことを隠すやり方だから、スタートブロックの置き場所が違うということは言っておきます。

それから次は、プールの問題。前後しますが、ではプールの場所をどこにすればいいかと、あなたはすぐにそうやって開き直るのです。市長の悪い癖ですよ。あなたは市長で事業の執行者だし、かつプールをつぶした張本人ですよ。あなたの責任で探さなければだめなのですよ。建てなさいと言ったら、そうしたら建てるなら場所を探してこいと、こんな開き直りがありますか。二度とそういうことを言わないでください。

それから次、山田総務部長が説明したエネルギーコストの問題です。あるいはマイカルの問題ですけども、今答弁なさったことは、私もマイカルの建設時に議員でなかったからわからないところがあるから、時々山田部長のところへ行って勉強させていただいていました。その話も伺っていました。そこで、エネルギーコストの問題で私が市長の話聞いて疑問なのは、基本設計をどこへ委託するかわからないけれども、コンサルタントに委託して基本設計をやってもらうのでしょうか。そのコンサルタントは電気とか冷暖房が高いかどうかをよく調査して成果品を出してくださいと、こういう注文を市長はつけていると。コンサルタントよりも有能な人材がそろっている小樽市役所の幹部職員の知恵を集めたら、そんなことぐらいわけもなくわかるでしょう。何で北電とエナジーソリューションの電気代がどう違うのかぐらいわからないのですか。早くから私は言っておきましたよ、代表質問でやるから調べておきなさいと。昨日通告したわけでないですからね。いまだにわからないと。だから、都合が悪いからまじめに調べようとしていないのですよ。何もコンサルタントに何千万円もかけてやる必要はない。小樽市役所の有能な人材でそのぐらいのことは幾らでもできますから、やらせてください。答弁を先送りするだけの話です。

それから、山田総務部長でもいいし、市長でもいいのですけれども、マイカルの区域の問題です。今話を聞いていたら、予定がすっかり狂ってしまったと。当初はそういうつもりはなかったのだけれども、テナントも引き上げるし、営業時間も短くなるということで、電気の供給、冷暖房の供給がうまくいかないと。結局、熱供給事業法で黒字を出せとは言わないけれども、採算を合うようにしなければならぬから、供給が少なれば単価を高くしなければならぬのです。当たり前の話ですよ。しかし、空き地が埋まればとんとん以上の利益が出るという計算の下にやったはずなのです。だから、先ほどどちらりと、電気と冷暖房は別ですけども、区域のこともお話しされました。市立小樽病院が進出予定の市長が建てたいと言うところは、理事者から供給の外側の区域だということも聞いています。だから、そういうことを考えたとしたら、先ほどの話に戻るのですが、エネルギーコストの問題、これはやはり避けて通れないと思うのです。だから、マイカルを誘致しておいて、失敗して、少しはうまくいくのはここだという話がかかっているのに手を打っていないと。本当に無責任な市長だというふうに私は思う

のです。反対の立場の私たちから言われなければ問題にしないのですか。極めて無責任な話だと思います。だから、固定資産税15億円、今年払っていなかったら20億円近くになるのですよ、滞納。小樽市にとって大変な金額ですから、もう少しまじめに取り組んでいただきたいということです。

それから次は、病院の不良債務の問題なのですけれども、これまで答弁されましたけれども、果たして12月1日に市立病院調査特別委員会に出した資料のとおり、この表のとおりいくのかと。そこは依然として市長の答弁を聞いても、ああ、なるほど間違いないなというふうにはなりません。最後は最大限の努力をしていただくということでしょう。努力をしてもこの予定どおり、例えば平成20年度は5億5,800万円、今までよりも赤字解消をしなければならないのですよ。最大限やって8,000万円しかできなかったということになったら、5億円丸々、小樽市は4億4,200万円にプラスして病院に持ち出すというより、不良債務解消にこの額を小樽市は一般会計から持ち出さざるを得ないのですよ。だから、金額が大きいから、私はこれは本当にまじめに考えてこの表をつくったのかと疑っているのです。まじめにできますと言うのだったら、先ほど言ったように、そうしたら今までの病院の理事者は赤字解消についてまじめにやっていなかったのかと、こんなに条件があるのにやっていなかったということになるのですよ。だから、私はこの表についても小樽の財政にかかわることですから、もっと責任を持ってやっていただきたいということです。

それから、財政部長に最後に伺いますが、先ほど答弁漏れについて説明がありました、遅れの要因。結局病院の不良債務44億円を5年間で返さなければならないということが突然出てきたと。だから、公債費負担適正化計画あるいは小樽市の推進プラン実施計画収支計画の見直し、こういうものとの整合性を図ると。数字だけではないです。事業も裏打ちされなければなりませんから、それで時間がかかっているのではないですかと私は心配で声をかけたのです。結局そのとおりでしょう。だから、そういうことを素直にお答えいただきたいと思うのです。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 再々質問の全般を通しまして、どうも我々がやっていることがふまじめだということに聞こえるのですけれども、私も含め職員含めてまじめに取り組んでおりますので、誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

それから、築港地区に最初から決めていたのではないかというお話ですけれども、これは何回も説明していますけれども、候補地は最終的に2か所に絞りました。

（「最終的、そこへスタートブロックを置くのではない。そのもつと前なのだから」と呼ぶ者あり）

ですから、最初から言えば4か所あったのですよ。4か所あったのです。

（「自分でつぶしたのでしょうか」と呼ぶ者あり）

どうしてつぶしたのですか。つぶしたつぶしたって、ほかにいるのですよ、だれか。

**議長（中畑恒雄）** 答弁を聞いてください。

**市長（山田勝麿）** ですから、先ほども言いましたとおり住吉中学校の話もありましたので、それは教育委員会とも相談しましたと言っているのですよ。ですから、それは小・中の建物の構造からいって無理だという教育委員会からの判断ももらいましたので、それであきらめた。

それと、もう一つ皆さんに言われるのは、何で最初から量徳小学校に病院をつくるからと協力をお願いしなかったのだという意見もありました。それについては前にも説明していますけれども、これから

小学校の適正配置が始まるのにその検討経過も見ないで、最初からここはもう病院にするから学校は要らないと、そういう立場は我々はとれませんと言っているのです。そういうふうの説明をしてきました。したがって、最終的に適正配置計画で量徳小学校がだめになりましたので、これはもう向こうしかないということで方針を決定させてもらいました。

それから、プールの場所の問題ですけれども、早く建設せよと言うから、最初からやるのであれば場所の問題から始まるのですよということを言っているのですよ。

(「自分で探しなさいと言うの。何言うのだ」と呼ぶ者あり)

それから、あとは関係部長から説明させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 総務部長。

**総務部長(山田 厚)** エネルギー問題について、北野議員から一応調べてほしいということ言われているというのは原部の方から聞いていまして、関係のところにも手配もしましたけれども、当然エナジーソリューションは、お客様に幾らで売っているということを企業の側からべらべらしゃべるといって体質というか、そういう企業ではないもので、OBCの方にもお聞きしたら、社長に許可を得なくては言えないという話もしてありましたので、ついせんだって社長に会って、そう言っているのので後で教えてくださいというお話はしてありますので、少なくともエナジーソリューションの関係の料金等々については調べられる範囲で可能かなというふうには思っております。

ただ、問題は、今、北野議員がおっしゃったように、あそこ自体の区域が全部埋まれば北電との関係でうんぬんという部分については、確かに私の記憶では、あそこのコージェネをつくって、そして事業をやるときに、当然当時の計画でいけば北電の料金より下げられるという前提でなければ、自前でもってあんなものこしらえられるわけがないわけですから、それは先ほど来言っているいわゆる電力であり、エネルギーだというのは、おのおのの認可を受けた区域が一定程度施設ができて、それに予定をされていたものが、すべて冷熱も含めてマンションが建って、そこに全部行きますよと。それから、今のウィングベイ小樽の9万8,000平方メートルの売場面積の建物が、100パーセントとは言わないまでも8割、9割テナントが埋まって、そして電力の割り勘分なり、エネルギーの割り勘分が全部賃料から収入として上がるという前提で設備投資をしているわけですから、そういう意味では現状の空き地、先ほど来私もが、あいているところを埋まっているというのを誤解していたのは、外側のところに電力を売ってあげればというような意味合いでとったので、土地利用うんぬんという話をちょっと答弁させてもらっていますけれども、基本的には今の区域の中では、建物自体はあれで当初の計画の、保留地のところはちょっと経過は別ですけれども、目いっぱいになっていますので、問題はあの中にどれだけのものが入ってきて、どれだけのエネルギーを使っていくかと、こういったことがやはり相当問題になってくるのかなと。したがって、今は入っていないところからすると、エネルギー会社自体の経営で倒れない範囲の中で、何とか御協力をいただきながらエネルギーの供給をしてもらって、何とか再生するまで、そういう意味ではエナジーソリューションと、いわゆる親会社であれば北ガスですけれども、OBCとしては今協議をしているというお話を聞いてございます。

それから、病院のコンサルタントとの関係については、これは当然エネルギーなり電力なりというものを引いたときに、建物に当然ボイラーなりなんなり機械を入れて、自前でもっていろいろつくっていくというコストの問題と、できあがったものを配送されて地下のいわゆるカルパートでもって道路をくぐってほんと持ってくるという、こういった全体のコストでどうなのかという設備の問題と、それからランニングコストとして今言った将来的に不安定な電力なりエネルギー供給、いわゆる会社自体が。そ

ういった状況の中と、北電という一つの大きな会社が電力を持ってくる。それから、冷熱自体は北電は電気しか来ませんので、そういったものをどういう機械でもって動かすかという、あらゆるものでいろいろ検討した中で、将来的なコストの問題も含めて経済的にどうなのだというあたりも少し今回の基本設計の中で検討すべきかなというのがあって、市長の方からただいま申し上げたように、コンサルタントにそういったことも少し研究してもらうようにということで発注をする予定で、今、原部の方に話していると、こういうことですので、そういうことで御理解いただければというふうに思います。料金体系についてはまた努力をしてみたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 小樽病院事務局長。

**小樽病院事務局長(小軽米文仁)** 北野議員の御質問にお答えいたします。

これまで病院として経営努力をしてこなかったのではないかというふうなお話ですが、私が客観的に見ますと、この44億円は御存じのとおり、平成5年度から11年度までの間に長期貸付金として累積されていた、いわゆる不良債務なわけです。そうすれば、皆さん御存じかと思えますけれども、四国の香川県で経営改善した有名な市立病院に視察に行った方もおられると思えますけれども、あそこの病院の場合は平成3年に新しい院長が行って、10年で25億円の赤字を解消したという、これは本に出ていますが、そういったことも読んでみますと、やはり経営努力が足りなかったか足りたかというのが客観的にわかるのではないかというふうに思います。

それと、もう一つ、この44億円について考えてみますと、後から経営努力の内容についてはお答えしますけれども、44億円自体、例えば平成5年度から11年度の間、平成4年度まで13億円ベースで繰り入れたものが、それを減らして44億円が累積されたのだというふうにおっしゃる方もありますけれども、結局例えばこの5年度から11年度の間、7年間ですけれども、仮に13億円ずつ毎年度繰り入れたとしても、18億円しか増額にならないわけですね。そうすると44億引く18億ですから、26億円自体はやはりもっと違いたいわゆる赤字要素が、それはその時々診療報酬の状況とかいろいろな状況があると思えますけれども、新たな26億円が赤字として生じたということが言えるわけです。

そうすると、この44億円を今度19年度から5年間で解消していくと、これは一般会計がすべて負担すべきではないかと。これまでの13億円の一般会計繰出金にプラスして、44億円分を5年間で一般会計が負担すべきだということになりますと、今まで13億円を繰り入れたとしても、26億円の新しい赤字要素があったわけですから、やはりそういった意味ではこの44億円を考えると、いわゆる19年度からの5か年で解消するとどういふふうに負担をしていくかというふう考えたときには、やはり今22億円実質負担ですね。そういった考え方もひとつ妥当性があるのだろうというふうに思っております。

(「記録に残るのだぞ。ちゃんと考えて答弁しろよ」と呼ぶ者あり)

これ以上経営改善はできないのかと。この5億円うんぬんの自助努力についての数字はどういう数字かといいますと、例えば19年度で第二病院の内科医師がやめますけれども、病棟自体は脳神経外科、心臓血管外科で使いますので病棟利用率が上がると。そういった中で、もう一つは小樽病院で、19、20年度で医師を1人ずつ確保すると。そういった中では、例えば内科医師を小樽病院で見ますと、1人確保しますと2億円から2億5,000万円ぐらいの診療報酬になりますので、そういった中で経費を引くと7掛けぐらいで、約2人で3億円ぐらいのいわゆる利益を上げられるということが一つあります。

(「さっさと医者を連れてくればよかったですでしょう。何をやってたのだ」と呼ぶ者あり)

それと、給与カットが7パーセントから10パーセント、3パーセントカット率が上がりますから、こ

れで約1億円ぐらいになります。そのほかに、収益増対策として病床稼働率向上、これは病床管理委員会も今回小樽病院では再開しております。それから、経費の見直しについては委託料の業務内容のいわゆる全面見直し、自分たちができるものは自分たちですという中で、19年度当初からこれは考えております。こういった中で、最終的にはぜひともこの計画を実行していかなければ、19年度からの起債も借り入れられないようになるものですから、これまでにない経営改善の努力をしていくというふうなことで考えております。

(「しばらく局長から動くなよ」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時54分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 上 野 正 之

議員 斉 藤 陽 一 良

平成19年  
第1回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成19年2月28日

出席議員(30名)

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(1名)

27番 中畑恒雄

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	山岸康治	監査委員 事務局長	中塚茂
収入役職務代理者 (会計室長)	宮腰裕二	総務部総務課長	田中泰彦
財政部財政課長	堀江雄二		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	関朋至
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	村中香織

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	渡辺美和
書記	大崎公義
書記	松原美千子

開議 午後 1時00分

**副議長（佐野治男）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、大竹秀文議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第44号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。  
通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

**32番（佐藤利幸議員）** 公明党を代表して質問をいたします。

市民との協働について伺います。

この数年にわたって、各自治体はこぞって市民との協働という言葉を意識して使用しているようです。今、協働を標ぼうしない自治体はないほど、この言葉は多用されておりますが、本当に協働しているのかと考えるとき、いささか疑問を感じます。

広辞苑によりますと、協働とは、文字どおり、協力して働くこととなっております。

果たして本市は市民の協力を得られ、協働していける体制が整っているのかという観点から質問をいたします。

初めに、市民協働センターの設置について伺います。

市民との連携やまちづくりの機能の強化として、協働の窓口としてのセンターの設置です。ここでは、NPO法人の設立やマネジメント支援、町会との連携・交流支援などの市民活動サポート機能、まちづくりに関する調査・研究、市民参加の支援、市民参加窓口機能、協働事業の公募、NPOなどの企画提案のサポートのほか、市民活動団体への場の提供と情報交流機能の充実を図るべきと思いますが、協働センターの設置について、市長の見解を伺います。

次に、パブリックコメント手続条例について伺います。

国は、中央省庁等改革基本法第50条第2項における「重要な政策の立案に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、専門家、利害関係人その他広く国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う仕組みの活用及び整備を図る」という規定に基づき、閣議決定された「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」により、パブリックコメントを平成11年3月から実施しています。その後、平成16年3月に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画に、行政立法手続等を含めた行政手続の速やかな見直しとパブリックコメント手続の法制化の検討が盛り込まれたことにより、行政手続法検討会において、行政立法手続の法制化が検討されました。

平成17年の行政手続法の改正は、平成16年11月に行政手続検討会から出された報告書に基づき行われたもので、その内容としては、パブリックコメントの対象を政令、府令、省令、告示、審査基準等のうち、規制に関するもののみとしていたものを、それらのものすべてを対象とすることに変更した上で、規制の設定又は改廃にかかわる意見提出手続を法制化したものです。

本市においては、行政手続条例を平成10年3月に制定後、平成12年3月に改正をされておりますが、その内容に関しては、あくまでも処分や行政指導及び手続に関したものであり、意見公募手続については述べられておりません。意見公募手続とは、行政機関が命令等を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。

これらの改正に基づき、各都市においてもパブリックコメント手続条例を制定しております。ちなみに、この条例にのっとり、横須賀市では、市立市民病院経営健全化計画の策定についてなど、主に市民

生活にかかわる大事な政策については、広く市民の意見を求めています。

本市においても、本条例を定めることにより、市立病院の新築や室内水泳プール等の問題においても広く市民の意見を聞く機会を得ることができたのではないかと思います。

今後、行政と市民がお互いの意見を交換するツウエーがますます大事になります。市民との協働の第一歩として、パブリックコメント手続条例の制定を求めるものですが、市長の見解を伺います。

次に、市民との協働の観点から、小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の次の10年に向けた計画の策定について伺います。

現在、本市の施策の指針としている21世紀プランも、平成19年度をもって終了いたします。御存じのように、この21世紀プランは、前市長の下で、希望あふれる小樽市を目指すために、職員、議員、民間の有識者の知恵を集めて作成されました。私も参加させていただくことができました。その作成に当たっては、市職員が長期にわたって練り上げたものをたたき台としており、議員や市民代表はアドバイスや若干の提言を取り上げていただきましたが、その大部分は市の意向に沿ったものになりました。内容については、御存じのように、当時考え得る最上のもではありませんでしたが、市民との協働であったかと問われると、当時から疑問を感じておりました。10年間の時を経て振り返ると、本当にこのプランが市民の間に定着し、本市の指針になり得たのか、市民の生活の中に定着できたのかと考えるとき、今では市民の心の片隅にもない、思い出せもしないものではなかったかと、議員や多くの職員の中にさえまちづくりの指針として残っていなかったと感じます。この原因はどこにあるのか、真の意味で市民との協働での作成ではなかったところにあります。このように申しますと、これ以上どうすればよいのかと言われそうですが、あれから10年間の歳月の中で、社会情勢も大きく変わってまいりました。情報の開示も情報公開条例の下、個人や団体の知る権利も進展し、個人情報のセキュリティーも確立されると同時に、市民の市政に対する知る権利や意見を言う権利もますます大きくなっております。

本年から、次の10年に向けたプランの作成にかかわることとされますので、市民との協働から提案をいたしたいと思えます。次のプランの作成に当たっては、白紙からの作成をするべきであると思えます。これまでのように、行政が市民に押しつけるような未来ビジョンでは、市民の手づくり感に欠けてしまい、どこか市民から遊離しております。市民と行政が対話を積み重ね、繰り返すことによって双方の考え方や政策そのものに対する理解が進み、よりよい政策の創造につながるというプロセスが重要なのではないのでしょうか。白紙からの出発というのは、プランの作成の基礎部分をすべて市民公募の、市民の発意に基づくものにするによって、市民参加の本当の意味で市民のプランとなり得るものです。具体的には、市民公募による研究会を少人数で立ち上げる。その後、できるだけ大勢の市民の参加による分科会において、徹底的に市民の理想とする小樽市の姿、あり方をプランとしてまとめ上げて、これこそ市民がつくり上げた21世紀プランとして、一人一人が胸を張ってその実現に向かっていけるものができるのではないのでしょうか。

また、あわせて人口の設定について伺います。前10年間の21世紀プランでは、本年までの人口の設定については16万人を目指すと言われておりましたが、若干の人口増加どころか着実に低下を続け、14万人そこそこになっており、本年じゅうに13万人台になりそうな感さえあります。経過から推移しますと、新市立病院基本構想に示された本市の将来人口の推移どおりに進行しているわけでございます。これについては、当初からさまざまな議論がなされておりましたが、次の10年の人口設定については、より現実性の高いものにするべきだと思います。この部分こそが計画の基礎となる大事な点ですので、見解を伺います。

市民との協働と言葉で言うのはたやすいことですが、これを行うことは大変難しいことでもあります。

より具体的に取り組まなければ言葉遊びになってしまいます。市長の見解を伺います。

次に、行政改革について伺います。

組織体制の見直しについては、平成16年に建築都市部と土木部の統合と、一部の組織でグループ制が導入されておりますが、その後、現在まで具体的に進展が見られないのは残念でございます。今後、組織体制についてはどのように考えておられるのか、見解を伺います。

職員定数の見直し、目標の早期実現については、急がれる課題ではありますが、やみくもに職員を削減することだけを目的としてはいけないと思います。本市の将来像を念頭に置いてのビジョンを確立し、それに基づいて定数を定めるべきと思いますが、見解を求めます。

その基盤となるのは、本市の人口とのかかわりであります。先日、視察させていただいた東京都三鷹市は人口約17万人で、平成8年度から12年度までに96人の削減を実施しておりました。これは人口増加の中での削減であり、今後も引き続き削減目標を明確に市民に周知しておりました。平成16年での職員数は1,113人、職員1人当たりの人口数は152人となっております。ちなみに、人件費比率は20.7パーセントであります。本市とは土地形状の違いはありますが、人口と職員数の関係は大事であり、職員数の設定においては大きな指標となります。

お聞きします。本市における職員1人当たりの人口数は何人になるでしょうか。また、人件費比率と職員数の設定目標をどこに置かれているのか、見解を伺います。

次に、「人財育成方針」の策定について伺います。

この場合の「人財」とは、人を財産として人財と書きますが、「人は石垣、人は城」という言葉があるように、本市行政にとっての大切な宝である「人財」の育成は、将来の本市にとって重要な課題であります。長期的、総合的な人材育成を行うため、「小樽市人財育成基本方針」の策定を提案いたします。

現在、本市では、職員評価についての明確な指針が示されておりませんが、どのような基準の下で人材の登用が行われてきているのか。だれもが納得できる人材評価の基での登用や異動がなされているのか疑問を感じます。人事についての基準をお示しください。

21世紀型自治体にふさわしい人材戦略の方向性を示す方針として、CDP（キャリア・ディベロップメント・プログラム）などの制度の導入を検討し、人事任用制度と職員研修体系とが複合的に融合した人材育成システムなどを導入し、組織力の向上と発展に心がけるべきであります。見解を求めます。

次に、保育所の民営化について伺います。

平成12年3月から、厚生省は社会福祉法人以外の法人についても認可保育所を設置できる規制緩和が図られ、株式会社やNPOなども認可保育園を設置できることになりました。ただし、株式会社については、地方自治法では公の施設の管理を委託できるのは、自治体が出資する法人や公共団体等に限定されており、地方自治法の規定と株式会社等に委託する場合の法解釈についてはなかなか微妙なところがあり、厚生省と自治省の協議の中で、最近では、公の施設の管理は自治体で行い、保育所の運営に関しては株式会社に委託できるという解釈が認められたようでございます。民間委託を進めることによって、一例ではありますが、自治体が直接運営をした保育園は年間1億8,000万円かかるとしていましたが、民営のプロポーザルによって半額の9,000万円の委託料で契約できたとの事例も報告されております。民間委託によるコスト削減だけではなく、民間のきめ細かいサービスの提供により、子供たちの表情がはつらつとしてきたとの報告もなされており、一考の価値があると思われませんが、見解を伺います。

続いて、窓口業務の民間委託について伺います。

A B C手法による業務コストの分析結果により、マネジメント改革の糸口となるさまざまなデータが得られております。このA B C分析とは、製品やサービスを提供するための活動を詳細に分析して、個々

の活動で必要とされたコストを算出し、原価を明らかにする管理会計手法ですが、もともと企業のコスト管理に利用されておりましたが、最近では行政サービスのコストを分析する手段として自治体への導入が進んでおります。限られた財源、人材で電子自治体を構築するには、行政内の業務改善が必要となります。行政サービスは、市場に提供される商品と異なるため、それがどのぐらいの価格を持つものか、提供するためにどのくらいコストがかかっているのか、不透明な部分があります。ABC分析の導入により、行政の窓口業務を実行した自治体の分析によれば、例えば住民票の写しの交付に関しては、人件費も含め1通当たり170円であるが、戸籍とう本では918円かかることがわかっております。その差は処理時間から生じるものです。また、市政窓口の業務に関しては、全業務の75パーセント、現場責任者である管理職から嘱託職員を含む全職員で処理しており、職階によって担当が区分される業務の割合が低いことも定量的に明らかになっております。仮に住民票の発行をすべて管理職で行った場合の試算では、現在より60パーセントのコストアップになるが、すべて嘱託職員で行った場合は50パーセントのコストダウンになることが、シミュレーションで明らかになり、人件費の単価の差によるコストの違いが明らかになっております。市政窓口において、嘱託や臨時職員の割合を増やすという方法も考えられますが、より抜本的な改革として、市政窓口の業務を株式会社に委託する方法が有効で、よりコストダウンが図られるようです。ただし、完全委託に関しては、法的な規制があります。現金などの公金の収納業務と戸籍とう抄本の取扱い業務を民間事業者に認めていないことから、一部委託にならざるを得ませんが、この一部委託でも相当の効果を期待できると思われまので、市長の見解を伺います。

次に、入札制度の改善について伺います。

最近、北海道においても知事が一般競争入札の基準額で、現在の予定価格5億円以上から1,000万円以上に引下げ、対象工事を大幅に拡大する方針を明らかにいたしました。2007年度から段階的に拡大し、道発注工事の約7割が対象となっております。これは官製談合による知事の逮捕が相次ぎ、全国知事会が昨年12月に示した指針に乗り、談合のペナルティ評価や透明性の比較的高いと言われる電子入札も導入する方針とのことです。また、旭川市においても、官製談合を排除するため、予定価格が130万円を超える建設工事と50万円を超える測量や設計について、明年度から原則として条件付一般競争入札を行うと発表しております。また、官製談合事件を起こした深川市においても、同様の入札制度の改善を明らかにしております。

公共事業の入札に関しては、1993年にゼネコン疑惑が発覚して、建設省主導による幾度かの入札制度の改善がなされております。その後、2000年11月、国会において公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律、いわゆる適正化法が成立しております。これに伴い、各自治体も独自の改善を実行しているにもかかわらず、公正取引委員会はこの数年、談合事件摘発件数を増加させております。さらに各地において住民代表訴訟が提訴され、損害賠償請求がなされている現状があります。本市においては、これらの現状をどのように受け取られているか伺います。本市における入札の現状については改善されているのか、少なくとも変えようとしているのか。工事請負の各クラス別の予定価格における落札率と平均率についてお示しください。あわせて、今後の入札制度の改善についての見解を伺います。また、より透明性の高いと言われる電子入札についての見解を求めます。

次に、小樽市自治基本条例について伺います。

2000年の地方分権法改革によって、自治体が市民に対して地域の総合行政を進めていかなければならないことが確認されました。財政問題、学力低下や少子化に伴う地域の弱体化や高齢化と、国の問題が即地域の問題となり、いや応なしに責任を求められる現状にあります。そのために、自治体政策の大綱として、地方自治法第2条第4項における「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決

を経てその地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定められており、基本構想やこれを具体化するための総合的諸計画の策定と計画に基づく行政執行を行っております。このような仕事を進めることは大切ではありますが、それによって実現する市民の尊厳、人権、権利の内容と、そのためのシステムを明らかにすることが必要になります。そこで、自治体の組織運営・活動に関して、基本的な事項を定めた条例を定め、これを頂点に、地域の自治立法である条例や規則を体系的、総合的に編成し直すことが求められます。このような内容を持つ条例を自治基本条例といいます。

地方分権改革以前は、自治基本条例という用語よりも、英語のホームルールチャーターを訳す形の都市憲章や都市条例という言葉も用いられてきたようです。加えて市町村の場合は、国法や都道府県の自治立法も、市町村の自治体法を構築するという法の集約点となっております。このとき、国法は全国画一的で、縦割り、時代おくれなどと指摘されており、都道府県の自治立法もその市町村がみずからの行政上の諸課題に対処するために制定したものではないという点において、地域に的確にフィットしているものとはなっておりません。したがって、自治体は、こうした国法や都道府県の自治立法の弱点や至らない点を、新たな条例等を制定することによって地域住民の福祉の向上に資するように補っていかねばならないのであります。自治基本条例は、この点において、単に各自治体の自治立法の頂点にあるだけでなく、その自治体を規律する縦割り、寸断された国法や都道府県の自治立法をも統合し、地域において憲法に準じてこれを直接的に補完する法規、いわゆる準憲法として機能すべきものであります。

2000年12月に、二セコ町で、全国初となるまちづくり基本条例が制定されて以来、各地において類似の条例の制定が相次いでおります。本年4月からは、隣接の札幌市においても施行されることになっております。

先日訪問いたしました東京都三鷹市における自治基本条例は、その画期的な内容で注目を浴びておりますので、若干紹介したいと思います。

まず、前文において条例の意義を明確にしております。主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならないと、主権を明確にしております。第2条では、市民とは、市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいうとし、住居を持たない者であっても働き、学び、活動する人も市民と定義しております。その意味では画期的であると思います。また、第5条では、市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有すると、市民の権利を明確にし、第8条では、市議会に触れて、市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。議員の政策提言と政策立法を促しております。また、第19条では、オンブズマン制度の設置に触れ、第26条は、監査委員の権限に触れ、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うとし、一段と踏み込んだものとされ、この点も画期的であります。第35条では住民投票に触れ、住民の総数の50分の1以上の者の連署をもって実施できることを明記されております。

以上のように、各都市では、市の責務と市民の役割を明確にすると同時に、行政の目指す方向性を示すことによって、市民との協働に努力しております。小樽市自治基本条例についての市長の見解を求めます。

教育問題について伺います。

北海道教育委員会が昨年12月に実施した「いじめ実態調査」について伺います。

一部報道では、北海道におけるいじめの実態調査の結果を、今もいじめられている子供が約2万人も

いると発表されております。公立の小・中・高42万人のうち2万303人、生徒の4.8パーセントを占めており、相当深刻な様相を示しております。いじめの認識については、規定することはなかなか困難なところではありますが、少なくとも子供自身がいじめと思って答えている以上、その実態は深刻をきわめていると意識しなければなりません。本市における調査結果についても、速報値ではありますが、555人が少なくともいじめを受けているという認識を子供たちが持っているということですが、調査結果についての報告を求めます。

また、このアンケート調査実施に対して、教職員組合より非協力の指令が傘下の教員に出されていたようですが、本市における実態についてお聞かせ願います。

北海道の中においても、本市は非協力の教員が多いとの報道もあり、他都市との比較とその原因についても報告していただきたいと思います。

また、文部科学省が4月に実施する全国学力・学習状況調査についての協力体制についても、あわせてお知らせ願います。

北海道教職員組合は、日本教職員組合の傘下団体となっておりますが、この北教組に加入している教員の加入率は、北海道においては全国より高く、36.9パーセントと言われておりますが、本市における加入率についてはどのようになっているのか。また、本市教育委員会が毎年発表してきたいじめに関する実態との差はあまりにも大きな隔たりがあるが、どのような理由によるのか、見解を伺います。

次に、給食費の滞納について伺います。

文部科学省は、昨年11月から12月にかけて、給食を実施している全国の国公市立の小中学校を対象に給食費の徴収状況を調べたところ、滞納総額は約22億円になることが明らかになりました。都道府県別では、沖縄が滞納率3.8パーセントで突出しておりましたが、北海道も1.4パーセント、滞納額4億7,595万円は全国でトップとなっております。道教育委員会によりますと、道内では2,086校が給食を実施しており、55.8パーセントに当たる1,163校で滞納がありました。本市における給食費滞納の実態と、対応及び対策をお聞きいたします。

本市についても長い不況の中であり、生活困窮の世帯も多いことから、その影響が強いとも考えられます。徴収については、個々の家庭の状況をよく見極め、児童に十分配慮していただきたいという点について、お願いいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**副議長（佐野治男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市民協働センターの設置についてでありますけれども、厳しい財政状況や急激な少子高齢化の進展などの中にあって、複雑・多様化する市民ニーズに行政のみで対応していくことは困難な状況にあります。このため、市民と行政が連携したまちづくりを進めることが必要であり、市民が行う諸活動をサポートする事例として、三鷹市が行っている市民協働センターの設置など、それぞれ地域の特性に合ったしくみが実践されております。今後、それらを研究してまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメント手続条例の制定についてでありますけれども、今までも国民保護計画や観光基本計画など、市の基本的な施策に関する計画などの策定に際し、パブリックコメントを実施してきております。パブリックコメントの制度化については、単独条例や自治基本条例などにおける規定、そ

他の手法がありますので、各都市の状況などを参考に今後検討してまいりたいと思います。

次に、新しい総合計画の策定に関連しての御質問でありますけれども、まず市民の手による白紙からの作成をしてはどうかという御提案であります。総合計画は、将来の小樽市のビジョンと方向性を示し、市政運営の羅針盤としての役割を持つものであり、策定過程において広く市民の皆さんや各界各層の御意見をいただきながらつくり上げることで、情報の共有やまちづくりに対する意識の醸成が図られるものと考えております。

一方、現在の厳しい財政状況の中で、都市の将来像やまちづくりの夢を描くことは容易なことではありません。そのため、計画の策定に当たっては、現行の事務事業の的確な分析や本市を取り巻く状況、本市の持つ強みや弱みなどを把握するなど、行政の技術的なノウハウも必要となりますので、市と市民がそれぞれの役割を分担し、相乗効果を発揮して、よりよい計画を策定できるよう工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、新しい総合計画の人口設定であります。全国的にも人口は減少に転じており、各種の推計から見ても今後本市の人口減少は避けられないものと認識せざるを得ません。御指摘のように、人口は市政運営の基本であり、計画策定の基盤となる最も重要な要素でありますので、新しい総合計画では、的確な人口推計をした上で、現実的な将来人口の設定を行う必要があると考えております。

次に、市民との協働についてでありますけれども、私は市長就任以来、協働の心を大切に市政運営を公約に掲げ、本市が抱える課題の解決に向けて、市民と行政とが知恵を出し合いながら、ともに汗を流して協働によるまちづくりを進めてきたところであり、このまちを愛する多くの皆さんと良好なパートナーシップが築かれ、市民と行政が連携した取組も実績を重ねてきたと考えております。約10年ぶりに行う新しい総合計画の策定を通じて、市民の皆さんとともに新しい時代における小樽を考えることで、より一層市民一人一人が自分の住んでいるこのまちに愛着を感じ、協働の精神がさらに広がるものと期待いたしております。

次に、行政改革について何点か御質問がございましたけれども、初めに、今後の組織体制についてであります。まずこれまでの経過をお話いたしますと、平成16年度には、建築都市部と土木部、学校教育部と社会教育部の統合、企画部の廃止による18部体制から15部体制への再編など、大規模な組織・機構の見直しを行ったところであり、17年度には、建設部雪対策課の新設や、水道局では下水道事業所を廃止し、上下水道事業の統合などを行い、18年度においても、業務の効率的な執行のため、建設部まちづくり推進課と都市計画課にグループ制を導入しております。なお、今後につきましては、平成19年度に、建設部維持課と建設課、水道局においては電気システム課と整備推進課の統合や庶務業務の一元化も予定するなど、継続して組織・機構の見直しを進めております。なお、財政再建推進プラン実施計画では、組織・機構の見直しとして、市民部と環境部、福祉部と保健所、経済部と港湾部など、関連する業務の整理と部の統合を視野に入れた見直しを課題としておりますし、平成20年度に始まる後期高齢者医療制度の実施に向け、関連する市民部や福祉部、保健所との連携や組織・業務の見直しも課題であります。これらの課題のほか、民間委託の推進なども見据え、効率的な組織体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員定数の見直しに当たっての将来ビジョンに基づき決めるべきとのことでもありますけれども、現在、当市における最重要課題は財政再建にあります。起債の許可条件として、病院事業会計の累積収支不足額44億円の解消及び一般会計の収支改善を課題とした財政再建計画の提出を国から求められ、現在策定中ではありますが、当面はこの計画に沿った人員計画を確実に進めていかなければならないと考えております。将来ビジョンについては、新しい総合計画において形づけられると思いますが、そうした

将来像を見据えて組織・機構の再編や事務事業の見直しなどを図りながら、その上で定数のあり方についても検討していかなければならないものと考えております。

次に、本市の職員1人当たりの人口数でありますけれども、平成16年4月1日現在で71.1人となっております。職員1人当たりの人口数については、人口密度や年齢構成、さらには地理・地形などによる行政機構の違いが大きく影響するものと考えております。例えば面積は、三鷹市が16.50平方キロメートル、本市が243.13平方キロメートルで、本市の方が14.7倍大きいわけです。東西の距離は、三鷹市が6.35キロメートル、本市が36.47キロメートルで、本市の方が5.7倍大きいわけです。また、南北の距離は、三鷹市が5.24キロメートル、本市が20.39キロメートルで、本市の方が3.9倍大きくなっております。この地形の違いにより、消防や水道などの職員を多く配置する必要があります。さらに、本市には、消防のほかに二つの市立病院を設置し、政令保健所や二つの港湾を擁しておりますので、本市は三鷹市よりも963人多く職員を配置していることとなります。この963人を除いた職員1人当たりの人口数は134人となり、三鷹市にかなり近い数値になると思っております。

次に、本市の件費比率と職員数の目標設定でありますけれども、平成16年4月1日現在の職員数は2,049人であり、平成16年度の件費比率は17.5パーセントとなっております。なお、職員数の目標設定については、病院や消防など配置基準が定められているものを除き、基本的には市民ニーズや市民サービスに十分こたえ得る組織・機構となっているかどうかの一つの基準であるのではないかと考えております。

次に、人材育成についての御質問でありますけれども、初めに「人財育成基本方針」の作成であります。新年度から国の給与制度構造改革としての給料表を導入する予定ですが、これは基本的に昇級制度に民間を意識した人事評価制度の導入を考慮したものととなっております。この人事評価制度の導入に当たっては、職員研修をはじめとした人材育成の仕組みづくりがその前提となります。人材の育成は、将来の小樽の発展を担う優秀な人材を得るために必要不可欠なものとの認識から、現在、基本的な考え方や方針、方向性等を示すものとして策定すべく、ワーキンググループで検討を進めております。

次に、人事異動等の基準であります。人事異動に当たりましては、まず業務遂行の度合いや努力の度合い、勤務態度などについて所属部長からの評価を参考としております。また、昇任の選考に当たっては、組織や定員管理の観点から情報収集能力や企画力、部下職員に対する指導・育成力など、職員の能力や適性、基本姿勢などについて、所属部長からの評価や外部の評価なども含め十分把握するとともに、昇任させるポストの数やその職務内容、必要な資格、適性、能力等について総合的に勘案することとしております。

次に、CDPなどの制度の導入でありますけれども、職員の能力を長期的な計画に基づいて開発するシステムプログラム体系であるCDPについては、二つの方向性が考えられ、一つは、市が職員に対して行う職員研修等の能力開発であり、もう一つは、職員がみずからの意思により能力を開発していく自己啓発と言われるものであります。民間企業においては、終身雇用を前提とした配置転換や現場における教育訓練を受けているだけでは、他の従業員との能力を差別化することが難しくなっており、受動型から能動型のCDPへとシフトしてきているということも聞いております。この自己啓発型のCDPは、ある一定の能力を身につけなければ希望の業務に従事できない仕組みなどの下で、目標達成のための自己責任として推進されてきているという状況もあるようですから、今後、先進市の事例など詳細については、研究していかなければならないと思っております。

次に、保育所の民営化についてでありますけれども、国では待機児童の解消等に柔軟に対応できるよう、平成12年3月に保育所の設置主体に株式会社も認められたところでありますが、現在のところ、社

会福祉法人が大半を占めております。市立保育所の民営化については、昨年3月に策定した財政再建推進プラン実施計画において、指定管理者制度導入について検討することを盛り込んでおりますが、いずれにいたしましても民営化を進めるに当たっては、利用者等が引き続き安心して利用できる保育サービスが確保できるかどうかという観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、窓口業務の民間委託でありますけれども、昨年施行された公共サービス改革法では、地方公共団体の窓口業務の一部、例えば住民票等の写しの交付に係る請求の受付とその引渡し業務については民間事業者へ委託することが可能となりました。しかし、住民票等の写しの交付など、一連の業務のうち、コンピュータ端末の操作や戸籍簿の検索などの業務は、現時点では民間事業者へ委託することができないこととなっております。本市としては、既に平成17年度から戸籍住民課において経費節減を目的として嘱託職員を採用し、住民票等の写しや戸籍とう抄本等の交付に関する一連の事務処理を行っておりますが、一部委託が経費面を含め真に効果があるものかどうか、さらに検証してまいりたいと考えております。

次に、入札制度の改善でありますけれども、まず談合事件につきましては、昨年来、自治体のトップが談合事件に関与したとして逮捕され、また大手ゼネコンの一部が談合決別宣言をした後も談合していたなど、国民の公共工事に対する信頼を著しく欠くものであり、公共工事の発注者、受注者双方に強い法令遵守意識の徹底が求められているものと認識しております。本市におきましても、入札や契約に関する情報公開の徹底や公募型指名競争入札の導入、指名停止期間の見直しなどをはじめ、昨年には、契約業者が入札談合を行ったことが判明した場合には、違約金として契約金額の10パーセントを支払わせるとの内容の違約金制度を導入するなど、談合防止策に努めているところであります。

次に、平成18年度の工事入札に係る各クラス別の平均落札率についてでありますけれども、設計金額500万円以上で申し上げますと、土木工事では、A1クラスの発注件数が2件で、平均落札率は95.8パーセント、A2クラスは発注がなく、Bクラスは13件で75.4パーセント、Cクラスは14件で91.7パーセントとなっております。なお、Dクラスの500万円以上の発注もありませんでした。建築工事では、A1クラスの発注件数は1件で落札率は97.9パーセント、A2クラスは発注がなく、Bクラスは4件で96.3パーセント、Cクラスは2件で94.6パーセント、Dクラスは2件で91.5パーセントとなっております。なお、建築工事では、A1とA2の共同企業体による発注が2件あり、この平均落札率は96.3パーセントとなっております。

また、今後の入札制度の改善についてでありますけれども、工事契約全体の落札率が89.4パーセントとなっている中、公募型指名競争入札は15件で、平均落札率が79.8パーセントとなっており、公募型指名競争入札が落札率の低減化に相当程度効果を上げていることから、平成19年度の入札に当たっては公募型指名競争入札件数の一層の拡大を図ることを検討しております。また、今後示される国の地方公共団体における入札契約適正化支援策の中では、すべての市町村で一般競争入札の導入を求める内容と聞いておりますので、内容の詳細が判明した段階で、本市における一般競争入札の導入についても検討したいと考えております。

次に、電子入札についてでありますけれども、電子入札は競争入札参加者が一堂に会する必要がないことから、入札の透明性や競争性の向上に資するほか、発注者、受注者双方の事務負担の効率化に寄与するものと認識しております。道内では、北海道開発局、北海道、札幌市の三者を中心に協議会を設立し、電子入札の三者による先行導入と道内市町村への導入を視野に入れた協議が行われており、現在のところ北海道開発局で導入しているほか、北海道は試行中、また札幌市は平成20年度からの導入を予定している状況と聞いております。本市における導入につきましては、道協議会のスケジュールでは、道

内市町村への導入時期は平成22年度の予定となっておりますが、本市の電子システム全体との調整や民間事業者においてもシステム環境の整備が必要となるなどの課題がありますので、先行する3団体の取組などを参考としながら研究してまいりたいと考えております。

最後に、自治基本条例の制定についてでありますけれども、この条例は、まちづくりを進めるための基本となる考え方や市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定めるものと理解しております。既に制定された自治体の条例を見ますと、目的や規定項目、構成などさまざまであり、一般的には市民の権利や市政への参加、議会と議員の役割や責任、市長と市職員の責務のほか、情報公開や行政評価等についての規定がなされております。条例制定の動きが全国的になっている背景には、地方分権の流れの中で、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという地方分権型社会の構築が求められていることにあると考えております。そうしたことから、制定に当たっては、条例の内容はもとより、その制定過程も重要でありますので、行政はもとより議会での議論、市民や市民団体との意見交換など、大きな議論の中で形づくられるものと考えております。平成19年度には、次期総合計画策定に向け、多くの市民や各団体から御意見をいただく場もありますので、そうした機会に自治基本条例制定の議論をしていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、道教委の「いじめに関する実態等調査」についてありますが、この調査は、道教委からの委託を受けて、小樽市教育委員会が児童・生徒、教員、学校を対象として実施したものであり、調査内容は、いじめに対する児童・生徒の認識、いじめを受けたかどうかの有無とその対応や、いじめた人などについて尋ねております。回答に当たっては、児童・生徒が家庭において記入し、厳封の上、学校へ提出しました。学校及び市教委は開封することなく道教委に提出したところであり、提出された封筒数を回収数と置きかえてその状況を見ると、回収率は小学生の約7割、中学生の約5割、校長及び事務職員を除く教員の約3割となっております。道教委から提供された速報値の情報に基づき、小樽市教委が独自にまとめたところ、小樽市ではすべての小中学校にいじめが継続していると回答した児童・生徒があり、その児童・生徒数は、小学校477人、中学校78人、合計555人です。

いじめの態様では、小学生が「悪口を言われた」「たたかれたり、けられたりした」「しつこくされた」「仲間外れにされた」などが挙げられ、中学生では「暴力を振るわれた」が多く見られます。この調査によるとの少なくとも555名の児童・生徒が、今もいじめを受けているとの認識に立って、苦しい思いをしている子供たちを一人でも多く救うため、教育委員会及び学校が全力を挙げて対応策を示し、解決に向け努力をしているところでございます。

次に、この調査にかかわる職員団体の対応についてであります。職員団体は本調査について種々の懸念や問題があるとの認識を持っており、調査に当たっては本部の指示に従い、非協力の対応をとることとなりました。市教委としては、この調査が子供の命、人権にかかわる大切な調査であり、教育の一環として学級担任から児童・生徒に十分説明するなど、きめ細かな指導が重要であることを説明し、理解を得よう努めてまいりました。結果として、小学校14校、中学校8校において管理職が配布する状況となりました。全道における状況については、小学校43校、中学校23校、計66校において非協力の状況にあったと伺っており、その3分の1を小樽が占めております。この結果の背景には、職員団体の指示等に従う意識が強くあることも推測できますが、はっきりとした要因を特定することは困難なことと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。各学校では、職員団体の分会から、本調査の実施について反対の意思などが表明されました。2月16日、道教委は北教組本部に対して、本調査にかかわり不適切な行動をとらないことや、そのような行動をとった場合、厳しく対処せざるを得ないことなどを申し入れるとともに、このことについて各市町村教育委員会に通知しました。小樽市教育委員会におきましても、各校長に対して、教職員に周知するよう通知したところであります。いずれにしましても、本調査の実施につきましては、小樽市教育委員会において既に決定をしているもので、全国統一での取組でありますことから、実施要綱等に従って実施しなければならないものと考えており、今後、道教委の指導を受けながら、円滑かつ確実に実施してまいります。

次に、北海道教職員組合小樽支部の加入率についてであります。公表されておりませんが、恐らくは90パーセント前後ではなかろうかと思われております。

次に、これまでのいじめに関する実態との違いについてであります。これまでの調査方法は、いじめを受けている子供からの申出や、担任及び保護者による発見に基づき実態を把握してきたところであり、このたびの調査では、匿名によるアンケート調査となっていることが大きな違いを生じたものと受け止めております。このような背景には、いじめられていることを訴えにくいことやいじめは大人の見えにくいところで起きやすいことが考えられますが、文部科学省ではいじめを受けている子供の立場に立って、調査方法の見直しが進められているところであります。

最後に、小樽市の学校給食費未納の実態と対策についてであります。平成17年度の未納率は1.8パーセント、金額は約800万円となっております。学校給食は、各家庭から納められた給食費の範囲内でメニューをつくらなければならない、給食の質を維持するためにも、また納入している方との公平性の観点から、未納者への対策を強めていく必要があると考えており、現在学年末を迎えていることから、未納者に対して督促を行っているところであります。今後、事務処理マニュアルの整備や給食費担当者会議での情報交換などを積極的に行い、保護者との窓口になっている学校とも一層連携を図るとともに、徴収に当たっては個々の家庭の状況に配慮しながら、解決に努力してまいりたいと考えております。

**副議長（佐野治男）** 佐藤議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時00分**

**再開 午後 2時30分**

**副議長（佐野治男）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 10番、大橋一弘議員。

（10番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

**10番（大橋一弘議員）** 平成会を代表して、質問をさせていただきます。

小樽市が財政再建団体であった稲垣市長時代の苦勞を知る職員も少なくなりました。そして同時代は、銀行、証券会社が小樽支店を閉鎖し、道内の主力を占めていた繊維問屋が雪崩のごとく札幌へ移転していった時代でありました。今に至る人口減少の始まりの時代でしたが、それでも今日より5万人多い市民が暮らしておりました。そして今、再び財政再建団体を視野に入れた論議がされております。

財政再建推進プランが実行されております。平成17年度決算で、人件費と人件費に準ずると見なされるものを含む人件費等の総額は192億円となっております。本来の市としての政策目標が人件費削減策であってはならない、もっと前向きの市民生活向上のものでなければならないのは当然であります。多年にわたり財政を圧迫してきたのが、人口減に対応できていない職員数と人件費であることも事実であ

ります。

平成18年第4回定例会で、上野議員から、夕張市の事例を踏まえて、大胆な見直し策をすべきであると質問をし、市長から、現行の財政再建推進プラン実施計画をさらに踏み込んだ対策を実施しなければならない。今後、人件費総額の一層の抑制はもとより、事務事業の徹底した見直しをはじめ、組織・機構の改革を推し進め、不転の決意で財政再建を図っていきますと答弁をいただきました。しかし、年が明け2月に至り、赤平市、歌志内市、上砂川町と、初めて決算が赤字になるということで、夕張市並みの衝撃的な人件費削減案が発表され、歌志内市においては分限免職もあり得る方針案となりました。

本市の財政再建策の努力と職員の痛みについては承知しておりますが、激変緩和措置として段階的に減らしてきているため、5年間で1万人ペースの人口減と、財政悪化に十分対応できるものとなっていないと考えております。

先日、小樽、北海両信金より、小樽地域活性化への提言が出されましたが、その中でもまちづくりや生活インフラ整備に投入する資金が枯渇すると指摘されております。経常収支比率80パーセントを目標とし、少しでも市内経済と市民生活の活性を図ることのできる財政にするためには、期間限定でも人件費20パーセントカットへ踏み出すべきと考えます。いかがでしょうか。

次に、行政サービス向上への取組に関連して、職員の士気と勤務状況について、4点お尋ねをいたします。

8時間労働を遵守することについて、昨年、総務省から通達があったと聞いておりますが、本市ではどのようになっているのかについてお尋ねをいたしますが、総務省の通達はどのようなものでしょうか。8時間労働にすることにより、現行の出退勤時間と是正後の時間はどのようになるのでしょうか。既に改定した市もありますが、特殊勤務手当の廃止の発表と同時に改定されるべきと思いましたが、出てきませんでした。今後の予定はどうなりますでしょうか。

次に、職員の勤務評価と昇進の基準について伺います。

宇和島市では、市長の一度公務員になると永遠に自己を見詰め直す機会がないとの判断から、事務能力をはかる検査を実施し、性格や事務適性管理、監督者適応について、マークシートやイエス・ノー形式で職員の回答を得ました。適材適所の人事の参考にするそうであります。また、昇任試験を行っている市もあります。

小樽市では、人事、昇進について、どのような基準、考え方を持っていて行っているのでしょうか。また、昇任試験、事務能力検査を導入することは検討されておりますでしょうか。また、能力を引き出し、発揮させることにより、職員減員の中で行政サービスを向上させる道を探らなければなりません、実行中又は将来のプランはありますか。

次に、嘱託職員についてですが、減員と不補充の続く中、将来の職員の年代に断層ができること、若い人のいないことによる職場の不活性化が予測されますが、その状況の中で嘱託職員の比重が高まると考えられます。私が接している嘱託職員の中には、仕事に精通し、高い能力を有する人も多く、社会経験を生かして仕事をしています。ただ、机を並べている同じ職場の中で、年収130万円程度で、職員の500万円程度と余りにも差がありすぎるとの指摘もありますが、嘱託職員の給与の状況はいかがなっておりますでしょうか。仕事の能力が優秀で将来性があれば、正職員に登用することも考えてもよいと思いますが、そのような制度はつくることのできないのでしょうか。

次に、職員の固定資産税、都市計画税の滞納があると市民が尋ねてきました。そのようなことがあるのかどうか、そしてあるとすれば給与からの天引きをすとか、解決の容易な問題であると思われるのですが、どのような状況なのかお答えください。

次に、市営住宅改善事業で、若竹2号棟リモデル・耐震設計に2,200万円計上されました。以前に、3棟のうち1棟は壊して駐車場にするとおっしゃられたことでもありますので、今回なぜ1棟だけの予算なのか、お尋ねをします。

また、部屋の間取りも古い道営タイプなので、それをどのように改造する計画なのか。そして1階部分は店舗・事務所であり、分譲され、個人所有となっておりますが、入居者の権利はどのようになるのか。工事中、店舗は休業となるのか、耐震工事に入居者の負担金が出るのか、そして工事のスケジュール、完成予定年度についてお尋ねをいたします。

次に、青少年の健全育成に関連して、4点お尋ねいたします。

財政難の中、青少年にかかわる問題も縮小傾向にあります。まず、家庭児童相談員の減員ですが、児童の権利を守ることへの課題は増えこそすれ減らない社会状況であると思います。減員することに疑問があるわけですが、あくまで減員方針でいくのか、そして相談員の担っている役割、仕事の内容は何なのか、減員していく理由は何なのかをお尋ねします。

次に、少年野球チームの韓国・ソウル市江西区親善訪問が計画されておりますが、訪問試合、交流計画はどのような経緯をもって計画されたものでしょうか。また、江西区庁長と親善交流協議会宋会長が市長を訪問し、申し入れられたと聞いておりますが、市からの公式の少年野球チームの訪問ととらえてよいものなのか、位置づけと費用負担はどうなるのか、市からの補助金はあるのかどうか、市はどのようなかわり方をしていくのか、お尋ねいたします。

また、少年の船事業の継続についてですが、参加人員の削減とか、毎年行くのをやめるとか聞こえてまいります。そこで、敦賀との交流実績、予算等につき、ここ3年間についていかがなのでしょう。そして、今後についてどのような方針を立てているのか、お尋ねいたします。

次に、海とともに発展した本市にとって、市民と海、港は大切なかわりを持ち続けるものであります。築港臨海公園の前面水面の活用、つまり貯木場水域に親水エリアをつくっていくことが計画されていると聞いております。青少年の育成と海のかかわりにおいて、民間でも海洋少年団の少年カヤック体験、小樽漕艇協会のローイングエルゴメーターを使用しての陸上での楽しいボート教室を市内各小学校で開催すること、札幌の北海道海の学校の小樽での活動等、子供たちを再び海と親しませるための積極的な企画がなされています。臨海公園前親水エリアで、青少年が利用するため、あるいは市民の利用ができるために、水面への棧橋として浮沈式スロープ生けすつき、つまりいかだつきの移動可能な棧橋も計画されており、民間有志が本州で使用されていたものを購入し、既に小樽に到着しております。次の関門として、港の許認可、法律の壁、マリナーに関する漁業協同組合との協定の関連等が予想されますが、今後、浮沈式スロープを設置するのに何か問題がありますでしょうか。市の積極的な支援をお願いしたいと考えます。青少年と海洋性レクリエーションとのかかわりは、小樽のみならず札幌を巻き込んだ種々の事業に発展すると思いますが、いかがでしょうか。

教育問題についてお尋ねします。

新聞紙上で、通知表（あゆみ）の通信欄に担任が何も書かない状態が朝里小学校において30年続いていると報道されました。父母は学級懇談会に参加して、先生と十分コミュニケーションはとれているから、あゆみに少し記入することは意味がないという主張と聞いております。あゆみに担任が書くことは、私が子供のときには普通のことであり、親が成績以外の子供の成長を感じることでできる貴重な数行であったと思います。私が親の立場になったときには、通信欄は空白であることが強制されておりました。後志から転任してきた教員が驚き、書くことを主張いたしました。認められず、別紙にメモをして通知表に挟むこともありました。15から20年ぐらい前、各校のPTAの根強い運動の結果、通信欄に記入す

る教員が増え、記入するのが普通になりました。まさか、いまだに記入を拒む教員たちが学校に残っていたとは思いませんでした。未記入状態がなぜ放置されていたのか、歴代の校長はなぜ改善指導できないでいたのか、市教委は今後どうするのか、お尋ねをいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

**副議長(佐野治男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、人件費の20パーセントカットの実施ということでございますけれども、平成19年4月からは、給与構造改革として、平成17年度給料改定後比で平均4.8パーセント削減の給料表の導入に加えて、独自削減5パーセントの実施を予定しております。さらに、特殊勤務手当の全面的見直しや寒冷地手当の経過措置による削減、さらには職員数の削減など、人件費総額抑制の観点から着実に削減を進めていく考えであります。

なお、私が就任した平成11年度と平成17年度の人件費を退職手当を除いた決算額で比較しますと、7年間で約42億円の削減がなされております。小樽市も決して楽観視できる状況にはありませんが、歌志内市の職員数は類似団体の2.4倍、赤平市は1.6倍となっており、実質公債費比率も、歌志内市は40.6パーセントと全国1位であることなど、それぞれの市における状況に応じた措置をとっているものと思っております。

次に、昨年3月の総務省自治行政局公務員部長通知についての御質問でございますけれども、国においては、昨年の7月1日から休息時間を廃止し、休憩時間は1時間を基本とすることに改めました。この改正に伴い、勤務時間が国よりも短い地方公共団体においては、国に準じて勤務時間を1日8時間、週40時間にしよう求められております。

本市は、岩見沢市を除く道内他都市と同様に、1日当たり7時間45分、1週38時間45分の勤務時間となっており、始業時刻は午前8時50分、終業時刻は午後5時20分となっております。国の改正に合わせて休息時間を廃止して、休憩時間を15分延長するとともに、勤務時間を1日当たり15分延長して週40時間とすると、1日当たりの勤務時間は現行よりも30分延長されることとなります。なお、平成19年度については、給与構造改革による新給料表の導入や特殊勤務手当の全面的見直しなど、大きな改正を優先させるため導入を見送ってきておりますが、平成20年度の実施に向けて労使協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、人事異動等についてでありますけれども、人事異動に当たりましては、まず業務遂行の度合いや努力の度合い、勤務態度について、所属長からの評価を参考としております。また、昇任の選考に当たりましては、組織や定員管理の観点から、情報収集能力や企画力、部下職員に対する指導・育成力など、職員の能力や適性、基本姿勢などについて所属部長からの評価や外部の評価なども含め、十分把握するとともに、昇任させる職のポストの数やその職務内容、必要な資格、適性、能力等について総合的に勘案することとしております。

なお、昇任試験や事務能力検査の実施については、配置されている職場によって有利・不利が生ずる可能性があることや、試験や検査のために本来業務がおろそかになるといった弊害も考えられるため、現段階での実施は考えておりません。

また、職員数が減少していく中で、市民への応接マナーの向上を目指して、接遇の核となる接遇リー

ダーの研修を実施したり、本市が目指すべき職員像などを掲載した人材育成基本方針の策定などを検討しているところでございます。

次に、嘱託職員の報酬の支給状況と登用でありますけれども、嘱託職員は事務補助など、比較的単純な業務についており、時間給や日額、月額など、さまざまな形態で勤務しております。これらの嘱託職員の報酬を時間給に換算しますと、おおむね1,000円台となっております。市長への手紙などで、市内のパート労働者に比べ高いとの批判も寄せられております。なお、正職員への登用につきましては、本市においては競争試験制度を取り入れておりますので、優秀であるということのみをもって正職員に採用するということではできませんが、今後、職員採用試験実施の中で、希望される方には機会を与えていきたいと考えております。

次に、職員の固定資産税、都市計画税の滞納についてでありますけれども、納期限が守られず、一部納入をしていない職員がいることは事実であり、まことに遺憾に思っております。これらの職員には、昨年12月に文書による催告を実施し、納付を促してまいりました。その結果、大半は納入済みですが、数名の未納者がいる状況にあります。これら関係職員には引き続き未納額の早期納入を求めるとともに、応じない場合には、給与の差押えも考えていきたいと思っております。

次に、市営住宅改善事業のうち、若竹団地についての御質問であります。まず耐震設計着手がなぜ1棟だけかということですが、現在の入居者は、新築の道営住宅築港団地へ平成19年5月から11月までの間に住み替え予定ですが、そのまま残る入居者が1号から3号棟までに10数世帯おまして、それらの世帯を小樽側の1号棟に集約し、2号棟と3号棟の住宅部分があくこととなります。改善事業は、大規模な工事となる可能性があり、耐震補強工法、改善内容、予算規模等を的確に判断した上で事業を進める必要があることから、初めに2号棟から調査・設計に着手するものであります。また、今後のスケジュールでありますけれども、平成19年度は、2号棟の耐震補強、住宅改善の調査・設計、20年度は、事業主体変更及び2号棟の区分所有者の方々との協議、21年と22年度の2か年で工事を予定しております。その後、1号棟、3号棟の順に調査・設計を進める予定であります。

次に、耐震補強工事に関しての1階区分所有者の権利、工事負担などについてでありますけれども、区分所有者は建物所有者としての権利を有していることから、工事費につきましては、応分の負担義務が生じます。今後、調査・設計を行って、工事内容や費用を算出する中で、区分所有者の方々との協議・調整をしながら進めていく予定であります。

次に、住宅部分の間取りを改造するかということですが、当該住宅の型別はすべて2DKであります。単身高齢世帯が増えていることから、型別はそのまま改造する予定ですが、耐震補強の設計に際して、壁の撤去等が可能かを検証し、2戸を1戸にして広い型別の住戸が可能かについてもあわせて検討していく予定であります。

次に、家庭児童相談員の減員についてでありますけれども、家庭児童相談員は、家庭における子供の健全な育成と福祉の向上を目的に、保護者からの養育や家族のあり方、子供からの人間関係や学校生活についての悩み事などに電話や面談により相談に応じているものであります。ここ数年の相談状況は年間80件程度で推移してきており、減少傾向にあることから、減員しても業務に支障がないものと考えております。

次に、ソウル市江西区への少年野球の交流についてでありますけれども、今年2月の両都市間の友好交流を深めるため、江西区の区庁長をはじめとする江西区使節団が来樽した際、市や協会関係者との懇談の中で、江西区側から少年野球のスポーツ交流を行いたいとの提案があり、これを受けて、小樽から訪問できるよう関係者と話を進めていくこととしたものであります。なお、具体的な計画内容につきま

しては、これから小樽日韓友好親善協会など、関係者と協議をすることとしております。この計画の市のかかわり方でありますけれども、あくまでも民間ベースの交流を基本としていることから、この計画に対する市からの補助金は今のところ考えておりませんが、できる範囲の支援はしたいと考えております。

次に、少年の船でありますけれども、少年の船は、敦賀市と利礼3町との交流体験事業として実施しており、敦賀市への派遣実績については、平成16年度は29名、17年度は30名、18年度は28名となっております。一方、敦賀市からの児童は、平成17年度までは32名でしたが、18年度は20名に減少しております。平成19年度予算については、このようなこともあり、予定数を20名とし、予算額は65万円としたものであります。なお、今後、少年の船については、これまで毎年実施してきた敦賀市への派遣を利礼3町と同様に隔年実施とし、毎年交互に実施してまいりたいと考えております。

次に、築港臨海公園の前面水面の活用促進であります。この水面に関しましては、昨年北海道運輸局が公共水域の効率的な利用を促進させるため、「小樽築港臨海公園・小樽港既存貯木場水域活用促進検討会」を開催し、活用策が提案されております。市といたしましても、それらを踏まえ、現在、策定作業を進めている小樽港将来ビジョンの中で広く市民の意見を伺いながら、未利用水面全体の有効活用とウォーターフロントの魅力向上策について検討し、一定の考えをお示ししたいと考えております。なお、既に民間の方が、この水面を棧橋として利用することを希望してはしけを購入したことは承知しておりますが、その設置に当たりますと、公共水面の性格上、安全性の確保や管理・運営方法など、具体的な事業計画が明らかになった段階で協議すべきものと考えております。

また、青少年と海洋性レクリエーションのかかわりにつきましては、健全な海洋思想の普及の面で有意義なものと考えており、海を持たない地域に対しても、小樽港がその役割の一端を担うポテンシャルが高いものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 大橋議員の御質問にお答えいたします。

通知表、いわゆるあゆみについてであります。教育委員会といたしましては、これまで各学校における通知表の改善に向けて、基本的な考え方はもとより、研究資料を発行するなど、その内容の充実に努めているところであります。また、学校に対して個別に検討事項を示すなど、改善を促す取組を通して通信欄の活用についても指導を重ねてまいりました。

朝里小学校においては、これまでも歴代の校長が繰り返し通信欄の活用について指導を行ってまいりましたが、教員の理解を得られず、改善が進まない状況が続いておりました。しかしながら、教育委員会の指導・助言を受けながら、校長は通信欄への記入にかかわる校内研修に取り組むなど、理解を得るため、粘り強い指導を繰り返し、本年度2学期から記入し、改善が図られたところであります。今後、年間を通して通信欄を活用していくことが望ましいことから、さらに指導を重ねてまいります。また、通知表のあり方を含めて校長会との協議を進めてまいります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 10番、大橋一弘議員。

**10番(大橋一弘議員)** 2点お尋ねしますけれども、いわゆる20パーセント給与の削減、人件費の削減の問題に関してですが、申し上げましたように、市の方でも努力しているということについては十分に承知しております。ただ、もう一つ私が申し上げたのは、努力はしているのですけれども、どんどん状況が変わり、新しい要素が出てくることによって、また国の方針もありますから、その努力が追

いつかないという状況になっていることも事実であるというふうに思っております。そして、このような中で、今後、小樽病院を建てた場合の返済の問題ですとか、まだまだこれから難問が出てくる中で、どこかの時点で、ここまで結局やったことによって、市民に、いわゆる何もかも削減という感じ、それから市民負担の増加、そういうことではなくて、ここまで頑張ればここからは立ち直れるのだというような、その目安が市民の目から見ても見えないし、我々議員の方から見ても見えないという問題がありますので、今のペースよりも思い切ったことを考え、それによって反転攻勢をかけないと、本当に市民の生活、インフラ、そういう問題が苦しくなる一方だと思いますので質問したわけです。そういう部分で、どこかの時点で踏みとどまって反転できるような、そういう見通しもお持ちの部分があるのかどうか。今のまま、しばらくはやはり悪化と競争していかなければならないというふうにお考えなのかどうかについてお尋ねをいたします。

それから、教育委員会の方の問題なのですけれども、今回報道されたことによって早急に改善が図られるという結果になりました。これが不思議だなと思っているのは、いわゆる市内でそういうふうにはほかの学校と違う現象が続いていることについて、教育委員会がなぜ把握をしていなかったのか、そして義務づけられていない項目であるから把握することもなかったと考えているのか、その部分についてのみお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 市長

**市長(山田勝麿)** 人件費のカットの問題ですけれども、確かに今お話がありましたように、歳出カットをしていますけれども、同時に歳入も減ってきている。ですから、いつまでたってもイタチごっこといいますが、両方減っていきますから、なかなか赤字の解消に結びついていかないというのが現状であります。したがって、今のところ、今議会でも答弁しておりますけれども、何とか初年度につくった赤字14億円、これを削減するためにはどうするかということで、今お話がありましたように、どこかの時点で、今年度でいきますと、今のところ22億円という予定ですけれども、何とか努力して14億円まで戻そうということをしていますけれども、14億円は減らないですね。ですから、その14億円をどうやって減らしていくかという、その部分がこれからの考えどころですね。今提言があったように、そういうそのどこかの時点でやるということも一つ、これから出てくるだろうというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 再質問にお答えいたします。

通知表につきましては、学校で独自で考えるから、通信欄に記入がないから、それで私どもが放置してきたというものではございません。やはり保護者からの強い思いでありますとか、議会を通じまして議員の皆様から再三にわたりましていろいろの思いが語られましたので、その都度私どもは校長と相談して、今回のような結果になったと思っております。ですから、新聞が、報道が、あのようになったので学校が変わったというのではございませんので、あくまでも保護者、皆さんの思いが伝わったという御理解をお願いしたいと思います。

**副議長(佐野治男)** 大橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時02分**

**再開 午後 3時25分**

**副議長（佐野治男）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 19番、武井義恵議員。

（19番 武井義恵議員登壇）（拍手）

**19番（武井義恵議員）** 平成19年第1回定例会は、我々議員にとっては任期満了の議会であるとともに、私をはじめ勇退を決意されました議員にとっては最後の議会でもあります。このような意義ある議会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問の機会を得ましたことは、私にとりましては生涯忘れることのできない特別な感慨を感じる議会になるものと思います。

山田市長は、市長に当選されました初めての議会、平成11年第2回定例会で、今後の市政運営の決意の一端として、次のように述べておられました。

「21世紀の到来を目前に控え、国内ではバブル経済崩壊後の長引く景気低迷により、地域経済や雇用情勢など厳しさを増してきている一方で、急速な少子高齢化の進行、目覚ましい情報化や国際化の進展は、さらに地方分権の動きなど、戦後に形づくられてきた社会情勢のシステムは大きな変化を見せてきております。このような大きな変化の時代に対応しながら、本市を20世紀から新しい世紀に向けて着実に躍進させなければなりません」と述べられ、さらに市長はこのような新しい時代におけるはつらつ小樽の創造のため、三つの基本姿勢を掲げておられたのであります。

その第1は、「市民の心を大切にされた市政の推進」として、市民の皆さんとの心の通った市民参加の市政を進めたい、これが一つです。第2には、「個性あふれる、ふれあいと安心に満ちたまちづくりの実現」を掲げ、そのためには、ふるさと小樽の海と山に囲まれた豊かな自然景観や先人が築き上げてきた歴史・文化、さらにはそれらを織りなす落ちつきと風格のあるまち並みを有する地域特性を大切にしながら、優しく、安らぎのある生活環境の創出を図るとともに、触れ合いと支え合いに満ちた福祉社会の確立をしていきたい。

そして第3には、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プランの積極的な推進」として、21世紀における本市の力強い発展と市民福祉の向上を図るため、本市の将来都市像である「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」の実現に向け、21世紀プランを着実に推進していきたいと力強く述べておられました。

私たち民主党・市民連合は、与党会派としてこれらの基本姿勢に賛意を表し、8年間支持、協力をいたしてまいりましたが、米艦入港などによる平和な小樽港の軍港化反対、非核平和都市宣言をした小樽市にふさわしい非核港湾条例制定などについては特別な申入れを行ってまいりました。

市長は、これらの申入れを受けての核兵器搭載の有無を文書で確認する。二つ目には、商港湾にふさわしい商船の出入港などに支障がないこと。三つ目には、港湾施設や周辺地域などの安全を図ることができることなど、いわゆる小樽方式を編み出して抵抗してまいりました。その結果として申し上げてよろしいかと思いますが、去る2000年の米空母キティホークの入港時には、随伴艦の入港に対し、「商船利用のため接岸岸壁を用意できない」と米側に申し入れ、沖合での停泊をさせました。また、昨年1月には、イージス艦入港の打診に対し、「大雪のため受け入れがたい」と非公式ながら相手にお伝えをし、寄港地を変更させる等々、本当に御苦労さまでした。

市長におかれましては、今後も健康に留意されまして、当初示されました三つの基本姿勢の実現に向けて、市政運営に努力されることを祈念申し上げるとともに、市長はこれまでの自己評価をどのように判断されておられるのか伺いして、順次質問に入りたいと思います。

まず、財政再建問題についてお尋ねいたします。

今、小樽市では、市民から第2の夕張市になるのではとの風評が吹き荒れておりますが、この風評の原因を市長はどうお考えになっておられるか、まずお伺いいたします。

これについて検証してみると、夕張市では、財政再建団体となる限度の実質収支赤字額約9億円のところ、観光事業会計等を含めた夕張市全体の解消すべき赤字額は、1月26日現在、約353億円であったことが明らかになり、平成19年度から財政再建団体への申請を申し入れたのであります。

小樽市は、財政再建団体への転落を回避するために、平成19年度から平成21年度までの3年間で約108億円の改善を図り、平成21年度には単年度収支黒字化の財政再建推進プラン実施計画を策定し、平成21年度には約38億円の財政効果を上げて、累積収支不足の解消に努めるとして改善目標を定めてまいりました。市長は、先頭に立ってこの改善目標達成に努めるわけですが、決意のほどをお伺いいたします。

平成21年度にこの目標が達成されるためには、平成18年度の財政効果は約20億5,000万円となり、さらにこの改善目標対策後の19年度から21年度までの単年度収支で、不足額はそれぞれ6億9,000万円、7億5,000万円となって、平成21年度の単年度収支はついに1,000万円の黒字となるプランであります。この改善目標達成のため、人件費や各事業の見直し及び歳入増の取組をするというのが財政再建推進プランの実施計画であります。この計画策定達成に向けて、市長は、まず人件費の抑制に最も力点を置き、平成19年度から21年度の3か年で69億2,000万円の効果を見込んでおられます。その中でも、給与費の削減は他より突出しておりますが、3か年で42億3,000万円に及んでおります。これを見る限り、余りにも安易な取組と思うのは私だけでしょうか。市長は、この計画策定に当たってどのように思われたか、策定した当事者としての御意見をお聞かせください。

なお、小樽市の財政が、職員の努力のかがあって回復したときには、給与は復元するのもも含め、お答えください。

また、職員の退職などの補充はせずに、民間に委託の方針を堅持すると述べておりますが、正職員との区別や職場を区別するのかどうか、また机上のパソコンなどはそのまま引き継ぐのか、さらに個人情報保護対策などはどう考えているのかも含めて、それぞれお答えください。

次に、職員の意識改革や政策形成能力の向上等が求められている現状下であるので、市民の視点に立った行政運営を推進するため、先駆的な事例や研究機関からのデータ収集等により、本市に適した事務事業評価システムの構築を平成21年度までに目指したいとしておりますが、その内容を傍聴者にもわかるように御説明願いたいと思います。

また、職員の駐車場料金や、行政財産目的外使用料の改定をして自動販売機等についての定額料金を設定することについては了解できますが、道路の占用の実態などについては、再調査をする必要があるかと考えますが、どのようにお考えになっておられるか、御答弁ください。

次に、新市立病院建設についてお尋ねいたします。

新市立病院事業計画によると、建設地は築港114番1に、敷地面積は1万9,147平方メートル、病床数468床、駐車場約350台、診療科目は17科目と、総事業費156億円で建設しようとする計画であります。ただし、この総事業費には、土地取得費が約8億円かかると思われませんが、この金額は含まれておりませんが、この概要計画は、現時点ではこれでよろしいですね。確認しておきたいと思いますので、市長の御答弁をお願い申し上げます。

次に、新病院においては、後志二次医療圏の地域基幹病院として、一つの病院で必要な医療をすべて提供するのではなく、地域の中で役割を分担して、必要な医療を提供する医療体制の地域完結型医療を目指したいとしております。そして、診療に関しては、高齢化が進む中で、増加傾向が続くと予測される高血圧症、心血管疾患、脳神経疾患やがんに対しては、新病院においても他の医療機関と連携をとり

ながら充実を図っていきたいとしておりますが、他の医療機関とはどのような医療機関を指しているのかお答えください。

次に、新設診療科についてお尋ねいたします。

基本構想で新設するとしていた形成外科、リハビリテーション科、神経内科については、昨今の医師確保の困難な状況などから、現診療体制に支障のない限り、原則として行わないこととしております。しかし、神経内科については、需要が大きいこともあるので、医師確保ができた場合は現病院から開設するとしておりますが、見通しはあるのでしょうか。期待していてよいのはいつごろまでか、見通しについてお答えください。

また、病床数についてですが、基本構想では493床であったものを、開院時には病床の不足が予想されているにもかかわらず468床、5パーセントの縮小をいたしました。そして、予想される病床の不足は、入院日数の短縮や病床を診療科ごとに固定しない柔軟な運営で切り抜けるとしております。現在でも、市民の中から、患者が希望もしていないのに退院を余儀なくされているとか、不評の言葉を聞かされております。病床不足を当初からわかりながら、入院日数の短縮で補うなどは患者の意思を無視した計画であると思いますが、いかがでしょうか。市長に再考を求めたいと思いますので、御見解をお示ください。

次に、救急医療についてお伺いいたします。

市民が安心して生活できるためには、救急医療の充実が重要であります。現在、第二病院は、後志二次医療圏の基幹医療として救急医療を担っておりますが、にもかかわらず、新病院は小樽築港地区へと遠のくことになりました。しかし、高度で専門的な医療が必要とされる現在、さらには災害時への備えとしてヘリポートの設置を検討しているとのことですが、大変重要なことであり、見逃してはならないことであります。ヘリポートの設置を検討するということは、当然設置場所を考えなければなりません。現時点で考えられる設置場所は、8階の屋上が想定されるのですが、いかがでしょうか。また、設置場所の検討した結論はいつごろまとまるのか、その目途をお示ください。

新病院建設の事業計画については、基本設計の設計者を決定、そして約1か年かけて基本設計をまとめ、その後、実施計画や建設工事を経て、平成23年度の秋ごろの開院を目指してしております。ここまでこぎつけるまでにはう余曲折があろうかと思えます。しかし、現在の病院のままでは公立病院としての役割さえ果たせなくなるばかりか、収支の悪化から、本市の財政負担がさらに増えることも予想にたくありません。その結果、病院の存続さえ危ぶまれる状況を市民はよく存じております。このような市民の不安を解消し、快適で安心できる医療機関を整備することは、市長の任務でもあります。そのためには、幾多の困難を克服して、平成23年度の開院に向けてさらに努力されることを希望して、次の項に参りたいと思えます。

次に、道路問題についてお尋ねいたします。

私は、議員在任中の22年間を建設常任委員会に席をいただいております関係から、道路問題について多くの問題提起をしておりますが、次の4路線については残念な結果になるのではと思っておりますので、質問させていただきます。

まず、市道長橋5丁目第3通線についてであります。

この道路は、昭和47年に市道認定されたものですが、いまだ所有権が小樽市に移転されていないため、長きにわたって固定資産税を支払ってきた上に、最近になってようやく固定資産税だけは減免されました。しかし、所有権は依然として移転されておりません。その関係で、土地の売買をされた人もあり、当然無償譲渡の予定でありましたが、道路用地も含めて売買したために、その買い取った道路用地をそ

のまま市に買い取ってほしいとの人たちが5名も出てまいりました。市職員の多忙なことは十分理解しておりますが、余りにも投げやりなしぐさに心を痛めておる一人でございます。早急に測量して、移転登記をされるよう要望いたしますが、いかがですか。

なお、この地区にバスの乗り入れをすることが、過去2回全会一致で採択されている路線であるとも伺っておりますし、バス路線の展望も含め、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、市の管理道路である幸2丁目7番通線についてお尋ねいたします。

この道路は、平成15年に市道認定方についての陳情が出されていたものでありますが、一部にこう配が所定外の急坂な箇所があり、市道には認定できず、管理道路には可能とのことで陳情を取下げ、平成17年に管理道路に指定されたものであります。その後、昭和61年につくられた側溝の一部が壊れていることがわかり、市の要望に応じて住民の手で補修し、道路延長約162メートル、幅員6メートルの移転登記も住民の手で行い、管理道路に指定された道路であります。住民は、なぜこのような手を尽くして努力をされたのでしょうか。それは、せめて可能なところまででも除雪又は排雪をしてほしかったゆえであります。管理道路になれば、除排雪が一部分でもされるのではと淡い希望を抱いての努力でありましたが、当初の市役所側の発言とは異なり、いまだ冬季にも手をつけてもらえず、指をくわえて除雪車を見送っている状況であります。市長は、基本姿勢に市民の心を大切にされた市政の推進を掲げてこられました。このようにすべての面で市に協力してこられた市民の期待にこたえられるようお願いを申し上げて、御所見をお伺いいたします。

次に、長橋3丁目の市道妙源寺前通線についてであります。この道路の市道認定は、たしか昭和45年11月であったと思います。敷設されました理由は、幸町病院線が第2病院の隔離病棟ができたために分断されたので、そのつけかえ道路としてできた路線であり、したがって一部分に19パーセントのこう配ができたのであります。しかし、その後、新隔離病棟ができましたが、旧隔離病棟を倉庫にしたので、新倉庫ができるまでとのことで今日に至っているものであります。途中昭和60年ごろと記憶しておりますが、当時の志村市長が見るに見かねたのでしょうか、私の質問にこたえて、仮設道路を旧隔離病棟に沿ってつくっていただきましたが、冬季は通行止めとなるなどで市民が困惑しているのが実態でございます。その上、せっかく無償譲渡をする署名までいただいた住民の中に死亡者も出て、三、四年前から勝手に市道用地で私道工事が行われるようになり、道路が狭められている状況であります。この道路についても早急に移転登記をして、さらに新病院ができる平成23年秋ごろまでなどと言わず、一日も早く原道に復すお約束をしていただきたいと思いますので、御見解をお示ください。

この項の最後となります道路は、国道5号の東小樽交差点から小樽海上技術学校下のバス停までの間に横断歩道をつけてほしいという市民要望についてであります。御承知のように、ただいま申し上げました道路の間には、札幌方面に2か所のバス停があり、さらには船浜地区から上る連絡通路もあります。この連絡通路利用者はもちろんですが、バス利用者もすべて山側に渡らなければならない住民であります。私が何度か要望している間にも、交通事故が起こっております。その上、今後、旧マイカル方面からの臨港線が完備した折には、さらに交通事情が変わることは間違いないと思いますので、一日も早く横断歩道を敷設し、市民の安全を図るべきだと思いますので、市長のお考えをお伺いして、次の項に参りたいと思います。

次に、北海道新幹線誘致についてお尋ねいたします。

北海道新幹線は、長い間、北回りか南回りかが論議されてまいりましたが、平成10年2月に日本鉄道建設公団から北回り、すなわち小樽回りとするのが発表になりました。そして、その概要は次の内容となっております。新青森 - 札幌間、約360キロメートルを建設費1兆5,470億円で建設し、札幌 - 新青

森間を航空機を利用するより早い1時間19分で、そして東京までを3時間57分で結ぶことにより、現在の本州からの利用客280万人を5倍の約1,420万人と見込んでいる内容の北海道新幹線構想であります。この構想を踏まえて、現在、新青森 - 新函館間、約150キロメートルを平成17年5月22日に着工し、平成27年度末、完成を目指して工事が進められているのであります。これを受けて市長は、昨年11月に北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会会長として、108団体を代表し、国土交通省に出向き、後志地域が発展するためには、新青森 - 新函館間の早期開業はもとより、その効果が最大限発揮される札幌までの延伸が欠かせないとして、新函館 - 札幌間の全線フル規格での一日も早い認可着工と早期完成のほか、3項目を携えて陳情のために上京されたと同様ですが、国土交通省の感触はどうであったか、お聞かせください。

なお、新幹線誘致で見逃せないことは在来線の廃止問題ですが、これらについては要望書には触れておられないようですが、今後どのように考えておられるか、お答えください。

また、北海道新幹線建設にかかわる各市町村の負担見込みについてでございますが、全国新幹線鉄道整備法によると、国が3分の2、道が3分の1となっております。ただし、道は負担の一部を各市町村に負担させることができるとなっており、さらに市の負担は駅部と一体となって、用途地域部分の建設費の10分の1の見込みとなっておりますが、現時点での小樽市の負担はどれくらいになると試算されておられるか、御所見をお伺いいたします。

次に、新幹線を活かしたまちづくりとして何点か構想を明らかにしておりますが、この構想の中から2点ほどお尋ねいたします。

その一つは、東北地方からの観光客誘致拡大として、東北地方からの入り込み客は、小樽市を訪れている道外客のうち1割にもなっておりません。したがって、新幹線開通によって東北地方との交通アクセスの利便性が高まることにより、観光客の増加が期待されるとしておりますが、どの程度の経済効果を見込んでおられるのでしょうか。心のうちを明らかにしてください。

2点目として、新駅周辺地域の新たなまちづくりとして、新駅近傍の未利用地において、小樽を愛してくれる市外在住者のセカンドハウスや移住希望者を対象とした保養地型の高級住宅地の誘致を図っておりますが、どれほどの規模の地を考えているのか、構想を聞かせてください。

次に、新駅周辺地域の土地利用構想として、土地利用ゾーニングを九つ示しておりますが、その中から二つのゾーンについての御見解をお伺いいたします。

その一つは、産業振興ゾーンについてであります。構想によると、新駅周辺の恵まれた自然環境を生かし、食品産業等の企業やIT産業等の研究施設を誘致し、産業による地域振興を図るとまで具体的な構想が示されておりますが、自信のほどはいかがでしょう。

また、高層住宅ゾーンとしては、現在ある高層住宅と隣接する地区に、新駅及び周辺施設の建設に伴い転居が必要となる住民を受け入れるため、また、産業振興ゾーン等に進出する企業従事者等のために必要となる高層住宅の立地を図るとありますが、この高層住宅は、民間それとも公共のいずれを考えておられるのでしょうか。構想表現では、公共施設のようにも受け取れるのですが、市長のお考えをお示しいただいて、次の項へ移りたいと思います。

次に、小樽駅前第3ビル再開発についてお尋ねいたします。

私は、平成3年5月から平成11年4月までの9か年にわたり、中心市街地活性化等特別委員会の委員長の任についてきた関係もあり、小樽市の表玄関である第3ビルのあり方について責任さを感じておりましたが、幸いにも昨年7月に小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会が、さらに19年1月には小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合が認可されたこともあり、胸をなでおろしている次第であります。

したがって、第3ビルは、特定業務代行者を決め、その後、今年の6月末ごろから解体、建築工事に着手し、そして平成21年3月の竣工に向けて工事が進められる見通しとなりました。そして、その規模は、地下1階、地上10階のホテルと地下1階、地上17階のマンションを兼ねた延べ床面積約2,700平方メートル、総工費約62億円で建設しようとする概要と伺っておりますが、市長、予定としてはこのような計画概要でよろしいですね。不足のところがあれば補ってください。

次に、第3ビルの事業縦覧中の計画書によりますと、小樽駅前第3ビル周辺市街地再開発組合としては、補助金を約12億8,900万円と見込んでおり、この補助金について、地域住宅交付金及び先導型再開発緊急促進事業補助金を予定しており、小樽市及び国土交通省など関係機関に要望しているとのことですが、小樽市としてこの要望にどうかたえるお考えか、市長の所信を明らかにしてください。

また、特定業務代行者の応募参加資格についてであります。市街地再開発事業に関する知識及び特定業務代行の実績を有し、建設業法第27条の23第1項に規定する最新の経営事項審査結果で、建築一式総合評価値が1,650点以上の企業又は企業との共同企業体であることが規定されておりますが、本市にはこの条件に当てはまる企業があるのでしょうか。そして、何社ほど応募があり、最終的にはどこの企業体を選定されたのかもお答えください。

1級建築士といえども、耐震偽装事件が全国的にクローズアップされたことでもありますので、業者選定に当たっては念には念を入れてほしいことを申し上げて、次の項へ参りたいと思います。

私の質問の最後になりますが、「地域子ども教室推進事業」について、教育長にお尋ねいたします。

子供たちが地域社会の中で、心豊かにはぐくまれる環境づくりを推進するため、子供たちの安全・安心な活動拠点、すなわち居場所づくりが求められております。そのために、平成19年度から、文部科学省により実施される予定の「放課後子ども教室推進事業」は、2万ほどある全国すべての小学校区において、放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツの文化活動、地域住民との交流活動等の取組を目指す活動の拡充を図っております。文部科学省では、この事業推進に向けて、9月下旬には都道府県教育委員会担当者への事業説明をし、10月から市町村担当者への説明会が開かれ、各市町村での実施に向けた事業計画や予算措置の検討が行われていると伺っております。また、文部科学省では、子供たちを社会全体ではぐくむための地域、家庭、学校が一体となって取り組む安全で安心して活動のできる「子ども居場所づくり」を実施しております。財団法人日本ゲートボール連合では、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」「子どもの居場所づくり」をふれあい教室として事業の委託を受け、各都道府県のゲートボール加盟団体の協力を得ながら、平成18年度は全国325か所で実施中であります。残念ながら北海道は、芽室町と猿払村の2町村だけの実施でありました。全国で最も多く実施している県は、静岡県で52か所、次いで岐阜県、富山県、長野県となっております。新年度からは、各市町村教育委員会が主導することになっている「子ども居場所づくり」について、小樽市の教育委員会としてはどのような取組を考えておられるか、教育長の御所見をお示し願いたいと思います。

小樽ゲートボール協会は、全国大会で一昨年優勝した経験もありますが、四世代大会のように、15歳までの子供を必要とするチーム編成は困難な状況でありますので、一日も早い「子ども居場所づくり事業」への取組をされんことを希望して、私の質問を終わりたいと思います。

以上で私の質問を終わりますが、重ねて申し上げます。

私は、6期24年、各議員の皆様をはじめ、市長並びに各理事者の方々に大変お世話になりましたことを改めてお礼申し上げます。そして、4月22日の統一地方選挙に挑戦されます市長並びに各議員の皆様が市民の審判を受けられて、再び本議場にて御活躍されんことを祈念申し上げますとともに、今期をもって引退されます議員各位の御労苦に対し、心から御労苦さまでしたと申し上げ、再質問を留保して、

私の質問を終わります。

「咲く花も 咲き満つる花も いずれ散る 花の散り際 潔きがよし」。ありがとうございました。

(拍手)

**副議長(佐野治男)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 武井議員の御質問にお答えいたします。

最初に、これまで8年間の自己評価ということでありますけれども、私は平成11年に市長に就任して以来、一貫して市民の皆さんとの協働の心を大切にされた市政運営を目指し、市民の皆さんにお約束をした公約の実現に向けまして最大限の努力をしております。また、大変厳しい財政状況の中で訪れた多くの困難な課題にも、その都度市民の皆さんの声を聞きながら、正面から精いっぱい取り組み、できるだけの確に、スピーディーに対応してきたものと思っております。自己評価ということでありますけれども、これは差し控えさせていただきますけれども、私に対する評価については市民の皆さんがされるものではないかと思っております。

次に、財政問題についての御質問でありますけれども、まず「第二の夕張となるのでは」との風評についてでありますけれども、小樽市の財政は従前から非常に厳しい状況にありましたことから、持続可能な行財政運営を行っていくためには早急な改善が必要であり、そのため、提案説明でも述べさせていただきましたように、私は任期中一貫して財政の健全化を市政の最大課題と認識をし、これまで取り組んでまいりました。特に、2期目就任直後から、市民の皆さんに広報おたるを通じて財政の実態をシリーズでお知らせするとともに、収支の見直しなどを具体的にお示しをし、市民や職員の協力を得て、一定の負担をいただきながら財政再建に取り組んできたところであります。このような状況の中で、昨年、夕張市の財政破たんが表面化したところでありますが、それ以来今日まで、市民生活の深刻な様子や今後の財政再建の厳しさなどが数多く伝えられてきましたので、そうした夕張市の姿と市民の皆さんが本市の厳しい財政の現状を重ね合わせて危ぐされる市民の方々がおられるのではないかと考えております。

次に、財政再建への決意でありますけれども、平成17年3月に財政再建推進プランを策定するとともに、昨年2月には、これに具体的な実施施策を盛り込んだ実施計画を策定し、市民の皆様や職員の協力を得ながら、行財政改革に懸命に取り組んできたところであります。実施計画の策定後、夕張市の財政破たんが明らかになり、地方財政を取り巻く状況はさらに厳しさが増してきました。

本市においては、一般会計が2年連続の赤字決算となった中で、会計処理の見直しにより発生する病院事業会計の44億円の不良債務を平成23年度までに解消しなければならなくなったことから、財政再建推進プラン実施計画はさらに踏み込んだ対策を実施しなければならない状況となっております。したがって、今後、人件費総額の一層の抑制はもとより、事務事業の徹底した見直しをはじめ、組織・機構のさらなる改革を進め、何としてでも財政再建団体への転落を回避するため、不退転の決意で財政再建に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、実施計画策定に当たっての考え方でありますけれども、私が市長就任後、平成12年11月には財政健全化計画を策定し、財政健全化のための取組を開始いたしました。平成15年夏には、約2,000件にも及ぶすべての事務事業の徹底した見直しを行い、職員数の削減、職員給与や手当の削減などの人件費の抑制のほかに、ふれあいバス事業や水道料金、下水道使用料の減免、保育料の見直しなど、かなりの分

野で市民サービスにかかわる見直しを行い、協力をお願いしてまいりました。そのため、財政再建推進プラン実施計画では、市の業務の民間委託化の推進や清掃、警備などの業務委託内容の見直しなど、市の内部経費の再精査を行うとともに、職員給与と費の削減や退職者の原則不補充を中心とした人件費の総額抑制など、内部努力に比重を置き、計画を策定したものであります。また、職員給与の独自削減については、平成16年度から行ってきておりますが、財政状況が好転し、回復するまでの当分の間は、この独自削減を続けてまいります。しかし、財政状況が回復した場合には、その時点で、どの程度まで給与の復元が可能かも含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、民間委託の推進と個人情報保護対策でありますけれども、総務部情報システム課や小樽病院などでは、これまでも市職員と委託事業者の職員が同一職場で業務を遂行しており、業務に必要なコンピュータ端末等は市が用意をし、使用しております。業務の委託に当たりましては、これまでも委託契約書に、委託事業者や当該業務に従事する者に対し、業務上知り得た情報について漏えいすることを禁止する旨規定をしており、適正な運用が図られております。なお、本年4月1日から全面改正の上施行される小樽市個人情報保護条例においては、委託事業者や指定管理者の職員についても、正当な理由がなく不正に個人情報を提供したときの罰則を設けるなど、個人情報の保護に係る規定を強化し、万全を期すこととしております。

次に、事務事業評価システムでありますけれども、事務事業評価は、市の行う事務事業や施策が目標に対しどのような成果を上げたのか、その手法は効率的で適切だったのかどうか検証するものであります。その結果を市民の皆さんにお示しをし、市の職員もその評価を通してみずからの仕事を見詰め直し、意識改革や政策形成能力を高め、市民の視点に立った行政運営を推進するために有効なものであると言われております。このことから、事務事業評価システムの構築は、行政改革の課題としてこれまで検討を重ねております。これからつくる新しい総合計画で重要なことは、どのようなまちにしたいのかを描くことであります。そのため、計画の目標を定め、それがどこまで実現できたかを行政評価システムで進ちょく状況を管理していきたいと考えております。また、新しい総合計画を評価する21年度までに、事務事業評価システムを完成させ、さらには施策や政策の評価が一体となった行政評価のシステムをつくり上げ、総合計画の成果を市民の皆さんにわかりやすく公表することによって、市民と行政が情報を共有できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、道路占用の実態調査の問題でありますけれども、市道延長が約576キロメートルと非常に広範にわたること、道路認定も古く用地境界等が不明確な地域が多いことなどから、調査は市道の改良工事などにより境界等の確定した路線を中心にパトロールを行っております。なお、全市的な調査につきましては、境界の確定測量などには、多額な費用を要することから、今後の検討課題としたいと考えております。

次に、新病院の建設についての御質問でありますけれども、初めに事業計画であります。建設地の面積や建物の規模、機能につきましては、議員がお示しのとおり、建設地は築港114番1で、敷地面積は1万9,147平方メートル、診療科目は17科目で、病床数は468床としており、今後、この内容を条件として基本設計に着手することとしております。また、総事業費につきましては、土地取得費を除く概算事業費は、建設工事単価1平方メートル当たり30万円を上限として試算しますと、約156億円となりますが、建築工事費のさらなる削減など、今後も引き続き総事業費の圧縮に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、高血圧症や心血管疾患、脳神経疾患、がん診療に対して、どのような医療機関と連携をとっていくのかという御質問であります。いずれの疾患につきましても、現病院においても同様ですが、市

立病院としては急性期医療としての役割を担っていますし、他の医療機関では担えない診療内容を持っております。そのため、初期医療を担う診療所などとの紹介、逆紹介を進めることが大事ですし、他の病院とはそれぞれ専門分野がありますので、役割を分担していくことが必要であります。特に脳神経疾患においては、急性期の治療が終わった後にリハビリやさらなる療養が必要な場合がありますので、受入れ医療機関などとの経常的な連携が必要になってきます。また、がん治療におきましては、外科手術、放射線治療、薬物療法へと発展してきており、現在、これらを組み合わせた治療を進めておりますが、今後も、全国的にもまだまだ少ないがん治療専門医のいる大学病院などとも常に連携をとって、治療効果を高めていくことが必要と考えております。いずれにいたしましても新市立病院は、地域医療連携の上に成り立つものですので、昨年設置いたしました地域医療連携室を中心に、他の医療機関などとの連携を強めることにより、市内の医療資源の効率的な活用に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、神経内科の開設でありますけれども、小樽病院において、札幌市内の病院から神経内科医1名を派遣していただける見通しとなりましたので、本年4月から月2回、外来のみの診療を開始したいと考えております。また、第二病院においては、平成20年4月からの診療に向けて、医師の派遣について大学医局などと協議中であります。

次に、開院当初に病床が不足するのではないかとの御指摘でありますけれども、今回の病床数の変更につきましては、医師確保の現状や診療科ごとの入院患者の実績を踏まえて、負担が大きくなっている医師の労働環境の改善や、今後の平均在院日数の短縮なども考慮し、開院後も平均在院日数のさらなる短縮などによる入院患者の減少が予測されますことから、開院5年後の予想患者数を基に468床としたところであります。そのため、開院時には病床の不足も考えられますが、計画診療の推進や他の医療機関とのスムーズな連携、また病床利用率を高めることなどにより、必要とする病床の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、ヘリポートの設置についてでありますけれども、新病院では、後志二次医療圏の災害拠点病院として引き続きその役割を果たしていくことや、救命救急を担当する医療機関への救急患者のスムーズな搬送を可能とするため、ヘリポートの設置を検討しております。設置するとした場合の場所につきましては、建物敷地に余裕がないことから、建物の屋上への設置が考えられますが、今後、発注予定している基本設計で、建物の配置や階数などと一体的に検討していきたいと考えております。また、検討結果につきましては、基本設計の業務委託期限を平成20年2月末と予定しておりますので、この時期までにはお示しできるものと考えております。

次に、道路問題について何点かお尋ねがありましたけれども、初めに市道長橋5丁目第3通線の測量調査及び所有権移転登記の問題でありますけれども、測量調査は平成17年、平成18年の2か年で終了し、現在、寄付承諾の同意について土地所有者の方々との積極的に協議を進めているところであります。また、この長橋5丁目旧松山町地区へのバス乗り入れでありますけれども、昭和58年第3回定例会において、バスの乗り入れの請願が提出され、採択されましたが、バス事業者からは、バス路線の新設はできないとの回答を受け、その後の第4回定例会において、その旨報告したところであります。また、平成18年第1回定例会において、武井議員からの御質問を受け、当地区へのバス乗り入れについて改めてバス事業者と協議しましたが、道路こう配、道路幅員、採算性等の問題があり、難しい状況にあります。しかしながら、公共交通機関としてのバス輸送は、市民の足として重要な役割を果たしており、その利便性を高めることは必要なことでありますので、引き続き事業者に対し働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、幸2丁目7番通線の管理道路の除排雪でありますけれども、当該道路は、住民の方々が移転登

記に必要な寄付承諾書の取得など、大変な努力をされ、平成17年12月に手続を終えまして、管理道路といたしました。本道路の除排雪につきましては、道路幅員、こう配、たい積場所や除雪機械の回転場所の確保など、現在の地形的な状況にあっては困難なことから、今後、住民の方々と除排雪の方法等について協議をしてみたいと思います。

次に、妙源寺前通線の未処理用地についてであります。昭和45年に市道認定をし、ほとんどが小樽市所有となっておりますが、終点の交差付近において、民有地の5筆が未登記となっております。今後、地権者の皆様と道路用地の寄付承諾について協議を進め、一定の方向が見えた段階で測量調査を行い、移転登記の手続を行ってまいります。

次に、第二病院の旧隔離病棟で分断された道路の復元の問題でありますけれども、その部分には旧隔離病棟が建設されており、現在、用務員室のほか、作業場や倉庫として使用しています。そのため、直ちに施設を取り壊すことは困難な状況でありますので、新病院の移転に合わせて検討をしてみたいと思います。

次に、国道5号の東小樽交差点から小樽海上技術学校下のバス停までの区間の横断歩道の設置の問題でありますけれども、道路管理者であります小樽開発建設部や公安委員会と協議を重ねております。しかしながら、当区間での横断歩道の設置は、道路がカーブしていることから、いわゆる視認距離がとれなく危険なこと、道路にこう配があることから、冬の間にはトレーラー等の大型車が停止した後、発進できなくなること、また東小樽交差点で自動車の渋滞が起こった際、滞留の長さが横断歩道まで延び、歩行者が安全に横断できないことから、難しいものと聞いております。

次に、北海道新幹線についての御質問でありますけれども、初めに新幹線誘致の要請活動に対する国土交通省の感触についてでありますけれども、昨年12月に策定した新駅周辺整備構想は、国土交通省鉄道局から新幹線着工の事前調査に向けて提出を求められたものであります。また、平成18年度に小樽市内でもトンネルの地質調査が行われており、さらに先日の報道では、平成19年度に駅部事前調査が実施される見通しであるということから、国土交通省においても着工に向けた準備が進められているものと考えております。

次に、在来線廃止の問題でありますけれども、新幹線の開業に伴い、JR北海道から経営分離される並行在来線につきましては、国土交通省の工事实施計画認可の際に決定されることになっており、今のところ取扱いが決定していないため、要望項目には入れておりません。既に着工済みの新青森 - 新函館間では、並行在来線としてJR北海道から経営分離される五稜郭 - 木古内間について、北海道が中心となり、沿線自治体が参加して並行在来線対策協議会が設置され、対応を協議しております。新函館 - 札幌間におきましても、並行在来線につきましては同様の対応が行われるものと考えております。

次に、新幹線建設にかかわる市の財政負担の問題でありますけれども、議員が御指摘のように、国と地方団体の建設費負担のスキームが示されておりますが、新駅設置に伴い整備される施設などはこれから検討されていくことから、本市にかかわる建設費はまだ示されておられませんので、現時点では本市の負担額を試算できる状況にはございません。

次に、新駅周辺整備構想についての御質問であります。現時点で構想として策定した段階であり、具体的な内容につきましては、今後さまざまな御意見を伺いながら検討していくものであることを、まず御理解いただきたいと思います。

1点目の東北地方からの観光客増加による経済効果の見込みにつきましては、この構想では、平成15年、16年に実施しました小樽市観光客動態調査の結果、小樽市を訪れた道外客のうち、東北地方からの入り込み数がわずか8.7パーセントにとどまっており、新幹線の開業により大幅な増加が期待できると考

えておりますが、新駅の停車本数も未定であり、具体的な入り込み客数を推計し、経済効果を試算できる状況には至っておりません。

2点目としては、新駅近傍未利用地保養地型の住宅地誘致を図るという構想の規模についてでありますけれども、これは小樽望洋パークタウンの第4工区について、保養地形成ゾーンと位置づけ、道内外の方のセカンドハウスや移住者に対する住宅地として開発していくことを検討してはどうかと考えている段階であります。

最後に、新駅周辺の土地利用構想における産業振興ゾーンと高層住宅ゾーンについてであります。これらにつきましては、基本的に現在このゾーン内にある業種や高層住宅などを基にして、立地条件などから想定されるものを例示し、今後の展開の基礎となるような形で提案したものであります。

次に、小樽駅前第3ビル再開発についての御質問でありますけれども、まず再開発の事業計画概要につきましては、その事業内容は、建物は商業ゾーン、ホテルゾーン、マンションゾーン、立体駐車場がらっており、商業施設は地下1階と権利者を中心に1階に配置され、ホテルは地下1階地上10階建て、高さ約38メートル、宿泊室231室、マンションは地下1階地上17階で、高さ約60メートル、分譲戸数113戸、駐車場は商業施設とホテル用として自走式駐車場を18台、立体駐車場80台、分譲マンション用として立体駐車場84台となっており、延べ床面積は約2万7,000平方メートル、総事業費は約62億円の計画となっております。

また、今後のスケジュールとしましては、本年6月末に解体工事に着手し、9月から本体工事に着手、工事完成は平成21年3月の予定となっております。

次に、再開発組合からの補助金の要望でありますけれども、当事業は、空洞化が進む中心市街地の人口増対策や中心市街地の活性化に寄与する核的事業であることから、市といたしましても、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。このことから、小樽市と国が連携して、平成19年度と平成20年度の2か年で、地域住宅交付金として12億4,230万円、さらに国から施行者に直接補助される先導型再開発緊急促進事業補助金7,000万円につきましても、要望どおり認められますように要請しているところであります。

次に、特定業務代行者についてでありますけれども、準備会は、特定業務代行者の募集を昨年10月に行い、大成建設株式会社1社の応募があり、準備会が設置した特定業務代行者選考委員会からの答申を受け、大成建設株式会社に決定したものであります。また、募集要領にあります建築一式総合評定値1,650点以上に適合する企業は市内にはありませんが、市内に本社のある企業と共同企業体を組むことを応募条件に盛り込んでおりますので、今後、特定業務代行者である大成建設と市内業者との間で具体的な協議がなされるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 武井議員の御質問にお答えいたします。

「子どもの居場所づくり事業」についてであります。小樽市においては、子供の安全・安心な居場所づくりなどを目的として、おたる子どもプラン協議会が平成16年度から文部科学省の委託を受け、教育委員会と連携して、「地域子ども教室推進事業」を実施しております。この事業は、夏休みなどを除く毎週土曜日、市内全小学校を対象に、運動場など、学校施設を開放し、地域の無償ボランティアなどの方々の参画の下、スポーツや文化活動、ものづくりなどの指導を行っているものであり、昨年度は35週実施し、延べ約2万人の児童が参加したところであります。

文部科学省は、今年度でこの事業を廃止し、来年度からは新たに「放課後子ども教室推進事業」を創

設する予定であります。実施方法や補助金などについて、いまだ具体的な情報が得られないことから、本市といたしましては、19年度には、これまで実施してきた地域子ども教室を教育委員会が主導して継続し、より一層効果が上がるよう努めてまいります。なお、この事業を円滑に運営するには、これまで以上の多くの地域のボランティアの協力が必要であり、お話のありました小樽ゲートボール協会の参画については大いに期待しているところでございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 19番、武井義恵議員。

**19番(武井義恵議員)** 二、三再質問させていただきたいのですが、まず1点目ですけれども、新病院建設についてであります。

一つは、この病床数の不足に対する入院日数の短縮の関係です。今、市長の耳にも入ってきているかどうか知りませんが、市民の中では、どうも一般的に希望もしていない退院でありながら、何か強制的といった感じが、出ていけと言わんばかりの仕打ちがされると、こういうことを聞いています。そういう話が、風評が飛んでいるにもかかわらず、この今の病床数にすることによって、5パーセントの削減にすることによって、当初から、市民に市長が書いた広報にも載っているように、この病院の入院日数の短縮で補いたいと、こういうふうに市の広報に載っています。これを見たせいでしょう、これはちょっとおかしいのではないのかと。最初からわかっていたのだったら、そんなことをしなくていいのではないかと。市長は、他の病院との連携をとりながらとは言っていますけれども、そのところを市民が不安に思っているようです。したがって、これらについては、患者の意思を無視しないでやってほしい。そうでないと、入院しているのですから、それはもう医師でないと退院していいか悪いかというのはなかなか自己判断はできないと思いますけれども、やはり入院患者としては、自分ではまだまだ病気が完全でないと思っっているのですが、大体3か月から、もうそろそろ6か月ごろになると退院せよと言わんばかりのことをされるということをよく聞きます。ぜひともそういうような風評にならないように、念には念を入れた病院の、患者に対する温かな施策をしてやってほしいと、こういうことで私はこの問題を取り上げました。これは、今、市長の答弁にもありましたように、開院後5か年ぐらいはそういう事象が生じるかもしれないというようなニュアンスの答弁がありましたが、ぜひとも市民の方々の満足な利用ができるようにしていただきたいと思います。これが1点です。

2点目は、この市道長橋5丁目第3通線の問題でございます。この道路問題については、まず長橋5丁目第3通線は移転登記は終わったと。したがって、今、協議中だという御答弁でございました。ところが、私も先ほど触れましたように、この中にはいろいろな問題が含まれています。昭和45年の認定ですから、今でもう40年近い間の問題ですので、所有者も変わっております。そういう関係もありまして、道路用地も含めて買い取ったと。売買が成立して、買ったと。今、今度は無料でもって市に道路をよこせと言っても、今支払ったお金の中には、その道路用地も入っていると。だから、その道路用地も含めたお金で買ってほしいと、こういうのが5名も出てきたというのが私の先ほどの話の中にあるわけですが、ぜひとも住民の方々と十分ひとつ話をして、例えばその5人のうちの1人が孤立することのないように、今5人いるからまだいい。それが4人が妥協して1人が残った、やむを得なくするとか、泣き寝入りするとかということのないように、住民の意思をよく酌んだ協議を進めてほしいと、こういうふうに思います。特にこの問題は、バスの乗り入れ問題が非常に今のお話と大きな関連が出てくるかと思えます。したがって、市長は、バス事業者に働きかけをしていきたいという御答弁でございましたけれども、ぜひともその話は進めていただきたい。市民の方々は、一日も早い、全会派一致でもって決められたこのバスの乗り入れ事業でございますから、それをやってほしいと。

ただ、ここで一つ問題があるのは、当初の昭和58年9月のあの請願書の中身でございますけれども、長橋5丁目27番のところまで乗り入れをするようにというような内容であったかと思えます。とてもじゃないがそこまで行けるバスはありません。バスがひっくり返ってしまうような急坂でございます。したがって、ぜひともその入り口といいますか、長橋5丁目のあの旧と畜場の跡方面に行くところでも結構ですから、今後の協議をする中であっては、先ほど言いました27番まで行かなくても結構でございますので、ぜひとも乗り入れについてそういう方向で協議を進めていただきたい。そうすることが、今後のこの無料で移転登記の問題、あるいはそれに関連が出てきますので、市民はそういうような方向で望んでいると思えますから、ぜひともやっていただきたいということが長橋の問題です。

それから、この幸2丁目7番通の問題ですけれども、除排雪の方法について協議をしたいという市長答弁でございます。これはぜひとも、確かに途中こう配が19パーセントのところがあります。したがって、住民の方々はそこのところまでしてくれとは言っていない、私も言いましたように、何とか可能な限りのところまでやってほしいと、出入口のところでもいいと、こういう立場で申し上げているわけでございますから、そのことを協議の中に入れて、除排雪車を指をくわえて見送ることのないような話し合いの進め方をいたしていただきたいと思えます。

それから、妙源寺前通の問題ですけれども、これについては、新病院ができるまでという答弁であったようでございますが、私のことを言うのはおかしいけれども、私もあそここのところで滑って足を折ってしまった経験があります。そういうぐらいですから、私より年を召された方が大勢います。そういう意味では、非常に危険な道路です。この道路は、市道認定のできる道路ではないのです、19パーセントあるわけですから。したがって、ところが今言ったように、つけかえ道路になったものですから、市が勝手につくった道路ですから、それでああいうような急坂なところが二、三メートルできたものと私は思っています。住民の方々に聞いてみたら、こんな道路はなかったのだということを言っています。ですから、これはできることであれば、もう任務というよりも、あそここのところの渡り廊下は、すぐ取れる内容になっていますから、できるだけ私は移転までなんて言わないで、一日も早い原道復帰をお願いしたい。そうでなければ、今できている道路の冬期間も通れるような道路にしていただければと思います。いずれにしても、そういう措置をしながら新しい病院ができるまで我慢せよと言うのなら、これはまたわかりますけれども、一番困る冬期間に通行止めをしていたのでは、つけかえ道路も何の意味もありませんので、ぜひともそここのところはお考えを改めていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、私、この新幹線の問題ですけれども、特に市長にお伺いしたかったことは、国土交通省が今までのたび重なる陳情に対してどう応答といいますか、感触はどうだったのか、こここのところが特に伺いたかったところでございます。もちろん、今決定もしていないのだから、在来線の廃止とかなんとか、これはまあなかったということはわかりますけれども、この新函館駅からさらに札幌までの延伸についてはどうだったのか。特に佐賀県では、新幹線反対の市長が選挙で選ばれたと、こういうこともテレビで放送されております。したがって、そういう国土交通省の動きが我々は聞きたいと、こう思っていますので、市長が感じたことで結構ですから、それをお示しください。

それから最後に、教育委員会にお尋ねいたしますが、施設の開放をしている、2万人の児童も参加して大入りになったということで、平成19年度については、今までのものを継続してやりたいと、こういうことでございます。趣旨は十分理解していると思えますが、いずれにしてもこの今までの実績が、北海道の取組が非常に悪いということもあり、今の予算の問題に先ほど触れましたけれども、我々の方にも予算要求の中身は届いています。その19年度も継続するのであれば、ぜひとも子供の安全を守りながらの居場所づくりでございますから、私はそういう中央の問題よりも教育長としてこういうふうやり

たいというその真意を聞きたいのでございますので、そのあたりをお示してください。

**副議長（佐野治男）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 市長。

**市長（山田勝鷹）** 私がお答えした以外のものは、担当部長から答弁させますけれども、病院の問題で、その希望していないのに退院させられるという、そういう話ですけれども、たぶんこれは治療の必要な人を退院させるということではなくて、一定程度治療が終わって、ある程度自宅療養なり、どこかの施設に入って引き続きそういったところで療養できると、そういう方がたぶん退院を言われるのではないかというふうに思っています。いわゆるこの社会的入院という方ですね。一定程度治療がもう終わっているという方については退院させていただくと、そういう方向だと思います。したがって、なかなかこの施設がないとか、それから家に帰っても一人だとかという、そういう方々が一番不便を感じているのではないかと思いますので、そういった受皿づくりがこれからも大事だろうというふうに思っています。足りないところは、病院の方から答えさせます。

それから、長橋5丁目第3通線あるいはまた幸2丁目7番通線の除排雪の問題については、非常に今までもいろいろとお互いに議論してきたと思いますけれども、もう少し前向きにどうすればできるのかとか、そういった点についてもう少し地元の皆さんと協議をさせてもらいたいというふうには思います。

それから、第二病院の旧隔離病棟の問題についても、引き続きまだ使う施設なのかどうか、そのあたりももう一回確認しまして、それはもう使わないのであれば取り壊すとかいろいろな方法がありますので、もうちょっと検討させてもらいたいと思います。

それから、新幹線の問題でありますけれども、国土交通省の対応の問題ですけれども、我々がいろいろ要請に行っていますけれども、一つは、まだ新函館 - 新札幌間が工事認可になっていないのですね。なっていないけれども、もう既にそういった事前調査に入ったということです。ですから、長万部駅と、それから倶知安駅では駅部の事前調査を平成18年度にやりまして、19年度にも調査に入ると。新聞で御承知のとおり、新小樽駅についても事前の調査に入っていくという、それから手稲トンネルの調査もするというので、要するに将来の着工に向けた準備を着々と進めているということですから、非常にあとはもう予算のつき次第といいますが、19年度予算が100億円と言っていますから、その次の年が幾らになるのか。倍々ぐらいでいくと早く事業が進むということですので、そういう話もしておりますので、そういうことでひとつ御理解いただきたい。着々と前へ進んでいるということで御理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 建設部長。

**建設部長（嶋田和男）** 武井議員の再質問にお答えをいたします。

長橋5丁目第3通線の関係でございます。

先ほど市長から答弁がありましたように、測量については、平成17年、平成18年ですべて終わってございまして、用地交渉については今現地に入っております。今、議員の御指摘のように、地域コミュニティが壊れないように、また地権者の方が孤立しないように十分注意をしながら、市道については寄付が原則でございますので、御理解できるように注意をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 市民部長。

**市民部長（佃 信雄）** 武井議員の再質問にお答えをいたします。

長橋5丁目地区へのバスの乗り入れの関係でございますけれども、先ほど議員が御指摘のとおり、昭和58年の請願は、長橋線からずっと上がりまして、平尾踏切まで行くというルートで採択されたものでございます。その後は、議員がおっしゃるように、この路線は上の方に行きますと4メートルから5メートル40センチメートル程度しかない非常に狭くて急坂な路線でございますので、我々も議員の方から平成18年第1回定例会でお話ございました後、中央バスの方とも話をしておりますけれども、その中では、先ほどお話のございました旧と畜場といいたまいますか、あの辺までのことも含めまして話はしてございます。しかしながら、先ほど申しましたように、非常にこう配があるということ、それから途中で長橋線でバスが止まりますと、それがうまく上がっていきえるのかどうか、そういったこう配、幅員、さらにまたあそこは実は踏切がございまして、ルートを長橋十字街から長橋5丁目地区に上がっていくのか、あるいはまた長橋バイパスから上に上がっていくのか、ルートのとり方によりましては非常に乗り入れが難しいということもございまして、そういったことも含めまして今後とも、先ほど市長の方からも答弁申し上げたとおり、引き続き協議をしてみたいと、そんなふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 総務部参事。

**総務部参事（吉川勝久）** 武井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長の方から病床数のことで答弁申し上げましたけれども、まず最初に、今回、議員がおっしゃるとおり、25床、5パーセント落としておりますけれども、これは単に病床を落としたということではなくて、いわゆる周産期医療というのを新病院では扱わないという中で、一つには産科病床が不要になるということと、小児科もかなり縮小される。あと一定診療科を整理しておりますので、そういう中で縮小しているということをまずちょっと御理解いただきたいと思えます。

それと、市長が申し上げましたように、病院ですので、いたればいれるというものではありませんけれども、当然入院治療の必要な方を無理やり退院させるということはずまいと思えます。

市長が言うように、今回の医療連携のところでもちょっと答弁申し上げたのですけれども、やはり急性期病院というのは、急性期の医療が終わった後の受入れ医療機関、これをどう確保するかというのが非常に大事ですので、私が第二病院にいたころも、例えば脳心経外科の手術を終われば急性期リハビリテーションをまずやると。ただ、その後にやっぱりどうしても回復期リハビリテーションを早くやらなければならないけれども、なかなかその受け入れていただけるところがないということで、札幌圏も含めて努力して転院ということをやっていたときがあります。ただ、最近は、小樽の市内でかなり受け入れられるということを聞いておりますので、かなり連携の方もうまくいっているのではないかとこのように思えます。そういう意味で、当然新病院についても、きちんとそういう医療連携をとりながら、必要な病床はきちんと確保して、支障のないように運営してみたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**副議長（佐野治男）** 教育長。

**教育長（菊 譲）** 武井議員の再質問にお答えしたいと思います。

これまで、土曜日の午前中、子供たちが家庭にいたのではなくて、広い運動場で伸び伸びと遊んでいる姿を見まして、私、この事業を大変ユニークで、子供たちにとってみても安全で安心な事業であったというふうに自負しているところでございます。

文部科学省等から出てきました新しい事業につきましては、それぞれ予算でありますとか、中身については出てきていますが、今やっている二つの事業と各市町村の声を聞きますと、うまくマッチングし

ていかないという部分もありますので、平成19年度は、子供たちの思いも十分踏みながら、小樽市の事業を継続していくことがベストではなかろうかということで、先ほど答弁させていただいたところであります。

なお、武井議員からありましたように、小樽ゲートボール協会とは十分相談しながら、やはり子供たちのためにぜひ御協力いただいて、そして土曜日の子供たちの活動の中でボランティアとして、また子供たちにとってみたらゲートボールの普及も兼ねますので、そういう面では進めていきたいというふうに考えておりますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 19番、武井義恵議員。

**19番(武井義恵議員)** 再々質問、1点だけ。

市民部になると思うのですが、長橋5丁目のバスの乗り入れについてですけれども、請願そのものはもう昭和58年の問題ですから、昔々その昔の話みたいになります、地元の人たちはまだ生きていると思っているのです、あの請願を。したがって、そういう意味では、いやこれは4年間でそのままつぶれてしまったのだと言っても、なかなか納得しません。したがって、場所の中身もあの平尾踏切のところまで行ったら、これはもう昨日も話してきたのですが、とてもあんなところまで何で要望したのだろうと、こういう言葉も出ていました。そんなこともあり、あの長橋5丁目の入り口のところまで結構だから、あとは中央バスは回転場所がなければ返事をしませんので、それであそこのところに除排雪をして、雪を投げている広場がございますが、あそこを回転場所にしながらでも乗り入れができないかと。JRの路線の問題が出ましたけれども、拡幅工事はもう途中までできて、終わって、ロードヒーティングも入っているのですね、鍛冶商店の前まで来ているわけです。ですから、あと何メートルもないでしょうから、ぜひともそこのところを酌んでいただいて、今後の交渉の糧にさせていただきたいことを重ねてお願いして、質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**副議長(佐野治男)** 市民部長。

**市民部長(佃 信雄)** 私どもとしまして、先ほど来いろいろ難しい部分がございますけれども、そういった議員の方からお話ございましたように、精力的に話はさせていただきたいというふうに思っております。

**副議長(佐野治男)** 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 5時00分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

副議長 佐 野 治 男

議 員 菊 地 葉 子

議 員 大 竹 秀 文

平成19年  
第1回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成19年3月1日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝磨	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
小樽病院院長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	山岸康治	監査委員長	中塚茂
収入役職務代理者 (会計室長)	宮腰裕二	事務局長	田中泰彦
財政部財政課長	堀江雄二	総務部総務課長	

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	関朋至
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	村中香織

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	渡辺美和
書記	大崎公義
書記	松原美千子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斎藤博行議員、高橋克幸議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第44号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 一般質問をします。

初めに、教育にかかわる問題についてお尋ねします。

第1は、教育費の父母負担軽減についてです。

政府の判断によると、景気拡大は戦後最長を更新しているということですが、法人企業統計で見る勤労者1人当たり賃金は、2003年度から連続で減少しています。この背景には、正社員を非正規雇用に置きかえ、ワーキングプアを広げる政策がとられたことがあります。

小樽市においても、労働実態調査による正規従業員は平成15年度の65.9パーセントから17年度は62.0パーセントに減少、反対にパート労働者は18.5パーセントから24.2パーセントに増加しています。子育て世代の労働者の基本給比較を15年度から17年度で見ると、30歳から39歳で年間9万3,900円、40歳から49歳で年間8万6,500円も下がっています。また、現在、母子家庭などひとり親世帯には児童扶養手当が支給されていますが、仕事をかけ持ちして必死で働いているのに、わずかに基準を超えたために児童扶養手当が受給できなくなり、苦しい生活を余儀なくされている人もいます。

OECDが昨年7月に発表した対日経済審査報告書によると、貧困ライン以下の所得しかない家庭の子供の割合が14.3パーセントに達し、OECD諸国平均の12.2パーセントを上回り、ひとり親世帯ではその割合は57.9パーセントで、OECD26か国平均の21パーセントを大きく上回っています。OECDから、貧しい家庭の子供は不十分な教育しか受けられず、それゆえ成長の可能性が阻まれがちだと警告されているほど貧困が進んでいるのです。このような事態は、内閣府が1月に発表した国民生活に関する世論調査で、生活に不安を抱える人が67.7パーセントと過去最悪になっていることを裏づけるものです。

厳しくなっている暮らしの下で、教育費の父母負担を何とか軽減してほしいという声が大きくなっています。小学校に入学当日には、粘土セット、クレヨン、のり、はさみ、ノート、体育帽子など、共同購入代金が4,400円ほど必要です。そのほか毎年学校で使う教材などの負担がありますが、保護者負担の実態を学年別にお示しください。

子育てにはお金がかかるものです。「靴を1学期使えば穴があいてスリッパ状態、この先成長する子供を考えると不安です」と話している母親もいます。こんなとき助かるのは、就学援助の制度です。就学援助の認定を受けている人の割合は年々増加し、平成17年度は小学校23.11パーセント、中学校20.32パーセント、5年前に比べて小学校、中学校とも約3パーセント増えています。これは、生活の厳しさを裏づけるものですが、反面、就学援助の収入基準は下がり続けています。平成13年度は4人世帯でおおむね433万円程度以下、5人世帯で498万円程度以下でしたが、平成17年度は4人世帯でおおむね383万円程度、5人世帯で447万円程度、4人世帯では50万円、5人世帯では51万円も下がり、18年度を見ると4人世帯で61万円、5人世帯で66万円も下がっています。就学援助基準を下げ続けている理由を伺い

ます。

このようときだからこそ、保護者負担を軽減して子供たちが安心して学校へ行けるよう、基準を引き上げて支援すべきではないでしょうか。いかがですか。

こうした中で、スキーのリサイクルやけん盤ハーモニカのリサイクルなどの要望が出ています。スキーのリサイクルについては、PTAを中心に頑張っている学校もあります。スキーやけん盤ハーモニカなど、リサイクルについて市教委として応援できないでしょうか。

次に、通学バス助成拡大とスクールバス運行について伺います。

17年度は塩谷、長橋、張碓、銭函の各小学校へ257人、北山、朝里、銭函の各中学校には74人の児童・生徒が路線バスを使って通学しています。バス代は冬期間12月から3月の4か月の定期代の半分が助成されていますが、その他の月では保護者の全額負担です。中学生ともなると、1か月7,200円の負担は大きい。もう少し助成してほしい。星野地域から銭函小学校に通学している子供たちは、乗客が多い場合は次のバスにしてくださいと言われ、1時間に2本しかないバスですから、30分以上待たなければなりません。せめて小学校低学年はマイクロバスで送迎してほしいという声は、以前から地域の強い要望でした。

こうした要望に答えのないまま子供たちは卒業していきますが、それでもまた次の世代の要望として出ているのです。それは当然のことで、学校が遠いことで、バス代の負担をさせるという不平等は改善しなければなりません。また、最近大変物騒になってしまった社会情勢、犯罪から子供たちを守る責務もあります。通学バス助成拡大やマイクロバスの運行について教育委員会の積極的な施策を求めます。いかがですか。

次に、通学路の安全についてです。

今年は雪が少なく助かっているものの、通学路は依然として歩道の雪山、狭い道路、つるつる路面など危険な箇所があります。各学校のPTAが中心になって作成した安全マップには、危険箇所が記されており、教育委員会はそれらを把握していると思いますが、建設部と協議の場は持たれているのでしょうか。

安全マップを提供し、市のパトロールによる監視、スムーズな除雪、砂まきなど建設部と連携し、通学路の安全を確保していただきたいと思いますが、いかがですか。

さらに、交通量の多い交差点、三差路など、見通しの悪い場所での横断は命がけです。このようなところには、事故が起きる前に交通安全指導員の増員をし、配置をすべきです。いかがですか。

次に、適正配置問題に対する子供の意見表明権についてです。

父母や地域の理解が得られず、小学校適正配置実施計画案は平成17年9月に取下げになり、現在、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会が開かれています。今後、中間報告をして市民意見を募集するとはいうものの、肝心の子供たちの意見や要望を聞くという姿勢が見えません。奈井江町では子どもの権利に関する条例を制定し、子供の守られる権利、子供の参加する権利を明記し、子供であることをもって不当な扱いを受けないこと、子供がみずからの意思や意見を安心して表明できる権利が保障されています。また、それらが年齢や成熟の度合いに応じて相応に考慮される権利を有することをうたっています。このような子供の権利を尊重し、意見要望を聞く機会を保障すべきではありませんか。

次に、いじめの実態について伺います。

いじめによる自殺が相次ぎ、その対策が急がれています。道教委によるいじめの実態調査報告における小樽市の実態、各学校の取組や対策はどうなっていますか。

次に、介護保険制度の問題点について伺います。

初めに、新予防給付で要介護1相当と判定された人が、2次判定で要支援2とされた割合と、他市との比較をお示しください。

今、介護保険の制度が変わり戸惑っている人、生活実態に合わないため大変困っている人たちが出ています。ひとり暮らしのAさんは、脳こうそくで歩行困難になり、初めは介護度が2でした。介護サービスを受けて、徐々に状態がよくなりましたが、トイレは一人で行けないため、ポータブルトイレを使用しています。もちろん一人で病院には行けないので、介護が必要です。Aさんは新しい制度の1次判定で、要介護1でしたが、2次判定では要支援2に判定され、これまでのようなサービスが受けられなくなり、大変困っています。Aさんのような事例はほかにも聞いていますし、またAさんより状態がよいのに介護度が重い人もいます。介護認定審査会は公正に審査をしているとは思いますが、一人一人の実態が正確に反映されているのでしょうか。

また、判定はどんな基準で行われているのか、1件当たりには要する時間も教えてください。

Aさんはヘルパーに来てもらってはいるものの、定額制で週3回のサービスは週1回になり、本当に困っているのですが、市は新しい制度の下で生活援助の利用が制限され、困っている実態をどのように把握していますか。

介護保険法改正が国会審議された際、当時の厚生労働大臣は本当に必要な家事援助は当然今後も受けただけと約束していたのに、介護サービスは切り捨てられております。介護報酬も1週間1回の場合、ホームヘルプをどれだけやっても1万2,340円ですから、事業所は採算がとれないサービスは打ち切らざるを得ないため、利用者に必要なサービスが切り捨てられているのです。利用者にとっても、事業所にとっても大変な事態を改善し、安心して受けられる制度にするよう、国に申し入れると同時に、市として生活援助サービスを補完することはできないでしょうか。

次に、スムーズな認定通知について伺います。

新制度移行に伴い、昨年末には認定が遅れてケアプランが立てられず、サービスの空白の問題が起き、改善は見られたものの、なお地域包括支援センターからは月末ぎりぎりに通知されるため、翌月からのケアプランを立てるのが非常に大変だという声を聞いています。なぜ、このようなことになるのか。また、余裕を持ってケアプランを作成できるよう、改善を求めます。いかがですか。

次に、新予防給付の通所サービスの利用状況をお知らせください。

新予防給付になってから、利用者だけでなく、通所サービス事業所の負担も増えています。介護予防での報酬は一定額ですが、デイサービスでの入浴や送迎は差別できず、その分事業所の負担になっている。食事代も安くしていたが、この分では上げざるを得ないということも聞いております。介護予防で利用者の自立を促す制度が利用者も事業所も負担が増えるのでは、この目的自体の後退につながります。このような実態をどのように把握しておりますか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、通学路の安全にかかわる交通安全指導員についてでありますけれども、現在、交通量とか道路環境などを勘案しまして、8名の交通安全指導員を配置し、登下校時の安全指導をしており、さらに小学校において交通安全教室を開催し、事故防止に向けた交通安全教育の推進を図ってきております。

また、交通安全は、みずからの安全はみずから守る、あるいはまた地域の安全は地域で守るとの考え方から、地域においても登下校時の安全指導や見守り運動など、ボランティア活動をされている方も増えてきておりますので、交通安全指導員は増員ということではなく、安全パトロールの実施や安全教育の充実などに努め、市民の皆さんの協力を得ながら、引き続き交通安全運動の推進に取り組んでいきたいと思っております。

次に、介護保険についての御質問でありますけれども、初めに1次判定で要介護1相当と判定された方のうち、2次判定で要支援2と判定された方の割合についてですが、昨年12月と今年1月を合わせた要介護1相当者326人のうち163人で、割合は50パーセントとなっております。また、道内主要都市における割合でありますけれども、今年の1月末時点で函館市が約64パーセント、札幌市が約60パーセント、旭川市が約46パーセントなどとなっております、9市の平均は約53パーセントとなっております。

次に、介護認定審査会の問題でありますけれども、審査会では訪問調査の結果と主治医の意見書を基に、申請者の心身の状況や生活実態をとらえて審査判定を行っております。また、審査判定につきましては、要介護認定などに係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令に基づいて行っており、適切な審査判定を実施するため、新任の審査委員会委員だけでなく、現任委員の研修も実施しております。1件当たりの審査時間につきましては、審査会の開催日の約1週間前に審査資料を各委員の皆さんに送付をして、事前審査をしていただいておりますため、平成19年1月実績では1.3分となっております。なお、平成17年9月の道内主要都市1件当たりの審査時間は、0.8分から2分となっており、小樽市と大きな違いはありません。

次に、介護予防訪問介護の利用の状況でありますけれども、介護予防サービスの利用に当たりましては、利用者のアセスメントを行った上で、介護予防の観点から目標を設定し、その目標を達成するために必要なサービスをケアプランに位置づけ、サービスを利用する仕組みとなっております。したがって、これまでの利用回数と異なるからといって、サービスの利用を制限することには当たらないと考えております。また、市といたしましては、個々の利用者の実態につきましては、特に把握しておりません。

次に、介護予防訪問介護の月額報酬でありますけれども、この趣旨は利用者の求めがあれば、無定量にサービスを提供するというのではなくて、ケアプランで設定した目標を達成するために必要な水準のサービスを提供するということでもあります。また、新予防給付はスタートして間もないことから、現在のところ制度を見直すよう国に申し入れることは考えておりません。また、利用者のアセスメントを行い、必要なサービスを提供しておりますので、予防給付の範囲を超えたサービスを市独自で給付することについては、考えておりません。

次に、介護認定の結果の通知でありますけれども、基本的には申請の日から30日以内に認定結果を通知することになっておりますが、本人や家族との訪問調査の日程調整に時間を要することなどから、訪問調査が遅れがちであること、また主治医の意見書の提出に一部遅れが見られることなどもあって、一部の申請について認定結果の通知が遅れているものであります。なお、新年度から嘱託の訪問調査員を1名増員し、訪問調査の早期実施を図ることなどにより、認定結果の早期通知に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護予防通所介護、通所リハビリの利用状況でありますけれども、平成19年1月の利用実績では、通所介護の利用者は44人で、このうち選択サービスとして運動機能向上と口くう機能向上の二つのサービスを利用した方が5人、運動機能向上サービスを利用した方が14人、集団的に実施するレクリエーションなどのアクティビティを利用した方が18人となっております。また、通所リハビリの利用者は

11人で、このうちサービスとして運動機能向上サービスを利用した方が7人となっております。

最後に、介護予防通所サービス事業者の負担感でありますけれども、事業者の一部からは新予防給付がこの1月にスタートしたばかりで、利用者もまだ少ないこともあり、事業者として定額制の介護報酬に対する評価ができる状況にないと聞いております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教材費等の保護者負担についてであります。小中学校それぞれの学年において使用する教材は各学校の判断によって行っておりますが、年度初めの一括購入にかかわる費用は、一般的に約3,000円から5,000円と伺っております。なお、就学援助では、その他保護者が用意する学用品等を含め、学年によって異なりますが、国の基準は年額約1万2,000円から2万6,000円となっております。

次に、就学援助についてであります。この基準額の算出については、生活保護基準に基づき、家族構成や年齢などにより申請された世帯ごとに行い、年度ごとに算出しておりますので、生活保護基準の見直しで保護費が下がっておりますことから、年度において相違が出てまいります。また、基準の引上げについては、道内主要都市ではおおむね生活保護基準に対し、1.1倍から1.3倍の倍率を乗じて収入基準としているところでありますが、小樽市は1.3倍の倍率を採用しておりますので、現在の財政状況ではこれ以上の引上げは困難であります。

次に、スキーなどのリサイクルについてであります。これまで、また過去にリサイクルの取組を行った学校もありますが、利用する保護者が少なく、取りやめたと伺っております。しかし、まだまだ使用できる教材等を有効に活用するという観点から、こうした取組について市P連や小中学校長にも伝えてまいりたいと考えております。

次に、通学バス助成拡大やマイクロバスの運行についてであります。通学バスの助成は冬期間において自宅と学校の距離が小学校2キロメートル以上、中学校3キロメートル以上あるバス通学の児童・生徒に対し行っております。また、現在、桃内地区から忍路中央小学校へ通学する児童のため、スクールバスを運行させておりますが、このバスは旧桃内小学校の閉校に伴い運行しているものであります。市教委といたしましては、今後も現在のバス助成やスクールバスの運行を継続してまいります。

次に、通学路の除排雪などについてであります。市教委では各学校から提出されました除排雪の必要な箇所の地図を基に、建設部と協議し、相互に連絡をとりながら、通学の安全確保に努めております。また、市教委の職員と建設部の職員がともに通学路の安全点検のパトロールを行うなどしながら、屋根からの落雪などの危険箇所などについて注意喚起に努めております。

さらに、通学路の危険箇所については、学校や地域住民からの情報を基に、市教委の職員が現地に出向き、その状況を把握し、建設部との連携の下に除排雪を行っております。今後も建設部と連携しながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、学校の規模・配置のあり方の検討にかかわって、子供の意見を尊重することについてであります。平成13年度に実施した中学校の適正配置の際には、その実施の方法等について関連する小中学校16校において、児童・生徒及び保護者を対象にアンケート調査を実施しました。現在、市立小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について検討委員会に諮問しているところでありますが、前回の中学校の適正配置の際に行ったアンケートなどの手法も参考にしながら、どのような方法が有効なのか検討していきたいと考えております。

最後に、小樽市におけるいじめの実態についてであります。道教委のいじめに関する実態等調査結

果の速報値によりますと、市内のすべての小中学校にいじめが継続していると回答した児童・生徒がおり、その児童・生徒数は小学校477人、中学校78人、合計555名であります。

いじめの対応につきましては、小学校では、「悪口を言われた」ですとか「たたかれた」「けられた」「しつこくされた」「仲間外れにされた」などが挙げられますし、中学校においては、「暴力を振るわれた」が多く見られたところであります。

この調査の結果から、少なくとも555名の子供たちが今もいじめを受けているなど、苦しい思いをしているものと受け止め、教育委員会及び学校が速やかに全力で対応しなければならないものでございます。教育委員会といたしましては、このたびの調査結果を踏まえ、1月25日には臨時の小中校長会を招集しまして、教育相談を実施するなどして適切な実態把握を行うこと、また、いじめ防止週間や月間を設定するなど、6点の取組について各学校長に指示をしたところでございます。

また、各学校におきましては、教育相談の実施などにより、いじめの実態把握に努めており、道徳の時間や学級活動はもとより、児童会、生徒会の活動の中でいじめの問題を考える取組を行っております。さらに、これらの取組などについて保護者の皆様にお知らせし、温かい環境の中でいじめがなくなるよう、理解と協力を求めているところでございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再質問をします。

最初に教育委員会に伺います。就学援助なのですけれども、生活保護基準に合わせて、その基準が下がっているのが、年々下がっているということでした。生活保護基準の1.3倍ということなのですけれども、この基準が年々下がっております。倍ですね。生活保護基準の1.3倍と言いますけれども、調べてみますと、それ以下になっております。しかも、この基準は手取りではなく、収入全体です。厚生年金保険料の引上げとか、平成17年度からは配偶者特別控除の改悪などで、手取り分は減っていることを考慮していますか。

就学援助の軽減の割合は、生活保護基準の何倍かという数字をお示しいただきたいと思います。

それから、通学バス助成拡大ですが、まず父母負担が大変大きいです。小学生、中学生、2人の家庭は年間10万円以上です。中学生2人だと14万4,000円、この負担だと負担は大きいと認識されますか。いかがですか。

それから、通学バス助成の陳情・請願です。前期は3本も出されました。そのときの子供たちは大きくなってしまっておりますから、その声は聞こえないと思うかもしれませんが、子供がいる限り、次々と出てくるものです。基本的なことは、学校が遠いことで不利益を受けてはならないということではないですか。

それから、マイクロバスですが、小学校統廃合のときは、スクールバスを運行すると積極的に打ち出していました。それは何よりも子供の通学の安全を守るためです。札幌間ですけれども、限定して言いますけれども、先ほど言ったようにバスの本数が少ないのです。JRバスは1時間に2本しかありません。私も雪の降る中、40分以上待たされた経験があります。本当に大変だと思いました。しかもバスが満員で乗れないときは、次のバスに乗らなければいけない。待つのは大変ですし、交通量も多いし、前と違って危険なのです。ですから、マイクロバスが1台眠っているはずですよ。せめて低学年は送迎すべきです。いかがでしょうか。

それから、いじめについてなのですけれども、小樽の555人という数は、ちょっと計算してみますと、道教委の計算方法ですと、道教委は全体の児童・生徒数といじめの割合を示して4.8パーセントとい

う速報値を出していると思うのですけれども、小樽の場合、そういうふうにして計算しますと、小学生は児童全体の7.7パーセント、中学生は2.4パーセントになると思います。この中には、仕返しを恐れて出さなかった子供もおります。札幌市の教育委員会は、これは新聞報道で見たのですけれども、道教委のものとは違う独自の調査をしたということですが、小学校は13.3パーセント、中学校5.1パーセントでした。滝川市ではもっと大きな数字が示されております。道教委はアンケート用紙の冒頭にいじめの定義を載せていたということですが、先日、文部科学省の有識者会議がいじめの気配を見逃さないよう、教員向けのQ & A、マニュアルがつけられたと新聞報道されておりますけれども、市教委も、努力されているとは思いますが、まだ仕返しを恐れて出さなかった子供もいるということですから、市教委独自にもう一度実態を調査すべきではないでしょうか。

以上、教育委員会にお伺いします。

次に、介護保険についてです。

まず、判定基準には、省令があるということでした。介護認定審査会では、たったわずか本当に短い時間しかかけていないということが、まず驚きです。事前調査があるというものの、これで本当に実態が反映されるのか、疑問です。判定基準について認定審査会は状態の改善可能性に関する判断が行われます。急性期の治療が必要など心身の状態が安定しない人、認知症のために介護予防の取組の意義を理解することが困難と思われる人を除いて、原則要支援2と判定されるのではないのでしょうか。ですから、本人の実態があまりに反映されていないというのは、こういう仕組みにあるのではないのでしょうか。この時間が非常に短い。ますます反映できないのではないかと思います。

それから、地域包括支援センター、連絡が遅いという点で、囑託の訪問介護調査員を増やしていただけるということですが、地域包括支援センターの仕事はケアプランの作成ほか、介護予防マネジメントのほかに、三つの大きな事業があります。これで手が回らないということはないのでしょうか。

これは自治体に任せるといふふうにもなっていますけれども、国の基準では人口2万人から3万人に1か所とされており、それで計算しますと、小樽では7か所から4か所ということになりますが、3か所の人員で人手が足りないということではないのでしょうか。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 福祉部長。

**福祉部長（中町悌四郎）** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、認定審査会の件ですが、現在認定審査会を週5日開いております。件数も大変多くございますから、その場で事例を全部見て判定をするというわけにはいきませんので、1週間前に各申請者の資料をお渡しして、事前に十分内容を審査していただいて、そして認定審査会で判定をしますと、そういう仕組み、これは小樽市ではそういうふうになっておりますけれども、ほかの市町村も同様に事前審査をして、そして認定審査会で判定審査をします。これも小樽市だけ独自の判定基準ではなくて、国がつくった省令に基づいた全国統一の審査基準で、これも明確な基準がございますので、比較的短時間で判定をしなければならないということもございますけれども、そういったことで認定審査会を行っているということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、地域包括支援センターなのですけれども、今この介護保険制度が改正になりまして、そして新予防給付、介護にならない、そして介護状態を悪化させないという大きな目的があるわけなのですけれども、そういったことと、この地域支援事業、地域包括支援センター、小樽市はこの1月からスタートしたわけなのですけれども、ただまだこの新予防給付も1月からスタートしたばかりです。現在の

ところは、この3か所の地域包括支援センターも業務の内容が大変上回る、オーバーワークというような状況はございませんけれども、仮に今後やはりこの3か所の地域包括支援センターの業務量が大変多くなるということであれば、人員を増やすとか、あるいは出先の3か所の地域包括支援センターの出張所とか、そういう部分の分散化とか、そういうことも将来的には必要になるかと思っておりますけれども、それはそのとき、今後の状況を見ながら考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、いじめの調査にかかわってでございますが、実は今回、道教委の方から公表され、さらにその公表を踏まえまして、私どもで分析させていただきましたのは、調査のうちの一つの項目でございます。その一つ目の項目というのは、御承知のように緊急を要して、早く見つけて、早く指導に当たってほしいという北海道の願いから、私どもはさらに細かく分析したところでございます。残りのものにつきましては、3月の末か、4月の上旬には全部出されるということでございますので、それらを踏まえまして、私どもとしては小樽市の対策も考えていきたいというふうに考えてございますので、今の段階でアンケートうんぬんですとか、そういう段階ではないのではないかと。ですから、もうあと一月もないと思いますが、その出た段階で、また、それらの中身については皆さんに公表したり、私ども教育委員会、さらには学校の取組を説明してまいりたいというふうに考えているところでございます。

あとスクールバス等につきましては、部長の方から説明させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育部長。

**教育部長(山岸康治)** それでは、私の方から3点ばかりお答えさせていただきます。

一つ目は、就学援助の関係でございます。小樽市は生活保護基準の1.3倍を適用させていただいているわけでございますけれども、生活保護基準が一般勤労世帯の所得水準をベースにして毎年決められているわけでございます。そういう意味で、私どもはこの倍率がそれに合わせて掛けていくということで、標準的な形ではないかというふうに思っております。

そして、この倍率の関係でございますけれども、主要都市の中では、先ほど教育長からお話し申し上げましたとおり、1.1倍が札幌市1市で、1.2倍が5市、そして1.3倍が小樽を含め4市が適用しているという状況の段階でございます。そういう意味でこれ以上はなかなか難しいのではないかとこのように思っております。そして、その手取りとの比較でございますけれども、今、手元に電卓等がございませんので、その部分は御勘弁をお願いしたいというふうに思っております。

それから、基本的には生活保護基準の1.3倍ということで、お答えしたいというふうに思っております。

それから、父母の負担の教材費の関係でございますけれども、当然入学時というのは大変大きいということは理解できるところでございます。ただ、家庭によって取りそろえるもの、いろいろ状況は違うわけでございますけれども、私どもは各学校におきまして父母の負担軽減をできるだけするようにということで、各学校における一括購入の部分については指導をしているところでございます。なお、低所得の世帯といいましょうか、先ほど就学援助の部分、対象世帯が20パーセントございますので、この部分については、学用品の負担のほかに、入学時のそういう準備金といいましょうか、そういうものの加算とか体育用具費の加算、こういうものも行っておりますので、そういう部分では御理解をいただき

いというふうに思っています。

それから、バスの関係でございますが、確かにバス1台、桃内で使って、忍路で使っていたものがございまして、これについては、整備、それから車検切れでございますので、そういう部分で保管をしているわけでございますが、車はそれだけでは動きませんので、現時点ではそれらの運行は難しいかなというふうに思っています。いずれにいたしましても、私どもは現行の補助、これも確かに冬期間、2分の1ということでございますけれども、就学援助世帯につきましては、基本的には全額負担、やはり約20パーセントの世帯は全額負担になっておりますので、そういう部分で残る世帯が先ほどの2分の1支援ということでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思っています。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再々質問します。

就学援助なのですけれども、私の調べですと、毎年1.3倍ではありません。毎年下がっております。例えば平成13年度生活保護基準の4人世帯では、1.47倍でした。17年度は1.30倍、これはそうです。18年度は1.27倍、5人世帯の比較では13年度が1.37倍、17年度が1.29倍、18年度が1.25倍です。これは先ほど言いましたように、手取りではありません。収入総額ですから、それでいろいろ税金とか、厚生年金保険料とか、そういう社会保険、そういうものを引いた、それで計算しますと、実際は17年度で1.4倍から1.09倍なのです。1.3倍とおっしゃいますけれども、これだけ下がっている上に、実際の手取りを比べると、非常に低いということなのです。ですから、こういう実態をもう少しきちんと調べて、基準を引き上げていただきたい、そのように思います。

それから、通学バスの負担についてですけれども、保護者の声をもっと聞いてほしいと思うのです。私も、これは何回も取り上げてきました。前期から何度も取り上げてきましたけれども、実態調査をしたという話も聞いておりませんし、これだけ所得、収入が下がっている中で、年間この10万円以上の支出、通学バスが、学校が遠いということでこの通学費の負担をこんなにかぶせるというのは、本当に不平等なやり方だと思うのです。ぜひこの実態を調べて検討していただきたいと再度お願いします。

それから、マイクロバスが1台せっかくあるのですから、買うより整備したり、車検をとった方が安いでしょう。せっかくあるのですから、何よりも子供の安全を守る、そういうことでぜひ活用していただきたいと思います。眠らせておいても何にもならないと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

それから、介護保険の判定についてなのですけれども、確かに国から省令が示されて、そのとおりに行っていると。けれども、そういうやはり実態を反映させていくようにしなければ、国のやるとおりにしていって、これは変えることができないと思うのです。ですから、おかしいことは国にきちんと意見を言っていかなければなりません。そうしなければ、安心して受けられる介護保険制度ではないのですから、やはりその省令どおりにやるということではなくて、実態をもっと反映させる、そういう中身にぜひしていただきたいですし、これからいろいろなことが出てくると思いますが、国にも意見を上げていっていただきたいと、このように思います。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 福祉部長。

**福祉部長(中町悌四郎)** 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

認定審査会の基準の部分等でございますけれども、やはりこれは省令で明確に基準がございまして、それにのっとってやっていく。それと新予防給付、これを実施するために新たな認定審査ということで、

これまでの申請者の心身の状況、そして生活実態から介護の必要度をこれまでは判定をしていたわけなのですが、そういった中で、この要介護1相当という方につきましては、さらに状態の維持改善が図られる可能性が見込まれるかどうか、そういったことも視点に考えてやっていく。それと、主治医の診断書、これにもそういった部分が見込まれておりますので、そういったいろいろなことを総合的に考えて、認定審査をしているということですので、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育部長。

**教育部長(山岸康治)** 初めに、就学援助の関係でございますけれども、あくまでも私ども、し意的にやっているわけではございませんので、生活保護基準に基づいてやってございます。生活保護基準の場合に、世帯の状況によって年齢とか構成とか、いろいろな状況によって変化してまいりますので、そういう意味で、標準世帯といった場合に多少ばらつきがあるのかというふうに思っております。

それから、通学バスの関係でございますが、保護者の声は私ども十分承知をしているわけでございますけれども、現状では先ほど来お答えしているとおり、なかなか難しいというふうに考えてございますので、御理解をお願いいたします。

なお、マイクロバスにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、バスそのものは車だけでは動きませんので、当然人手とか、燃料とか、こういうものも当然かかってまいります。そういうことも十分配慮して考えないとならないというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

**議長(中畑恒雄)** 新谷議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

**18番(佐々木勝利議員)** 早速一般質問に入ります。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

小樽市を取り巻く厳しい状況にある中で、3期目の立起を決意された市長の決断に敬意を表するところ です。

市長は決意表明の中で、「本市を取り巻く状況は今後とも厳しさを増すものと覚悟しなければなりません、特に財政状況は多額の赤字を抱える厳しい状況にありますので、次の4年間というのは財政再建の正念場であると考えております。財政再建を図りながら、山積する多くの課題に取り組むには、確固たる決意が必要であります。そのような中で、このたび多くの方々から強い推薦をいただき、皆様の御理解と御協力に支えられながら、この困難に立ち向かい、克服していきたいと意を決したところであります」と述べ、さらに「3期目の4年間で市民の皆さんが本当に住んでよかった、このまちに誇りが持てるというまちづくりを進めてまいりたいと思っております」と述べています。このことは私の思い、願いと一致するところ です。

そこで伺います。

市長の3期目の公約、政策についてお考えをお聞かせください。

また、今回の第16回統一地方選から首長のマニフェスト選挙が可能となりました。

そこで伺います。

市長は、このマニフェスト選挙に取り組む用意がありますか。あれば、その内容を含めてお聞かせください。

次に、地球温暖化対策について伺います。

地球温暖化は、私たち市民の予想をはるかに超えるスピードで進行しつつあります。国立環境研究所の中間的な取りまとめによりますと、気候の変化、自然への影響、市民生活への影響として、さらなる異常気象の頻発はもちろんのこと、3.6度の上昇によりブナ林が大幅減少、3度の上昇により30パーセントのスキー客が減少、1度の上昇により病原性大腸菌出血性腸炎発症のリスクが4.6パーセント上昇するなど、地球温暖化に伴う悪影響の範囲の拡大や頻度、強度が増大し、さらに多くの動植物や生態系に影響が現れると予想しています。また、6年ぶりにまとめた最新の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書、第1次作業部会の報告書では、科学的な裏づけの下、地球温暖化が人為的な影響であることは明らかであるとした上で、21世紀には気温は1.1度から6.4度上昇し、水位は18センチメートルから59センチメートル上昇すると予想しています。このままでは京都議定書の達成だけでは不十分であり、さらなる対策は待ったなしの状況であることは明らかであります。

そこで伺います。

一つ目は、今年の暖冬は地球温暖化と関係していますか。

また、本市では地球温暖化の影響が出ているのか、お聞かせください。

二つ目、温暖化は地球規模の問題ですが、市がこれまで取り組んできたことについて具体的にお示しください。

次に、社会的企業を目指す若者への支援について質問いたします。

現在、20代から30代半ばの世代を失われた世代、ロストジェネレーションと呼ぶそうですが、彼らは就職氷河期と言われたバブル崩壊、経済崩壊の90年代、いわゆる失われた10年に就職活動を行った世代です。この世代においては、正社員として採用されれば、若い時期から会社の負担で能力を高めることが可能であり、また特技や専門知識があれば、転職して再チャレンジも可能であります。一方の非正規雇用の場合は、最初から不利な立場、ハンディを負わされているケースが多々あります。

今、社会的企業と言われる事業体が増えつつあります。中身は役所でもない、学校でもない、そして選挙で選ばれた議員でもない、なのに福祉や教育、貧困といった社会の難題に挑む会社が次々と誕生しているという情報が入ってきます。社会的企業とは福祉や雇用、環境、貧困や地域再生などの社会性の高い課題の解決を目指す新しいタイプの事業体であり、「起こす」方の社会的起業とも言われています。この動きは、欧米で台頭しており、我が国においても株式会社事業型のNPO法人などの形態で広がりとつあると言われております。今、失われた10年に社会に出たロストジェネレーション世代の中に、営利だけを目的とするのではなく、使命感と達成感が得られるという考えの下に、社会的企業の担い手となる若者が増えているのではないのでしょうか。この社会的企業については、世の中に貢献すると同時に、ロストジェネレーション自身も救う道となる可能性が広がっていると高く評価されています。

ここで事例紹介しますと、社会的企業を目指す若者向けコンテストの優秀賞を受賞したNPO法人コトバナアトリエの28歳の代表理事は、インターネットラジオ「オールニートニッポン」の放送を昨年から開始し、ニートや引きこもりの若者が本当に必要とする情報発信を行っている。このようにロストジェネレーション世代を中心とする若者が、利益追求だけを目的とせず、社会貢献を目指す社会的企業を志すことは、大いに歓迎すべきと考えるところです。

本市において今後この社会的企業を目指す若者に対して、その実現に向けた支援に取り組むべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、新型インフルエンザ対策について質問いたします。

直近になって宮崎県でまた毒性の強い高病原性ウイルスH5N1型が確認され、大量の鶏が処理され、その傾向はおさまらない状況の中で、新型インフルエンザが国内で発生した場合を想定した政府と自治

体の初の合同訓練が、2月5日、徳島県で行われ、報道されました。訓練のシナリオは、海外から帰国して数日後に発症した人を病院に搬送、周囲への感染拡大を防ぐというものですが、多くの専門家は、感染が一気に広がり、患者は初期段階から同時多発的に現れる可能性が高いと指摘しています。また、今後は大流行を想定した訓練が必要になりそうだと指摘しています。

そこでお伺いします。

市としてその準備を含めてどのような対策を考えていますか、お聞かせください。

また、厚生労働省は、1月31日、鳥インフルエンザからの変異が懸念される新型インフルエンザ対策で、人から人への感染が発生、大流行するケースまでを想定した対策のガイドライン原案について国民に意見を募るパブリックコメントを始めたとのこと。

そこでお伺いします。

市は、このことについてどのように把握していますか。

また、市は、このことについてどう対応しようとしていますか、お聞かせください。

次に、総合型地域スポーツクラブについて質問いたします。

私は、2002年の第2回定例会の代表質問の中で、市民スポーツの振興と小樽市のニュースポーツについて、北海道大樹町のミニバレー、十勝のパークゴルフなどを例に提言し、いつでもだれでもどこでも気軽にできる生涯スポーツの普及につながって、また、まちおこしにも一役買う、そんなニュースポーツを地域活性化に生かす取組について提言しました。そのときの答弁として、小樽のかんじきドッジボールの取組の紹介があり、「今後は地域総合型スポーツクラブの育成を進める中で、住民の自発的ニュースポーツの考案に努めてまいりたいと考えております」と石田前教育長から答弁がありました。また、2005年の第1回定例会の総務常任委員会で、総合型スポーツクラブのことについてただし、次のようなやりとりがありました。「総合型スポーツクラブの育成につきましては、平成17年度から着手しまして、例えば現状マスタープランの作成など、それぞれの年度ごとに応じた計画をしていく中で、小樽の地域性に合った総合型スポーツクラブに努めてまいりたい」と、そういうやりとりになっています。

そこで、これまでの取組と、そして今後の取組についてお伺いします。

次に、教育問題についてです。

政府主導の教育再生会議が安倍首相に第1次報告したその同日、さわやか福祉財団理事長であります堀田力氏、また「3年B組金八先生」の脚本家であります小山内氏ほかの有識者からなる、教育再生民間会議が提言を発表いたしました。今、出されている政府の教育再生会議の報告は、ゆとりの見直し、授業時間や教科書の内容の増加、問題行動を起こす子供への厳しい対処、不適格教員の排除などが盛り込まれた、どちらかと言えば、知識を重視し管理を強める色合いが濃いものになっていると指摘する声が大きくなっています。これに対し教育再生民間会議では、伸び伸びと育てるための提言とうたっています。

その中で、次のように主張しています。「自分を大切にする自助と他者を重んじる共助の意欲こそ、社会に必要な人間力である。この力を高めるには、総合学習、特別活動、道徳、家庭科などを重視すべきです。さらに、知識教育の変調をもたらしている入学試験を改めること、また校長が授業時間や教える内容を選べるようにして、多様な学校教育を実現する」と述べています。そして、ぎりぎり締めつけて子供をかかささにはいけないと、「金八先生」脚本家の小山内氏は、詰め込み教育への後戻りを心配しています。私は、全く同感だと感じます。今、置かれている教育現場の思いや悩み、そして、子供たちの声を聞かない、問題の所在を明確にし、それを検証するということが今求められているのではないのでしょうか。なぜ、急ぐのか、教育問題はいろいろな意見や考え方があります。時間をかけて国

民的論議をすることが重要と考えます。

そこで、質問いたします。

政府の教育再生会議の第1次報告について教育長の見解を伺います。

今、起きている子供を取り巻くさまざまな問題の責任を一方的に学校現場に押しつけ、バッシングを強めても、解決しないどころか、深まるばかりだと考えます。そして、教育現場に意図的な政治的介入はあってはならないと思います。教育に責任を持ち、当事者間で問題解決を図ることが今求められていると考えます。教育長の受止めと御所見を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

最初に、3期目に向けての公約、政策とマニフェストについてでありますけれども、基本的な考え方はこれまでもお示ししているように、財政再建を第一として、安全で安心な、そして活力あるまちづくりと、公開、参加、協働による市政運営であります。具体的な公約につきましては、これまで各界各層の皆さんの御意見を伺い、現在、関係の皆さんと取りまとめの作業をしており、適切な時期にお示ししたいと考えております。

また、マニフェストにつきましては、これは数値目標やいつまでやるという期限をつける、財源をどうするかなど、そういったものを明示した公約集であるというふうに言われております。果たして今の財政状況の中で、次の4年間でこうしたことを明示できるかどうか、難しい面もありますので、この制度についてよく研究をした上で、対応してまいりたいと思っております。

次に、地球温暖化対策についての御質問でありますけれども、初めに今年の暖冬と地球温暖化の関係についてであります。暖冬などの短期的な気象変動と温暖化を結びつける報告はありませんが、今年2月の気象庁の資料によれば、日本の1月の月平均気温が100年当たりプラス1.02度の割合で上昇し、この要因としては二酸化炭素などの増加に伴う地球温暖化の影響に、エルニーニョ現象や数十年程度で繰り返される自然変動が重なったものと考えられると発表されております。この発表から今年の暖冬を直接地球温暖化に結びつけることはできませんが、気候変動に関する政府間パネルの報告からも、間違いなく地球温暖化が進展しているのではないかと感じております。

次に、本市への地球温暖化の影響でありますけれども、市といたしましては、地球温暖化の影響を具体的に把握することはできませんけれども、現実として私たちの生活の中でも、平成16年の大型台風、昨年の大雪や今年の暖冬、日本各地で発生している異常気象などから、気候が少しずつ変化してきているのではないかと感じております。

次に、地球温暖化対策の取組でありますけれども、まず全市的な取組としましては、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減には、市民一人一人の着実な取組が重要であることから、平成12年度に温暖化防止の行動指針として「環境にやさしい小樽市民ルール」を策定し、さらに平成17年度には市民ルールのより具体的な削減行動内容を示した「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」を策定したところであります。地球温暖化防止には、市民の皆さんの協力が不可欠でありますので、平成13年度に「環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議」を設置し、市民、事業者、行政が連携を取りながら、取組を進めるほか、説明会の開催、出前講座や総合学習などを通して市民周知に努めているところであり

ます。

また、市役所の取組としましては、平成10年に制定された地球温暖化対策の推進に関する法律により、地方公共団体はみずからの事務事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定が義務づけられたことから、省エネルギー、資源の有効活用、環境に配慮した製品等の利用促進の三つを指針とした小樽市温暖化対策推進実行計画を平成13年度に策定したところであります。この計画が平成17年度で終了したことから、平成18年度にはこれを引き継ぐ新たな計画として、平成22年度を目標とする第2次実行計画を策定したところであり、現在この計画に基づき職員が一丸となって率先行動を進めているところであります。

次に、社会的企業を目指す若者に対する支援でありますけれども、お話にありましたように福祉や教育、貧困といった社会問題に意欲を持って取り組み、社会的企業の担い手を目指そうとする方が若い世代の中から現れることは、社会全体から見ても歓迎すべきことと思います。市といたしましては、今後、社会的企業を目指す若者から要請があった場合には、その事業活動が継続をし、社会貢献が実現できるよう、関係機関と連携し、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市における新型インフルエンザ対策でありますけれども、平成17年11月に厚生労働省が新型インフルエンザ対策行動計画を発表した後、小樽市でも全国の自治体に先駆けて行動計画を策定しております。以後、海外での状況、及び国における考え方を参考にしながら、昨年12月には第3版として改訂をしております。対策の基本は、市内における患者の早期発見、感染拡大予防対策、医療機関における対応、さらに市内各施設における感染症危機管理体制の強化などが挙げられます。これらの対策を効果的に実行していくために、昨年12月には新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザの情報共有を目的として、保健所を中心とした感染症危機対策ネットワークを整備しております。なお、昨年10月には小樽検疫所との患者発生を想定した合同訓練も実施をしております。

次に、新型インフルエンザ対策ガイドライン原案の概要とパブリックコメントに対する本市の対応でありますけれども、原案は発生時における国、地方自治体、医療機関及び国民がとるべき行動を13の項目に大別し、専門委員会によって作成されております。ガイドライン原案の詳細については、いまだ十分に詰められておらず、パブリックコメントを広く求めることにより、3月に完成される予定となっております。各専門委員会により作成されたガイドラインの内容には、小樽市がこれまで考え、いろいろな機会に国へ提案してきた対策も盛り込まれております。しかしながら、ガイドラインの内容は、現時点では実効性が非常に困難なものが多く、さらに検討されるべきものと考えております。小樽市においても機会をとらえて意見を述べていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 佐々木勝利議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市独自のニュースポーツについてであります。平成13年度から望洋シャンツェ周辺において開催してきました「かんじきドッジボール大会」があります。しかしながら、この大会開催には多くの協賛団体やボランティアスタッフなどの確保が難しいことから、平成16年度を最後に大会の開催を休止しております。今後は地域スポーツを進める中で、民間活力を取り入れながら、新たなスポーツの提供に努めてまいりたいと考えております。

また、総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで地域のだれもが年齢や興味、技術レベルなどに応じて楽しめるよう、地域住民が主体的に運営するものであります。本年度は市内各小学校区の体育施設や人口分布、スポーツ活動状況などの現地調査の取りまとめを終え、スポーツ関係団体への説明

を行ったところでございまして、今後、クラブ創設に向けたモデル地区でありますとか、モデル学校の選定を行ってまいります。

次に、教育再生会議の第1次報告についてであります。この報告では教育再生のため当面の取組として初等、中等教育を中心に七つの提言といじめ問題への対応など、四つの緊急対応を示しております。これらはいずれも重要な課題であり、多くの国民の皆様が関心を持っているものと受け止めております。今後、政府においては、この報告を受け、関係する法令等の改正手続が行われ、国会において審議されるものであり、その論議を注目してまいりたいと考えております。

最後に、さまざまな教育問題の解決についてであります。教育は法令等の定めるところによって行われるべきものであり、問題解決に当たっても、このことを十分に踏まえ、教育にかかわる学校関係者、保護者の皆様はもとより、多くの市民の皆様の英知を結集して、取り組んでいくことが大切であると考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 18番、佐々木勝利議員。

**18番(佐々木勝利議員)** 何点が再質問させていただきます。

まず、市長のマニフェスト選挙のことで後段ちょっと私が聞き漏らしたので、マニフェスト選挙をする用意といいますが、そういう取組に向かおうとするのか、それともマニフェスト選挙はしないということなのかを含めて聞かせてください。

それから、二つ目の地球温暖化のところ、第2次実行計画を今つくって、それを進めていると。第1次計画の総括をきちんとしたのがまず一つ。

それから、それに基づいて第2次実行計画をつくっておりますけれども、その見直し、それをお聞かせください。

それから、総合型地域スポーツクラブの観点で、小樽の「かんじきドッジボール大会」の話は聞きました。断念したというか、現在だめになったということの部分でもうちょっと詳しく聞きたいのですけれども、中身というか、それと条件整備の関係とか、断念したというか、だめになった、そのこのところの部分の説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、教育問題のところ、私が問題提起をしたゆとり教育の見直しということも提言の中に入っているわけですが、これまで進めてきたゆとり教育、このことを見直しをするということについては、教育長はどのようなふうな認識を持っているのか。これが一つ。

それから、現場は言わずもがな、みんながそろってわかる授業、そして楽しい学校づくりに向かっているという認識では一致するのではないかというふうに思います。そういう面で、それを実現させるための条件整備にしっかりと力を入れていきたいというふうに思っておりますけれども、その辺のところの見解をお聞かせください。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

**市長(山田勝麿)** マニフェスト選挙をするかしないかということですが、先ほどもお答えしましたけれども、マニフェストとはいわゆる公約です。これは数値目標を示したり、この事業がいつまでやるかとか、ではその財源はどうするのだとか、そういったものを明示しなければいけないわけです、それでなければマニフェストになりませんから。それで先ほど申し上げましたとおり、今の財政状況の中で果たしてそういうものを示せるのかどうか、非常に難しい問題がありますので、これは制度の中身

をよく検討した上で対応をこれから考えたいと、こう思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 佐々木勝利議員の再質問にお答えしたいと思います。

「かんじきドッジボール大会」につきまして、どうして休止になったかというお話でございますが、実は平成16年度から近くにあります町会の皆さんの全面的なバックアップでありますとか、いろいろな体育関係の団体の皆様からのバックアップの下に、実は小樽のみならず、いろいろな地区から人を集めて進めてきたものでございますが、一番ネックになるのは望洋のジャンプ台のランディングバーンから下のところですが、かなりの雪がございまして、大きな大会の後、つまり大きな大会のときには必ずブルドーザー等が入りまして、除雪されまして、その平らな土地を使いまして「かんじきドッジボール大会」が進められるのでございますが、平成16年度を最後に、17年度になりましたら、そういう大会が実は中断されたものでございますので、膨大な費用がかかりますし、さらにボランティアの方々の人数もかなりの人数ということで、集めることがどうしても無理という状況が続きましたので、あえて中止させていただきました。小樽の大きな冬の祭りの一つがなくなるということは大変だということは、いろいろな方からも意見をいただきましたので、そのかわりと申しますか、平成17年度には場所を移しまして、からまつ公園のところで、また韓国のボランティアの方も入れながらさせていただきましたところでございますが、費用等の面がありますので、今、後から答えることになりましたが、総合スポーツ等も勘案しまして、今後の課題として中止ということではなくて、休止という形で考えさせていただいたところでございますので、御理解いただければと思います。

次、二つ目の質問でございますが、教育関係でございますが、ゆとりの見直しということでの私の見解でございますが、ゆとりの見直しといいますと、学力の低下がということや、時間が増えるからということでございますが、本来ゆとりを持って、精神的にも時間的にも空間的にもゆとりを持って教育を進めなければだめでございまして、全国的には時間が問題になっておりますが、やはり精神面でも、特に精神面でゆとりを持ってこの教育を進めていかなければだめなものというふうに私は考えております。ですから、時間的な面だけでなく、もうちょっと広い面でゆとりを考えていくべきではないかと思えますし、条件整備につきましては、平成18年度から小樽の学校教育の指針としてあおばとプランを掲げているところでございますが、これをこの指針に向けてやはり教育というのは、公立、小樽市の小中学校でありますので、小樽市民のニーズ又は子供たちの幸せを願いながら、私どもは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**議長(中畑恒雄)** 環境部長。

**環境部長(本間達郎)** 佐々木勝利議員の再質問にお答えいたします。

地球温暖化対策実行計画の関係でございますけれども、この計画につきましては、平成11年度における温室効果ガスの排出量に対しまして、17年度における削減率を2パーセントということで設定をしております、その削減率の検証をいたしましたところでございます。その結果、13.5パーセント削減ができたということで、第1次実行計画の目標につきましては、目標の数字を十分クリアできたということで考えてございます。

これを受けまして、18年度におきまして温暖化推進対策会議を設定いたしまして、2次計画につきましては、昨年12月の第4回定例会の厚生常任委員会で報告をしたところでございます。この内容につきましては、京都議定書に定めております平成2年度に対する削減率の6パーセント、これを各年度の目標にしていこうということで、最終的な目標年度は5年後の平成22年度でございますけれども、各年度

6パーセントの削減に向けて努力していこうということで内容を定めてございます。

**議長（中畑恒雄）** 佐々木勝利議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時30分**

**再開 午後 2時50分**

**議長（中畑恒雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**8番（菊地葉子議員）** 一般質問をします。

大雪に見舞われた昨年の冬とは打って変わり、今年の冬は史上まれに見る暖かさ、積雪も驚くほどの少なさです。暮らしが大変になってきている中、灯油代や除雪費用が助かったと安どの胸をなでおろしている人は少なくありません。今年この暖冬が地球温暖化によるものと一概に断定できないまでも、この数年、地球規模で引き起こされているさまざまな異常気象を見たとき、今年の暖冬も地球の温暖化や環境破壊が要因の一つで引き起こされているとするならば、手放しでは喜べません。

4年前市議会に送っていただいた初めての議会、第2回定例会で、河川の汚れ等についての環境問題について質問させていただきました。今任期最後の議会です。環境問題の質問で締めくくらせていただきます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに人為起源、いわゆる人間の営みによる温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定しています。地球温暖化効果ガスの一つとされる二酸化炭素の大気中濃度は、2005年2月16日に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書、いわゆる京都議定書が発効された後も、過去最高を更新し続け、京都議定書で日本が2008年から2012年の間に温室効果ガスの総排出量を1990年当時のレベルから6パーセント削減するとした目標値達成も危ぶまれているとの報道もあります。既に、過去100年間に気温が0.74度上昇し、集中豪雨、干ばつなどの異常気象や海面上昇を引き起こしています。加速する温暖化の実態を直視し、18世紀の工業化以降の経済活動のあり方への警告として、真剣に受け止める必要があります。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書を受けて、日本の科学者たちが気候の安定化に向けて直ちに行動をと国民に向けた緊急メッセージを発表しました。産業界には重要な社会的使命として温室効果ガスの提言とそのための投資を求め、政府、都道府県及び市町村それぞれに低炭素社会の実現に向けた積極的な対応を呼びかけています。温暖化の防止に向けては、国レベルの努力はもとより、一人一人、できることをできるところから始めることが急がれていると私も考えるところです。

日本においては、温室効果ガスの排出量の8割を占めている事業所、官庁の責任は特に大きいものがあります。小樽市では、小樽市温暖化対策推進実行計画を1次、2次と策定し、温暖化対策に努めてきていますが、推進実行計画策定の背景と意義について簡単に御説明ください。

第1次実行計画の温室効果ガス排出量の削減結果と、その結果をもたらした要因についてお知らせください。

今後の推進実行計画を進めていくためには、どういったことに力点を置いた取組になるのでしょうか、お伺いします。

次に、「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」についてお尋ねします。

一人一人に今何ができるか、とりあえずどんなことができるのか、そのことを考えたときに、取り組むべき項目が明確に示されているエコ・アクション・プログラムは大変有能な参考書です。市民が一人でもとりあえず始められることを情報として周知することは、温暖化を防ぐ一歩の力になります。エコ・アクション・プログラムの啓もう普及に、より一層努めるべきと思います。今後の普及計画も含め、市長の見解をお示しください。

循環型社会の形成や地球温暖化防止の観点から、石油などの化石燃料の代替燃料として、バイオディーゼル燃料使用の取組が各地で進んでいます。菜種油やヒマワリ油などの植物油とともに、家庭や事業所から排出される廃油を利用して公用車を走らせるなどの取組が各地で行われています。地球温暖化防止、燃料費の削減など、効果も大きいと聞いていますが、小樽市では廃食油などを活用したバイオディーゼル燃料にどのような評価をお持ちでしょうか、お伺いします。

バイオディーゼル燃料の活用に行政としても積極的にかかわっていく計画はありませんか、お伺いします。

次に、特別支援教育についてお尋ねします。

昨年6月、学校教育法の一部改正が行われ、本年4月からの施行を目指し、学習障害などの障害を持つ児童に対する適切な教育を行うことが規定されました。改正された学校教育法では、特別支援教育についてどういったことが規定されているのでしょうか。概要についてお知らせください。

4月から教育現場で実施の運びとなりますが、具体的にはどのような取組が行われるのでしょうか、お伺いします。

再質問を留保して、質問といたします。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 菊地議員の御質問にお答えいたします。

小樽市温暖化対策推進実行計画についての御質問でありますけれども、初めに実行計画策定の背景であります。平成9年に国際的な温室効果ガスの削減について定めた京都議定書が採択され、国は平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、地方公共団体の事務事業について温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定することを義務づけたところであります。本市はこれを受けまして、第1次実行計画及び第2次実行計画を策定したところであります。

次に、実行計画策定の意義でありますけれども、地方公共団体は一事業者、一消費者であるとともに、その事業規模から見て、地域における大規模な温室効果ガスの排出事業者でもありますので、小樽市が温室効果ガスの排出抑制に向けて率先して取り組むことによって、我が国が京都議定書で約束している6パーセントの削減に寄与するものと考えております。

次に、第1次実行計画の温室効果ガス総排出量の削減結果でありますけれども、最終年度である平成17年度の温室効果ガス総排出量は約3万4,000トンとなり、基準年の平成11年度に比べ、約5,300トン減少し、削減率は13.5パーセントとなり、2パーセント以上としていた削減目標を大きく上回ったところであります。この主な要因としましては、職員一人一人の率先行動の取組の成果が現れたものと考えておりますが、削減率を見ますと、冬期間にエネルギーを大量に消費するロードヒーティングや施設暖房によるものが大きな役割を占めております。

次に、今後の実行計画の推進でありますけれども、第2次実行計画では、日常業務や施設管理費等に

関して、電気、燃料、事務用品、水の使用料の削減及びごみの削減に向けた取組について51項目の率先行動を定めたところであります。この計画の推進に当たりましては、これらの率先行動を職員が着実に実行することが今まで以上に重要になることから、職員研修などで職員一人一人の地球温暖化防止の意識を高めながら、さらには庁内メールを活用し、率先行動を積極的に呼びかけるなど、温室効果ガスの削減に向け、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、エコ・アクション・プログラムでありますけれども、地球温暖化防止で重要なのは、市民一人一人が地球温暖化がいかに切迫した問題かということを認識し、できることから行動を起こすことが大切であると考え、「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」を策定したところであります。今後の啓発普及については、出前講座や総合学習、さらには「環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議」と連携を深めながら、積極的に市民周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、バイオディーゼル燃料の評価でありますけれども、家庭や事業所から排出される廃食油から精製したバイオディーゼル燃料は、廃食油のリサイクルになるとともに、化石燃料の使用を抑制し、二酸化炭素の排出抑制に効果があり、環境に優しい低公害燃料であると言われておりますが、一方では燃料としての品質の安定化や地域における回収システムの構築などの課題もあるものと認識しております。

次に、行政としてのかかわりでありますけれども、京都市においては廃食油から精製したバイオディーゼル燃料をごみ収集車や市営バスに活用する先駆的な取組を行っていることを承知しておりますが、品質等の課題もあることから、今後、国の動向や他都市の取組状況などを見守ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 菊地議員の御質問にお答えいたします。

特別支援教育についてであります。学校教育法の一部改正により、これまで盲学校、ろう学校、養護学校については障害種別を超えた特別支援学校に一本化されることになりました。この特別支援学校では、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童・生徒等の教育について助言、援助に努めること、また小中学校等においては、学習障害や注意欠陥多動性障害などを含む障害のある児童・生徒に対して、適切な教育を行うことなどを規定しております。

これまで、障害の種類や程度に応じて特殊学級や養護学校などで手厚くきめ細かい教育を行ってまいりましたが、特別支援教育では従来の特殊教育が担っている障害だけではなく、学習障害や注意欠陥多動性障害などを含めて、児童・生徒の一人一人の教育のニーズに応じた適切な教育的支援を行うこととなります。教育委員会といたしましては、平成19年度から専門家による「(仮称)子ども支援部会」や相談員を配置し、学校と一体となった取組を進めてまいります。

一方、学校においては、校内委員会やコーディネーター等を設置し、個別指導計画を策定するなどしながら、これまで以上にきめ細かな指導を進めてまいります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 8番、菊地葉子議員。

**8番(菊地葉子議員)** 第1次の温暖化を防ぐ計画の削減目標を大きく達成したその要因が職員の努力、それからロードヒーティングとか施設暖房であることについて市長から答弁がありました。もう一つ大きな要因として、事業の民間委託、清掃関係の民間委託等もあったのではないかと思います。そういうところはいかがでしょうか、そのことが一つです。

それから、廃油の燃料化についてなのですが、代替燃料化にはBDF方式のほかにSVO方式

というのがあって、SVO方式については代替燃料づくりが比較的容易な作業工程ということで、旭川市では障害者施設で障害を持つ方の仕事として確保されているということもあるようです。また、道内でも鷹栖町では、ごみの収集車にSVO方式を導入して、燃料費が半分に減ったということも言われています。仕事の確保、それから燃料費の節約、地球温暖化防止と一石三鳥の効果ですので、ぜひ積極的な活用を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特別支援教育に関してです。

今、教育長から答弁をいただいたのですが、学習障害などがある子供たちに対する特別な教育ということで、今回の改正は父母の方々が非常に待ちこがれた改正でもあったと思うのです。それと同時に、特別支援学校がセンターとして機能を強化していくということも、大変重要な役割になってくるのですが、そういった場合のセンターでの人的手だてとかがきちんとされていくのか。それと、改正された法律では、センター機能の役割を果たしながら、幼稚園とか保育所とか、あるいは医療福祉関係機関との連携に努めることも提起されているのです。そういうネットワークづくりがこの小樽市では構築されていこうとしているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 今、廃油のお話が出ましたけれども、今、各地でいろいろな取組がされておりますので、そういった情報も収集しながら、市としてできることがあればやっていきたいというふうに思います。

それからもう一つ、今、市民の中に何とか地球温暖化を防止したいということで、1000年の森プロジェクトというものをつくって、これはドングリの木を市内各地に植えていきたい、これを北海道レベル、そしてまた、全国レベルに上げていきたいと、こんな運動も小樽から始まっておりますので、私もその会員の1人になりましたけれども、こういった運動も温暖化のための対策として進めていきたいと思えます。

そのほかの問題については、環境部長から答えさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 環境部長。

**環境部長（本間達郎）** 菊地議員の再質問にお答えいたします。

実行計画における民間委託の部分の影響はどうかということでございますけれども、この事業につきましては、あくまでも市の事務事業に限ってやってございます。ただ、民間委託した部分につきましては、一部公用車等で燃料費の節減、そういうものも一部含まれているということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 菊地議員の再質問にお答えいたします。

最初に、特別支援学校についてでございますが、これまではそれぞれの障害を抱えている子供たちのそこにいる子供たちの教育だけに終わりましたが、今度はセンター的な役割もございまして、その子供たちの教育のみならず、それぞれ例えば小樽ろう学校でありましたら、小樽の学校とか、近隣の町村と連携を図りながら、指導、助言をしてもらえるものというふうに承知してございます。

また、それぞれの学校につきましても、先ほど言いましたように、委員会がありまして、コーディネーターもおりまして、その方が窓口になって特別支援学校とのつながりは、きずなは深くなるものと思

っております。

二つ目のネットワークにつきましては、部長の方から答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育部長。

**教育部長(山岸康治)** ネットワークの関係について私の方から答えさせていただきます。

先ほど教育長の方からお話し申し上げました「(仮称)子ども支援部会」、これは従来の障害ですと、就学指導委員会、これとは別に専門家チームによります医療機関とか、先ほどのセンター的な役割を担う特殊支援学校とか、あるいは私どもの関係機関であるこども発達支援センター、それから保健所、あるいは教育委員会等々、関係機関がこの中に入りまして、調査、支援をしてネットワークを図ると、こういう考え方でありますので、議員の御指摘のような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 8番、菊地葉子議員。

**8番(菊地葉子議員)** 1点だけ再々質問させていただきます。

最初に、市役所も一事業所として温室効果ガスの削減に率先して取り組むということでの計画策定ということではいいですけれども、一方で行政として全体の温室効果ガスの削減に対してどうするかということも、啓もうなどをしていかなければいけないと思うのです。そういう意味では、公用車を廃止しながら、あるいは事業を一部民間委託化しながら、その温室効果ガスの削減は一事業所として削減されていくという方向ではあるけれども、事業はそのまま民間に委託されるわけですから、小樽市全体としての温室効果ガスの削減というふうにはなっていないだろうと。そういった場合、行政として全体の温室効果ガスの削減にどういったリーダーシップをとっていこうとするのか。産業界も含めたそういう温室効果ガス削減の計画にどうかかわっていくのかということでの方向性というのはあるのかということについてお聞きしたいと思います。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 環境部長。

**環境部長(本間達郎)** この小樽市温暖化対策実行計画というのは、これは先ほど申しましたけれども、市の事務事業ということでやってございます。ただ、市の事業が委託された場合に、民間に行った分をどうするのかということでございますけれども、民間だけでなく、小樽市民全体で考えたときの温暖化対策としましては、先ほども申しました「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」、これらを市民に普及していく。それから、市民だけではなくて、事業所等にも普及させていくと、そういう中で温暖化対策に向けた行動ができるのかと思います。ただ、その数値をどういうぐあいに把握するかということまでは、なかなか難しいかと思いますが、市民への啓発ということでは、エコ・アクション・プログラムの普及とか、それから温暖化対策推進会議、そういうところで議論をしていきたいと、そのように考えてございます。

**議長(中畑恒雄)** 菊地議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 2番、森井秀明議員。

(2番 森井秀明議員登壇)(拍手)

**2番(森井秀明議員)** 一般質問を行います。

まず、人件費の削減比率について質問させていただきます。

今年度は一律7パーセントカットを行っていました。確かにパーセンテージでのカットを行えば、多く給料をもらっている人は多く、少ない人は少なく削減されると思いますが、しかしながら入って間もない新入社員ですら、仕事を始める前から7パーセントカットということになります。

本来は経営責任が発生し、責任の重い人たちがその削減率を高めるのが本来であると思います。その中で、特別職においては、当然に7パーセントとは違う割合でカットされていますが、部長職においては現状では7パーセントというような形をとられており、本来市長ブレンとしての役割を考えると、その削減率というものは高くなるべき必要性があるのではないかと思います。市長の御見解をお聞かせください。

また、赤平市が57歳以上を対象に30パーセントカットに踏み込みました。勸奨退職制度、早期退職制度も50歳から45歳へと変更しております。早期退職を促すことにもつながるのかと思います。民間企業でも当たり前に取り組まれている手法ですが、なぜここまで財政状況が小樽市において厳しいにもかかわらず、このような方法を取り組めないのが疑問です。本来であれば、2年もの赤字決算をしている小樽市こそ、赤平市よりも早くにこのような手法を導入すべきと考えますが、見解をお願いします。

北海道の調べによると、2007年問題と言われている団塊世代の大量退職者に対し、少なからず影響があると答えた企業は33.4パーセント、影響が大きいと答えた民間企業は7.6パーセントだったそうです。また、それらの企業の中で、その影響として退職金等資金的に余裕がないと答えたのは14.3パーセントで、つまりは全体の5.86パーセントにすぎません。それは民間企業においては、やはり当然に何年前からこの2007年問題に合わせた経営を行っているであろうからだと思います。

今の小樽市は、行政の貯金と言われている財政調整基金、減債基金も底をつき、支払えない状況となっていることは一つの経営責任であり、退職手当債、つまりは借金を導入し、補うということは、次世代においても、また市民においても、さらには若き市役所職員に対しても問題ではないでしょうか。

本来、退職手当債というものは、突如の大量退職者に対して使われるものであり、たとえ国が許可を出したにしても、一般退職の流れにおいて、5年間において30億円もの金額が借金されるということは異常であると考えますが、見解をお願いいたします。

退職者と新入社員の人数についてお聞きします。

現在の50歳代の職員の人数とその割合をお知らせください。

また、10代、20代の職員数とその割合もお知らせください。

また、今までの3年間と今後の3年間、合わせて6年間において、結果的に一般職では何人の採用となる予定なのか、お知らせください。

さらに、50歳代の平均給料月額は何円でしょうか。

また、10代、20代の平均給料月額は幾らなのでしょう、あわせてお聞きします。

さて、先ほどの民間企業のお話にもありますが、少子化と呼ばれるこの時代だからこそ、その将来を見据え、優秀な若者を多く採用しようと民間企業においては取り組んでいるさなかであります。しかしながら、その中で新規採用ゼロという状況というのは、時代に逆行しているのではないかと感じます。責任ある役職者がその責任を果たし、そして若き人材を雇い、育てていくことがこれからの小樽のための本来のあり方だと思いますが、見解をお願いします。

市民協働にかかわって質問をいたします。

市民協働が信念だとお話されていた市長ですが、病院新設に伴うことをはじめ、さまざまな政策において、市民との協働歩調がとりきれないように思います。その市民との協働のシステムや行動を

形にしたものが、まちづくり条例とか自治基本条例と呼ばれるものです。

今期もこの議会で最後となります。平成15年から4年がたち、今までに多くの議員から会派を超えてこの条例案について質問、提案をしております。昨日、一昨日も代表質問においてそれぞれの議員からも同じような提案がありました。しかしながら、市民協働が信念であると議会で答えられていたにもかかわらず、いまだに条例案を提出されていないその理由をお聞かせください。

さて、引き続き市民協働という観点からの質問ですが、新市立病院の建設は今後の小樽の状況を大きく変える可能性を持っています。その状況の中で、市民にしっかりと説明をし、判断を促す機会が必要ではないかと考えます。2月の広報おたるに、不良債務44億円のことが書かれていました。しかしながら、本来ならばこの現状を伝える市の広報の後に、基本設計補正予算などを提示すべきが筋ではないかというふうに思っております。

市長はいつも市民に伝えていると言われておりますが、伝える機会が市民から見ると決めてからの報告に見えるために、市民は知らなかったと言われることが多いのではと感じますが、見解をお願いします。

さらには、市民への広報のために、市主催でシンポジウム等を行い、財政再建の問題や場所の築港地区への移設、また産科、小児科廃止・縮小、そのような変化が起きている中で、4年前と今の状況を踏まえ、市民にそのことをしっかり伝え、同じ意識の中で取り組まなければと私自身は考えますが、これについても見解をお聞かせください。

この項最後に、新市立病院は、小樽の今後を左右する大きな事象だと私自身思っております。このように住民に対してのしっかりとした説明とともに、住民投票の必要性も感じますが、市長の見解をお願いいたします。

新市立病院基本設計に伴う発注方式に関して質問をさせていただきます。

プロポーザル方式をとるということですが、これについての説明をお願いいたします。

また、公募型とおっしゃいますが、どのように公募をされるのか、その方法をお教えてください。

次に、選定委員を市職員部長職、外部委員を含め、10名で構成されるということですが、この委員名を事前に公表しない理由をお知らせください。

また、話し合われた議事録も設計者の選定後に公表されるということですが、すぐに公表できない理由をお聞かせください。

この業務に最も適した設計者を選定すると考えられているようですが、その評価基準はどこにあるのでしょうか、お知らせください。

最後に、この4年間において、「はつらつ小樽の創造」と題した公約を4年前に市長は掲げておりますけれども、その実現率、達成率はどれほどとお考えか、お聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 森井議員の御質問にお答えいたします。

人件費の削減比率について御質問がございました。

初めに、給料月額独自の削減について職責に応じた削減率を導入すべきではないかとの御質問でありますけれども、当市の給料表につきましては、従来から国家公務員の給料表を参酌して新年度から9級

制を8級制に改めるところでありますけれども、原則として職責に応じた給料体系となっております。

お尋ねの独自削減率は、基本的に国家公務員に準拠するとしてきた給料水準そのものが現在の小樽市の財政状況から見て、一定の抑制が必要であると判断し、一律に水準を引き下げのための措置であります。職責の重い仕事をしている者が給料を多くカットされるということの是非もあり、職責に応じた削減率の導入については、現時点では考えておりませんが、管理職手当については階級別に削減しているところであります。

次に、赤平市と同様、年齢の高い職員の給与の大幅カットなど、早期退職を促す仕組みを導入すべきということでもありますけれども、赤平市における勧奨退職制度は、退職時に2号俸の加算をするものであり、また早期退職制度は、定年までの年数に応じて7号俸又は14号俸の加算をするとともに、退職時の年齢に応じ、給料月額に定年までの年数1年につき、2又は3パーセントの加算をするなど、本市に比べ相当程度の退職金の上積みを伴う制度であります。特にこの早期退職制度については、国から解消を求められており、平成19年度末までの時限的な制度であるとは伺っておりますが、本市においては当面、現行の55歳勧奨退職制度を活用していくこととしています。

いずれにいたしましても、人件費の削減については、今後とも真剣に取り組み、本市の財政状況を機敏に反映したものにしていかなければならないものと考えております。

次に、退職手当債の発行でありますけれども、今後いわゆる団塊の世代が大量定年退職を迎えますことから、国においては地方財政法の特例措置として、平成18年度から10年間に限り、定年退職者についても退職手当の財源に充てるため、許可により発行を認めることとなったところであります。退職手当債は、平年度ベースを上回る退職手当額があり、今後の定員や人件費の適正化に関する計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体に対して認められるものであります。本市の財政状況は退職手当の負担増に耐え得る状況にないことや、財政負担のピークを平準化させる効果もありますことから、累積赤字を抱える中でやむを得ない措置であると考えております。

導入に当たりましては、職員数の削減による人件費抑制の効果を償還財源に充てることとなりますので、引き続き内部努力を徹底し、人件費総額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、現在の10代、20代及び50歳代の職員数とその割合でありますけれども、18年4月1日現在で事務職は619人おり、うち10代では1人、0.2パーセント、20代では51人、8.2パーセント、50歳代では200人、32.3パーセントとなっております。また、看護職を除く技術職は694人おり、うち10代は1人、0.2パーセント、20代では73人、10.5パーセント、50歳代では202人、29.1パーセントとなっております。なお、看護職を除く全職種は1,573人おり、うち10代は2人、0.1パーセント、20代では125人、7.9パーセント、50歳代では550人、35.0パーセントとなっております。

次に、16年度から18年度までの採用実績と19年度から21年度までの採用予定でありますけれども、医師・看護職を除いた数値でお答えしますが、16年度は事務職4人、消防、保育士などの技術職10人、17年度は事務職15人、消防、保育士などの技術職13人、18年度は消防、保健師などの技術職11人の合計53人を採用しております。また、19年度から21年度にかけては、この3年間に採用してきた職種のほか、学芸員なども含め17人を採用する予定であります。したがって、この6年間では医師・看護職を除き、70人を採用することになります。

次に、10代、20代及び50歳代の平均給料月額についてでありますけれども、医師を除く19年1月1日現在の数値でお答えしますと、10代は14万8,900円、20代は19万3,813円、50歳代については39万2,595円となっております。

次に、責任ある役職者がその責任を果たして若い人材の雇用育成に努めることが、本市の将来の本来

のあり方ではないかとの御指摘でありますけれども、責任ある役職者がその責任を果たし、将来を担う若い人材を雇用育成することは大切なことでありまして、現在、人材育成基本計画の策定を検討しております。財政再建推進プランでは、当初19年度からの3年間の中で、事務職については30人程度の採用を計画しておりましたが、その後、財政状況を勘案する中で、21年度までの事務職員の採用を見合わせることにしたものであります。その後においては、財政の回復状況も勘案しながら、採用を検討してまいりたいと考えております。

次に、市民との協働についての御質問でありますけれども、初めに自治基本条例案を提出しない理由ということでございますが、条例制定に当たりましては、この議案は市が単に普通の議案のように、原案を作成して提出するものではないと考えております。したがって、議会はもとより、市民や多くの市民団体との議論が必要と考えておりますので、次期総合計画策定のときとあわせて、多くの皆さん方と議論をして基本条例を策定していきたいと、こう考えております。

次に、新病院建設についての市民への周知であります。まず市民の意見を反映させる場としては、一義的には議会の場であると考えておりますので、諸施策を進めるに当たっては、その都度可能な限りの情報を出して、説明をし、御審議をいただき、方向性を出してきております。

新病院の建設についても同様でありまして、市立病院調査特別委員会も設置していただきましたので、およそ8年をかけて病院の必要性、建設地の問題などについて御審議をいただき進めてきております。もちろん市民の皆さんへの周知も大変重要でありますので、広報やホームページ、また町会長との意見交換の場など、さまざまな場面で説明をしてきているところであります。なお、市民の皆さんへの周知につきましては、これでいいということではありませんし、今後ますます重要となつてまいりますので、周知方法などについてさらに検討していきたいと考えております。

次に、4年前と状況が変化してきている部分でシンポジウムを開催したらどうかという問題でありますけれども、財政再建問題、新病院の建設問題、診療科の問題などについては、それぞれ議会はもちろんです。口頭で市民の皆さんへお知らせをしてきておりますし、御意見もいただき、それらを踏まえて進めてきておりますので、これらの案件についてシンポジウム等を開催することは考えておりません。

次に、住民投票の必要性ということですが、新病院の建設の必要性自体につきましては、今まで議会での審議の経緯、また市民の皆さんから寄せられた御意見などから考えましても、議論のないところであると考えております。また、建設場所につきましても、現時点で築港地区以外にありませんので、その旨を説明し、大方の御理解をいただいております。また、新病院の規模・機能につきましては、平成15年6月に基本構想を策定する以前の平成13年3月に市立病院新築検討懇話会から出された提言や、平成14年4月に両病院でまとめました新病院建設整備方針の段階から、その内容について広報などでお知らせをし、御意見をいただきながら進めてきたところであります。また、規模・機能の見直しの際には、実際に両病院で診療に当たっている医師をはじめとするスタッフの意見や今後の医師の確保の見直しなども十分踏まえてまとめてきておりますし、今後も必要があれば変更をしていくことにしております。したがって、住民投票によるべきものとは考えておりませんし、以前から何度も説明してきておりますが、新病院建設は現在の両病院の機能を維持する上からも緊急を要する事業であり、着々と進めていく必要があります。そのことが市民の生命と健康を守る責任ある立場からも最も重要なことであると考えております。

最後に、新市立病院基本設計に伴う発注方式についての御質問でありますけれども、初めにプロポーザル方式ですが、この方式は建築設計などを委託する際に複数の設計者に対し、これまでの実績、設計業務にかかわる実施体制や実施方針、さらに目的となる建物に対する考え方についての提案を求め

て、その内容を審査し、ヒアリングを実施した上で評価を行い、その中から最も適した設計者を特定する方法であります。

次に、公募型についてでありますけれども、プロポーザル方式には公募型と指名型の二つがあり、公募型は市が一定の参加要件を設定し、これを公告して広く参加者を募集することができる方法であります。なお、新病院の基本設計では、公募型プロポーザル方式を採用することとし、現在この作業を進めているところであります。

次に、選定委員名の公表でありますけれども、選定委員会における設計者の選定作業は厳正かつ公正性をより確保することが必要であり、参加する設計者が選定委員へ接触することを防止する意味からも、委員名の事前公表はしないこととしております。なお、委員名は、選定作業が終了した後、選定経過や選定結果などとともに公表することとしております。

次に、選定委員会の議事録の公表でありますけれども、選定委員会は参加者の資格、条件などについての審議や設計者から提出された技術提案書の審査、評価を行います。これらは最もすぐれた設計者が選定されるまでは、一連の作業となるため、途中経過を公表した場合、確定していない情報による誤解や憶測から関係者の混乱を招くことや、正常な審議が損なわれるおそれがあります。このため、設計者の選定作業がすべて終了した後に、審議経過や結果をまとめた報告書として公表することとしております。

次に、評価の基準であります。設計者の評価は、まず配置される技術者の資格やこれまでの実績、経験などを審査し、さらに業務に臨む体制や市が求めたテーマに対する提案の的確性、独創性など設計者が提出した技術提案書の評価を加え、総合的に判断するものであります。

最後に、公約の達成率ということでありまして、予定質問にございませんでしたので、概略だけ申し上げますけれども、公約後、21世紀プラン第3次実施計画を設定した事業費に対する実績事業費は、平成15年度から18年度の4年間で約92パーセントとなっております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 2番、森井秀明議員。

**2番(森井秀明議員)** 再質問をさせていただきます。

まず、平成18年度も退職手当債をというようなお話をちょっと聞いているのですが、まだ補正予算等で今議会ですす出さないみたいな話も先ほど何かされていたようですが、それがある程度わかっているのであれば、内容をお聞かせください。それを出す理由と金額をお願いします。

それから、まちづくり条例とか自治基本条例についてですが、自分はこの仕事につかせていただいて4年ですが、市長自身はもう8年になると思うのです。昨日も、一昨日もお話があって、二セコ町で条例化されたのが2000年だったかと思うのですが、やはり市民との協働が信念であるというお話を考えるとすれば、当然に二セコ町のまちづくりの条例に関しての意識というのはされるのではないかとこのように思っています。ですので、本来今お話しされたような、確かに簡単なことではないと思います。市民の方々としっかり多くの議論をしてということが重要だと思いますが、それをするだけの時間というのは、これまでにあったのではないかとこのように思っているのでも聞いていますけれども、それまで住民自治条例、自治基本条例、それに向けた取組というのを何か今までされているのであれば、お聞かせください。

あと、最後の新市立病院基本設計のお話でしたけれども、厳格性とか公平性というふうに答えられたと思うのですが、本来、それを保てるのは情報を透明化して初めて保たれるのではないかとこのように思っています。他の都道府県、市町村で、これは発注方式ですからあれですけれども、談合を防止した

りとかするためにも、あえてそういう話し合いをすべてオープンにして行っているところも出てきています。というか、そちらの方が増えてきているのではないかと私自身は思っています。そういう考え方をまず必要と思われるかどうかの見解と、基本設計で例えば選定された企業、その企業は基本設計を当然されるわけですから、その後の本設計、実施設計であったりとか、さらにはその後に建設する企業、当然に病院というのはかなり特殊な状況だと思うので、そんなに多い企業はそれを建設することはできないと思うのですが、その基本設計が企業として決まった時点で、もうつくられる、その病院をつくることのできる企業というのは、もう数が限られて決まってくるのではないかというふうに思っています。だからこそ、その基本設計でその状況をしっかりオープンにして全部話すことによって、どういう状況で進められるかということをも市民にきちんと伝えるということも含めて行うべき必要性があるというふうに思っているのですけれども、この点についての見解もお願いしたいと思います。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 自治基本条例についてお答えいたしますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、これは普通の議案と違まして、私の方で原案をつくって一方的に提案するという内容のものではないということです。ニセコ町の場合も提出するまでに2年かかっているのです。いろいろなシンポジウムをやったり町民とさまざまな議論をして、その上で作成をしたということです。

それから、今まで全然やっていないのではないかという御指摘もございますけれども、ニセコ町の中身を見ますと、結構今までやっているものを条例化しているというものもかなりあるのです。別なものもありますよ。職員や首長の責務とか、それから議員の責務、議会の責務とか、いろいろな条項があって、既にいろいろなもので規定されているものもかなり載っているのです。重複して載っているのです。そういうものを改めてまちづくり条例に再度載せているという部分があります。

それから、実際には、市民の要望、意見、苦情、こういったものも私どもはもう既に市長への手紙で取り組んでいるわけです。条例はないけれども、ですから、そういう意味ではいろいろな部分で取組は既に進んでいる。ただ、そういうものを体系化したものが条例ですから、今後今やっているものも含めてどういうものが必要になるのか、どういうものをその条例の中に取り込んでいくのかということは、これから議会とか市民の皆さんとかいろいろな団体と話し合いをしながらやりましょうと、これが私の考え方です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 財政部長。

**財政部長（磯谷揚一）** 平成18年度の退職手当債の関係でのお話ありがとうございました。昨日、会派の代表者の方々には私どもの方から説明はさせていただいておりますけれども、改めて答弁をさせていただきます。

当初、平成18年度の予算の中では、この退職手当債を見込んでおりませんでした。実は、議員も御承知のとおり、平成18年度から国において、これまで勤奨退職を対象にしておりました退職手当債について、戦後の団塊の世代の大量退職者が今後出るということもございまして、平成18年度からの時限でありますけれども、10か年に限りまして、一般の定年退職者の退職手当の財源にも充てることを認めると、許可するというような考え方が生まれたわけです。それで、実はそれには相当いろいろな要件もつくわけで、何といってもやはりそれによってその自治体の健全化が図られるということがまず第一でありますから、定員の管理とか、将来の削減計画とか、そういったものをきちんと出した上で認められるとい

うものでございました。

当初見ていなかったというのは、中身もよく明らかになっておりませんでした。年度が進行する中で、小樽市もその要件に該当しそうだということで、北海道との協議の中で要望することにいたしました。結果といたしまして、額で一般会計が約4億4,400万円ほど、それから病院事業会計で1億7,600万円と要望いたしました。これが要望額が認められるというような見込みがたちましたので、今般、会派に説明をさせていただいたというわけです。なお、総務省から北海道に対する正式な通知というものが3月2日金曜日以降でなければ来ないということでございますので、最終的には3月12日の最終本会議の中で追加で提案させていただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、これは償還財源につきましては、私どもがこれからやっていく退職者の不補充であるとか職員の削減、これから生まれる財源を償還に充てるということが国との協議の中、あるいは北海道との協議の中で行われていることでございますので、この辺の担保がなければ認められないというものでございますが、我々の計画がそういった中では認められたということでございますので、報告をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 総務部参事。

**総務部参事(吉川勝久)** 森井議員の再質問にお答えいたします。

プロポーザル方式の件で2点ほど御質問があったと思います。

最初に、まず委員名の公表に関しての厳正かつ公平性と透明性との関係だと思いますけれども、今回の選定委員会というのは、委員の皆さんで協議して、どこかいい業者を選定するという、そういうような委員会ではございません。それぞれの委員がそれぞれ公平な立場で業者からの技術提案書を見てヒアリングをして、当然どなたかの委員が質問したことは皆さんが聞くことはありますけれども、そういう技術提案プラスそのヒアリングの内容でそれぞれが採点をする。その結果、集計したもので選んでいくというものですから、当然その業者によって、例えば委員の名前を公表して、営業活動は基本的にはしないというルールはありますけれども、どういう情報が入るかもわかりませんし、実はヒアリングをやるときもどこの業者が今説明をしているかというのもわからないような方式で、そこまで厳正に各委員がどこの業者が今やっている、そういうのもわからないような状態の中で選定していく。あくまでその選定委員の方がそれまでの情報をすべてその委員の中で評価して評定していくと、そういう性格のものでございますので、ちょっとすべて公開すれば透明性を確保できるというようなものとは違うということです。ただし、答弁でも申し上げましたけれども、全部終わった段階でどういう委員の方がどういうような評価をしていったかをすべて公表するという形で、透明性を確保していくということになるかと思っております。

もう1点、基本設計が決まれば、実施設計それから建設工事ができる業者が決まるのではないかと思いますけれども、そういうことは全くございません。ほかの事例を見ましても、基本設計と実施設計はまた再度入札して、別の業者が実施設計に入っているところもありますし、入札の結果、基本設計をやったところがとられているということもあります。そういうことで、基本設計がどこになるか決まったからといって、実施設計あるいはその建設工を行う業者が決まるということは全くございません。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 2番、森井秀明議員。

**2番(森井秀明議員)** 再々質問をさせていただきます。

今回、平成18年度に退職手当債を入れたいというお話は、以前からあったのかどうかを聞きたいと思

っています。

あと、今、財政部長の再答弁からもありましたけれども、自分自身も退職手当をゼロにしるとかそういうふうになっているわけではありません。それに、これだけ団塊の世代の方々がいらっしゃるでしょうから、その財源として考えなければならぬということもわからないでもないですが、しかしながら、新規に採用する状況をほぼゼロのような状況にしていく上で、本当に退職される方々はその責任を背負えるほどの金額まで下げているのかどうなのか、それほどに財政が厳しいというのは、もう何度も聞かされていますし、おっしゃるとおりですけれども、前回の議会でも聞きましたけれども、退職金の平均にして半分が借金として払われるわけですから、そのことをもう一度踏まえてやはり考えるべき必要性があるのではないかというふうにも思っています。

改めて先ほど言ったように、18年度にもともと導入しようというふうには考えられていたのかということと、今の話における見解、二つお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 財政部長。

**財政部長(磯谷揚一)** これは当初の段階では全く考えてございませんでした。年も迫ってくるというか、11月か、たしかそのぐらいの段階でなかったかというふうに思います。ですから、その段階で小樽市のケースが該当するかどうかというのは全くわかりませんでしたので、いろいろ小樽市の財政状況が従来よりよくないということで、後志支庁などを通じまして、本庁とのやりとりがずっと行われておりました。そういった中で、退職手当債についてどうかということ投げかけをいたしましたら、北海道の方でそれは出してみてくださいと、そういうようなお話でいろいろ慎重に検討をいただいたと、こういう結果ではないかと思えます。

それから、新規職員を全くとらない中でこういうことをということではなくて、我々の考えの中には、平成21年度までは、これは本当に保健師であるとか、看護師であるとか、そういう専門的な技術を持った職員はとります。ただ、我々のような事務職であるとか、土木建築の職員、これについては控えるということです。ただし、今の段階といたしましては、平成22年度からはその現業部門を除いて退職される一般の職員の2分の1程度はやはりとっていかねばならないだろうと、こんなふうに考えているところを見ているところでございます。

**議長(中畑恒雄)** 森井議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 11番、大島護議員。

(11番 大島 護議員登壇)(拍手)

**11番(大島 護議員)** 一般質問をいたします。

初めに、市営住宅について何点かお尋ねいたします。

市営住宅の管理について。

平成17年度事務執行状況説明書によると、市営住宅の管理戸数は3,612戸、そのうち公営住宅3,402戸、改良住宅164戸、厚生・共同住宅38戸、従前居住者の住宅は8戸などとなっておりますが、18年度はどのような状況にあるのですか、お尋ねいたします。

また、募集、応募数などについても、どのような状況にあったのかも、あわせてお尋ねいたします。

次に、入居者の状況についてであります。長年住んでいると、家族構成の変化や、また加齢に伴い、身体の老化や障害などによりエレベータなしの4階や5階に住み続けることが難しいなどと住み替えを希望する市民相談をたびたび受けるのでありますが、市営住宅は長く居住される方が多いと思うのであ

りますが、日常生活に支障を来すようになった場合でも、現在の住居に住み続けたいといけないのでしょうか。

また、このような入居者に対する救済の方法を検討すべきと思うのですが、いかがですか。市長の御所見をお尋ねいたします。

また、あわせて平成15年度から19年1月までの住み替え申請件数と実績は、道営住宅も含め、どのようになっているかお尋ねいたします。

次に、入札についてであります。

総務省、国土交通省の通達についてお尋ねいたします。

入札についての談合事件は、古くて新しい問題であり、談合根絶のために法律の改正、罰則の強化、罰金の制裁、違法行為をした企業に対する指名停止、業界への指導、政治家や首長などのかかわった官製談合事件などが次々に発覚し、談合防止のために今日までいろいろな防止策を講じてきたが、いまだに改善の兆しが見受けられません。

そんなやさき、福島県、和歌山県、宮崎県の3県の知事が官製談合事件に絡んで逮捕されたことは記憶に新しい事件であります。このような状況から、地方自治体の入札制度改革を検討していた総務省、国土交通省は、すべての市町村に一般競争入札の導入を求める方針を固めたと新聞等で報道されておりましたが、小樽市に対し国から何らかの通達、指導があったのか、お尋ねします。

次に、昨年の4月現在、総務省、国土交通省の調査によると、全国の市町村で一般競争入札の導入率は47パーセントにとどまっていると調査結果が発表されましたが、本市における平成16年度から19年1月までの全入札件数と工事金額に対する一般競争入札の比率はどのようになっているのか、各年度別にお示しください。

入札参加業者をあらかじめ絞り込む指名競争入札は、談合の温床との批判があり、本市における入札制度のあり方についても改革の検討は必要な時期と思うのでありますが、市長の御所見をお示しください。

次に、市長選と業界の関係についてであります。

昨年、全国の自治体で幹部職員や市長自身や身内、支援者などが関係した談合事件にかかわり、逮捕、辞職などに追い込まれた市長や職員がいた事件がたびたび報道されていたことは御承知のとおりであります。業界は選挙の応援をすることによって、当選後のメリットを求め、それにこたえるべく幹部職員や市長は官製談合に手を染めていったとよく聞かれる言葉であります。2月20日付けの新聞報道によりますと、旭川市の西川将人市長は、定例記者会見で「官製談合を排除するため、予定価格が130万円を超える建設工事と、50万円を超える測量や設計について4月1日から一般競争入札を行う」と発表しました。同市長は、昨年10月の市長選で入札制度改革を公約に挙げており、その公約を新年度から実行しようとする姿勢に私は感動しました。私は長年にわたり本市の入札状況を調べておりますが、予定価格に対する落札率90パーセントを超える入札には納得がいきません。市長は、このような高い落札率をどう判断されていますか、御所見をお尋ねいたします。

平成19年1月末までの各所管別の入札で、落札率90パーセントを超えた件名、予定価格、落札金額、落札率がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、障害者自立支援法特別対策事業について何点かお尋ねいたします。

平成18年12月26日、国の障害保健福祉関係主管課長会議が開催され、素案が提示されました。その素案の内容とは、障害者自立支援法特別対策事業のスケジュールで、12月から3月まで協議され、自治体事務や国の動き、事務などが示されました。また、国会でもこれらのことが審議されており、2月には

補正予算の成立予定、3月当初予算の成立予定などが示されております。

自治体事務と国などの動きなどについて実施にかかわる事務の流れがどのようになっているのか、お尋ねします。

また、スケジュールの内容についても具体的にお示ください。

次に、基金の配分についてであります。国の配分方法を基に、北海道は事業の内容、配分方法を検討し、北海道から各市町村へ配分金の上限金額の提示を2月末までに示すことになっておりますが、本市に示された基金の金額はどれくらいですか、お尋ねします。

また、3月24日までに北海道は各市町村に福祉計画を策定し、提出を求めています。本市における市町村計画はどのような状況にあるのか、その内容についても具体的にお示ください。

さらに、関連業者に対する説明会を、いつ、どのように計画されているのかもお尋ねします。

次に、障害者自立支援対策臨時特別交付金による特別対策事業の実施方法について協議がなされたと聞かるところであります。次に挙げる主な事業について事業目的、事業内容、実施主体などについて具体的にお示ください。

初めに、事業運営円滑化事業について、一つ、障害者自立支援基盤整備事業について、一つ、地域移行・就労支援推進強化事業について、相談支援体制整備特別支援事業について、その他法施行に伴い緊急に必要な事業などについてであります。

次に、特定非営利活動NPO法人夢トピアについてお尋ねいたします。

自然環境に望まれた小樽市祝津豊井浜で10数年前から身体障害者の小樽市指定身体障害者デイサービス型を運営されていた夢トピアは、平成18年1月、NPO法人夢トピアの設立に着手、公告、縦覧期間を経て4月に認可となりました。しかし、施設本体の老朽化が激しく、同4月に施設の改修工事を始め、8月末に完成しました。北海道指定就労継続支援(A型)25名、就労移行支援(一般型)10名、自立訓練、機能訓練10名であります。さらに、小樽市指定地域支援活動センター登録人数50名、1日15名などとし、平成20年までに目標達成する事業として再出発をしたのであります。

同施設から18年度事業計画、18年度追加事業などが市に示されたと側聞するところではありますが、提出された内容について障害者自立支援対策特別交付事業との関連を市はどのように検討されているのか、市長の御所見をお尋ねします。

また最後に、福祉有償運送事業について協議内容と事業の見通しについてお尋ねします。

最後に、おたる水族館と祝津前浜の周辺整備について何点かお尋ねいたします。

本年度3度目の冬期営業を行ったおたる水族館は、短期間の限定ではあったが、昨年を上回る5,825人の入館者と3月17日からの通常営業を目前にさい先のよいスタートを切り、シーズン中の来館者数に関係者は大きな期待を寄せていることと思います。水族館の改築については、前館長時代から内部で検討が進められていたことは御承知のとおりであります。この間、人事異動などもあり、新館長には生え抜きの職員である副館長が就任し、本市からは前総務部長の山下氏が役員で就職し、それぞれ2年が経過しようとしております。現館長は前職時代から水族館建築プロジェクトの責任者として職員を取りまとめ、職員と一体になって夢のある水族館建設に取り組んでいる姿に期待をするものであります。

お尋ねしますが、水族館の構想はどのような内容ですか。

また、おたる水族館の社長であります市長は、新水族館のオープンの時期について何年ごろをめどに考えておられるのか、御所見をお聞かせください。

次に、祝津前浜周辺の環境整備についてであります。この周辺の海岸、前浜は国定公園小樽海岸の小樽側の入り口であり、現水族館が現在地に移転するまで、30数年前まで市立おたる水族館や関連施設

などが点在し、毎年大勢の市民でにぎわっていた地域であります。しかし、約20年前ころから海流の変化によるしけなどで、前浜の海が岩石で埋め尽くされた結果、新たに6,000平方メートル、約1,800坪の陸地が生まれたのであります。このほとんどは市街化調整区域であり、かつ国定公園で二重の法の網がかかっている場所であることは御承知のとおりであります。このため、周辺整備等については法の厳しい規制があるものの、国定公園にふさわしい地域整備、特に環境整備などで必要性を長きにわたり議会の場で提起し、訴え続けてまいりました。その結果、少しずつではありますが、周辺の整備がなされたところであります。その一例を申し上げますと、平成4年には下水道整備が、平成8年には前浜に公共トイレの新設がなされました。いずれも当時の経済部観光課が担当したものであります。

ところで、いまだ鯉御殿、おたる水族館などは下水道が接続されておりませんが、今後、接続する予定などは検討されているのかどうかも含めてお示しください。

また、この地には10年ほど前から札幌市在住の方が土地の権利者となり、以来、有料駐車場を運営されていることは御承知のとおりであります。この間、隣接する地権者の方々や駐車場を利用する観光客などとのトラブルが絶えず発生し、これまでも経済部担当者の再三の交渉努力にもかかわらず、次々と難問を持ち出し、今もって解決の糸口が見つからない状況であります。しかしながら、祝津全体の観光振興のためにも、今後この地域の抱える諸問題の解決に向けて、やはり小樽市の粘り強い交渉が必要と思うのでありますが、市長の御見解をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 大島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市営住宅についての御質問でありますけれども、まず市営住宅の平成18年度の管理戸数は、平成17年度と同じ戸数で3,612戸となっております。また、平成18年度の応募数であります。19年1月末現在で一般住宅は79戸を募集し、応募件数が971件であり、特定目的住宅は15戸を募集し、応募件数が381件となっております。

次に、家族構成の変化や身体的理由により住み替えを希望する入居者への対応でありますけれども、公営住宅法施行令では、このような状況の場合は事業主体である市の判断により入居者の住み替えを可能としております。また、救済の方法を検討すべきとの御指摘でありますけれども、入居者の相談、申出を受ける中で、個別に対応し、住み替えを勧めているところであります。なお、平成15年から19年1月末までの住み替え件数でありますけれども、市営住宅では申請件数が14件、実績件数が8件、待機世帯が6件となっており、道営住宅では申請件数2件、実績件数が1件、待機世帯が1件となっております。

次に、入札についての御質問でありますけれども、まず総務省、国土交通省によります地方自治体の入札制度の改革につきましては、地方自治体における入札契約の適正化を促進するための支援方策として取りまとめを行っているとのことでありまして、現在のところ通達などはまだ出されておられません。このため詳細については承知しておりませんが、主な内容としましては、すべての地方公共団体に一般競争入札を導入することや総合評価方式の導入、談合など不正行為をした業者へのペナルティの強化などを盛り込み、今後、関係機関で調整の上、地方自治法施行令の見直しや、地方自治体向けマニュアルを策定する方針であると聞いております。

次に、年度別の入札件数及び一般競争入札の実施状況でありますけれども、市長部局及び水道局が発注した500万円以上の工事件数は合計で平成16年度107件、平成17年度122件、平成18年度は平成19年1月末現在で101件であり、このうち一般競争入札により実施したものはありません。

また、談合防止のための入札制度改革でありますけれども、本市の指名競争入札では、指名対象ランクに該当する業者すべてを指名することで、発注者のし意性の排除に努めているほか、これまでも入札、契約情報の開示による透明性や公正性の確保、公募型指名競争入札の導入など、談合の防止に向けた施策を展開してきております。しかしながら、依然全国的に談合が摘発されていることから、国では地方公共団体における入札契約適正化支援方策を取りまとめており、今後これを参考としながら一般競争入札の導入の検討も含め、一層の談合防止に向けた入札契約制度について研究してまいりたいと思っております。

次に、90パーセントを超える落札率でありますけれども、本市の落札率については、ここ数年土木工事の一部のランクによる指名競争入札において積極的な競争が行われており、この競争が公募型指名競争入札にも反映し、全体の落札率の低減化にもつながっております。しかしながら、他の指名競争入札においては、いまだ90パーセント台の落札率が多いことから、本市の厳しい財政状況の下、建設業者の皆さんには一層の落札率の低減化に向けた努力をお願いしたいと考えているところであり、平成19年度の入札に当たっては、より競争性が発揮されることを期待して、公募型指名競争入札の実施の拡大について検討をしてまいります。

なお、本年度の落札率90パーセント以上の工事でありますけれども、市長部局発注工事の主なものでは、重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫3号保存修理工事が予定価格1億2,109万円に対し、落札金額が1億1,850万円で、落札率は97.9パーセント、公営住宅建替え工事オタモイ住宅2号棟が予定価格5億4,771万円に対し、落札金額が5億3,000万円で96.8パーセント、小樽港縦貫線道路改良工事が予定価格4,842万円に対して、落札金額が4,640万円で95.8パーセントとなっております。また、水道局発注工事の主なものでは、天神送水管等布設工事が予定価格1億9,976万円に対して、落札金額が1億8,990万円で、落札率は95.1パーセント、入船中継ポンプ場電気設備工事が予定価格8,482万円に対して、落札金額が7,900万円で、93.1パーセントとなっております。

次に、障害者自立支援法についての御質問でありますけれども、初めに国が昨年の12月26日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において示された特別対策事業の実施に係る事務の流れとスケジュールでありますけれども、この事業は平成19年度と平成20年度に実施する利用者負担のさらなる軽減措置と都道府県が平成18年度に基金設置をし、平成20年度までに実施することになっている事業者に対する激変緩和措置及び新法への移行を円滑に進めるための緊急的な経過措置とがあります。この特別対策に基づき、市では利用者負担のさらなる軽減措置について該当する方々へお知らせしたところであり、今後提出される申請書類を基に利用者負担上限額などを決定し、4月1日までに新しい受給者証を交付することになります。

また、事業者に対する激変緩和措置と新法への移行を円滑に進めるための緊急的な経過措置については、今後北海道において基金条例を制定し、具体的な事業に係る要綱等を作成することになっております。市といたしましては、市の必ず事業について必要額を見積もり、3月中に市町村計画を北海道に提出をし、新年度から実施していくこととなります。また、任意事業については、北海道の要綱等が示された時点で各事業者へ案内するとともに、市として実施できるものがあるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援対策臨時特例交付金に係る基金の額についてですが、2月14日に北海道の配分

額66億3,000万円という内示があったと伺っております。特別対策スケジュールでは、2月末までに市町村への配分上限を提示する予定となっておりますが、今のところ北海道から配分額は示されておられません。

次に、市町村計画でありますけれども、市町村は障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告することになっております。この計画については、具体的にどのような事項を盛り込んだ計画にするのかはまだ示されておませんが、当面、事業運営円滑化事業や通所サービス利用促進事業など、市の必ず事業について該当する事業所数や人数、見込まれる金額などについて報告することになるものと考えております。現在、これまでに事業所から提出された書類の内容確認や、事業所へ問い合わせをするなどし、見込まれる金額などを算出する作業を行っているところであります。関連事業者に対しましては、今お話ししたとおり、聞き取りなどを実施しながら、計画を策定し、具体的な金額などが決まり次第、連絡していきたいと考えております。

次に、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の主なものでありますけれども、事業者に対する激変緩和措置として、事業者の報酬が日額制になったことによる収入の激変緩和を、従前報酬額の80パーセントまで補償していたものを90パーセントまでに引き上げる措置をとる事業運営円滑化事業は、市町村が実施主体の必ず事業であり、実施年度は19年度と20年度となっております。また、新法への移行を円滑に進めるための緊急経過措置としては、既存施設が新体系へ移行する場合に必要な施設の改修等の経費を助成する障害者自立支援基盤整備事業、利用者の地域への移行や就労支援を一層推進するため、精神障害者退院促進強化やグループホーム、ケアホーム整備推進などをメニューとする地域移行就労支援推進強化事業、次に、地域における相談支援体制を整備強化するために、アドバイザーの派遣や設備整備等を支援する相談支援体制整備特別支援事業など、都道府県が任意に実施する事業があります。このほか、都道府県の任意事業として、会計処理システムの改修費などを助成する事業者コスト対策など、四つの事業をメニューとする法施行に伴い、緊急必要な事業があります。

次に、NPO法人夢トピアの18年度事業計画及び18年度追加事業と障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業との関連でありますけれども、18年度事業計画にあります新サービスへの移行に伴う施設整備については、障害者自立支援基盤整備事業として北海道の任意事業となっております。また、当該法人の追加事業であります相談支援事業立ち上げや会計処理システムの導入などは、相談支援体制整備特別支援事業及び事業者コスト対策事業として北海道の任意事業となっておりますので、今後、北海道が策定する事業の要綱などについて情報が入り次第、当該法人に知らせるとともに、事業計画について協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、福祉有償運送運営協議会でありますけれども、介護保険の要介護者や身体障害者など、移動困難者を対象とした福祉有償運送を行おうとする事業者は、市町村が主催する福祉有償運送運営協議会において運送の必要性や対価などについて審議し、協議が成立した場合に北海道運輸局へ本申請することになっております。市では既に運営協議会を設置しておりますので、申請者の意向を聞きながら、北海道運輸局と必要書類などについて調整を行い、平成19年度のできるだけ早い時期に運営協議会を開催したいと考えております。

次に、おたる水族館と前浜の周辺整備でありますけれども、初めに新しい水族館構想の内容でありますけれども、平成17年9月、現館長を委員長に、職員数名から成る新館基本構想委員会を立ち上げ、これまで27回に及び協議・検討を重ねてきたところであります。現時点では委員会としての意見がおおむね出そろい、内容が多岐にわたることから、それらの集約作業を行っている段階とのことであります。今後、素案がまとまり次第、水族館の全職員に回覧の上、さらに検討を要する場合には、第2次の委員

会を設置し、平成19年度中には構想・策定のたたき台となる基本的な考え方を取りまとめることとしております。

次に、新水族館オープンの時期でありますけれども、特に本館については、築30年以上が経過しており、水回りを中心に相当老朽化が進んだ箇所が見受けられるところであります。私としてもできる限り早い時期に新築を目指してまいりたいとの思いは十分ありますけれども、現在、新館基本構想委員会の中で検討しておりますのは、あくまでも新水族館の展示コンセプトに基づく展示内容が中心であります。このことから、オープンの時期につきましては、基本構想策定後の基本計画、実施計画など、それぞれの段階を経てから具体的な検討に入っていけるものと思っております。

次に、小樽市鯉御殿と水族館の下水道整備でありますけれども、鯉御殿については平成16年の台風18号被害による災害復旧工事にあわせてトイレを簡易水洗方式に切り替えたところであり、今のところ特段に支障が見られないことから、当面は現状のままにしたいと考えております。また、水族館については、将来の新館建設の際に祝津地区全体の環境保全に十分配慮する必要があると考えておりますので、下水道の接続についてもこの建設にあわせて検討してまいりたいと考えております。

最後に、鯉御殿下の民間駐車場でありますけれども、これまで駐車場の経営者とは観光客とのトラブルをめぐって何度となく話し合い、理解を求めてまいりましたが、いまだに改善の兆しが見えない状況であります。このため、市といたしましては、鯉御殿に向かうルート変更の可能性などについて検討いたしました。しかしながら、経費等の問題から実現は難しいと判断したところであります。しかしながら、現状を容認することはできませんので、市営駐車場への誘導標識を増設するなどの措置を講ずるとともに、国定公園祝津観光組合の皆さんと連携して、今後とも粘り強く話し合いを続けてまいりたいと考えております。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 11番、大島議員。

**11番(大島 議員)** 再質問を何点かさせていただきます。

初めに、住み替えについてでございますけれども、市営住宅、困窮者が対象ということで申込み時点では、そういうことで一般で申し込んで入居された。ところが、10年、20年、30年たっていくと、質問の中にもあるように、家族構成が変わって、特に上階に住んでいる方々が、住んでいる4階、5階まで行くのが非常に大変だという方々が多く相談に来ているのです。その方々は、今、市営住宅に住んでいるわけですから、広報等で示されている、住み替えのための申込みができるということをまず知らない。それが事実です。それで、私に相談に来まして、いや実は二つあるのですと。その一つに特定目的住宅があり、これは抽選ではございませんけれども、状況によって病院の診断書も必要ですと。そういう証明をしているのです。それで、今、平成19年度の状況を見ましても、非常に応募件数も少ない。けれども、実際問題としては、住んでいてとにかく大変だという方々がいるのです。そういうために、ぜひ何かの機会に、現在入居されている方にも今のような状況であれば、応募ができるのですということをぜひ知らせていただきたい。まずこれが1点でございます。

それから、入札についてでございますけれども、質問でも述べたように、私も数年間にわたってずっと入札状況を調べております。確かに、ここ数年は答弁にもありますように、入札の落札率が下がってきております。しかし、落札率は下がっているといえども、これは線を引いたように同じ落札率で落とされているグループがある。いや、これは頭をかしげるけれども、私は事実に基づいてやっているわけですから、そうすると私はその方々が競争をやっているグループは、たしか70パーセント台です。私は事業をやっている商売というのは、適正な利潤は必要だと思います。安ければいいというものでもないと思っております。しかし、公共事業に対する落札率90パーセントを超えるというものは、いろいろ

なものを読んでも、またその適正というのは85パーセントが境ではないのかと、そういうように言われている方もありますし、また新聞報道等でも談合のたびにそういう言葉も、落札率も出てきているのです。これは異常です。私はこの話題についてもたびたび質問しているように、小樽は財政が非常に厳しいということで、市民にも非常に負担をお願いしている部分がかここ数年はございます。もちろん、市の職員についても3パーセント、7パーセント、そして19年度は10パーセントということで削減をしておりますけれども、多ければ多いなりに皆さん生活設計を立てているのではないのですか。私はそう思うのです。一度上げたものをなかなか下げるということは非常に努力が要るということは、常日ごろ私が申し上げております。そして、あとは残るのは市長の判断だと。それは何かというと、私は今の落札率をもっと下げることだと。これは市長の英断で私はできるのではないのかと思うのです。といいますのは、旭川市や深川市も、今それに踏み切ったではないですか。これは応援の関係もあったのだらうと思えますけれども、私はそのメリットを求めて、それに答えざるを得ない立場に首長があるのかなと思っております。先日も深川市の水道局の部長が起訴されたのは、昨日かおとといか新聞等で報道されておりました。そういうことですから、そしてなおかつ、落札率が下がった上で、適正な率が下がった上で、さらにまた市の職員に対してというのなら、私は納得できる部分があると思うのですけれども、現状では私はちょっと高すぎると思いますので、その点で市長は、小樽市が発注する公共事業の予定価格に対する落札率は何パーセントぐらいが適正と思っているのか、その点についてお尋ねいたします。

それと、障害者の自立支援については、いろいろ答弁をいただいておりますので、これはまた答弁書を見ながら質問させていただきたいと思えます。

ただ一つ、地域移行についてのグループホームの件なのですが、実は知的障害者あるいは認知症の方々のグループホームはあるのですけれども、身体障害者のグループホームがまだ法の中では認められていない。この必要性を私は実際に本当にこれは必要だということで、市民相談を受けております。これも何とかできないだろうか。現在、施設に入所されている方ですけれども、いろいろな家庭の事情があって、戻りたいけれども戻れない。けれども、今入っている施設は、自分が該当する施設ではないと本人は言うております。本人の意思で入ったわけでない。医師の診断があって入ったのだらうけれども、私は早くリハビリテーションをもっとして、社会復帰をしたいのだということですが、残念ながら今入っている施設では、そんなにリハビリテーションをしないでくださいというふうに注意を受けているのです。これは私も施設の責任者とお会いしました。この方はとにかくやりすぎなのだ。本人は早く社会復帰をしたいと、社会のお手伝いをしたいという一念でやっている方なのです。ところが、今言うように、該当する施設がないのです。本人もその病名については、非常に納得がいかない状況でございます。まだ、これは1年ごとの診断があるやに聞いておりますので、本人は、そういうところ如果能したら、私は入りたいと、行きたいと。そして、そのために私はリハビリテーションをするのだということで、同年代の方ですけれども、身につまされる思いで相談を受けてきております。そういうことで、この支援事業の中にもぜひ身体障害者が対象になるようなグループホームの制度をぜひ考えていただきたいと、そのように思っております。

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私から入札の問題について答弁いたしますけれども、何か選挙の関係で業者とつるんでいるのではないかというようなふうに関係が聞かれますけれども、一切ございませんので、工事をやる場合のどういう業者を入れるかというのは、助役をキャップにしました建設工事委員会で業者グル

ープを決めておりますので、私はそういうものに一切関知しておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

それで、何パーセントが適当かということですが、これはなかなか難しい問題で、確かに私も毎回の入札結果についてはもらっております。どこにどういう工事が何社の応募があって何社が入札して、落札がどこかというのは全部もらってしまっていてパーセントもわかっていますけれども、確かに高いという印象は私も持っておりますので、これは今後入札制度がどういうふうに変っていくのか、仮に全部一般競争入札にしたら、たぶんよそから入ってきたら小樽の業者はつぶれると思えます。それぐらい競争になっているのです。小樽の業者は、負けると思えます。果たしてそれでいいのかという問題もありますから、よそでやっているのは一般競争入札を導入しても、地域限定でやっているのです。小樽市なら小樽市の地域の中で一般競争入札をやりますと。そういうことですので、そういったものもどういった影響があるのかということも含めて、この入札制度改革については検討していく必要があるだろうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。その中で、競争の中で落札率が決まっていくものというふうに思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 建設部長。

**建設部長(嶋田和男)** 大島議員の再質問にお答えします。

市営住宅の住み替えの関係でございますけれども、私どもとしてはその住み替えについて、例えば世帯人数が減った場合とか、それから階段の上り下りが困難という方については、住戸のあっせんという方法で住み替えを、さらには世帯人数の増については公募という形の中で、いろいろと御相談をしております。周知をすべきかということの御質問については、どういった方法でやればいいのか、いろいろと研究しながら案内をしていきたいというふうに考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 福祉部長。

**福祉部長(中町悌四郎)** 大島議員の再質問にお答えいたします。

障害者自立支援法のグループホームのことでございますけれども、確かにこの障害者自立支援法の目的は、これまでの施設等で生活していた方を積極的に地域で支えていこうと。そういう障害者の社会参加と自立支援ということも大きな目的でございますので、そういったことでこのグループホームとかケアホーム、これまではそういった施設整備が進んでいなかったわけですが、今後はそういうことで地域で支えるためにグループホーム、ケアホーム、こういったものが必要になってまいります。新年度におきましては、私が聞いておりますのは、精神障害者の方のこういったグループホームも既にございますけれども、こういったグループホームが必要だということで、グループホームができるということもお聞きしておりますけれども、今お話がありました個別のケースにつきましても、十分これから御相談をさせていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 11番、大島議員。

**11番(大島 護議員)** 1点だけ。国からの通達はまだないということですが、入札に国の方でも一般競争入札にしないということで、ホームページ等でも出しておりますけれども、ただその中で地域のやはり企業の育成も必要だということで、それを加味した評価方式、それとあわせてということで、たしか協議されたというふうに聞いているのですけれども、この点についてお尋ねします。

**議長(中畑恒雄)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 財政部長。

**財政部長(磯谷揚一)** その評価方式というのは、単に経営力とかなんかということだけではなくて、地域へのいろいろな貢献度であるとか、いろいろなものが経営の中にプラスアルファされるというような要素をトータルでもう少し見ようというような考え方から生まれたものです。今、少しお話がありましたけれども、確かにいくら一般競争入札といっても、国の方もこれもう本当に小さいところから大きいところまで全部一緒にというふうには考えていないような側面もあるようですから、その辺は今もう少しきちん国土交通省なり総務省の方で、それぞれがいろいろマニュアルづくりなり、法令の改定の作業が入ってくるようですから、その辺を見て、本当に効率的で軽減化されるようなその制度の研究を我々も当然していきたいというふうに思っています。

**議長(中畑恒雄)** 大島議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時36分**

**再開 午後 5時00分**

**議長(中畑恒雄)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 14番、成田晃司議員。

(14番 成田晃司議員登壇)(拍手)

**14番(成田晃司議員)** 一般質問をいたしますが、一般質問も6番目となれば、質問内容も重複します。通告しております関係上、通告どおり質問させていただきます。

最初に、教育者の責任と家庭教育についてお伺いします。

天然資源に恵まれない我が国においては、人材こそ国の宝であり、多くの人材を育成するためにも、教育はこの国の将来を左右する国政上の重要課題であると考えます。学校や家庭、地域など社会全体で新しい時代を切り開く、心豊かでたくましい人材を守り育てていかなければならないと考えます。

本市においても、次代を担う子供たちに夢と誇りを持たせるための学校教育の充実が、子供たちばかりでなく、高齢者の皆さんまで含めた幅広い市民全体の切なる願いでもあります。子供一人一人が夢と希望を持ち、未来に向かって可能性を開花させ、充実した人生を送るためには、すぐれた知識や技能を活用する力と学習習慣を身につけ、みずから学び、みずから考える確かな学力をはぐくむ必要があると考えます。そして、学校教育とともに、家庭教育や大人社会全体が子供たちに愛情を注ぎ、命のとうとさ、他人を思いやる心、豊かな感性と人間性など、長年培ってきた倫理観や規範意識を子供たちに確実に身につけさせ、社会人となって地域社会に貢献できる人間を育てていくことが大切であると考えます。

しかしながら、現在の学校教育の現状を見るにつけ、学力の低下はもとより、いじめ問題など憂慮すべき事柄が山積しております。とりわけいじめは、子供の心に大きな傷を残すものであります。いじめを絶対許さない学校を目指して、教職員の皆さんが校長を中心として力を合わせ、保護者の皆さん、地域の方々の協力を得て問題解決に当たることが重要ではないでしょうか。そのためには、確かな適切な実態把握に基づく対策が必要と考えます。

そこで、新聞紙上などによりますと、いじめに関するアンケートの実施に当たっては、北教組組合員が非協力的な行動に出たと報道されました。子供の命を預かる教員としての使命を放棄したものであり、断じて許しがたい行為であると考えますが、教育長はどのようにこのことを受け止められているのか、御所見を伺います。

次に、このアンケート調査の速報が1月24日に北海道教育委員会から公表され、全道では2万303人の子供たちが今もいじめを受けていると答えています。その内容を見ますと、小学生が1万4,876人、中学生が3,188人、高校生が2,116人、盲・ろう・養護学校の児童・生徒が123人になっています。一刻も早くいじめの苦しみから子供を救うことが求められています。この調査から、小樽市では今もいじめを受けていると答えた子供たちの状況はどうなっているのでしょうか。調査の速報値について、どのようないじめを受けているのか様子を含めてお示してください。

また、この状況について、どのように受けて、どのような対策を講じているのか、お示してください。

いじめについては、日本だけにとどまらず、諸外国でも見られるものであり、その解決に特效薬はないと言われていています。私は人と人との温かいつながりを大切にする生き方を子供たちに教え、伝えていく心の教育、道徳教育や宗教哲学がいじめの解決への近道ではないかと考えます。そのため、小樽の地域の歴史や自然、人と人との豊かなかかわりなどを取り入れた体験的な実践的な活動を通して、人間としてのあり方や生き方の自覚を一層深め、豊かな心をはぐくんでいくことが必要であると考えます。あおばとプランにも道徳教育の充実について示されておりますが、どのように道徳教育を充実させていくのか、教育長の御所見をお伺いします。

子供たちは地域の人々と触れ合い、家族とともに生活する中で、社会性がはぐくまれ、学校で学べないことを身につけていきます。また、子供が学校以外の社会でも人とのつながりを持っていることは、さまざまな悩みやざ折に出会ったときに、大きな力になるものと考えます。家庭は教育の原点であり、基本的な生活習慣や感性など、基礎は家庭で培われるものです。家庭での教育は子供への愛情の上に保護者がその責任を自覚することから始まります。保護者の皆さんは教育を学校任せにせず、厳しさと愛情を持って子供を育てていかなければなりません。

しかしながら、核家族化と少子化が進行するに伴い、どのように子育てをしてよいのか迷っている保護者の皆さんが多くいることもたしかです。また、昨年5月に実施した学習到達度調査の生活学習意識調査によると、朝食を食べてこない生徒が全体の約10パーセントあり、睡眠時間が7時間未満の子供も少なくないという実態も明らかになっています。このような家庭教育の現状を踏まえて、学校が家庭とどのように連携していくのか、教育長の御所見を伺います。

次に、北海道新幹線についてお伺いします。

北海道新幹線は、平成17年5月に新青森から新函館間を着工し、以来着々と工事が進められておりますが、19年度の建設予算として本年度予算60億円から100億円に増額する政府案が示されたこともあり、今後の工事に弾みがつき、早期の開業についても期待されているところであります。

しかしながら、北海道新幹線の効果が本道にとって最大限発揮されるためには、何といたっても札幌までの延伸が不可欠であります。先般発表された北海道新幹線の札幌延伸による経済波及効果によりますと、建設による効果額が2兆5,000億円と、新幹線利用の効果額は純増分だけで年間1,440億円という非常に大きなものであり、北海道活性化の一大プロジェクトとして我が自由民主党も北海道新幹線建設促進のために全力を注いでいるところであります。さらに、今年の早い時期には、整備新幹線の新規着工区間を検討する政府与党の協議が始まることとなり、札幌延伸に向けた山場を迎えていることから、ここで本市における新幹線を生かしたまちづくりに関連して何点かお伺いしたいと思います。

初めに、北海道新幹線は小樽市にどのような効果をもたらすと考えておられるのか、伺いたいと思います。

次に、このほど北海道新幹線「新小樽（仮称）駅周辺整備構想」が策定され、概要版が各議員にも配布されましたが、現時点でこのような構想を策定することについては、どのような経過によるものなの

か。

それから、この駅周辺整備構想をこれから具体的にどのような形で市民の皆さんに周知していこうと考えておられるのか、お聞かせください。

また、構想の中で、小樽市内においては新小樽駅と主要地点を結ぶ交通アクセスは自動車交通が主体となるということですが、道路については市道だけではなく、国道や道道が必要なアクセス路線となると思います。この際、国や北海道との調整はどのように進めていくのか、お示してください。

俱知安町などでは、19年度に駅部調査が実施される予定であるとのことですが、小樽市の事前調査の実施状況はどうなっているのか、お伺いします。

さらに、この構想の中で、おたる望洋パークタウンの未利用地の活用について触れていますが、具体的にはどのような内容になるのですか、御説明ください。

なお、この地域に関連して、おたる望洋パークタウンに隣接している潮見台公園があります。さらに、平成22年に用途の休止を予定している潮見台浄水場もあります。例えば都市公園を含む小樽市緑の基本計画の市民との協働による「市民と育む みどりあふれる、ゆとりあるまち小樽」を実現するため、市民の活力を生かし、市民の協力によるパークゴルフ場などを含め、都市公園機能を併用した公園整備と管理・運営についても民間が行うPFI方式などの導入を考えてはいかがかと思いますが、今後この地域をどのような形で変えようとしているのか、市長のお考えをお示してください。

次に、小樽観光についてお伺いします。

小樽市は、これまで観光都市小樽として、風土、自然、歴史、文化などさまざまな恵まれた素材を活用し、観光を発展させてきたことは広く周知されているところであります。また、多彩な観光資源を持った小樽市として、観光施設の充実や魅力あるイベントの開催などを通じて、観光地小樽の知名度はますます高まっていると言えます。

こうした状況の中で小樽観光をリードする小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会の統合に向けた動きが進んでいると聞いていますが、観光協会は昭和21年に、一方、誘致協は平成7年に設立され、今日に至っています。観光協会は誘致協設立までの間、長らく小樽観光を代表する団体としてその役割を担ってきたわけですが、これまで協会が行ってきた業務のうち、比較的手薄であった観光客の誘致宣伝や受入れ態勢の整備、調査研究などについて、より戦略的かつ効果的に実施するため、誘致協が設立され、誘致協が小樽観光協会を補完する形で小樽観光をけん引してきたと受け止めています。

私は、観光の地域間競争が激化する中、二つの組織が一本化されることによって、市民や観光業者の意識とエネルギーが集中しやすくなり、効率的な組織運営と戦略的な事業促進が可能になるなど、相当の効果があるものと考えております。今後とも観光都市小樽が持続的な発展を上げられるよう、大いに期待するものがあります。統合はぜひ必要だと考えておりますので、何点かお伺いします。

初めに、両団体は会長が同じであることから、統合は当然のことという議論は誘致協の設立当初からあり、以前にも統合に向けた動きがあったのですが、そのときはさまざまな事情から実現に至らなかったと記憶しております。今回、このような統合の議論が再燃したのは、どのようなきっかけによるものなのか、お聞かせください。

次に、統合後における組織の法人格と名称を現行どおり社団法人小樽観光協会を引き継ぐ予定であると聞いていますが、その組織体制と事業の推進体制についてはどのようなものになるのか、現在把握している範囲でお聞かせください。

また、今回の統合に際し、市としてどのような支援を考えているのか、今後のスケジュールや手続については、どのようになっているのか、お答えください。

最後に、市長は新しい観光協会がスタートするに当たって、これからの小樽観光をどのように考え、進めようとしているのか、お聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な答弁を期待し、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 成田議員の御質問にお答えいたします。

まず、北海道新幹線についての御質問でありますけれども、初めに北海道新幹線の効果であります、第一に本市の基幹的産業となっております観光に大きな効果があるものと考えております。現在、東北地方からの観光客は、交通アクセスの悪さから全体の1割以下にすぎませんが、新幹線の開業により、大幅な増加が期待されます。また、これまで道央圏への観光客は、千歳空港を起点として札幌へ向かう流れが主流を占めていましたが、新駅を起点とすることにより、余市町や積丹町など近隣町村も取り込んだ北後志の観光振興に寄与することが期待されます。

このほか、新駅周辺地域においては、今回策定した整備構想を基に、市民の皆様の御意見も踏まえながら、まちの活性化についての検討をしてみたいと考えております。

次に、昨年12月に策定した新駅周辺整備構想策定の経過でありますけれども、この構想につきましては、国土交通省鉄道局が新幹線着工前の事前調査の実施に向けて、新幹線の駅を設置する自治体に対して、新幹線を生かしたまちづくり構想の提出を求めたもので、平成12年度に策定した新小樽（仮称）駅周辺地域振興計画を時点修正するとともに、内容の熟度を高めたものであります。この構想につきましては、今後、新函館 - 札幌間が認可され、具体的な整備計画を検討していく際の基礎としても活用してみたいと考えております。

次に、新駅周辺整備構想の周知方法でありますけれども、既に概要版を作成し、議員の皆様方全員にお渡しをしたほか、2月8日には北海道新幹線札幌延伸を強く願う小樽期成会の主催により、構想の説明会が開催され、経済界や地元町会の代表者の皆様に対して内容を説明したところであります。さらに、この構想の概要版は、市のホームページにも掲載しており、今後はさまざまな機会を利用して市民の皆さんへの周知を図るとともに、御意見を伺ってみたいと思っております。

次に、国や北海道との調整についてでありますけれども、新駅に直接接続するのは道道であり、そのほかにも国道や道道がアクセス道路として重要な役割を果たすこととなります。そこで、新駅と市内各所との連絡、さらには広域的なアクセス道路整備などについて国道を所管する小樽開発建設部、道道を所管する小樽土木現業所と情報を交換しながら、検討していく場を立ち上げることで合意をいたしております。

次に、新幹線の着工に向けた事前調査の実施状況ですけれども、この事前調査は国土交通省鉄道局が所管する整備新幹線建設促進高度化事業と言われるもので、18年度は総事業費34億5,000万円、北海道新幹線分は3億円となっており、小樽市内でも3か所でトンネルの地質調査が実施されました。また、駅周辺の事前調査につきましては、駅予定地の詳細な地形図などを作成する駅部事前調査、地元のまちづくり計画と駅周辺整備の整合性を図ることなどを目的とした駅部調査があり、本市におきましては、先日の報道では19年度に駅部事前調査の実施の見通しとのことであり、それに続く駅部調査の早期実施とあわせて、期成会を中心として一層活発な要請活動を展開しているところであります。

次に、新幹線の開業に伴うおたる望洋パークタウン未利用地活用の構想であります、おたる望洋パ

ークタウンの第4工区は、新駅から車を利用すると10分弱と比較的近く、美しい眺望や豊かな自然環境に恵まれており、市内の主要な観光地へもそれほど遠くない場所にあります。そこでここを保養地形成ゾーンと位置づけ、道内外の方のセカンドハウスや移住者に対する住宅地として開発していくことを検討してはどうかと考えております。

次に、潮見台公園や潮見台浄水場の地域のパークゴルフ場などを含めた活用であります。潮見台公園は昭和51年11月に都市公園として供用開始し、近隣に住居する人の利用に供することを目的とした近隣公園であります。潮見台公園におけるパークゴルフ場などの設置については、都市公園機能を併用するため、他の公園施設も必要なことから、面積上の制約を受け、公園区域だけでの対応は難しい状況であります。また、潮見台浄水場につきましては、平成22年で用途の休止を予定しておりますが、その後の跡利用につきましては、この場所が高台地区にあることから、将来の水道事業としての必要性について多方面から検討していかなければならないものと考えています。いずれにいたしましても、パークゴルフ場などの土地利用については、この地域までのアクセス道路などの課題が多いことから、慎重に検討すべき課題であると思っております。

次に、小樽観光についての御質問でありますけれども、まず小樽観光協会と小樽観光誘致促進協議会の統合のきっかけでありますけれども、従前から市民や観光事業者の間で小樽観光の窓口は一つであるべきとの共通認識があり、特に観光誘致促進協議会の会員の多くは、いずれは統合すべきとの理解があったことから、観光誘致促進協議会の毎年の事業計画においても統合を重要課題として位置づけてきたところであります。

また、昨年4月に市が策定した観光基本計画において、観光関連団体は観光振興を推進する中核的な役割を發揮するため、組織体制の充実強化に努めるとされており、これを受けまして昨年5月に観光協会と観光誘致促進協議会の会長みずから統合の意思を表明したことが、統合に向けた直接的な契機になったものと聞いております。

次に、統合後の組織体制でありますけれども、最高決定機関としての総会の下に理事会を設置し、その下に事業推進委員会を、さらにその下に部門別の委員会を設置することとしております。事業推進体制については、理事会と部門別委員会に位置する事業推進委員会にあらかじめ一定の権限を与えておくことにより、必ずしも理事会を経なくても迅速な活動ができるような仕組みになっているところに特徴があります。また、実際に事業を実施する部門別委員会については、民間が行うべき観光振興事業の大部分を網羅することができるよう、観光まちづくり委員会、観光プロモーション委員会、商品開発委員会、広報ホームページ委員会の四つの委員会を設置することとされております。

次に、市の支援についてであります。統合後はこれまで誘致促進協議会が行ってきたプロモーション事業をはじめとする幾つかの事業を協会が行うこととなりますので、それに見合った新たな人員の確保が必要となります。協会からは市職員の派遣等について要請されており、市としてもできる限り要請に応ずることとし、既に派遣に当たったの具体的な条件等について協議を進めております。

今後のスケジュール等でありますけれども、去る2月27日に開催された両団体の臨時総会において、正式に統合についての意思が確認されましたので、3月中旬には協会の定款変更について北海道との協議を終えるとともに、会員の全体数を確定させる予定であります。その後、3月29日に新しい観光協会の設立総会を開催し、4月1日から新しい活動をスタートする予定であると聞いております。

次に、これからの小樽観光についてでありますけれども、現在の小樽観光は750万人前後の入り込み客数を維持しているものの、実態はいわゆる日帰り通過型観光が大勢を占めていることから、魅力ある観光地づくりに努めることにより、宿泊滞在型観光への移行を推進し、観光の経済波及効果を高めること

が重要な課題であると考えております。市といたしましては、新しい観光協会の発足を機に協会との連携を深め、(仮称)小樽観光推進プロジェクト会議などを通じ、小樽市観光基本計画の具体化に取り組むことにより、宿泊滞在型観光の実現など、観光振興施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、いじめ実態調査に対する教員の非協力の行動についてであります。この調査は子供の命、人権にかかわる大切な調査であり、教育の一環として学級担任から児童・生徒に十分説明するなど、きめ細かな指導を行い、いじめの実態を明らかにして今後の指導に生かしていくことを大きな目的としております。実施に当たっては、小樽の子供の命と安全、保護者の皆さんの願いを教員一人一人が深く自覚し、みずから使命感を持って判断し、行動しなければならないものであります。

このたびの非協力という行為は、教員と子供、教員と保護者の信頼や信用を損なったものであり、まことに遺憾に思います。教育委員会といたしましては、各学校が総力を挙げていじめられている子供を一人でも救おうという、そういう気持ちを持っていくことが信頼回復への道だとかたく信じ、着実な取組を進めてまいります。

次に、道教委のいじめ実態調査における小樽市の状況についてであります。これまでも何度もお話ししましたが、すべての小中学校にいじめが継続している児童があり、その数も小中学校合わせて555名であります。本来、子供たちにとって楽しく生き生きと活動できる場であるべき学校において、仲間外れでありますとか、暴力を振るわれるなど、苦しい思いをしている子供たちがいることを思いますとき、教育委員会及び学校が速やかに全力で対応していかなければならないものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、このたびの調査結果を踏まえ、各学校にいじめ防止のための6点の取組を指示したところでありますし、また各学校では、いじめの実態について保護者の皆様にお知らせし、理解と協力を求めています。さらに、先日、新たに市教委が主催します学校関係者、スクールカウンセラー、人権擁護委員、保護者等から成るいじめ問題等対策連絡協議会を開催しましたが、教育委員会との意見交流や情報の交換を通して、いじめ問題への取組の充実を図るなど、継続して今後もいじめ問題にかかわる対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、道徳教育の充実についてであります。あおばとプランでは豊かな心の育成を重点目標の一つとして掲げ、豊かな心を育てる道徳教育の充実について具体的な取組を示しております。とりわけ本年度は、子供たちの心に響く道徳教育の一層の充実を目指すため、教育委員会において道徳教育研修会を開催したところであり、こうした研修を通して、一人一人の先生方に児童・生徒の心に触れる教育活動の充実を願っているところであります。

また、学校におきましては、介護施設訪問や除雪ボランティア活動などの体験的な活動の充実が図られてきておきまして、人との触れ合いを通して子供たちに豊かな心がはぐくまれております。今後もあおばとプランの実現を目指して、小樽ならではの地域に根差した体験的、実践的な活動を通して、子供たちの心に響く道徳教育が一層充実したものとなるよう、取り組んでまいります。

最後に、学校と家庭との連携についてであります。社会の急速な変化や家庭における生活様式の多様化から、家庭教育については、これまでの考え方や子育ての経験だけでは難しくなっている状況が見られます。教育委員会におきましては、子育てについての心構えや相談機関などをリーフレットにまとめ、保護者の皆様にお伝えするとともに、市P連と共催して教育講演会を開催するなど、啓発に努めて

おります。

また、先般行った生活・学習意識調査の結果では、学習したことがよく定着している子供は、家庭での学習時間が長く、学校に行く前に必ず朝食をとるなど、家庭における基本的な生活習慣が身につけていることが伺われます。このことから、学校においては、子供たちの生活リズムの改善や子育ての悩みを十分受け止める保護者懇談会の工夫はもとより、PTAと連携して早寝早起き朝ごはん運動等に取り組んでいただくよう指導してまいります。

**議長（中畑恒雄）** 成田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**29番（斉藤陽一良議員）** 平成19年第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、除排雪についてお伺いいたします。

この冬は暖冬傾向で比較的雪が少ないと言われておりますが、これまでの降雪量、積雪深を昨冬との比較でお示しください。

次に、これまでの予算の執行状況、今後の降雪量、積雪の見通し、それとの関連で不用額がどの程度になるのか、おおよその見通しをお示しください。

次に、この冬から除雪ステーションを4か所から6か所に増やしておりますが、その効果についてお示しください。

特にきめ細かい除雪体制を組むことにより、市民の除雪に対する苦情で最も多い、置き雪の苦情を少しでも減らすことにつながったかどうか、お示しください。

全面的に置き雪をなくするという事は困難だとしても、置き雪を少なくすることは可能だと思われます。置き雪をできるだけ少なくするために、必要な資機材の変更、施工方法、操作方法の変更に伴う経費の見通しについて、お示しください。

また、今年度は排雪を道道、国道に先駆けて行うとした当初の方針は貫かれているのか、またダンプの需給は現在どのようなになっているのか、お示しください。

次に、排雪の出動基準については、現在どのような方針で臨まれているのか。現状は雪堤高2メートルを目安としてお聞きしておりますが、具体的にその意味するところはということなのか。また、だれが、いつ、どのように観測し、実際にどのように運用されているのか、お示しください。

これまでの排雪出動は、実際に雪堤高2メートルで出動していたのか、それより低くても出動したことはないのか、お示しください。

市民の常識的な感覚から、道路わきの雪山の高さが一般的な大人の身長よりはるかに高い2メートルにならなければ排雪が出動しないというのは、納得できません。より市民感覚に近い1.5メートル程度を目安とすべきと考えますが、この基準を今後見直すお考えはないのか、お伺いいたします。

また、そのことによる費用対効果を考量して検討すべきと考えますが、御所見をお示しください。

この項の最後に、銭函地区では例年12月20日ごろとされている市民雪捨場の受入れ開始時期を12月上旬からに早めるべきと考えます。利用者によると、例年12月上旬から中旬にかけてもある程度の積雪があり、通常の手続では受け入れてもらえないため、毎年大変に苦労しているとのことであります。早期に体制を組むことによる若干の経費増はあっても、本来の目的である市民へのサービスを犠牲にすべきではないと考えますが、市長の御所見を求めます。

次に、小樽におけるガラス工芸の常設の展示場の開設、またガラス工芸展の定期開催を求めて質問い

たします。

このほど、開催された第9回小樽雪あかりの路の特別イベントとして、JAPANブランド育成支援事業の一環である「小樽ガラスの世界」展が2月12日から16日までの5日間、小樽商工会議所、小樽ガラス工芸品の世界ブランド化プロジェクト実行委員会の主催で、運河プラザ3番庫を会場に開かれました。市内12工房から出品された宙吹き、型吹き、バーナーワーク、スタンドグラス、サンドブラストカット、花切り子など多様な技法を駆使して制作された作品がゆったりと展示され、パネルによる工房、作家の紹介、映像による世界ブランド化プロジェクトの紹介なども行われ、多くの市民の目を楽しませたことと思われま

まず、この展覧会の開催の趣旨と、この時期を選んで開かれている理由、総来場者数、来場者からの反響などについてお知らせください。

小樽のガラス工芸にさらに磨きをかけて、独創性や希少価値を高め、小樽ブランドとして世界に打って出ようとするその発信地である小樽において、市民に、また市外から訪れた人々に対して、まずそのよさを理解してもらい、支持を得ることは、今後の世界ブランド化のためにもぜひとも必要なことと考えますが、御所見をお伺いいたします。

また、これまでの世界ブランド化プロジェクトによる成果の主なものをお示しください。

本市には、観光面でのガラスのまちとのネームバリューもあって、年々多くのガラス作家志望者が来樽し、本市に定着し、独立して工房を開設する新進若手のガラス作家も増加しています。現在のガラス工芸関係の工房数、従業者数、それぞれの分野別内訳、最近の推移などについてお知らせください。

また、このような動きの中で、ガラス工芸の地域への定着、地域の文化伝統としてのガラス工芸の形成・確立のためには、ガラス工芸への市民の愛着、市民のガラス工芸への鑑賞眼の醸成が不可欠と考えます。産業政策的な観点から本市ガラス工芸の経済波及効果、商業的関心を自己目的化して先行させるのではなく、工芸本来の質的高度化、内容の豊かさを目指していく中で、作家が成長し、優良な作品が生まれ、自然な形で経済的波及が現れるのではないのでしょうか。

この項の冒頭に述べた商工会議所の取組、各工房の質的向上を目指しての研さん、さらに今述べた市民意識の醸成が三者相まって、本当の意味でのガラスのまち小樽が定着するものと考えます。

そのために必要なのが、常設の展示場の開設と定期展の開催であります。現状では、市立美術館にも博物館にもガラス工芸部門の展示はなく、本市のいずれかの公的な施設において、社会教育的な見地からのガラス工芸作品の常設展示を求めるものであります。

また、定期展の開催については、賞の設定や審査、評価の問題も指摘されておりますが、当面、賞を設けないアンデパンダン展の方式なども模索することもできると考えますが、御見解を求めます。

次に、地域環境美化協力員制度の廃止についてお伺いいたします。

平成17年度から実施された家庭ごみ減量化・有料化は、従来のごみの分別のほかに、資源物の分別も加わり、ごみや資源物の分別に家庭での負担が増加するとの理由から、この制度では主に町内会にごみステーションの清掃やごみ出しルールの普及啓発への協力を求めるという性格が強かったものと考えます。

まず、この制度が定められた経緯と趣旨をお示しください。

しかし、地域のごみステーションでは、有料化当初から若干の間違いは見られたものの、大きな混乱はなく、むしろ協力員を任命していない町会も見られるなど、制度の必要性に疑問を持つ声があったのは事実だと思われま

この制度が発足からわずか2年で廃止される理由をお示してください。

また、当初の必要性は確かにあったとされるのであれば、今後ごみ出しルールの定着と資源物分別の細分化、リサイクルコストの軽減に向けて、現在も、また近い将来においても、制度としての必要性は残っていると言うべきではないでしょうか。単に財政的理由だけで廃止するのであれば、謝礼金を廃止して、協力員の任命は継続する、腕章の使用を認めるなどの方法もとれるのではないのでしょうか、市長の御見解を求めます。

最後に、子供のためのスポーツを含む文化活動、芸術活動、自然体験活動などの本市における指導体制づくりについてお伺いいたします。

本市においては、平成13年12月からおたる子どもセンターが子供情報誌「大すきおたる」を発刊するとともに、インターネットの小樽市ホームページ上に掲載し、スポーツ、工作・実験・物づくり、自然観察・体験活動、展覧会・その他の4分野にわたって、イベントの情報提供、施設案内などを行っています。

まず、「大すきおたる」の発刊状況についてお知らせください。

また、おたる子どもセンターは、小樽市教育委員会に事務局のあるおたる子どもプラン協議会の下に開設されておりますが、おたる子どもプラン協議会の主な任務と構成、年間の開催回数、今年度の主な協議内容についてお知らせください。

また、本市には各種スポーツ団体、スポーツ少年団、野球、サッカーなどの少年チームがあり、スキー、陸上、体操、新体操などのクラブやその選手、メンバー、また保護者が数多く熱心に活動されております。一方、歌謡、器楽演奏、合唱、舞踊、演劇、伝統芸能、民謡、茶道、華道、作詩、作文、書道、絵画、彫刻、工芸、物づくりなど文化・芸術活動に取り組む方も多くおられます。さらに、クラブや同好会、また個人的にも昆虫採集、植物採集、岩石の採集、また採集はしないで、それらを観察だけするグループ、トレッキング、ラフティング、山登り、川歩き、釣りなどを含む自然観察、自然体験活動など、子供にかかわる可能性のある生涯学習のためや、社会教育上、価値の高い活動に取り組まれている方々が多数おられます。本市におけるこのような活動に取り組んでおられる市民の数について、これまでに把握されておりますか。もし把握されておられれば、お示してください。

これらの活動は、体を動かすことの楽しさ、見ること、歌うこと、つくることの楽しさなどを実体験として子供に伝える意味で、未来を担う子供たちにとって、今まさに求められているものであります。そのような社会的要請の下に、具体的な施設、設備や客観的な諸条件の中で子供の安全に十分な配慮をしながら、その活動の本質的な楽しさを伝えられる体験メニューを作成し、実際にそれを指導できる人材を養成し、確保する必要があります。そのためには、実際に現場で活動に携わっている方々の知恵をいかに集めるか、結集できるかにかかっています。実際の指導に携わっている意欲ある方々の声がどれだけ反映されるか、また現場で携わっている方のノウハウを活用するなどという上からの発想では、その方々に失礼であって、現場の意欲的な活動に子供に対するプランとしてどれだけ役に立てるかという発想の転換が必要のように思われます。この点について御所見をお聞かせください。

次に、「次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」に盛り込まれている地域子ども教室推進事業及び子ども地域活動促進事業との関連で、今年度から文部科学省と厚生労働省が連携して行う放課後子どもプラン推進事業についてお伺いいたします。

これまでの平成16年度から続けられてきた地域子ども教室推進事業を廃止して、文部科学省は放課後子ども教室推進事業を創設し、厚生労働省は現行の放課後児童健全育成事業を全国2万か所へとさらに充実させるとしています。その趣旨は、「すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠

点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進するため」とされています。全国1万か所、原則としてすべての小学校区での実施を目指し、事業費ベースで平成18年度の約3倍の68億円余りの予算が措置されています。そのため、行政、学校、社会教育、児童福祉等関係者及び地域住民等がプラン策定、活動内容、ボランティアの確保、両事業の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。さらに、事業の円滑な実施のため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定などのために新たにコーディネーターを配置する。活動場所としては、学校の余裕教室、体育館、校庭などを活用するとしています。

本市においても、積極的に取り組むべきと考えますが、本市におけるこの事業への認識と取組、従来のおたる子どもプラン協議会の今後の考え方をお示しください。

この機会に、これまでの体制を再検討して、自然体験、スポーツ、文化・芸術活動など、それぞれに現場で携わっている方々の知恵を結集して、この動き自体がそれら本来の活動を支援するものになるよう、また、この事業に参加することによって、活動の場などを確保できるメリットもあることをアピールしながら、広範な協力体制、指導体制をつくり上げていくべきと考えますが、御所見をお示しください。

最後に、前に述べた各種の活動の場として、特に冬期間積雪のある時期の校庭、グラウンドのより積極的に多様な活用について取り組む必要があるのではないのでしょうか。現場の要望やアイデアを取り上げ、実現できる仕組みづくりについて御所見をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

まず、除排雪についての御質問でありますけれども、初めに降雪量、積雪深の昨年度との比較についてであります。2月28日時点で申し上げますと、本年度は降雪量373センチ、積雪深60センチとなっております。昨年度は降雪量605センチ、積雪深113センチとなっております。

次に、現在の予算執行状況と今後の降雪量、積雪深の見通し等でありますけれども、初めに予算の執行状況につきましては、地域総合除雪委託業務における除雪は設計数量とほぼ同じくらいであり、排雪量は減少するものと考えております。また、降雪量、積雪深の見通しでありますけれども、気象庁の今後1か月予報によりますと、少雪・高温との予報であり、例年より少ないと考えております。

また、今後の予算執行の見通しでありますけれども、今後の降雪状況にもよりますけれども、一定の範囲の不用額が見込まれると思います。

次に、除雪ステーションを4か所から6か所に増やしたことによる効果でありますけれども、分割によりパトロール体制の強化が図られ、市民対応の迅速化が図られていると考えており、苦情件数も今年は少雪のため昨年と比較できませんが、過去の件数より減少しております。

次に、きめ細かい除雪体制による置き雪対策でありますけれども、市の除雪はあくまでもかき分け除雪であり、ステーション分割により解決が図られるものではないと考えております。

また、置き雪処理についてですけれども、先ほど申し上げましたとおり、本市の除雪はかき分け除雪を基本としており、置き雪の処理には除雪後新たに積込み機械や運搬トラックを投入して排雪を行うこ

とが必要となることから、排雪費用が増大するものと考えております。

次に、道道、国道に先駆けての排雪でありますけれども、目的は昨年と同様にダンプの確保が困難だったため、先駆けた排雪を計画しましたが、12月より少雪・高温状態が続き、先駆けた排雪を行わなくてもダンプの確保ができるものと判断し、1月末より排雪を実施しております。

また、ダンプの需給につきましては、小樽開発建設部や小樽土木現業所と排雪作業情報の共有化が図られており、現在、排雪ダンプの確保はできております。

次に、排雪の出動基準とその判断でありますけれども、雪堤高2メートルにつきましては、路線ごとに状況が異なりますが、除雪作業の繰り返しによって路側部の雪堤が成長し、車道が狭く、見通しが悪くなり、交通障害の発生が予想されることから、おおむねこの高さを排雪出動基準といたしております。なお、排雪の判断は、委託業者及び市の職員のパトロールにより現地を確認し、協議により実施しております。

次に、排雪基準以下での出動でありますけれども、これまで交差点部や歩行者の安全確保のため、部分的に2メートル以下でも排雪を行っており、御提案の一律に1.5メートルにつきましては、経費の増大が伴うことから、現状では難しいものと考えております。

次に、銭函地区での市民雪たい積場の早期開設でありますけれども、当該場所は民有地をお借りしての開設場所となっております。早期開設については、進入路のぬかるみなど車両交通の安全確保が必要であるため、その対策を行うことについて所有者と協議を要することとなります。その方法等については、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、ガラス工芸品の常設展示場の開設などについての御質問でありますけれども、まず「小樽ガラスの世界」展についてであります。同展は平成17年度に続く2回目で、市内のガラス工房が有する高い技術力や表現力などを多くの方々に知っていただくことを目的に開催されました。昨年、今年とも市民はもとより、海外を含め、多くの観光客が集まる小樽雪あかりの路の開催に合わせて実施され、今回は5日間で1,724名の来場がありました。来場された方々からは、さまざまな工法でつくられた工芸品の多様性やデザイン力について高い評価をいただいたと聞いております。

次に、「小樽ガラスの世界」展についての所見ということでもありますけれども、同展には市民や海外も含め、多くの観光客が来場していることから、小樽ガラスの高い技術力や表現力を国内外の多くの方々に認識していただくとともに、ガラスのまちとしてのイメージにも効果があったと考えております。

また、市内のガラス工房が一堂に会することのできる新たな機会が創出され、これを契機として各工房が技術を競い合うことで、今後、小樽ガラスに対する信頼や評価も高まっていくものと思われ、これによってブランド化の強化が図られるものと期待いたしております。

次に、世界ブランド化プロジェクトによる成果でありますけれども、この2年間のプロジェクトにおいては、市内での「小樽ガラスの世界」展開催のほか、東京での展示会などへ出展するとともに、海外においては台湾の百貨店で小樽ガラス展を開催しました。また、ホームページの開設やパンフレットの作成、配布など、小樽ガラスの情報を発信する事業も行いました。こうした活動を通じて、広く小樽ガラスの知名度を高めるとともに、多くのバイヤーと商談の機会が生まれ、百貨店などとの間で新たな取引が成立した工房もあり、このプロジェクトがブランド化と販路拡大に大きな成果があったと聞いております。

次に、ガラス工芸関係の最近の状況であります。現在把握している市内の工房数は、宙吹きが11工房、型吹き、パーナーワーク、スタンドグラスが各1工房の14工房となっております。

また、市内でガラス工芸に携わる従業員数は、販売員なども含めおよそ350名で、新たな工房の開設や

事業の拡大によって従業員数は増加の傾向にあるものと思っております。

次に、ガラス工芸品の常設展示場の開設と定期展の開催でありますけれども、常設展示によってガラス工芸作品が日常的に多くの方々目に触れることで、ガラス工芸の地域への定着や質的な向上が図られると考えております。しかしながら、常設展示に当たっては、小樽ガラスの持つイメージにふさわしい展示場の選定や展示スペースの確保、常設展示に要する費用など、さまざまな課題があるものと考えております。また、定期的な展示会の開催については、新総合博物館に設置予定の企画展示室や観光物産プラザなどでの開催が考えられますが、どのような形で実現が可能なのか、今後、常設展示も含めて関係者と協議してまいりたいと思います。

次に、地域環境美化協力員制度についての問題でありますけれども、初めにこの制度の経緯と趣旨であります。この制度は平成17年度に家庭ごみ減量化・有料化の実施により、家庭ごみを有料指定ごみ袋で排出することや資源物の収集品目を拡大することなど、家庭ごみや資源物の分け方、出し方が従来と大きく変わることから、市としては廃棄物処理指導員を増員するとともに、地域住民の方々には家庭ごみや資源物の分別など適正な排出についての助言やごみステーションとその周辺の清潔保持などの活動を行っていただくため、新たにこの制度を設けたものであります。

次に、この制度の廃止でありますけれども、有料化実施後の間もない時期に、市民の皆様がまだ排出方法などにふなれなことなどから、不適正な排出が増加する懸念があったため、分別等の徹底を図る上でこの制度が必要と考えたものであります。また、これまでの実績を見ますと、家庭ごみの収集量が減少する一方、資源物の収集量は大幅に増加するなど、当初の予想以上に減量化・資源化が進んできていることから、その要因には環境美化協力員が各ごみステーションにおいて家庭ごみや資源物の分別方法など、周辺住民に助言するなどの活動の効果によるものが一定程度あったものと認識しております。しかしながら、家庭ごみの減量化・有料化の実施からほぼ2年が経過し、今後の制度のあり方について検討した結果、家庭ごみなどの排出方法が定着してきたこと、また有料化実施後の間もない時期から比べますと、地域差があるものの、全市的にはごみステーションでの不適正な排出も減ってきていることなどから、当初の役割は果たしたものと判断し、本年4月から本制度を廃止するものであります。

次に、制度の一部存続ということではありますが、市の制度としては先ほどの繰り返しになりますが、当初の役割を果たしたものと判断し、全面的に廃止するものであります。なお、腕章の利用については、本制度が廃止されることにより、腕章を回収することになりますけれども、今後、町会等から申出があれば、腕章の活用をしていただきたいと思いますと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

最初に、「大すきおたる」の発刊状況についてであります。子供と保護者に向けてのイベント情報誌として、平成13年12月に創刊しましたが、現在年3回、各9,000部を市内の小中学校や幼稚園などに配布しており、今月下旬には第17号を発刊する予定であります。

次に、おたる子どもプラン協議会についてであります。子供たちにさまざまな体験活動の場の情報提供や活動機会の拡大を主な任務として、教育や福祉、青少年育成団体などの関係者14名から成る委員により構成されております。また、会議は年間3回開催することとし、今年度は蘭島川水辺の楽校や地域子ども教室の運営、さらには「大すきおたる」の発刊などについて協議してきたところであります。

次に、本市におけるスポーツ・文化芸術活動など、さまざまな活動に取り組んでいる市民の数についてであります。内閣府の平成15年から平成18年までの世論調査報告書に基づいて小樽市のものを推計

しますと、分野は重複しますが、スポーツ活動では約5万人、文化・芸術活動では約2万人、そして自然体験活動などにおいては2万人程度であります。また、教育委員会が把握している数につきましては、体育協会やスポーツ少年団への加盟者が約1万1,000人、文化団体連絡協議会への加盟者が約6,000人となっております。

次に、子供たちの活動に対する指導者の養成と確保についてであります。未来を担う心豊かでたくましい子供を社会全体で育てていくことが強く求められており、大人の指導の下、さまざまな活動を通し、活力に満ち、豊かな人間性をはぐくむ環境づくりが必要と考えております。教育委員会としまして、広範囲の活動に携わる指導者の養成については、重要な課題と認識しており、現場の指導者の声の反映方法や活動プログラムへの生かし方などについても、具体的に検討する必要があるものと考えております。これらの課題については、平成19年度策定予定の社会教育推進計画や文化芸術振興基本計画の目標の一つであります青少年の活動育成・支援の中で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、放課後子ども教室推進事業についてであります。こうした時代にあって地域の方々の参画の下、安全・安心な子供の居場所を確保しながら、さまざまな活動を指導していくことは、大変重要なことと考えております。小樽市においては、おたる子どもプラン協議会が平成16年度から文部科学省の委託を受け、ボランティアの方々の力もおかりしながら、地域子ども教室推進事業を市内全小学校で実施してまいりました。

御質問の平成19年度に創設される文部科学省の放課後子ども教室推進事業については、実施方法や補助金などについていまだ十分な情報が得られず、不透明な部分がありますことから、本市としましては、19年度にはこれまで実施してきた地域子ども教室を継続し、より一層効果が上がるよう努めてまいります。

今後、教育委員会としましては、おたる子どもプラン協議会と強い連携の下、地域子ども教室の推進や子ども情報誌の発刊、さらにはメニューなど工夫しながら、さまざまな体験活動の指導に取り組んでまいります。

次に、活動に対する協力・指導体制についてであります。現在進められております社会教育推進計画や文化芸術振興基本計画の策定過程において、自然体験やスポーツ、文化・芸術活動に直接携わる方々の知恵が反映されるよう、取り組んでまいります。こうした取組が積極的に行われることにより、スポーツ少年団活動や文化財、伝統文化の伝承活動などの輪が一層広がり、指導体制も確立していくものと考えております。

最後に、冬期間における各種活動の場の確保についてであります。冬期間は体を動かす機会も減少し、運動不足になりがちでありますことから、許される限り学校施設の有効な活用が図られるよう、検討してまいります。

また、現場からの要望やアイデアの実現については、先ほど申しましたように、社会教育推進計画や文化芸術振興基本計画の策定過程で取り上げ、検証してまいりたいと考えております。

**議長（中畑恒雄）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第28号、第32号ないし第35号、第38号及び第40号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。山田雅敏議員、井川浩子議員、菊地葉子議員、大橋一弘議員、大畠護議員、成田晃司議員、武井義恵議員、北野義紀議員、大竹秀文議員、松本光世議員、斉藤陽一良議員、佐藤利幸議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第30号、第31号、第37号、第41号及び第44号は総務常任委員会に、議案第29号及び第36号は厚生常任委員会に、議案第39号、第42号及び第43号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月2日から3月11日まで10日間、休会いたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 6時09分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 斎 藤 博 行

議 員 高 橋 克 幸

平成19年  
第1回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成19年3月12日

出席議員（31名）

1番	上野正之	2番	森井秀明
3番	山田雅敏	4番	小前真智子
5番	井川浩子	7番	若見智代
8番	菊地葉子	9番	小林栄治
10番	大橋一弘	11番	大畠護
12番	前田清貴	13番	横田久俊
14番	成田晃司	15番	佐々木茂
16番	斎藤博行	17番	山口保
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	大竹秀文
24番	松本光世	25番	見楚谷登志
26番	久末恵子	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山田厚	総務部参事	吉川勝久
財政部長	磯谷揚一	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	山崎範夫
消防長	仲谷正人	教育部長	山岸康治
監査委員長	中塚茂	収入役職務代理者 (会計室長)	宮腰裕二
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	堀江雄二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	石崎政嗣
調査係長	関朋至
書記	北出晃也
書記	島谷和大
書記	村中香織

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	渡辺美和
書記	大崎公義
書記	松原美千子

開議 午後 1時00分

**議長（中畑恒雄）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「議会運営委員及び特別委員の辞任」を議題といたします。

本件につきましては、森井秀明議員から議会運営委員及び学校適正配置等調査特別委員を辞任したい旨の申出があります。

お諮りいたします。

申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第44号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 24番、松本光世議員。

（24番 松本光世議員登壇）（拍手）

**24番（松本光世議員）** 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

平成18年度以降、税制改正による個人市民税の増約5億4,000万円をはじめ、介護保険料や国民健康保険料の制度改正等に伴う増、障害者自立支援法施行による障害者福祉サービス利用者の応益負担の導入があり、さらには「ふれあいパス」に一部負担を求めたことで、市民の負担は年間で12億円以上になると推計される。特にこれらの負担増は障害者世帯や年金生活者を直撃し、暮らしが立ち行かないとの悲痛な叫び声が聞こえてくる。このことは市内経済にも影響しており、結果的に市財政も悪化するという悪循環を招いている。今回の制度改正では、歳入増となるものもあることから、せめてその一部を低所得者世帯などの救済策に充てることはできないか。

来年度から「新しい総合計画」の策定作業に着手する予定とのことだが、本市の人口は、ここ数年間で著しく減少し、平成10年度からスタートした現在の「小樽市総合計画」では、本年度の人口目標を16万人としていたが、実際は2万人ほど少ない現状となっている。市は、人口は計画策定の基盤であり、より現実的な推計を行うというが、将来の人口設定について、どのように考えているのか。

将来人口を推計する際には、人口が減少傾向にあることを念頭に置き、定率に下げるのではなく、市民が将来に希望が持て、人口減少に歯止めをかけられる政策や目標を掲げた上で、一定程度の将来人口目標を設定する必要があるのではないか。

また、現在、市が策定している他の事業計画には、2020年の人口約11万5,000人、うち3割強が高齢者になると推計しているものもある。今後もこの傾向が続くと予想されることから、総合計画を策定するに当たり、高齢者に住みやすいまちづくりを考えていくことも重要になると思うがどうか。

地方分権の進展により、地方自治体の権限が拡大され、本市においても独自の政策を持ちながら市政の運営をしていくことが求められる。そのためにも、市民、議会、行政、それぞれが果たすべき役割など基本的な事柄を定めた自治体の憲法とも言うべき「自治基本条例」の制定が喫緊の課題であると思うがどうか。

市長が市民との協働による市政運営を目指し、市長への手紙や各種事業に対するパブリックコメント

等を通して市民の意見を反映してきたということは理解できるが、2期8年の任期の中で、この条例の導入を検討するための時間は十分あったのではないかと。これまで条例制定に向けた市民との対話や議会との話し合いは一切行われておらず、積極的に取り組んできたとはいえないと思うがどうか。

広報おたる3月号で、平成17年度の市職員の人数や給与の状況が細かく掲載されているが、職員数は、全会計分の人数を載せているにもかかわらず、職員給与費は一般会計分の決算額しか載せていない。紙面の都合等もあるとは思いますが、市民にとって市職員の給与費の実態を詳しく知ることができる唯一の情報源であり、誤解を与えないようにするためにも、全会計分を載せるなど掲載方法に工夫が必要ではないか。また、人件費を公表する際には、退職手当等の諸手当や共済費などを含めた、支出総額で示すべきと思うがどうか。

市教委は、学校施設の建物や設備などの状況を整理した資料として、学校カルテの作成を開始しているが、現在の進捗状況はどうか。

このほど行った耐震化優先度調査の結果によれば、耐震化整備を要するのは全小中学校の約3分の2に当たる29校にも及び、効果的な耐震化整備を図る必要があるとのことである。それには、今後示される学校適正配置計画案との整合性を図ることが大変重要と思うが、どう考えているのか。

現在、市は累積赤字や病院事業会計の不良債務の解消が急務であり、学校施設の耐震化や補修工事の具体化は見通しが立たない状況である。財政当局においても、10年から20年のスパンでの方針を立て、子供の安全を守る必要性を十分考慮して、市教委からの要望に耳を傾けてもらいたいと思うがどうか。

校区外通学は、保護者からの申立てにより、主に身体的又は地理的な理由など、子供にやむを得ない事情が認められる場合、本来就学すべき学校として教育委員会が指定した学校を変更することであるが、本市の実態はどうか。

最近、本市において、教育内容が充実している学校に通わせるため、指定校変更の手続を行う保護者もいるやに聞く。市教委は、このような理由での変更は認めていないとのことだが、現在、教育現場は混迷をきわめ、保護者が子供をよりよい学校へ通わせたいと思うのは当然のことであり、教育の平等化のためにも、学校選択制度の導入をぜひ検討すべきではないか。

本年4月に文部科学省の主導で実施される「全国学力・学習状況調査」に、北海道教職員組合が非協力的である旨、新聞に掲載されていたが、これに対して市教委はどのような対策をとるつもりなのか。北海道教職員組合は、昨年、市教委や道教委が実施した「学習到達度調査」や「いじめの有無などを尋ねる実態調査」に対しても、非協力的であったとして問題になっているが、教員は子供にもその親にとっても一番信頼できる存在であり、その信頼関係を損ねるような一連の行動は非常に残念であるが、市教委はどのように認識しているのか。

子供は小樽の将来を担っていく非常に大切な宝物であり、いじめ問題の解決のためには、もっと親も強くなるべきだが、一番大事なのは子供と教員が強い信頼関係で結ばれていることであり、市教委には、より一層強い信念を持って教育現場を指導してほしいと思うがどうか。

教員向けのいじめ問題対策マニュアルが、今年の4月ごろ文部科学省から配布されると聞くが、北海道教職員組合は、いじめ調査等の実施には非協力的な態度をとっており、このマニュアルがきちんと活用されるのか大変疑問であるが、市教委はどのように考えているのか。また、市教委と北海道教職員組合が子供のことを中心に考え、今後、互いに協力し合いながら、いじめ問題を解決していくことが最も望ましいと思うがどうか。

昔と比べて教員の質に差はないと思うが、現実には、子供に対する接し方に問題がある者もあり、そのような教員の資質や能力を向上させることも、市教委の重要な役目といえるのではないかと。

教員の資質を向上させるために、教員の教材研究等をサポートするシステムづくりが不可欠と考える。市教委は、教員向けに各種の研修会を開催しているが、教員が独学で教材研究をしている場合、個別に指導するといった支援は行っているのか。研修会や個別指導については、夜間など勤務時間外でも要望に応じて実施していることを、教員に対して周知徹底をすべきと思うがどうか。

また、現在、市教委では5名の指導主事が、教員への指導・助言や研修などに当たっているが、今後、学校現場が抱えるさまざまな問題に対応するためには、指導主事の専門的な役割がますます重要となると考えられることから、増員を検討してはどうか。

小中学校における教員の人事権は、現在、道教委が持っているが、地方分権が進む中で、今後、市教委に移譲されることは考えられないのか。

このたびのいじめのアンケート調査に非協力的な態度を示したことに見られるように、教員の中には、校長が何を言っても「蚊帳の外」と考えている様子が見受けられる。教育現場では、何か問題が起きると常に校長が矢面に立ち、教員は保護されているかのような印象があるが、これについて市教委はどのような見解を持っているのか。また、教員は子供をはぐくむという社会的に重い責任を背負っているということを改めて理解してもらうよう指導すべきではないか。

国は、来年度から「放課後子ども教室推進事業」を実施するとのことであるが、これは子供の居場所づくりと地域住民との交流を図ることを目的としており、本市がこれまで実施してきた「地域子ども教室」をさらに発展させるものと言える。しかしながら、市教委は、実施方法や補助金など、具体的な事業内容について、不透明な部分があることを理由に、19年度も「地域子ども教室」を継続する考えという。本市が導入する場合には、1,300万円程度の負担や、数百名のボランティアの確保が必要となるといった課題があるが、なるべく経費をかけず、サービス内容を充実するという方向で、実施に向けて検討してもらいたいがどうか。

「地域子ども教室」の活動をさらに充実したものとするためには、子供たちの指導に当たるボランティアへの研修実施やボランティア相互の意見交換が行える場をつくるといった取組が必要と思うがどうか。

平成19年度から社会教育推進事業として、「青少年の活動育成・支援に取り組む」というが、指導に当たっている方たちの、ふだんの活動の様子を市が紹介するなど、何らかの支援をする考えはないのか。

市教委が平成16年度から実施してきた子供の居場所づくりについて、今後はこれまで以上に多くの地域のボランティアの協力を求めていくとのことである。小樽ゲートボール協会も積極的に協力するとの意向を示しており、協会ではゲートボール教室を年間19回開催することが可能としているが、指導員の手配がつかないことから市内全小学校一斉に開催することは困難としている。同協会の、積極的に支援したいという気持ちを無駄にすることがないように、市教委は、年間スケジュール等について、十分な話し合いをしてもらいたいがどうか。

室内水泳プール廃止後、市教委は当分の間、利用者に対して高島小学校温水プールと民間施設を活用した対応策をとる予定であるが、利用者からは高島小学校温水プールまでの交通の便の悪さを指摘する声がある。利用者の利便を図るために、例えば路線バス運賃の助成やスクールバスとして運行していた車両を送迎用に再活用する等の対策を検討できないか。

市教委は、室内水泳プール廃止に伴い、高島小学校温水プールで利用者を受け入れるため、シャワーなどの増設や利用者団体などと時間調整を行っているとのことであるが、高島は交通の便が悪いことから、既に利用をやめてしまった障害者や市外から来ていたボランティア指導員がやめてしまうという話を聞く。こうした理由から利用者が減ったことで、希望者全員が高島小を利用できるようになったとす

れば、本末転倒と思うがどうか。

市は、新プール建設を次期総合計画策定の中で検討するとしているが、課題とされる建設場所については、例えば市が所有する旧東山中学校グラウンドが交通の便もよく、適地とは言えないか。

また、高齢化が進む本市において、プールは健康増進にも効果的であることから室内水泳プールの床の権利補償金約6億円をもとにして、早急に新プールを建設してもらいたいがどうか。

ポスフルは政策投資銀行が所有するOBCの債権を安価で買い取っているが、既に取り金額を大きく上回る回収利益を上げていながら債権の放棄をしておらず、これがOBC再建の支障になっていると考えるがどうか。

政策投資銀行はOBCのメインバンクとしてかかわってきたのであれば、その責任を果たすためにもポスフルに対し、旧マイカルの関連会社の債権を放棄するよう申し入れるべきであり、市長も市内経済への影響を考え、そのことを政策投資銀行に伝えることぐらいはすべきと思うがどうか。

また、政策投資銀行は、ポスフルへの債権譲渡後、即座に引き揚げてしまい、このことで先行きに不安が生じ空きスペースが増えることによって、現在、エネルギー価格の高騰やテナント料にはね返るといった事態を招いているのではないか。

現在、OBCはポスフルに対して、期限付きで債権放棄を要求していると聞かすが、市はOBCにこの事実関係を確認したのか。

ポスフルとOBCの間での別除権協定については、いまだ締結されていないと聞く。このことについて、市は民間の取引上の問題であり、関与すべきではないとの立場を示しているが、2次破たんを避けるためにも市が介入し、早期の解決を図るべきと考えるがどうか。

石狩湾新港については、漂砂の動向予測が不十分だったことから、当初予定していない防砂堤を建設するなど、その都度対策を講じており、これまで約100億円の無駄な経費を投じることとなった。管理組合は、今後、新たな対策は不要というが、このままでは将来、マイナス14メートルバースの水深が確保できないといった事態も考えられる。まるでアリ地獄のような石狩湾新港の状況について、市はどう認識しているのか。

マイナス14メートルバース関連施設は、複数の企業が使用することを目的にして、約227億円をかけて、公共で建設したものであるが、現在は製紙会社1社が占用的に使用している。専用ふ頭であれば、当該企業の負担で建設するのが原則であり、市は大企業1社に税金をつぎ込むような計画に同意してきたことについて、どのように考えているのか。

また、石狩開発の破たんにより、市は簡易水道事業への繰出しで、毎年数千万円の負担を強いられているが、これまでの管理組合負担金などを含め新港関連に投じた額と、同地区からの市税収入を差引きすると、30億円以上のマイナスとなっている。市はこの繰出しがいつまで続くのか、見通しを示してほしいがどうか。

国民健康保険の資格証で医療機関を受診した場合、窓口でいったん医療費を全額自己負担しなければならず、やむを得ず受診をあきらめる者もいると聞く。市も資格証交付世帯との接触に努力しているのは理解するが、特に小中学生がいる世帯には、学校へ協力を依頼し親と連絡をとれるようにするなど、資格証の解消に向け、さらに一歩踏み込んだ対策が必要ではないのか。

厚生労働省は、資格証発行の適用除外対象である「特別の事情」については、自治体の長の判断で行うとの見解を示しており、その点を踏まえ、山形県の一部の自治体では、子供がいる世帯に対して資格証の発行を控えるところも出てきているとのことであるが、このことについて、市はどのように認識しているのか。本市も、小中学生がいる世帯は、「特別な事情」に当たるものとして、資格証発行の適

用除外世帯とみなすべきであり、小樽の子育て支援という立場からも、ぜひ検討すべきではないか。

本市では、これまで国民健康保険加入者の健康に対する意識を高めることを目的として、健康家庭表彰を行ってきたが、国の交付金見直しに伴い、本年度をもって廃止するという。この制度は、医療費の抑制等に一定の効果があつたと判断しており、制度の廃止を決定する前に、その必要性についてもっと議論すべきではなかったか。

障害者自立支援法には、いわゆる「3障害の一元化」という考え方があるが、グループホームに関しては、知的障害者と精神障害者を対象とした施設しか入居のための給付費が認められておらず、身体障害者の中にはやむを得ずほかの福祉施設への入所を余儀なくされ、社会復帰のため機能回復訓練をしようとしても施設側の設備が不十分などの理由でリハビリを制限され、非常に苦労している者もいると聞く。身体障害者を対象にしたグループホームの設置に関する国の制度化が急務と思うが、市もこうした身体障害者の支援策を検討すべきと思うがどうか。

本市の高齢化の急速な進展に伴い、認知症特有の症状を示す高齢者が増えてきている。認知症は、本人に自覚がないことが多く、特にひとり暮らしの高齢者が、詐欺まがいの悪徳商法の犯罪被害に遭うケースが増えており、これを防ぐためにも、認知症の予防対策が必要と考えるが、市は、これまでどのような支援をしてきたのか。

地域の認知症に対する理解は決して高くはないため、次期総合計画に認知症予防対策の項目を盛り込み、「杜のつどい」で行っている「脳力アップ教室」などのような活動を広げていく方向で事業を展開してほしいがどうか。

家庭ごみの有料化に伴い、ごみの排出量が減少したが、その一方で不法投棄が年々増加傾向にあり、不法投棄されたタイヤや家電製品のリサイクル料等の処分費用が市の負担となっている。市は、不法投棄を防止するために看板を設置したことで、ある程度の抑制効果があつたというが、今後さらに看板による告知やパトロールを強化すること等、一層努力してほしいがどうか。

病院事業会計の予算において、平成18年度は30億円であつた一時借入金の借入限度額が、19年度には70億円に増額されている。借入限度額の変更については、議決を要する事項でありながら増額した理由については、十分な説明がなされておらず、なぜ倍以上の増額が必要なのか、納得が得られるよう詳細に説明すべきであり、このような市の対応に疑問を感じるがどうか。

病院事業会計の収支計画では、一般会計からの繰出金の追加分と病院の経営改善の双方により、5年間で不良債務を解消することとし、経営改善策として入院基本料7対1看護の継続や業務委託の見直しなどを挙げているが、本当に達成できるのか甚だ疑問である。病院が経営努力をしても不足を生じた場合は、一般会計の負担を増額するということなのか。

年度の異なる同一会計間で約10億円の貸付金を会計処理しているが、これはさきに道から不適切な会計処理と指摘された手法と同様のものであり、早急に改善すべきではないか。

国は現在、地方自治体の財政運営の実態を把握する指標の策定を進めており、仮に一般会計の約14億円の赤字のほか、44億円の不良債務など、全会計を連結すれば、本市の再建団体転落ラインである62億円をはるかに超えてしまうとの不安がある。市はそうしたことも想定した上で、年度ごとの改善を見込みながら財政運営を考えているのか。

国の考え方一つで、さらに市民負担を求めるなど、財政健全化計画がより厳しい変更を迫られることもあり得ることから、市長は全国の地方自治体が共感できるような声を積極的に発信し、もっと国に対して本市の実情を訴えてもらいたいがどうか。

病院事業会計の収支計画の達成に向けて、今後病院の収益を上げるために経営努力をしていくという

が、小樽病院が休診日としている土曜日でも、市内の同規模の病院では診察を行っており、小樽病院の運営を見る限り、危機感が感じられない。せめて、他の病院並みに土曜日を診療日とするよう体制を見直すべきではないか。

小樽病院では、本年4月から月2回、札幌の民間病院から神経内科の医師1名を派遣してもらえるようになり、外来診療を行うとのことであるが、月2回のみでの診療では患者の都合がつかず受診を断念することも懸念される。患者への周知や受診しやすい診療科とするための対策は考えているのか。また、第二病院も平成20年4月から同診療科を開設すべく大学医局などと協議中とのことだが、今後の見通しはどうか。

新市立病院基本構想では、ヘリポートの設置を検討しているが、基本設計の業務期限である平成20年2月末までには、後志二次医療圏の関係町村と設置に向けた具体的な協議を行う必要があるのではないかと。ヘリポートの設置は、新市立病院基本構想の核の一つになる設備であり、計画倒れにならないよう、しっかりと検討してほしいがどうか。

新市立病院の基本構想では、口腔外科を診療科目に新設することとしていたが、その後の見直しで、需要や採算性を検討し、開設は困難と結論づけた。しかし、口腔外科を開設している他の自治体病院では、施設規模が適切であれば黒字経営を行っているところがあると聞いており、例えば口腔外科の技術を有する市内の歯科医師を招いて新設すれば収益を上げることも可能と思うが、市は構想を見直すに当たり、歯科医師会と十分な話し合いを行ったのか。

葬斎場については、到着順で火葬を行うため、すべての火葬炉が埋まった後に到着した場合には、順番が来るまでバスで待機させているとのことであり、葬儀で疲れている遺族は、大変苦痛を感じている。このことは出棺が同じ時間に重なることに起因しており、たとえ強制はできないとしても、葬儀会社と相談し、少しでも時間をずらすよう協力を仰ぐなど、改善策を講ずることはできないか。また、葬斎場内に喫茶コーナーはないので、移動販売車でコーヒーなどを販売し一服できるようにすれば、仮に待たされたとしても、利用者の不満は緩和されると思うが、一考の余地はないか。

今年は、これまで暖冬・少雪となっており、除雪や排雪回数が例年を大きく下回っている。本年度から業者と市の除排雪に係る委託契約は出来高払方式となっており、出勤回数の減少により業者からは経営状況の悪化を心配する声が出ている。そのため、市は業者と対応策について話し合いをしているというが、具体的にはどのような要求があり、どう解決を図るつもりか。

また気象予報によると、少雪の傾向は今後も続く見込みとされているが、除雪費に対する今後の執行見込みと不用額については、どのような見通しを持っているのか。

市の除雪は、かき分け方式であり、毎年、市民から玄関先の置き雪への苦情や不満が寄せられている。それに対して、市は経費的な面や機械の台数確保の面などを理由に対策は困難としているが、市民にとっては非常に切実な問題であり、特に要望が多い地域に対して、ショベルカーを使って置き雪を取り除くなど、きめ細かな方法を取り入れることはできないのか。頭から検討すらしめないという姿勢ではなく、実施した場合の費用対効果の部分も含めて、しっかりと検討するよう強く要望するがどうか。

駅前第3ビルについては、現在、民間の再開発組合が同ビルとその周辺地で、商業・住宅・宿泊機能を持つ複合ビルに建替える事業を進めている。市は、人口対策や中心市街地活性化に寄与するものとして、同組合に対し2か年で約12億円の補助金を支出するというが、これはどのような用途に充てられるものなのか。このうち45パーセントは国から交付されるものの、約7億円は市の負担となることから、市は、事業内容や補助金の用途について、厳正なチェックを行ってほしいがどうか。

平成19年度から開始予定の小樽駅前第3ビル周辺地区の再開発事業により、室内水泳プールが廃止に

なるというが、必ずしも市民合意が得られていない状態で再開発を実施するという市の態度は、大いに疑問である。このような進め方では、今後、市民からの協力を得られなくなるなどの障害が出てくるのではないかと危ぐするが、市の認識はどうか。

平成11年ごろ、長崎屋の裏側から都通り商店街にかけて、320台程度駐車可能な自走式立体駐車場の建設構想があったが、その後、長崎屋の経営悪化や地元商店街の足並みがそろわなかったこともあり、立ち消えになったままである。しかし、現在でも近隣の商店からは、駐車場の建設を望む声が出ており、この点について、市はどのように考えているのか。今後、策定予定の中心市街地活性化計画の目玉として、小樽の活性化・まちづくり支援のための寄付金の一部利用も検討しつつ、駐車場の必要性について、改めて議論するべきではないか。

潮見台公園にパークゴルフ場の設置を求める声が以前からあるが、隣接している潮見台浄水場が平成22年に用途を休止すると聞いており、これと一体化することにより面積的には十分設置が可能になると考えるがどうか。市がこの場所にパークゴルフ場を設置するなら管理運営をみずから行いたいと申し出ている団体等もあることから、今後、市民と協働した施設運営のモデル的な取組として、例えばPFI方式など民間活力を利用した施設整備を検討できないか。

市営住宅のうち、障害者や高齢者向けの特定目的住宅の入居申請に当たっては、「困窮状況申告書」の質問項目に回答し、職員が申請者宅を訪問して、住宅の困窮度を採点し可否を判定していると聞く。ある障害者は歩行が不自由で通院に都合のよい国道沿いの便利な場所に居住していることから、特定目的住宅の入居を申請しても困窮度が認められにくく、何度も選考にもれてしまうという。質問項目は住宅行政審議会で定めたものであるが、こうした人を救済するためにも、申請者の身体の状況や生活の実態が的確に反映されるよう、例えば特定目的住宅入居の必要性を記した診断書を、採点要素に取り入れることなどを検討してもらいたいとどうか。

道営若竹団地については、現在、築港地区に移転建替中であるが、市は道から当該団地の移管を受け、耐震化工事など改善再生を図る計画と聞く。1階の店舗は区分所有となっており、所有者と改修事業に向けた調整を行っているが、中には所有者から店舗を賃借して営業している商業者もいる。市とは直接的な関係はないとしても、可能な限りこれらの商業者にも説明し、移転交渉がスムーズに進むよう配慮してもらいたいとどうか。

また、同団地は若竹地区の活性化に寄与するものとして、地域住民の期待を受けて建設されたものであり、建設の目的を踏まえて精力的に話し合いを進め、建物の再生に向けて商業者の理解を求めてほしいとどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、古沢、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第11号、第13号ないし第17号、第25号、第28号及び第32号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 次に、議案第1号に対し、若見議員ほか4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 21番、古沢勝則議員。

( 21番 古沢勝則議員登壇 ) ( 拍手 )

**21番(古沢勝則議員)** 日本共産党を代表して、議案第1号に対する予算修正案の趣旨説明を行います。

小泉政治を引き継いだ安倍内閣の下で、市民の暮らしは今深刻な状況になっています。中でも格差の拡大を一層進めたのが住民税の増税です。平成18年度の個人市民税は、各種控除の廃止、非課税限度額の引下げ、所得税定率減税の半減などにより、3億2,000万円以上の増額になる見込みであります。しかも、その増額になる半分以上、1億7,500万円は、65歳以上の高齢者にかぶさってきました。これまで、非課税であった高齢者にも新たに4,100人が課税されるという高齢者、低所得者ねらい撃ちの増税となり、これが国民健康保険料や介護保険料の負担増にもつながりました。市長提案の一般会計予算案では、新年度における個人市民税は約11億5,000万円の増額です。税源移譲があるとはいえ、この増額要因の中には、所得税定率減税の全廃による影響額、約2億1,000万円が含まれています。当然、この分は平成18年度増税分に上積み増税額です。つまり、平成18年度で約3億2,000万円、19年度で約5億円強、この2か年だけ見ても、8億円強の増税が一気に市民に押しつけられました。言うまでもなく、この増税効果は来年度以降も続いていくことになります。一方では、空前の利益を上げている大企業や株取引などで大もうけをしている資産家には減税を続けながらです。

さて、今回提出した予算修正案は、こうした悪政の下で苦しんでいる市民の暮らしや福祉を守ること、困難な市財政、予算の下でもしっかりと市民生活を支えていくこと、自治体本来の役割をしっかりと果たしていこうというのが最大の特徴です。昨年提出した修正案同様、あれもこれもと赤字予算を組むことは避けました。そのために、市民の暮らしを守る事業などもこれだけはという助成事業にとどめています。極めて限定的なスリムな修正案になっています。

以下、主なものについて説明をします。

まず、歳出において増額すべきものの第1は、障害者の自立支援制度移行に伴い、低所得者への利用料助成事業です。平成18年度の関係経費は、対前年度比で約1億2,000万円も市の持ち出しが減少する見込みであります。応益負担導入により、国も市も負担が減りました。しかし、この重い利用料負担で、利用抑制や施設からの退所が余儀なくされています。何よりも低所得者世帯ほど負担が重くなる。障害の重い人ほどさらに負担が重くなっていきます。全国の障害者、家族、関係者の運動がついに制度発足後、初年度にもかかわらず政府を動かしました。負担上限額の軽減、施設への激変緩和など、政府は特別対策を打ち出さざるを得なくなりました。ところが、肝心の定率1割、応益負担には手がついていません。そこで、低所得1及び2に当たる市民税非課税世帯の障害者には、その利用料負担を全額助成しようとするものです。事業費は約7,600万円、市の持ち出し分が1億2,000万円減少することを考えれば、今すぐにも実現できる事業であります。

第2は、介護保険の低所得者保険料助成事業です。制度改正や税制改悪により、介護保険料は大きく引き上げられました。保険料段階、本人非課税第4段階までの人が約2万6,000人です。この人たちだけでも前年比1億1,000万円の負担増です。せめてこの負担増分を制度改正前の保険料水準まで戻そうという事業であります。

第3は、ふれあいパスへの低所得者助成事業です。ふれあいパスは、年間約2万1,000人に交付されています。回数券の販売数から、バスの乗車回数、利用回数はおよそ257万回、つまり無料であったときに比べて、1年間で総額2億5,700万円の負担になっています。このうち、本人非課税の人に対しては2分の1の助成、差し当たって1回50円で利用してもらえるように助成しようとするものです。事業費は、約8,600万円です。

第4は、高くて納めることができない、保険証が資格証という、保険証が取り上げられるという事態まで生んでいる、滞納者が増えている国民健康保険料に対する負担助成事業です。低所得者対策として、小樽市国民健康保険条例第21条、保険料の減額の第1項第1号から第3号に該当する人に対して、つまり7割、5割、2割軽減に該当する人に対して、それぞれ8.5割、6.5割、3.5割軽減とみなして算出した額との差額を支援しようとするものです。事業費は約1億7,800万円です。

この四つの事業に係る費用は、所得税定率減税廃止による増税分、さらには障害者自立支援制度で持ち出し分が減った市の負担分、これらの一部を活用することで実現できるものです。さらに、増税に連動した国民健康保険料、介護保険料などの引上げによる市民負担を考えれば、財政問題を理由にして反対できないことは自明のことではないでしょうか。なお、歳出における減額すべきもの、また歳入において増額・減額すべきものについては、これまで同様、不要不急の事業の見直し、中止によるものがあります。例えば、石狩湾新港管理組合負担金においては、公債費、借金返済分の公債費に当たる84パーセントを削減、一般管理費は残すことにしました。土地開発公社分については、年度をまたがる貸付け、償還という不適切な会計処理であることから、他の貸付金と同じく全額計上していません。念のために言えば、これらの会計処理は一般会計と病院事業会計、ここで言われている不良債務44億円、さらには国民健康保険事業会計と一般会計間のこうした不適切な処理として、今、是正が求められているものと同じであります。指摘されるまで問題意識さえ持たないでは済まされません。こうした結果、予算規模においては約8億6,000万円の縮減、うち基金の借入金では約5,300万円、市債で2,400万円圧縮の内容になっています。

提案の最後になりますが、議員報酬問題について、我が党の見解を表明しておきます。御承知のように、昨年我が党は議員報酬の削減を予算修正案の中で提案しました。現市政が財政再建を市民と職員の犠牲で乗り切ろうとしているとき、議会もその痛みを共有すべきだと考えました。少なくとも、職員と同じく議員報酬の7パーセント削減、手当の2割加算は廃止することを提案しました。新年度から、職員給与は新たに10パーセント削減に入ります。改選期に当たることから、今回は修正案から見送りましたが、新たな議会構成後に、改めて各会派の皆さんにこの議員報酬と手当加算の削減について提案、共同の用意があることを表明しておきます。

修正案に対して、議員各位の賛同を呼びかけ、趣旨説明を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、修正案を含め一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表し、先ほどの予算特別委員長報告に反対し、ただいま提案されました議案第1号に対する我が党提案の修正案に賛成、原案に反対、議案第2号ないし第11号、議案第13号ないし第17号、議案第25号、第28号及び第32号に反対の討論を行います。

政府の各種控除の廃止、縮小等によって低所得者層を含め、市民生活の実態は極めて深刻です。昨年6月、住民税の納付書送付後、多くの市民から大幅増税に対して、何かの間違ひではないのか、こんなに上がったら払えないではないか、だれがこんなことを決めたのかなど、問い合わせや怒りの声が寄せられ、窓口は一時パニックになりました。これは、小樽市だけの現象ではなく、全国共通のものでした。これに懲りた政府は、新年度からの定率減税全廃に伴う増税を隠すため、税源移譲に伴う増税はありませんと懸命に宣伝しています。小樽市も町会の回覧板に黄色のチラシを挟んで、政府と同様、市民税、道民税が増えても所得税が減るため、税源移譲による負担の増減はありませんとの宣伝をしました。し

かし、そのチラシの最後で、ただし定率減税が廃止されるため、その分が負担増となりますと記さざるを得ませんでした。今年の6月の納付書の送付では、税源移譲による住民税の大幅アップに加え、定率減税の全廃が加わって、昨年以上の増税となって、市民を襲います。昨年以上の怒りの声が寄せられることは明らかです。この自民党・公明党政権による増税は、市民の暮らしに大きな打撃となって降りかかってきます。平成19年度と平成17年度を比べてみると、増税分は2か年間で5億4,000万円、これに伴う介護保険料の値上げは、制度の改正に増税分の所得段階引上げによる値上げが加わり、2億7,000万円、増税の影響による国民健康保険料値上げが1億3,300万円、これに障害者自立支援法での原則1割負担の9,000万円を合わせると10億円を超える負担増です。こういう予算に賛成することができないのは、当然のことです。

そこで、我が党提案の予算修正案は、先ほど趣旨説明にありましたように、政府の悪政から市民の暮らしや福祉を守ること、自治体本来の役目をしっかりと果たすことを最大の特徴としています。かつ予算規模においては、市長提案より8億6,000万円縮減、うち基金借入金で約5,300万円、市債で2,400万円圧縮し、後年度負担を可能な限り少なくするものです。ぜひ修正案に賛成していただきますようお願いするものです。

次に、予算特別委員会で指摘した主な項目、新市立病院建設問題、駅前第3ビル再開発での室内水泳プールを廃止する問題、旧マイカル小樽問題、石狩湾新港、後期高齢者医療広域連合負担金などについてです。このうち、新市立病院建設、室内水泳プール、旧マイカル小樽、石狩湾新港などの問題に共通しているのは、小樽市の財政を困難に陥れた政府の地方財政削減とともに、財政難をもたらす小樽独自の大企業優先の税金の使い方が反省もなく貫かれ、市民の立場を大きく揺るがしています。

第1は、新市立病院建設問題です。まず指摘しなければならないことは、建設場所を築港地区と一方的に決め、昨年第4回定例会で現地建替えを求める陳情が採択になったことを全く無視し、市民の意見を聞こうとしない問題です。この4月15日には市長選挙が告示され、22日には投票が行われます。御承知のように、この市長選挙の大きな争点は、新市立病院建設場所をどこにするかということになります。市長は、前回選挙も前々回選挙も新市立病院建設場所を築港地区と公約しての当選ではありません。それだけに、建設場所問題で市民意見が大きく分かれ、反対運動が盛り上がり、市長の方針には納得していないだけに、市長選挙で市民の審判に従うのが民主主義というものではないでしょうか。また、築港地区での建設は1日1,000人とも言われる通院患者やその家族が、売上げ不振にあえぐ旧マイカル小樽での買物をしてくれることに力をかし、中心商店街や既存商店にさらなる打撃を与えるもので、重ね重ね許されません。さらに、医師確保の不確実さや市民の医療費自己負担増に伴う病院離れ、とまらない人口減を考えれば、新市立病院の診療科目と規模についても、市内の医療関係者、なかんずく小樽市医師会との合意が避けて通れません。なぜなら昨年8月末の新市立病院問題を考える市民フォーラムやこの3月3日の地域医療を考える市民のつどいでは、市長の方針は孤立しているのが現実です。それだけに、市長選挙の結果を受けて、市民の審判に従うことこそ求められています。これによって、診療科目や病院規模が適切に決まるものと確信します。

新市立病院問題の最後に指摘しなければならないのは、44億円の不良債務解消と財政問題です。不良債務解消は、当初、新市立病院建設後、解消する計画であったものが、国の指摘もあり、突然、新年度から5か年間で解消しなければならなくなりました。その基本は、一般会計からの繰入れです。一般会計の収支計画では、これまでの病院事業会計への繰出し、交付税で出されているルール分のほか、赤字解消の補てんと合わせ、平均13億円の繰出しが行われてきましたが、これに加えて、44億円の繰出しです。病院事業会計のこれまで以上の新たな努力で5か年間で22億円をねん出するとのことですが、新年

度では繰出金として16億2,963万円が計上されていますが、うち3億2,900万円は病院の努力で新たに生み出すとのことです。しかし、その具体策の説明を聞いても、甚だ疑問です。しかし、これが生み出されなければ、一般会計から持ち出すことだけがはっきりしている計画です。そうしなければ、新市立病院の土地購入の起債も起こせないからです。このことは、一般会計の現在の14億円の赤字解消が7か年でも容易でないのに、新たに44億円、病院の努力がうまくいったと仮定しても、22億円を一般会計で新たにかぶることがどんなに大変であるかは、明らかであります。このように、新市立病院建設が一般会計に重大な障害となっていることが明らかですから、新市立病院建設は後戻りができないという一点張りではなく、ここは落ちついて時間をかけて市民の意見もよく聞いて検討することが必要です。市長選挙はその絶好の機会であることを指摘しておきます。

次は、旧マイカル小樽再建に関してです。今議会で、市長は旧マイカル小樽再建に関して、的を射た適切な対応をしていないし、する気もないことが明らかとなりました。これに加え、質疑で明らかとなったのは、旧ビブレ棟、現在のSE-B棟をがらあきにして、法改正で1万平方メートル以上の新たな店舗の進出の規制が厳しくなったので、4万平方メートルもある既存のビブレ棟ならこの新たな規制の対象外なので、ここへ大企業を呼び込もうとしているのではないかということも明らかとなりました。新聞にも報道されていましたが、既に喜久屋書店がSE-B棟から5番街へ移転することが報じられています。この疑問が的中したなら、新たな大企業の小樽への進出でまた既存商店への打撃となります。このこともあってか、市長は旧マイカル再建策を具体的に示しませんでした。旧マイカル再建を言いながら、的を射たことは何もせず、具体策といえば、新市立病院を築港地区に新築し、SE-B棟に新たな大企業を呼び込もうとするだけではないのか。またまた市民を敵に回すという無責任きわまりないものです。

次は、小樽駅前第3ビル再開発問題です。ここでも、室内水泳プールを廃止し、大企業優先の姿勢を貫いていることには、怒りを禁じ得ません。大和ハウス工業株式会社が、再開発準備会の段階から役員会に参加し、プール存続では採算がとれないと主張していました。第3ビルの床面積の58パーセントの権利を占める旧国際ホテルの所有者は、大和ハウス工業株式会社です。予算特別委員会で、再開発に当たって、小樽市として室内水泳プール存続をどのように再開発準備会で主張したのかとただしたら、理事者は市長から言われたので、プール存続はどうでしょうかと伺ったとのことです。これで、どうしてプール存続をまじめに主張したと言えるのでしょうか。こんなスタンスですから、プール補償金の一部を充てて、市営プールの早期建設の要望には背を向けているのです。このように、みずからの利益のために小樽の室内水泳プールを顧みない大企業に、国からの交付金があるとはいえ、7億円もの補助金を気前よく出すことに賛成できないのは言うまでもありません。

次は、石狩湾新港の大企業本位、無駄遣いについてです。我が党は、小樽港の衰退をもたらす石狩湾新港の建設には初めから反対してきました。その後の経過と現在の事態は、この立場が小樽にとってどんなに正しかったかを実証しています。石狩湾新港の建設が進めば進むほど小樽港の取扱貨物が減少し、小樽港での雇用の機会が減少しています。また、無駄な港であるとの指摘の正しさも実証されています。予算特別委員会で改めて伺いましたが、石狩湾新港は、石狩の砂浜に掘り込みと突き出しの両方の形で作られた巨大港湾です。このため、砂の対策、防砂対策にこれまでつぎ込まれた税金は97億7,000万円です。小樽港では絶対に考えられない無駄遣いの見本であります。このほかにも無駄遣いがあります。最近では、中央地区3工区が売却できる保障がないとの指摘にもかかわらず埋立てが強行され、これが売れ残って埋立ての代金、19年度から3か年での一括償還ができずに、償還繰り延べを余儀なくされました。この繰り延べによる利息負担だけでも、13億円に及びます。我が党などの指摘もあり、石狩湾新

港の取扱貨物の目標は2度にわたって変更されました。しかし、港湾の規模は、高度成長期の当初計画そのままに建設されたため、石狩湾新港の取扱貨物量のキャパシティに対して貨物が増大しているとはいえ、現状は極めて少なく、入港料、港湾施設使用料の自主財源の歳入全体に占める割合は10パーセントにも足りません。このため、母体の負担に頼らざるを得なくなっています。この石狩湾新港の財政構造は、しばらくの間続くこととなります。大企業本位の港湾であることは、最近の事例でも明らかです。西地区マイナス14メートルバースは、関連施設を含め227億円もの税金が投入されました。しかし、石炭を扱うとされた北海道電力株式会社の輸入石炭取扱いのめどは立っていません。さらに、チップの取扱いも複数企業が利用するとして税金で建設されたにもかかわらず、その有力企業である日本製紙のチップ取扱いの見通しは立っていません。果たして、複数企業が利用するかどうか、甚だ疑問です。道内にある日本製紙の四つの工場のうち、輸入チップを取り扱う可能性があるのは、旭川工場だけです。しかし、旭川工場での輸入チップの使用量は、年間たった1万トンです。苫小牧港にチップの専用ふ頭を持っている日本製紙が、果たして石狩湾新港を使うかどうかは大いに疑問です。だからこそ、マイナス14メートルバースの港湾使用条例や王子特殊紙株式会社の荷さばき地や搬送機械の使用認可に当たっては、王子特殊紙株式会社1社の占有となっています。まさに、大企業本位であることの何よりのあかしです。我が党がこれらを含め新港の財政負担を指摘すると、市長はじめ理事者は石狩湾新港背後地からの市税収入があると言いわけします。しかし、これまで管理組合負担金が市税収入を下回ったのは、平成8年度から10年度までと14年度の4か年のみです。上回った金額の最高は、平成8年度の3,200万円です。ところが、背後地を開発していた石狩開発が倒産し、民事再生法での再建を目指す段階で、小樽市の負担する簡易水道の赤字を石狩開発が立てかえることができなくなり、新たに小樽市の負担となりました。平成15年度から今日まで、小樽市の一般会計から繰り出すことになった簡易水道繰出金の合計は、約2.4億円にも及びます。一番少ない年度でも3,842万円です。これらを含めると、石狩湾新港へ持ち出すお金は、昭和53年度からの市税収入との合計で差引きをしてみても、30億円の巨額の税金の持ち出しとなっています。財政圧迫の原因であることは、明らかではないでしょうか。以上、指摘した大企業優先の税金の使い方が、小樽市財政を苦しめた原因であることは明りょうです。それにもかかわらず、これを改めようとしていないのは、問題であります。

最後に、後期高齢者医療広域連合負担金に触れておきます。今議会に、後期高齢者医療広域連合負担金とそのシステム開発事業費、合わせて9,300万円が計上されています。政府は、平成20年度の保険料の負担の全国平均は年7万円と言っていますが、北海道は年額8万5,000円です。小樽市の後期高齢者は約3,000人ですが、うち91パーセントの2,700人が被扶養者で、息子などの健康保険に加入し健康保険料は払っていません。これらの高齢者から有無を言わず年金から健康保険料を天引きするのが、この医療制度です。最初の2年間は応益割の2分の1の激変緩和措置がありますが、その後は全額負担、その新たな負担の総額は2億2,950万円にも及びます。こういう負担を75歳以上の高齢者にかぶせるのは、認められないのは当然のことです。

ぜひ我が党提案の修正案に賛成していただきますように、再度お願い申し上げまして討論を終わります。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第11号、第13号ないし第17号、第25号、第28号及び第32号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 23番、大竹秀文議員。

(23番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

**23番(大竹秀文議員)** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、財政再建推進プランの見直しにより、同プランの最終年度である平成21年度の累積収支不足額を、当初見込んでいた34億3,000万円から10億1,000万円としたことから、平成19年度から21年度の3か年の改善目標額の累計は108億円から167億8,000万円に増加することになり、新たな取組が必要であるという。市はこの改善目標額を生み出すため、人件費の抑制や事業の見直し等のほかに、さらなる使用料や手数料等の改定を行うというが、このように市民に協力を求めていくことで、今後、市民生活に与える影響が危ぐされるかどうか。

財政再建のために、こうした計画をつくらざるを得ないという現実の中で、市民から強い要望が出ている新プール建設までが遠のいてしまうのではないか。

新プールについては、市長の答弁は新総合計画の中に入れるかどうかも含めて検討していきたいというように後退しているが、これに対して市教委はどう考えるのか。

市は、財政健全化計画を策定し、本年度から7年以内に累積赤字を解消するとしている。広報おたるやホームページへの広告掲載、市有地における職員駐車の有料化、遊休資産の売却などさまざまな対策に取り組むことで歳入増を図るとしているが、この計画どおり財政健全化を達成するよう万全を期して取り組んでほしいかどうか。

小樽市国民保護計画には、学校での安全教育や自他の生命を尊重する精神を養成する教育の実現や、また武力攻撃及び緊急対処事態の発生時には、住民に対しサイレン音や消防車両による広報で周知することなどが明記されている。今後、国から市民への具体的な周知方法や時期が示されるというが、市民生活に大きくかわるものであるため、市としても、この計画が市民に十分浸透するよう周知に取り組

んでほしいがどうか。

喜茂別町では、新年度から広報誌の取材・編集業務を町商工会に委託すると新聞報道がなされた。同町は、コストが削減されるほか、町民の目線による情報の提供ができるとしているが、確かに広報おたるのように市が編集している場合、行政の視点に沿った広報誌になることは否めないと思う。市は、市民の意見を聞きながら誌面づくりに努めてきたというが、全国的にも高い評価を受けた広報おたるをよりよいものにするためにも、今後、民間の方にも編集から参加していただき、民間と行政の協働による広報誌づくりに取り組んでもらいたいと思う。

市内小中学校での道徳の時間の授業時数について、市教委は各校から年度当初には計画時数を、年度末にはその実績報告を受けており、授業が計画どおり実施されているとしているが、保護者から聞いたところによれば、道徳の時間にもかかわらず、席かえやゲームのほか家庭科の授業などが行われていたという。とても道徳の授業とは思えない内容であるが、このような実態をどう考えるのか。

以前から、市教委には道徳の授業が適切に行われるよう指摘してきたにもかかわらず、学校現場では一向に改善されていないのはなぜか。

道徳の授業に限らず、学校で教育課程がしっかり実施されているかどうか市教委は直接確認していくべきと思うが、どのように対応するつもりなのか。

学校週5日制は、詰め込み教育から行き届いた教育への転換を目指して取り入れられ、学校、家庭、地域が連携して子供をはぐくんでいくことが期待されたが、これが必ずしもうまく機能しなかったのではないかと。同時に、新たに取り入れられた総合的な学習は非常に価値があると思うが、各校における取組状況はどうか。

総合的な学習では地域を素材に取り入れた学習が行われているが、これをさらに発展、充実させて、特色ある学習内容にしていくためにも、地域の持つ力を生かしながら、さらに創意・工夫をしていくべきと思うがどうか。

現在、市内小学校27校中13校で、新1年生を対象にした一日入学を行っており、子供たちもこの日を非常に楽しみにしていると聞く。一日入学の実施は、各学校が自主的に判断して決めているというが、保護者からは入学への不安を取り除くことができ、学校生活への意欲を高めることができると好評であり、市教委には未実施の学校にも実施するよう働きかけをしてほしいと思う。

室内水泳プールの利用団体から、今後、高島小学校温水プールに移るに当たり、水深や室温等の維持管理面で改善を求める要望が出されているが、あくまで新プールができるまでの暫定措置とはいえ、市教委は、利用者の要望に真しにこたえていかなければならないと思うがどうか。などです。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第44号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第41号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第355号、第382号ないし第1482号、第1485号ないし第2231号及び第2237号ないし第2419号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 8番、菊地葉子議員。

( 8 番 菊地葉子議員登壇 ) ( 拍手 )

**8 番 ( 菊地葉子議員 )** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第41号は否決、議案第44号は可決、今定例会に新たに付託された陳情は採択、継続審査中の陳情についても採択を主張して討論をします。

駅前再々開発に伴う室内水泳プールが廃止される方向との発表以来、プール利用者はもちろんのこと、家族、近隣商店街、スポーツドクター、市内はもとより近隣市町村、全国各地の多くの方々からプール存続の要望、意見が行政や議会に寄せられました。室内水泳プールを利用している障害者の機能回復訓練、高齢者の健康増進、青少年の健全育成活動、この場所では市民の期待と希望が寄せ集められ、少ない人生のドラマが生み出されてきました。北海道に提出したプール改修費の起債計画書には、水泳の普及振興と市民の健康増進に寄与するためと、昭和52年に当プールが建設されたときの基本姿勢が貫かれていました。市民は駅前再々開発に異議を唱えているわけではありません。そのことと引換えに、市民の健康増進や機能訓練、健全育成がなぜ後方に追いやられるのか、財政がひっ迫しているからとの理由では納得いかないのは当然です。駅前ビルの保留床の権利金は、なぜ総合計画にうたわれている子供から高齢者までのスポーツ、健康増進、スポーツ施設の整備のために使われないのでしょうか。しかも、プール改修の起債残金は、一括返還しなければならないとなれば、市民の目にも効率的な市政運営とは映りません。このような多くの市民の疑問や要望にこたえることなく、新プールの建設の方向性も明らかにされないままで、室内水泳プールの廃止条例案に賛同するわけにはいきません。

議案第44号は、我が党提出の小樽市非核港湾条例案です。昨年10月の北朝鮮による核実験で、国際間の緊張は一気に高まりました。北京で行われていた6か国協議が2月13日、北朝鮮が核施設の活動停止、封印と国際査察受入れ、それに対応して北朝鮮へのエネルギー支援を行うことなどを明記した共同文書を採用して閉幕できたことは、北朝鮮の核実験に直面した国際社会が一致して求めた外向的、平和的な解決の方向に沿い、世界各国の忍耐強い交渉をもたらした結果として、大変重要な意義を持っています。25年前、小樽市議会は、小樽市は我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言しました。この宣言が今国際間の努力として生きていることを痛感します。小樽港の非核化は、平和都市宣言を行った議会として、国際連帯への新たな一歩となることを確信し、議員各位の皆さんの賛同を訴えるものです。

陳情は、新市営プールの建設計画の明示、新プール早期建設を求めるものです。市民の健康増進や機能訓練のためと同時に、行政のあり方として、問題提起されていることにも明確な方向性を提示すべきと考えます。

継続審査中の陳情につきましても、これまで述べたとおり願意妥当、採択を主張して討論とします。  
( 拍手 )

( 「 議長、16番 」 と呼ぶ者あり )

**議長 ( 中畑恒雄 )** 16番、斎藤博行議員。

( 1 6 番 斎藤博行議員登壇 ) ( 拍手 )

**1 6 番 ( 斎藤博行議員 )** 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第44号小樽市非核港湾条例案に賛成の討論を行います。

テロと暴力の連鎖を断ち切る、そういった必要性が全世界で深まっています。イラクやアフガニスタンだけでなく、全世界で軍事だけでは問題が解決されない、そういった認識も広がっています。しかし、アメリカは、こうした世界の流れに反し、全世界規模での米軍再編を進めています。日本においても、

自衛隊基地の利用が広がり、沖縄県民の負担の軽減ではなく、日本国全土の沖縄化が急速に進んでいると思います。議会では否定されましたが、アメリカ海軍基地を有する横須賀においても、原子力空母の母港化を巡り住民投票を求める動きがありました。当然の動きだったと思います。北海道においては、千歳基地が米軍の訓練に供用されることとなります。この間の米軍の基地利用を見る限り、当初の約束とは違い、その回数やまた訓練の利用時間の拡大等がなし崩しに進められる、そういった心配が起っております。

小樽は、日本海に開かれた民間港であり、商業港であります。しかし一方で、日本で唯一民間港でありながら、アメリカの軍艦、アメリカの空母の入港が3回も行われている港となってしまいました。これは特異な例だと思えます。たび重なる小樽港への米空母の入港は、自治体の持っている港湾管理権への挑戦であり、軍事への屈服を要求するものであり、許すことはできません。小樽市民の生活を守る立場からも、また安全な小樽港の発展を目指す立場からも、小樽市非核港湾条例案は重要です。

改めて、議員各位の賛同を訴えて、討論いたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 1番、上野正之議員。

（1番 上野正之議員登壇）（拍手）

**1番（上野正之議員）** 議案第44号小樽市非核港湾条例案につきまして、討論をいたします。

過去7回、平成会といたしまして、種々検討いたしました核廃絶においては、我が国のみならず世界の人たちみんなが願っていることと思えます。小樽港にはたびたび空母が入港しております。もちろん、核を搭載していないという条件にての入港と思われれます。今後、港を持つ小樽市民として、非戦平和の願いの下、非核港湾条例について大きな関心を持たなければならないと思えます。平成18年度最後の定例会において、我が会派としていろいろ検討、論議をいたしました。しかし、結論に至らず、今回も条例案に対して棄権とさせていただきます。なお、棄権の態度表明は、自席にて行わせていただきます。

以上で討論を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第44号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第41号並びに陳情第41号、第62号、第69号、第70号、第355号、第382号ないし第1482号、第1485号ないし第2231号及び第2237号ないし第2419号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 11番、大畠護議員。

(11番 大畠 護議員登壇)(拍手)

**11番(大畠 護議員)** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

経済・港湾施策関係の予算編成に当たっては、財政状況が厳しい折、事業を厳選し、相当な経費の圧縮に努める一方で、極めて優先度の高い施策に重点を置いて適切に予算措置しているものと思うが、それについての市の考え方はどうか。

このまま、いつまでも市内経済が停滞しているとは考えられず、必ずや景気が回復する日が訪れ、財政状況も改善するものと確信している。そのときに、市が経済発展に向けて、ぜひ一番に取り組みたいと考えている施策はあるか。

本市の観光客入込数は700万人台を維持している一方で、市内経済ははまだ「元気」がないと感じる。市は、経済活性化に向けて、どのような施策を展開すべきと考えているのか。

企業誘致については、今回新たに作製した企業向けPRパンフレットを道内外の企業数百社に送付し、あわせてアンケート調査も行うなど、一層の誘致活動を展開する考えと聞く。例えば、菓子製造業であれば、小樽のブランドイメージが付加されるといったメリットをアピールし、業種を絞って全国に発信すれば、進出に意欲的な企業が現れることが期待できるのではないか。

石狩湾新港や銭函地域にはいまだに未利用地が多く残されており、市長みずからトップセールスに励むなど、強力な誘致活動の推進に努めてもらいたいと思うがどうか。

本市の経済動向については、個人消費の低迷や公共事業、民間設備投資の減少が続き、企業倒産は平成18年に14件、今年に入っても既に3件発生しており、依然として厳しい状況にある。市は、これら倒産企業のその後の処理や現在までの経過をどう把握しているのか。

また、池田製菓は経営難により事業を停止しているが、市内にある菓子卸売業の「北海道村」が事業を引継ぎ、キャラメルの製造ラインを自社工場に移設したいとの意向が示されたと聞くが、市民に親しまれてきた「バンビキャラメル」の商標は継続して使用できる見通しなのか。

今、小樽観光は曲がり角に来ていると言われるが、本市には「運河と堺町通り」以外にも、鉄道遺構や自然景観などの資源があり、今後の展望を考えると、小樽のブランド力があるうちに、これらを活用した有効な施策を打つべきである。例えば、旧手宮線跡地を購入し、景観計画を策定する考えと聞くが、これは沿線への民間投資を誘導する効果があるものと期待される。こうした施策は、ひいては税収増に結びつくものであり、市は、い縮することなく、自信を持って取り組んでももらいたいと思うがどうか。

小樽港のポトラジオは、船舶の安全や港湾荷役の利便性を高めることを目的とし、道内では唯一開設されているものであるが、利用実績も高く、開設の意義は大きい。財政面から継続の可否についての議論もあるが、ポトラジオを小樽港のセールスポイントとし、今後も存続すべきと思うが、市の考えはどうか。

また、過日、東京で企業向けに開催された石狩湾新港説明会に、市は直接関与していないというが、こういう大切な機会を活用しなかったことには疑問を感じる。このたび中国定期コンテナ航路が週2便となることもあり、市は、ポートセールスにもっと真剣に取り組んでももらいたいと思うがどうか。

石狩湾新港管理組合の起債償還について、19年度の償還額は歳出予算の8割以上を占める約46億円で、10年後は約12億円へと漸減していくものの、母体負担金にもはね返るため、本市財政の重荷となってい

る。この10年間を乗り切ることが最優先課題であるが、新規事業を極力控えた上で、年度ごとの償還額を平準化することで、当面の本市の負担金は4億円程度の軽減が図られると試算されることから、こうした手だては極めて有効と思われる。今は、国も自治体も財政が厳しいときであり、緊急にあらゆる策を講ずるべきと思うが、市は、管理組合に対し早急に検討するよう強く主張してほしいがどうか。などであります。

なお、閉会中の1月30日に開催されました当委員会におきまして、小樽港北副防波堤における災害の発生について、平成18年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案について、平成19年度石狩湾新港管理組合一般会計予算案について、石狩湾新港管理組合条例の一部改正について、米艦船「ステザム」の石狩湾新港寄港について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事項の調査につきましては継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

**22番(北野義紀議員)** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第2420号について、国は平成21年度から一般母子家庭との公平性を図る観点から、生活保護の母子加算を廃止する予定である。しかし、現在でさえ、生活苦から抜け出せず、子供の将来の選択の幅を狭めていることが指摘されており、多くの母子家庭の悩みとなっている。このように、大人社会の格差問題に子供を巻き込んではいならないと考えるが、この点について、市の認識はどうか。

現在、一般母子家庭とのいわゆる「逆転現象」が生じているとのことだが、本市の現状を把握するためにも、しっかりと実態調査をすべきではないか。

将来の生活について相談を受けたときは、ケースワーカーを通じて、どのような影響が出てくるのか親身になって相談に乗り、血の通った対応をしてほしいがどうか。

母子加算の廃止は、市民の最低基準の生活を根底から崩すものであり、市は、生活実態をきちんと把握した上で、国に対して母子家庭の厳しい現状を訴える責任があるのではないか。

このたび策定された「小樽市障害者計画」及び「小樽市障害福祉計画」では、障害の「害」の文字の使い分けに関して明確な規定がないことから、漢字と平仮名の両方の表記が使われている。しかし、「害」という漢字は、「公害」や「災害」などにも使われることから悪いイメージがあり、この計画の策定にかかわった障害者団体からも、文字の使い分けについての、市の説明では納得しがたい部分があるとの話を聞くが、その辺について市はどのような認識を持っているのか。

市も文字の使い分けに関しては相当慎重に検討してきたとは思いますが、障害者の気持ちを極力くみ取っていくという意味でも、今後、次期総合計画など、市が作成する計画や公文書については、「障害」の「害」という漢字を平仮名で表記するよう、ぜひ再検討してほしいがどうか。

「小樽市交通安全計画」では、高齢者や子供などの交通弱者の安全を確保する「人優先」の考え方や「参加、協働型の交通安全を推進」する旨、記載されているが、いずれも市民の協力なしには成り立たない。計画の策定に当たった小樽市交通安全対策会議の委員の中には、一般市民も含まれていたのか。

車で、若竹町方面からウイングベイ小樽に行くには、抜け道がないため遠回りするしか方法がなく、非常に不便であり、何らかの対策を検討してほしいがどうか。

また、以前は、旧保線区のあたりには踏切があったが、これが廃止された理由は何か。

小樽市消防署付近に手押し式の信号機が設置されているが、札幌方面からの交通量が多く、停止線の位置との関係で、小樽方面から水産学校通線へ右折するのが困難なことが多い。市は、停止線の位置の変更や矢印式信号機の設置など、右折しやすくなる方法を公安委員会と相談してほしいがどうか。

平成19年度予算における火葬場費は、9年度の約6割となっており、厳しい財政状況を反映した大幅な減額となっている。火葬炉の維持補修については、業者に依頼をせず、炉に精通した葬斎場の職員が、直営で修復等に当たっているとのことであるが、将来、この職員が退職した場合の対策や、炉への負担の軽減を図ることができるとされる高性能パーナーの導入など、新しい設備への切替えを検討する必要があると思うが、その辺についての市の認識はどうか。

今後は、火葬炉の耐用年数も念頭に置き、財政状況を見据えながら、10年程度のスパンで補修計画を策定すべきと思うがどうか。

新市立病院基本構想では、ヘリポートの設置を検討するとしている。後志二次医療圏の基幹病院として、2次救急医療の充実を図るため、また、北海道がドクターヘリの先進地でもあるなどの理由で、設置を検討するのは理解するが、ドクターヘリの所有や管理・運用体制について、あまりにも不透明な部分が多く、今後、より一層、他の病院の事例研究などを行い、計画に具体性を持たせるべきと思うがどうか。

また、屋上にヘリポートをつくるとした場合、建物の構造を強化しなければならず、建築単価が上昇するのではないかとあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第6号及び陳情第357号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号、第12号、第33号、第37号、第48号、第63号、第68号、第71号、第72号、第76号、第78号、第81号、第86号、第375号及び第2420号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 7番、若見智代議員。

（7番 若見智代議員登壇）（拍手）

**7番（若見智代議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対、陳情第2420号生活保護の母子加算廃止に反対する国への意見書提出方については採択、継続審査中の請願、陳情はいずれも採択を主張し討論を行います。

陳情第2420号は、生活保護の母子加算廃止に関する陳情です。16歳から18歳の母子加算は既に廃止されております。政府は、一般母子世帯との公平性の観点から、15歳以下の子供のいる母子世帯も廃止す

るという考えです。成長期の子供を育てているお母さん方からは、過酷の連続、想像を絶するピンチと生活に対する不安と怒りの声が寄せられております。生活保護制度の下で、お母さん方がどのような厳しい生活をしてきているのかをしっかりと見てくると、母子加算廃止の厳しい影響が見えてきます。大人社会の格差問題が子供にも影響を及ぼすことは容認できません。激減緩和措置がとられても、就労促進費が支払われても、現行の母子加算額の穴埋めはされません。さらに、母子加算の廃止は生きにくさにつながり、幸せを生み出しません。よって、陳情第2420号は採択を主張いたします。

次に、継続審査中の請願、陳情は、これまでも述べてまいりましたが、いずれも市民生活に密着した切実な願いであり、すべて採択を主張いたします。継続審査となっているこれらの中には、数年も審査しなくとも結論が出せるものがあると思います。陳情第375号最低保障年金制度については、既に全国市長会でも平成18年11月に最低保障年金制度にかかわる要望をまとめております。

任期最後の今議会で、より一層市民要望に向き合っていただけるよう、議員の皆様には呼びかけをさせていただき、討論といたします。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第6号及び陳情第357号について、一括採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第33号、第48号、第71号、第81号及び第2420号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第7号、第12号、第37号、第63号、第68号、第72号、第76号、第78号、第86号及び第375号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(中畑恒雄)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、32番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 32番、佐藤利幸議員。

(32番 佐藤利幸議員登壇)(拍手)

**32番(佐藤利幸議員)** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市道認定を行う際には、市民からの要望を受けたものの中で基準に合致した私道や、開発許可の完了道路を順次整理し決めていくとのことだが、市道延長は年々増えており、認定に伴って付近住民が期待する除雪など、市の維持管理の許容量を超え始めているのではないか。

市道延長は地方交付税にも影響し、長ければ長いほど金額が増えるため、厳しい財政の一助となり得ると聞かすが、実際に維持管理にかかる費用を補えるほど増額されているのか。

市道として認定するという事は、行政として多くの責務を背負っていくことになるが、臨時市道整備事業費や除雪費に限りがある中で、慎重に考えていくべきと思うがどうか。

幸2丁目7番通線は、当初市道認定を目指し住民の手で補修するなどの努力をしたが、こう配が認定基準に合致しないため管理道路となった路線である。住民は管理道路になれば除雪をしてもらえるのではないかと期待しているが、市は道路幅員やこう配などを理由に、除雪機械が入ることができないと言う。周辺住民と協議し、比較的こう配の緩やかなところだけでも除雪することはできないか。

また、市立小樽第二病院の旧隔離病棟建設に伴って市道幸町病院線が分断された際、その代替道路として市道妙源寺前通線が敷設されたが、急坂な箇所があるため、旧隔離病棟に沿って仮設道路をつけている。一日も早い幸町病院線の復活を望むが、旧隔離病棟は移転した後も倉庫として使用されているため、市立病院の統廃合完了予定の平成23年度まで手がつけられないというのであれば、倉庫の落雪により損壊した仮設道路の補修だけでも早期に行うよう求めるがどうか。

今年度の除排雪に関する苦情、要望の件数は昨年度と比べ減っているというが、降雪量が少ないにもかかわらず、除雪が不十分との声も聞く。また、学校周辺の交差点に積み上げられた雪山が歩道をふさぎ、子供たちがその上を歩くなど、非常に危険な箇所がある。除雪の出動基準は除雪路線ランクのみで機械的に判断しているようだが、歩行者の安全が確保できるかなど、実態も見ても判断すべきではないのか。

また、現在の路線ランクの格付けは、年数の経過とともに道路周辺や利用者の状況が変化しているため、見直しも必要ではないか。

市民にとって除雪要望はしづらいもので、苦情などが出るまで対応しないという状況は改善しなければならぬ。来年度からの除排雪は、すべて民間に委託されるというが、市は委託業者だけに責任を押しつけることなく、市民の暮らしに不便をかけないように努めてほしいと思うがどうか。

除雪後の置き雪処理について、建設部は生活道路の除雪回数を減らし、費用をねん出しなければ全戸平等な対策がとれないというが、除雪の水準は変えずに、対象を高齢者や障害者など除雪困難な世帯のみに絞って取り組んだ方が実効性があるのではないか。

福祉部でボランティア除雪の支援をする一方で、建設部で置き雪をするというのは行政として整合性がとれない。特定世帯への置き雪処理は、近隣との公平性や個人情報の問題などを理由に難しいというが、本当に困っている世帯だけでも行うべきではないのか。

市は来年度、全戸的な置き雪処理に向けた試行をするとのことだが、かえって除雪全体の水準低下が懸念されるがどうか。

今年度から平成21年度までの市営住宅施策は、17年度に策定された小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画によって進められているが、ストック活用手法の選定方針で用途廃止候補として挙げられている桂岡住宅などの住宅は、4年の計画期間の中では着手しないことになっており、その後どうするのかという動きも見えてこない。現在、政策空き家となっている住宅は、住人がいなくても、屋根の雪下ろしや草刈りなどの費用はかかり、また、動物が住みついてしまうなど、周辺の住環境に悪影響を及ぼす場合があるため、市民からは早期に対処してほしいとの要望があり、このままでは地域の過疎化が進ん

でしまうのではないかという声もある。多額の費用がかかる解体は、市の財政上難しいというのであれば、民間企業に売却し、有効利用をした方が町の活性化になると考えるがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号、第381号、第2234号及び第2235号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は継続審査と、いずれも全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第61号を除くほかの陳情は、採択を主張する討論を行います。

これまで何度も述べてきましたが、小樽の地形上、坂道が多く、とりわけ冬は滑って転倒し骨折する人が後を絶ちません。大事故にならなくても、坂道で滑って車両がぶつかり合うという事故が起きています。安心して暮らしたい。高齢化の進む本市にあっては、ますますその願いは高まっています。建設常任委員会にはそうした市民の切実な思いや願いが陳情として提出されてきました。小樽市の21世紀プラン、総合計画も平成19年度で一区切りですが、そのタイトルには「市民と歩む」と記されております。基本計画の重点プログラム「冬あったかプログラム」では、すべての市民が安心して安全で快適な冬の生活を送れるよう、雪に強い道路、交通の確保を図りますとうたい、施策の展開方向として、除排雪体制の強化を図ること、雪や凍結に強い道路の整備を進めることを打ち出しています。市長をはじめ理事者の皆さんもこのプランを目標にしてきたと思いますが、絵にかいたもちにならないよう、市民の願いにこたえるべきです。私たち議員も市民の負託を受けて、市民生活応援の立場で審議をしてきたと思いますから、採択できるものもあるはずです。マイカルの失敗や地方交付税の削減などで市財政は厳しいという問題はありますが、石狩湾新港への税金投入の凍結やOBCからの固定資産税の徴収などで財源を生み出せません。市道整備や側溝整備、ロードヒーティング敷設は地元の企業の仕事や雇用拡大にもなり、不況であえぐ地域経済の活性化にも役立つものです。

今期はこれが最後の議会となりますが、審議未了、廃案とせず、幾つかでも採択して、市民の皆さんを応援しようではありませんか。ぜひ全会派の皆さんの賛同をお願いしまして討論といたします。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号、第381号、第2234号及び第2235号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「議案第45号ないし第49号」を議題といたします。

まず、議案第45号ないし第47号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** ただいま追加上程されました議案について、提案理由の概要を説明申し上げます。

議案第45号及び議案第46号平成18年度一般会計補正予算及び病院事業会計補正予算につきまして、退職手当債の許可がなされることとなったことから、それぞれ所要の補正を計上いたしました。

議案第47号市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い市長の選挙におけるビラの作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

**議長(中畑恒雄)** 次に、議案第49号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第48号について提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 10番、大橋一弘議員。

(10番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**10番(大橋一弘議員)** 議案第48号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提出者を代表し提案理由を説明いたします。

議案第48号は、小樽市議会議員定数条例が改正され、次回の一般選挙から議員定数が32人から28人に変更されることに伴い、各常任委員会の委員の定数を8人から7人に変更するとともに、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

なにとぞよろしく願い申し上げます。提出者を代表しての提案説明といたします。

**議長(中畑恒雄)** これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、ただいま追加上程されました議案第48号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案について反対の討論をします。

この議案は、議員定数削減にかかわって提案されたものです。選挙をくぐって新しく議員になる人たちの意見も聞かずに決めるといのは賛成できません。定数削減の問題については、昨年さんざん議論されましたので、ここでは若干だけ述べさせていただきます。民主主義、民主政治は主権者の意見や要求を反映させるのが大前提です。平成11年、地方分権一括法の成立で、地方議会の定数を決めた地方自治法が改正され、人口区分により上限が定められ、上限の範囲内で条例が定められることになっていますが、住民の多様なニーズや意見を正確に反映するため、法律で定めた上限数は、それなりに根拠があるもので、下限がないからとして削減する主張は、議会無用論、議会制民主主義否定につながるものと

思います。昨年の10月25日付け全国市議会旬報、皆さんもお読みになっていると思いますが、8月3日に開催された全国市議会議長会主催の第1回研究フォーラム「地方議会と市民参加」の概要が掲載されております。その中で、日本経済新聞社地方部編集委員の中西晴史氏は、議会の制度、運営の改革として議員を増やすことも選択肢の一つとして、次のように発言しています。「議員の数について、マスコミは批判することが多い。しかし、少数であれば民意が偏る可能性があるため、逆に増やしてもよいと思う。もし、兼業型議員が自己の都合で市全体のことを考える余裕がないなら、報酬を減らし、議員の数を増やすことも選択肢の一つではないかと思う」と、このように述べております。民主主義を支える代価としての議会費は、これは保障されなければならないと思います。ただし、あえて原因や政治的責任を問わずに現象面を見ると、大きな財政危機ですから、定数削減ではなく、議員の報酬を減らし、あるいは手当の加算額を削減するというのも考えてはいかがなものでしょうか。そのことも申し添えて討論を終わります。

**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第48号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

意見書案第3号ないし第6号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号及び第2号について提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**8番（菊地葉子議員）** 提出者を代表して意見書案の提案説明をします。

意見書案第1号は公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全の確立を求めるものです。2006年5月26日に成立した公共サービス改革法は、国や地方自治体が行っている公共サービスについて、行政機関と民間で競争入札を実施し担い手を決めていく市場化テストの本格的導入のための法律であり、PFI制度、指定管理者制度に加え、民間開放を一層進めるためのものです。既にハローワークの運営や国民年金保険料の徴収などがモデル事業として実施されてきました。東京都足立区では、2003年11月から2006年3月までハローワーク足立とリクルート社が同じ場所で窓口を開設する官民共同窓口を実施しました。この2年4か月の間に、ハローワークが4,600人の就職を実現したのに対し、リクルート社は60人ととどまっています。この一例だけをとってみても、民間の方が効率的とは必ずしも言えません。また、不動産売買や不動産を担保にした金融機関からの貸付けは、登記簿登記が中立・公平な制度だからこそ安心してできることです。登記の一部窓口業務も委託の対象とされることで、中立・公平が保たれるのか疑問です。

意見書案は、こうした国民の権利、保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や市場化テストの

安易な導入は行わないこと、コスト偏重ではなく、業務の質確保、雇用労働者の賃金保障等を求めるものです。

意見書案第2号は憲法改正手続法制定の中止を求めるものです。戦後内閣で初めて具体的な期日まで掲げて改憲を公約した安倍首相は、手続法案成立を今国会で目指そうとしています。手続法案は、憲法第9条改定のための条件づくりとの批判に対し、公正・中立なルールづくり、国民主権の具体化と繰り返す改憲派の主張とも相入れない不公正・反民主的な仕組みになっています。何点かについて検証してみます。

まず、憲法改定に当たって、国民の意思を酌み尽くすという大事な点が保障されません。国民投票成立の投票率の最低ラインの規定がなく、国民の2割台の少数の賛成でも改憲案が通せる仕組みになっています。昨年3月に山口県岩国市で、米軍戦闘機移転の賛否を問う住民投票がありました。このときには、有権者の5割以上の投票がなければ成立しないという条件が課されました。憲法改正の国民投票で、地方自治体の一つの政治問題の賛否を問う住民投票よりハードルを低くしていいはずがありません。

国民の投票運動に規制を加えていることも大きな問題です。地位利用による国民投票運動の禁止などといい、約400万人の公務員、130万人と言われる教育者の運動を規制することは、憲法を守ると宣誓して職務についている人たち、憲法が根本に据えられている教育を担っている人の意見表明を禁止することであり、これこそが憲法違反です。憲法調査特別委員会海外調査の報告で、自民党の船田衆議院議員が次のように述べています。「公務員やニュースキャスターの政治的中立性というものは、規制によってではなく、むしろ本人の常識にゆだねられているということが、デンマーク内務省のベデー選挙コンサルタントやエストニアの議会選挙局コティマエ参事官からも指摘された。政治的に成熟した国家というものは、こうあるべきなのか、あるいはこうあるものなのかということで感心した。」諸外国と比べてもいかにひどい内容かを示す一例です。

何よりもNHK8パーセント、産経3.8パーセント、読売8パーセント、これが憲法改正を求める世論調査の数字です。国民は改憲を決して望んでいません。この点を指摘し、憲法改正手続法制定の中止を求めるものです。

議員各位の賛同を呼びかけて提案説明といたします。(拍手)

**議長(中畑恒雄)** これより一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**議長(中畑恒雄)** 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

**21番(古沢勝則議員)** 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号について可決を求める討論を行います。

意見書案第1号であります。公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書案であります。公共サービス改革法が成立し、いよいよ本年4月から、国や自治体の業務の一部が官民競争入札などの対象とされ、民間に運営がゆだねられることになりました。この法律は、市場化テスト法案として、小泉内閣の下で準備されたものです。平成17年の第1回定例会、翌18年の第1回定例会においても指摘してきましたが、その内容は民間企業の提案に基づき、公共の業務を対象に官と民が競争入札を行う、落札した方がその業務を行うというものです。つまり民間主導で民間による民間のための民間委託推進であります。国の事務だけではなく、自治体の事務にも導入されようとしています。国民の権利・保障はもちろん安心・安全確保の後退が心配されるだけでなく、自治体への導入により、例えば住民票や戸籍謄本の交付事務、納税証明書の発行事務など窓口業務さえ民間委託

がされることとなります。膨大な個人情報の流出問題などが起きかねません。同時に、働く職員、労働者の雇用権利の問題も心配です。落札するためには、民間側では人件費削減、非正規労働者への置きかえ、そして自治体側では民間委託後の職員の雇用問題などが生じてくるのではないのでしょうか。おわかりのように、本件意見書案は、この改革法を全面否定しているものではありません。安易な民間開放に対する懸念、民間委託の際の業務の質の確保、そこで働く労働者の労働条件などの保障を求めるもので、極めて当然の意見表明であります。行政の公的責任放棄、地方交付税の削減反対についても同様であります。

意見書案第2号です。憲法改正手続法の制定中止を求めるものであります。与野党が長年にわたり議論を進めてきた経緯もあるので、5月3日の憲法記念日までの成立を目指してしっかり議論してほしい。安倍首相は先月26日の自民党役員会で改めて憲法改正手続法案の成立をこのように指示しました。通常国会で手続法案を成立させ、夏の参議院選挙では憲法改正問題を争点に押し上げていきたい。これが安倍首相の政治的思惑であります。もともと5月3日までに成立させたいという発言は、民主党の枝野憲法調査会長が言いだしたのですが、こうした発言に見られるように、この憲法改正手続法案は、国政の場においては自民、公明、民主による合作として進められてきました。今年は憲法施行60年の年であります。その節目となる記念日は、憲法の値打ちこそ改めて確認すべき日にしなければなりません。しかし、事もあろうに、その憲法改正を目指す法案をこの記念日までに強行したい、成立させたいと言います。憲法をないがしろにした行為であり、断じて許されるものではありません。

この法案には、単なる手続整備にとどまらない重大な内容が含まれています。提案者が理由で述べておりましたけれども、まず第1に改憲原案を、憲法を改定したいという原案、これを提案する憲法審査会を国会に設置する、そのための国会法改定が盛り込まれていることです。なぜか。国民投票制度は、法成立3年後に施行されることとなります。しかし、この国会法改定で直ちに提案権を持つ憲法審査会、これを国会に設置することができる。改憲発議に向けた本格議論を進めていくことができる、このようにしていることにあります。第2は、この改憲案を通しやすくする仕組みの問題です。最低投票率の制度がありません。諸外国では憲法改正など重要な案件では、全有権者の一定割合の投票が必要になる最低投票率の制度を設けていますが、実はこれがありません。例えば投票率4割台、基準では過半数賛成ですから、この場合、全有権者の2割台の賛成で憲法が改定されてしまうこととなります。最高法規である憲法も、また国民の意思も、これほど軽く扱われていいのでしょうか。第3は、国民投票運動に対し公務員などには重大な規制が設けられている一方で、資金力に物を言わせた有料のテレビコマーシャル、これが投票日前14日間以外は自由であります。お金さえあれば、国民さえマインドコントロールできる、憲法さえ買い取ることができる、巨額の資金でコマーシャルが改憲勢力に独占されてしまう、こうした危険が放任されています。

さて、今、中央政府内で、国会内で、憲法改正の動きが強まっていますが、果たしてこれは国民の中から求められてきたものでしょうか。各種世論調査の結果でも憲法改正に反対する、憲法第9条はしっかりと守ってほしい、この世論は過半数を大きく上回っています。つまり現在の改憲の動きは、国民の求めによるものではありません。安倍首相が実に正直に、時代に合わない条文は典型的な例が第9条だと語りました。そして、アメリカ側からも、先月16日の第2次アーミテージ報告のように、日本での憲法に関する議論は地球規模での安全保障問題における日本の増大する利害を反映するものだと、このように歓迎するメッセージが出されました。改憲のねらいはここにあります。これでわかるように、海外で戦争する国づくりにあることは明白ではないのでしょうか。

討論は以上であります。何よりも皆さん、国民は憲法改悪を望んでいません。憲法改悪に道を開く

手続法案の成立を望んでいません。戦争のない平和な国を望んでいます。各位の賛同を呼びかけて終わります。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（中畑恒雄）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（中畑恒雄）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

この際、市長からごあいさつがございますので、御登壇を願います。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

私を含めまして、議員の皆さんにとりましては、任期における最後の議会となりましたこの本会議も間もなく終わろうとしております。議員の皆さんには、平成15年の統一地方選挙で御当選以来4年間にわたりまして、市政の発展のために特段の御尽力を賜り、また格別の御協力、御指導をいただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

また、今期で勇退されます中畑恒雄議長、武井義恵議員、小林栄治議員、大畠護議員、秋山京子議員、佐藤利幸議員、若見智代議員の皆さんにおかれましては、各会派のリーダーとして、あるいはまた市民各層の代表としてその重責を担い、それぞれの立場で市政の推進に大きな役割を果たしていただき、心から厚くお礼を申し上げます。また、特に中畑議長におかれましては、通算6年間、卓越した識見と行動力により議会運営に御尽力いただきましたことに対しまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。また、森井秀明議員におかれましては、小樽市政の運営を担うその立場を争うこととなりますけれども、よりよい小樽を目指すという目的は同じであると思っておりますので、お互いに頑張りましょう。

今、地方自治体は大きな変革のときを迎えておりまして、その渦の中にあります。特に、小樽市は大変厳しい財政状況の中で多くの課題を抱えておりまして、今後の4年間がまさに正念場であると思っております。このようなときであるからこそ、私たちのまち小樽の個性を生かして、議員の皆さん、市民の皆さんとともに知恵を出し合って困難を克服し、そして住みよいまちを目指していかなければならないと、こういうふうに考えております。このたび勇退、退任されます8名の皆さんにおかれましては、健康には十分御留意されまして、今後とも市政発展のために変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。お礼のごあいさつといたします。

長い間本当にありがとうございました。（拍手）

**議長（中畑恒雄）** 閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第1回定例会も本日が最終日となり、私ども議員の任期も余すところ1か月余りとなりました。山田市政2期目となりましたこの4年間を顧みますと、国内的には高度経済成長期のいざなぎ景気を抜いて戦後最長となる景気回復が続いていると言われておりますが、夕張市の財政再建団体指定に象徴される

ように、北海道はまだまだ厳しい経済環境下に置かれており、小樽市も厳しい市政運営を余儀なくされております。こうした財政再建の取組をはじめ、小学校の適正配置計画や市立病院の統廃合の問題など、今後も論議を重ねていかなければならない課題もありますが、市長を先頭に理事者の皆さんの的確な御判断の下、市政を執行していただいておりますことに心から敬意を表する次第であります。

小樽市議会におきましても、議員報酬の削減などの自主的な財政再建策を実施いたしましたほか、議員定数の4名削減を決定し、この4月に実施される選挙から適用することといたしました。議員数は削減となりますが、今後も小樽市議会が市政のチェック機関として使命を全うし、市民の負託にこたえるため全力を尽くされるよう、念願をいたしております。

さて、市長並びに市議会議員選挙の投票日があります4月22日が目前に迫ってまいりましたが、皆さんが厳しい選挙戦を戦い抜いて再びこの議場に戻られるよう、御健闘、御活躍を心から願っております。

また、小林議員、武井議員、大畠議員、佐藤議員、秋山議員、森井議員、若見議員におかれましては、今任期をもって御勇退されることになりました。在職期間につきましては長短はございますが、それぞれの信念と使命に基づき最善の御努力を傾注されてこられましたものと確信をいたしております。議員の職を離れることとなりますが、今後とも御健康に御留意をされ、新たな観点で市政の発展のためにお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。まことに御苦勞さまでございました。

私もただいま申し上げました7名の議員とともに、今限りで議員の職を辞することといたしました。この間、議員各位の多数の御推挙を賜り議長職を2度、通算約6年間にわたり勤めさせていただきました。私が議員に初当選した昭和46年当時は、小樽は斜陽都市と呼ばれて久しい時期でございました。その後、現在まで4人の市長とおつき合いをさせていただいてまいりましたが、その間、石狩湾新港管理組合の設立、毛無山麓開発や運河論争、築港再開発など小樽市の根幹をなす問題の審議に議長として、また議員として参画をさせていただきました。かつて斜陽都市と言われた小樽が年間700万人を超える観光客を集める現在の姿を見ると、まことに感慨深いものがあります。これまで未熟な私を御指導していただきました先輩議員及び御協力をいただきました佐野副議長をはじめ、議員各位並びに市長をはじめ理事者の皆さんに心からお礼を申し上げます。

ここで私が平成5年に初めて議長に当選させていただきました際に、就任あいさつの中で申し述べさせていただいた言葉を改めて披露させていただきます。

「住んでよかった小樽、住みたい小樽、本当に住みよい小樽のために、議員各位と市長をはじめ理事者の皆さんが手を取り合って、スクラムを組んで、汗を流し、英知を出し、努力をする。」

この言葉は、これからの議会と執行機関との関係に通ずるものがあるのではないかと考えております。終わりに、今回勇退をいたします8名の議員を代表し、皆様におかれましては小樽市の発展のため、今後とも御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、また皆様の御協力のおかげで今日という日を迎えていただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、措辞でございますけれども、最後の議会に当てるごあいさつといたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時34分

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 成 田 晃 司

議員 古 沢 勝 則

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成19年小樽市議会第1回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１８年１１～１２月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成１８年第４回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第３８０号「若竹町２６番地先三差路への信号機の設置などによる安全確保方について」は、平成１９年１月１０日に小樽警察署長へ若竹町会ほか３団体から市への要望書と併せて交通安全施設の設置について要望をしております。

陳情者へは、平成１９年１月１２日に上記内容を説明いたしました。

陳情第２２３２号「周辺の土地も利用した現在地での市立病院の統合・再建方について」及び陳情第２２３３号「現在地での新小樽病院の建設方について」は、平成１８年第４回定例会において、小樽築港駅周辺地区地区計画の変更に関する条例が可決され、病院建設が可能になったことから、今後とも築港地区での建設に向けての作業を進めてまいりたいと考えております。

また、病院統合新築工事設計業務に係る補正予算が可決されたことから、本年度中に基本設計業務委託契約を締結する考えであります。

陳情者に対する連絡は行っておりません。

陳情第２２３６号「小樽市融雪施設設置資金貸付制度廃止に伴う制度創設方について」は、平成１９年１月１６日から１８日の間に「北洋銀行小樽中央支店」、「北海道銀行小樽支店」、「北海道労働金庫小樽支店」、「北海信用金庫小樽支店」及び「小樽信用金庫本店」の５金融機関を訪問し、１．融資の低金利化、２．融資の年齢及び条件の緩和、３．融雪施設限定の融資制度の確立を依頼しております。

陳情者へは、１月１９日に面談し報告いたしました。

以 上

公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の  
確立を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 佐々木 勝 利  
同 新 谷 と し

2006年5月26日、公共サービス改革法が成立し、同9月5日には、入札や評価方法及び対象業務等を詳述した公共サービス改革基本方針が閣議決定されました。これらによって、国や地方自治体の一部事務事業が、2007年4月から官民競争入札等の対象として受託事業者の運営にゆだねられることとされました。この官民競争入札等の対象業務は、民間事業者等の意見を募集した上で、毎年見直すこととされています。

国や自治体の行う事務・事業は、国民の権利保障を具体化し、「安心・安全」の確保に不可欠なものが数多く存在します。これらの業務を安易に民間委託することは、地域住民への公共サービスの質を低下させ、権利保障を後退させることにつながると強く懸念するものです。官民競争入札等の導入に当たっては、公共サービスの受益者たる国民の意見を十分踏まえる必要があると考えます。

また、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減計画」では今後5年間（平成18年～22年度）で計18,900人（5.7パーセント）以上の純減を確保するとしています。個別の重点事項削減対象として農林統計関係、食料管理関係、北海道開発関係、社会保障庁関係、森林管理関係、国立高度専門医療センター関係、自動車登記、国土地理院、ハローワーク・労働保険・登記・供託、気象庁、行刑施設など国民生活に密着した地方出先機関が挙げられており、大幅な定員の削減により組織の統廃合による行政サービスの低下や国民の「安心・安全」が脅かされることが懸念されます。

したがって、関係各方面に以下の実施を強く求めます。

- 1 国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や「市場化テスト」の安易な導入は行わないこと。
- 2 公務・公共サービスを民間委託する際には、コストを偏重することなく、入札する事業者に対し、業務の質の確保をいかに図るか明らかにさせるとともに、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障させること。
- 3 行政サービス切捨てと公的責任放棄につながる国の行政機関の定員削減や統廃合を行わないこと。
- 4 「三位一体」と歳出歳入の一体的改革などの名により、地方交付税の削減などをやめ、地方財政を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年3月12日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年3月12日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

憲法改正手続法制定の中止を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

安部首相は、就任早々自らの任期中 5 年以内の改憲を表明し、今国会で改憲の手続法案である国民投票法案を成立させ、7 月の参院選では改憲を争点に据えると宣言しています。

したがって、今国会での国民投票法案の成立が改憲につながるものであることは明白です。

改憲のねらいが、昨年の臨時国会における防衛省への昇格と自衛隊の海外派兵の本来任務化の強行や、今年 1 月安部首相が N A T O 理事会で「自衛隊が海外で活動を行うことをためらいません」と演説したことをみても、歯止めのない自衛隊の海外派兵の拡大にあることは明らかです。まさに改憲は、憲法 9 条を改悪し、日本を「アメリカとともに海外で戦争をする国」にすることにほかなりません。

同時に、この手続法案は、最低投票率の規定がなく、国民の 2 割台の少数の賛成でも改憲できること。すべての国民に自由な運動を保障すべきなのに、公務員・教育者への規制を設けていること。有料のテレビ、ラジオ、新聞などの広告が、資金力のある財界や改憲推進勢力に独占される危険があること。改憲案の国民への周知、広報を、改憲推進政党主導で行う仕組みが盛り込まれていることなど、改憲案を通しやすくする不公正で非民主的な仕組みとなっています。

よって、このような憲法 9 条改悪につながる改憲手続法制定の中止を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 3 月 12 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 19 年 3 月 12 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

特定健診・特定保健指導に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	大 橋 一 弘
	同	成 田 晃 司
	同	斎 藤 博 行
	同	高 橋 克 幸

昨年 6 月に成立した医療制度改革関連法により、老人保健法が廃止され、代わって「高齢者の医療の確保に関する法律」が 2008 年 4 月から実施されます。同法に基づき都道府県に対し、医療費適正化計画の目標である「生活習慣病患者・患者予備軍の 25 パーセント削減（対平成 20 年度比較）」を達成するために、特定健診・特定保健指導の実施を義務付けました。

今回の特定健診・特定保健指導は、長年にわたる保健事業に対する詳細な検討もないまま、健診項目を「メタボリック・シンドローム」に特化し、達成状況のいかんでは後期高齢者医療制度に対して拠出する「支援金」がペナルティーとして増額されるなど、様々な問題を包含しています。さらに、75 歳以上の後期高齢者については実施義務がなく「努力義務（やってもやらなくてもよい）」とされており、このままでは、従来から住民の健康と生命を支え、治療・予防に重要な役割を果たしてきた健診・保健活動の後退が懸念されます。

以上により、下記の事項を強く要望します。

記

- 一 「健康日本 21」の目標達成、とりわけ基本健診・がん健診の実施率を高めることについて国として全力を挙げ、対策を講じること。
- 一 平成 22 年以降も基本健診を継承しながら、特定健診・特定保健指導の拙速な実施を見合わせ、十分な医学的検証と国の負担を含めた費用負担のあり方について再検討を行うこと。
- 一 特定健診や特定保健指導の実績が保険者へのペナルティーとなって跳ね返るような制度のあり方を見直すこと。
- 一 健診データの漏えいなどの危険に対し、国民が安心かつ信頼できる内容・管理方法を明確にすること。
- 一 保健予防活動は国の責任の下に実施されるべき公衆衛生活動の一環であることを確認し、保健予防活動を充実させる方向で国の施策を立案すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 3 月 12 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 19 年 3 月 12 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	大 橋 一 弘
	同	成 田 晃 司
	同	斎 藤 博 行
	同	高 橋 克 幸

昨年 6 月、国会で成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健法が廃止されます。代わって、新たな後期高齢者医療制度が、北海道内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に 2008 年 4 月から施行され、対象者全員から原則として医療保険料を徴収し、さらに診療報酬体系も 74 歳以下の高齢者と別立てになります。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という同法の趣旨にのっとり、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければなりません。

以上により、後期高齢者の命と健康を守り、充実した医療制度になるよう、下記の事項を強く要望します。

記

- 一 後期高齢者医療制度は、日本国憲法第 25 条の生存権を保障し、いつでも、だれもが、平等に医療を受けることができるよう、地域による医療格差を生じさせないこと。
- 一 国民年金受給者などの低所得者に対し、保険料や窓口一部負担金の減免を行うなど、十分な配慮を行うこと。
- 一 広域連合の運営は後期高齢者の意思を十分に反映させ、透明性の確保に努め、また情報公開請求の際には速やかに情報公開を行うこと。
- 一 市町村に課せられた運営負担割合を少なくすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 3 月 12 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 19 年 3 月 12 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

療養病床の廃止・削減の再考を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若 見 智 代
	同	大 橋 一 弘
	同	成 田 晃 司
	同	斎 藤 博 行
	同	高 橋 克 幸

政府は6月14日、国会で「医療制度改革関連法」を成立させ、全国にある38万床の療養病床を15万床へと大幅に削減する療養病床の再編計画を決めました。その結果、北海道では、全国で一番多い介護保険適用の療養病床(約9千床)が廃止され、医療保険適用の療養病床(約2万床)も大幅に削減されます。

現在、全国では医療保険及び介護保険の療養病床は満床の上、特別養護老人ホームの待機者は34万人もいます。

このような状況下、入院医療と介護施設の実態を無視し、受皿の整備もないままに強行しようとしている療養病床の削減・廃止は、医療や介護を必要とする患者から治療する機会を奪い、「医療・介護難民」を生み出すことは明らかです。ついては、「過疎・広域・寒冷」という北海道特有の地域事情を考慮の上、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 療養病床の削減計画の再考を求める。
- 2 地域住民が安心して暮らせるように、介護保険事業計画を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年3月12日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年3月12日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

国会議員の「事務所費」疑惑の徹底究明等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	山田雅敏
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

現在、現職閣僚や一部政党の幹部議員にまで広がった「事務所費」疑惑に対して国民の批判が高まっており、ある世論調査においても、疑惑の実態が解明されていないとの回答が85パーセントにも達しています。

政治資金規正法は、第1条において、「政治活動の公明と公正を確保」することを目的とし、第2条においては、政治資金が「国民の浄財であることにかんがみ」、また、「いやしくも国民の疑惑を招くことのないように」と規定しています。

政治資金規正法は、「政治活動費」について、5万円以上の支出に領収書の添付を求めています。が、「事務所費」などの経常経費については、その用途が家賃や電話代などの固定的経費に限定されているため、総額の報告を義務付けるだけで、領収書の添付を求めています。家賃が掛からない国会の議員会館に、政治団体の主たる事務所を置きながら、政治資金収支報告書に年間1千万円以上もの巨額の「事務所費」を計上していることは、不自然であり、国民に疑いを持たれて当然であります。また、現行の政治資金規正法に照らしても、違法・脱法の疑いが持たれます。

よって、国会及び政府においては、疑惑の実態を究明すべく、以下のとおり対策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 国会においては、「事務所費」疑惑の徹底究明を図ること。
- 2 「事務所費」など経常経費についての透明性を高めるため、領収書の添付を義務付けるなど政治資金規正法の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年3月12日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年3月12日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

# 平成19年小樽市議会第1回定例会議決結果表

会期 平成19年2月23日～平成19年3月12日(18日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会			本 会 議		
				付託 年月日	付託 委員会 予 算	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
1	平成19年度小樽市一般会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
修正案 第1号	平成19年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H19.3.12	議員		(予 算)	(H19.3.7)	(否決)	H19.3.12	否決
2	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
3	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
4	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
5	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
6	平成19年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
7	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
8	平成19年度小樽市住宅事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
9	平成19年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
10	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
11	平成19年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
12	平成19年度小樽市物品調達特別会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
13	平成19年度小樽市病院事業会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
14	平成19年度小樽市水道事業会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
15	平成19年度小樽市下水道事業会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
16	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
17	平成18年度小樽市一般会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
18	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
19	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
20	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
21	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
22	平成18年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
23	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
24	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
25	平成18年度小樽市病院事業会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
26	平成18年度小樽市水道事業会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
27	平成18年度小樽市下水道事業会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
28	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算	H19.2.23	市長	H19.3.1	予 算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
29	小樽市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する等の条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	厚生	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
30	小樽市建築審査会条例等の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	総務	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
31	小樽市副市長定数条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	総務	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
32	小樽市職員給与と条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	予算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
33	小樽市旅費条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	予算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
34	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	予算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
35	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	予算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
36	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	厚生	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
37	小樽市銭函市民センター条例等の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	総務	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
38	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	予算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
39	小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	建設	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
40	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	予算	H19.3.7	可決	H19.3.12	可決
41	小樽市室内水泳プール条例を廃止する条例案	H19.2.23	市長	H19.3.1	総務	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
42	市道路線の認定について	H19.2.23	市長	H19.3.1	建設	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
43	市道路線の変更について	H19.2.23	市長	H19.3.1	建設	H19.3.8	可決	H19.3.12	可決
44	小樽市非核港湾条例案	H19.2.23	議員	H19.3.1	総務	H19.3.8	否決	H19.3.12	否決
45	平成18年度小樽市一般会計補正予算	H19.3.12	市長					H19.3.12	可決
46	平成18年度小樽市病院事業会計補正予算	H19.3.12	市長					H19.3.12	可決
47	小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案	H19.3.12	市長					H19.3.12	可決
48	小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案	H19.3.12	議員					H19.3.12	可決
49	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	H19.3.12	議員					H19.3.12	可決
意見書案第1号	公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書(案)	H19.3.12	議員					H19.3.12	否決
意見書案第2号	憲法改正手続法制定の中止を求める意見書(案)	H19.3.12	議員					H19.3.12	否決
意見書案第3号	特定健診・特定保健指導に関する意見書(案)	H19.3.12	議員					H19.3.12	可決
意見書案第4号	後期高齢者医療制度の充実を求める意見書(案)	H19.3.12	議員					H19.3.12	可決
意見書案第5号	療養病床の廃止・削減の再考を求める意見書(案)	H19.3.12	議員					H19.3.12	可決
意見書案第6号	国会議員の「事務所費」疑惑の徹底究明等を求める意見書(案)	H19.3.12	議員					H19.3.12	可決
その他会議に付した事件	財政の健全化について(総務常任委員会所管事項)				総務	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経済	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査

( )内にある修正案第1号は、平成19年3月7日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

# 請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議		
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果	
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
62	在宅障害者の願いの実現方について（選挙）	H17.6.16	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
69	北手宮小学校に関する方針撤回方について	H17.10.3	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
70	「北手宮小学校存続」方について	H17.10.3	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
355	「蘭島、塩谷、銭函郵便局における集配業務の継続を求める意見書」提出方について	H18.6.12	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
382 ～ 1386	小樽市室内水泳プールの今年度中の建設 計画明示方について	H18.12.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
1387 ～ 1482		H18.12.5	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
1483 1484		H18.12.5	H18.12.19	継続審査	H19.2.23	取下げ	
1485 ～ 1741		H18.12.5	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
1742 ～ 1769		H18.12.8	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
1770 ～ 2137		H18.12.12	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
2237 ～ 2414		H19.2.22	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
2138 ～ 2140		市営室内プール解体に伴う代替公営プールの早期建設方について	H18.12.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
2141 ～ 2142		駅前市営プール廃止に代わる新しいプールの早期建設方について	H18.12.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
2143 ～ 2156		「小樽市室内水泳プール」の代替え・新 プール早期建設方について	H18.12.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
2157 ～ 2164	H18.12.5		H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
2165 ～ 2172	H18.12.12		H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
2415 ～ 2419	H19.2.22		H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
2173 ～ 2230	市営室内プール廃止に代わる新しいプールの早期建設方について	H18.12.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	
2231	駅前プール廃止に代わる新しいプールの建設方について	H18.12.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査	

厚生常任委員会

請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
6	障害福祉サービス利用者の負担増反对方について	H17.10.3	H19.3.8	採 択	H19.3.12	継続審査

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反对方について	H16.3.3	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
63	在宅障害者の願いの実現方について（福祉）	H17.6.16	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
68	市道朝里東小樽線、北海道総合福祉研究センターおたる事業部前における手押し式信号機設置方等について	H17.6.20	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
71	障害者とその家族に重い負担を強いる障害者自立支援法案の「応益負担」等の中止を求める国への意見書提出方について	H17.10.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
72	小樽市に住む障害者の福祉の継続と拡充方について	H17.11.30	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
76	利用しやすいふれあいパスについて	H17.12.12	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
78	ふれあいパス利用時に現金使用ができるような改善方について	H17.12.12	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
81	「障害者自立支援法」施行に伴う緊急措置について	H18.2.24	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
86	市立小樽病院の常勤小児科医師の確保と引き続く産科開設方について	H18.3.6	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
357	障害者自立支援法の施行に伴う要望方について	H18.6.13	H19.3.8	採 択	H19.3.12	継続審査
375	最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出方について	H18.8.4	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
2420	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.2.28	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査

## 建設常任委員会

## 陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
61	築港駅前歩道橋存続方について	H17.3.3	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
64	在宅障害者の願いの実現方について（建設）	H17.6.16	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
75	朝里川温泉1丁目306番地の豊倉線（市道文治沢線）坂道のロードヒーティング化について	H17.12.12	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
80	桂岡1号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方について	H18.2.6	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
381	若竹町内の歩道整備などによる安全確保方について	H18.10.2	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
2234	入船4丁目、豊ヶ丘小路（南湯横通り）のロードヒーティング敷設方について	H18.12.12	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査
2235	最上ハイツの側溝の整備方について	H18.12.12	H19.3.8	継続審査	H19.3.12	継続審査